

## 第3編 災害応急対策計画



# 第1部 地震災害



# 目次

第3編 災害応急対策計画 .....	- 133 -
第1部 地震災害 .....	- 133 -
第1章 応急対策の基本方針 .....	- 133 -
第2章 活動体制の確立 .....	- 135 -
第3章 初動対応期における災害応急対策活動 .....	- 179 -
第4章 救援期における災害応急対策活動 .....	- 250 -
第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 .....	- 278 -
第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応 .....	- 282 -



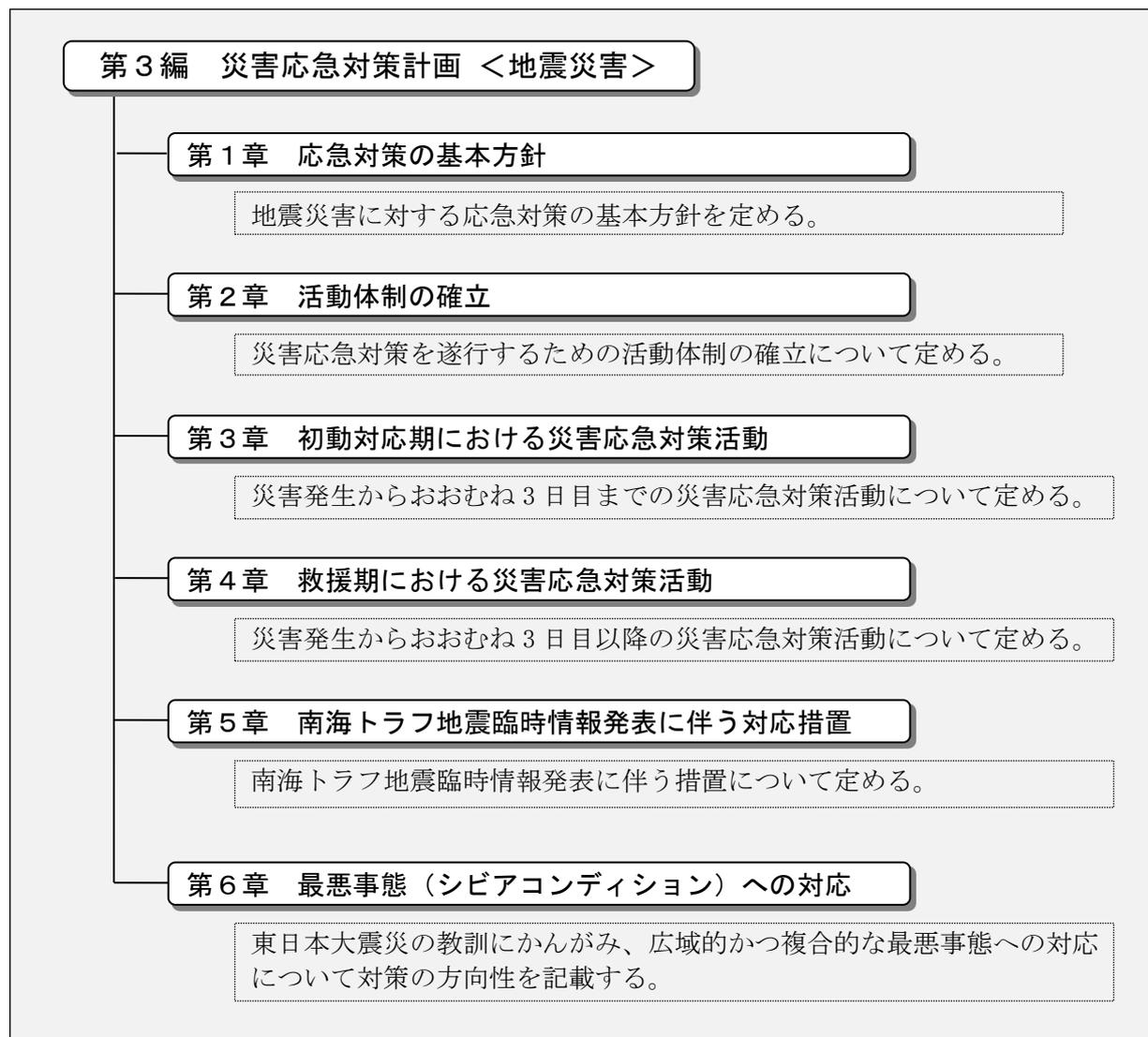
## 第3編 災害応急対策計画

### 第1部 地震災害

#### 第1章 応急対策の基本方針

##### 第1節 応急対策計画の体系

本市の応急対策計画は、「活動体制の確立」「初動対応期における災害応急対策活動」「救援期における災害応急対策活動」、「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置計画」及び「最悪事態（シビアコンディション）への対応」によって構成される。以下に、応急対策計画の体系を示す。



### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第1章 応急対策の基本方針

#### 第2節 応急対策の基本方針

## 第2節 応急対策の基本方針

大規模な地震が発生すると、広範囲にわたって被害が発生することが予想され、多岐にわたる応急対策活動を実施する必要がある。

このような中で、発災後の応急対策活動は、倒壊家屋からの救出や火災の拡大防止と早期鎮圧など、市民の生命、身体を災害から保護することを最優先に実施すると同時に、正確な情報を迅速に把握しつつ、災害対策本部、各部班及び各防災拠点との連絡体制を確立することが、災害応急対策活動の結果を左右する。

併せて、時間の経過とともに必要となる避難措置、給水や物資供給、住宅対策など被害状況に応じた応急対策を適切に実施することが、後の市民生活の安定化につながるものである。

そのため、本市、防災関係機関、事業者、自主防災組織、市民が一丸となり、次に示す活動期別の状況に応じた的確な判断と迅速な行動を取ることにする。

#### ■活動期別の方針

区分	内容
初動対応期	発災後の緊急を要する活動が求められる時期であり、人命の救出・救助・安全を確保するための活動を実施する。なお、災害の規模によっては、関係各班の要員が不足する場合がありますため、全庁的に要員の調整を行い、総力戦で対応する。
救援期	初動対応期の活動にある程度が目途がたった段階であり、被災者の生活維持・生活救援に重点を置いた活動を実施する。なお、災害の規模によっては、対策の長期化が生じるため、交代体制の確立等要員の調整を行い、全庁的に要員を確保する。

注) 上記の活動期が終了した時点で災害復旧・復興計画（第4編（p357）参照）へ移行する。

## 第2章 活動体制の確立

### 第1節 配備体制と動員計画

#### 第1 配備体制

本市は、迅速・的確な災害応急対策を遂行するため、地震災害時における活動体制と配備基準を以下のとおり設定する。

なお、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置については、第5章（p278）で規定する。

#### ■【震災対策】活動体制と配備基準

活動体制	配備基準	活動内容	本部の設置
情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市域で震度4を観測したとき</li> </ul>	地震による被害の発生の有無等について主に情報収集・報告を任務として活動する体制	本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市域で震度5弱を観測したとき</li> <li>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意または巨大地震警戒）を受けたとき</li> <li>その他市長が必要と認めたとき</li> </ul>	被害の発生の有無等についての情報収集・報告、又は発生した被害に関する調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制	
非常体制	第1配備 <ul style="list-style-type: none"> <li>本市域で震度5強を観測したとき</li> <li>その他市長が必要と認めたとき</li> </ul>	被害の発生又は発生が予想される災害に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制	災害対策本部を設置して応急対策活動を実施する体制
	第2配備 <ul style="list-style-type: none"> <li>本市域で震度6弱以上を観測したとき</li> <li>その他市長が必要と認めたとき</li> </ul>	市の全職員を動員して組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する体制	

注) 本市域の震度は、市庁舎に設置している計測震度計による。

☞【資料4. 1】『気象庁震度階級関連解説表』参照

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第1節 配備体制と動員計画

第2 動員計画

災害が発生した場合、職員は災害応急対策及び復旧計画に従事しなければならない。  
この場合、災害に応じた動員配備体制を整備し、平常業務との調整を図る。

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 動員配備基準	—
2. 動員配備の決定及び伝達 (1) 勤務時間内 (2) 勤務時間外 (休日・夜間)	本部運営班
3. 職員の発災直後の行動 (1) 勤務時間内での行動 (2) 勤務時間外での行動	本部運営班 情報収集班
4. 動員配備に係る留意事項 (1) 要員配備の調整 (2) 職員の装備	本部運営班
資料・様式	
➤ 緊急対策会議等連絡網 【資料3. 2】	

1. 動員配備基準

地震発生当初の動員配備基準は、原則として以下のとおりである。

なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

■ 【本部長・副本部長・本部員】動員配備基準

体制区分		情報収集体制 (震度4)	警戒体制 (震度5弱)	非常体制	
				第1配備 (震度5強)	第2配備 (震度6弱以上)
本部会議員					
本部長	市長	—	1	1	1
副本部長	副市長	—	1	1	1
本部員	教育長	—	1	1	1
	総合政策部長	1	1	1	1
	総務部長	—	1	1	1
	環境経済部長	—	1	1	1
	健康福祉部長	—	1	1	1
	都市整備部長	—	1	1	1
	会計管理者	—	1	1	1
	議会事務局長	—	1	1	1
	上下水道部長	—	1	1	1
	行政委員会事務局長	—	1	1	1
	学校教育部長	—	1	1	1
	生涯学習部長	—	1	1	1
	消防長	—	1	1	1
	行政職8級職員	—	1	1	1

■【各部班】動員配備基準

組織区分		体制区分	情報収集体制	警戒体制	非常体制	
			(震度4)	(震度5弱)	第1配備 (震度5強)	第2配備 (震度6弱以上)
総合 政策部	本部運営班	危機管理課	4	◎	◎	◎
		政策調整課	—	△	○	◎
		財政課	—	△	○	◎
		契約検査課	—	△	○	◎
	情報発信班	広報広聴課	1	△	○	◎
	電算システム班	デジタル推進課	1	△	○	◎
	情報記録班	行政委員会事務局	—	△	○	◎
		会計室(兼)				
会計班	会計室	—	△	○	◎	
総務 対策部	総務班	庶務課	1	△	◎	◎
	秘書班	秘書課	—	△	○	◎
	情報収集班	税務課	—	△	○	◎
		収納課	—	△	○	◎
	現場情報班	指名職員	—	△	◎	◎
	市民班	市民課	1	△	○	◎
	総合窓口管理班	総合窓口管理課	1	△	○	◎
議会事務局班	議会事務局	1	△	○	◎	
環境 経済部	自治振興班	自治振興課	1	△	◎	◎
	農政班	農政課・ 農業委員会事務局	1	△	○	◎
	商工班	商工課	—	△	○	◎
	みどり環境班	みどり環境課	1	△	○	◎
健康 福祉部	福祉班	福祉課	1	△	○	◎
	要配慮者班	長寿支援課	1	△	○	◎
		在宅医療介護課	—	△	○	◎
	避難所班	国保年金課	—	△	◎	◎
健康増進班	健康増進課	1	△	○	◎	
都市 整備部	都市計画班	都市計画課	—	△	○	◎
		産業団地整備課	—	△	○	◎
	道路班	道路課	1	△	◎	◎
建築指導班	建築指導課	—	△	○	◎	
上下 水道部	水道班	水道課	1	△	◎	◎
	下水道班	下水道課	1	△	◎	◎
学校 教育部	教育総務班	教育総務課	1	△	◎	◎
	学校教育班	学校教育課	1	△	○	◎
生涯 学習部	社会教育班	社会教育課	1	△	○	◎
		文化スポーツ課	—	△	○	◎
	子ども支援班	子ども支援課	—	△	○	◎
消防部 (※)	消防本部班	消防課				
	警防班	消防署、南分署				

注1) ※消防部については、独自の動員計画による。

注2) 動員数に関する記号表示は、次のとおりである。

- 「◎」：所属する全職員
- 「○」：所属する職員の1/2程度
- 「△」：所属する職員の1/4程度
- 「—」：待機

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第2章 活動体制の確立

##### 第1節 配備体制と動員計画

## 2. 動員配備の決定及び伝達

### (1) 勤務時間内

「本部運営班」は、災害対策本部設置の通知とあわせて当該体制への移行を庁内放送により庁内各部署職員に通知する。

出先機関を所管する「関係各班」は、電話等により出先機関に通知する。

### (2) 勤務時間外

各職員は、テレビ、ラジオ及びインターネットにより本市の震度に関する情報を把握し、動員配備基準に従って自主的に参集する。

なお、「本部運営班」は、必要に応じて職員参集システム等を用いて職員に通知する。

#### ■自主参集基準

区分	内容
本市の震度が震度4の場合	地震発生時の動員配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。
本市の震度が震度5弱の場合	地震発生時の動員配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。
本市の震度が震度5強の場合	地震発生時の動員配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所又は所定の活動拠点に自主参集する。
本市の震度が震度6弱以上の場合	全職員が自主参集するものとし、各活動拠点に配置された職員は所定の場所へ、その他の職員は所属の執務場所に自主参集する。

## 3. 職員の発災直後の行動

### (1) 勤務時間内での行動

職員は、勤務時間中に災害が発生した場合、「動員配備基準」に基づき、各活動体制に応じた防災要員としての任務にあたる。

### (2) 勤務時間外での行動

休日、夜間等の勤務時間外の場合は、おおむね次のとおりの行動をとる。

- ① 自分と家族の安全を図る。家族の負傷で参集が困難な場合は、可能な限り「本部運営班」に連絡する。
- ② 職員は、「動員配備基準」に基づき、それぞれの配備体制に当てはまる場合は、自発的に参集する。
- ③ 参集手段は、原則としてオートバイ、自転車、徒歩により参集する。
- ④ 服装等については、活動しやすい服装、靴（運動靴）で参集する。また、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話等を持参しての参集が望ましい。
- ⑤ 参集途上での留意事項は、以下のとおりである。

- 被害状況（家屋の倒壊、火災発生状況、道路、橋りょうの被害等）を観察しながら参集し、被害を目撃した場合、登庁後直ちに「情報収集班」に報告する。
- 参集途上で生き埋めなどを発見し救援活動に携わる場合は、その状況を「本部運営班」に連絡する。自らが連絡できない場合は、周囲の人に「本部運営班」への連絡を依頼する。

#### 4. 動員配備に係る留意事項

##### (1) 要員配備の調整

###### ① 関係各班の要員配備の調整

各班長は、各班の応急対策活動の実施状況を把握し、応援が必要なときは「本部運営班」に要員配備の調整を求める。「本部運営班」は、要員配備の調整を求められた場合、全体の活動状況を踏まえつつ、「関係各班」と調整を行う。

###### ② 現地災害対策本部設置時の要員配備の調整

現地災害対策本部を設置する場合、「本部運営班」が本部長の指示により、「関係各班」との間で要員配備の調整を行う。

##### (2) 職員の装備

災害応急対策を行う際は、規定の防災服又は活動を妨げない服装で活動にあたる。  
また、屋外及び被災した建物内ではヘルメットを着用して活動に従事する。

## 第2節 災害対策本部の設置・運営

### 第1 情報収集活動

本市は、災害対策本部の活動方針を迅速、的確に決定するために、発災後直ちに各地区における被災情報等の収集活動を実施する。

#### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 情報収集を担当する班 (1) 担当班の編成 (2) 現場情報班の活動拠点 (3) 交代要員の確保	現場情報班 情報収集班
2. 発災直後の活動 (1) 勤務時間内の場合 (2) 勤務時間外の場合 (3) 現場情報班の活動	
3. 救援期後の活動	
資料・様式	
➤ 蓮田市立小学校通学区域【資料9. 2】	

#### 1. 情報収集を担当する班

人的被害や住家被害の災害情報の収集は、初災直後の現場で情報収集に当たる「現場情報班」と災害対策本部で「現場情報班」からの情報を集約する「情報収集班」が担当する。

##### (1) 担当班の編成

災害情報を収集する担当班の班編制及び編成内容は、以下のとおりである。

班名	編成内容
現場情報班	「現場情報班」は、あらかじめ活動地区ごとに指名した職員により構成され、区域ごとに1名のリーダーを選定する。また、各活動地区の現場情報班員はその地区に居住していることを基本とする。
情報収集班	税務課及び収納課職員により編成する。

##### (2) 現場情報班の活動拠点

「現場情報班」は、次頁に示す市内8つの小学校区及び5つの中学校区を基本として情報の収集に当たる。

地区ごとの活動拠点及び情報の集約は、各小学校に置く。

##### (3) 交代要員の確保

大規模災害の場合、情報収集活動が長期化する可能性があるため、交代要員を事前に確保しておく。

■現場情報班の活動拠点と構成人数

No	活動拠点	現場情報班員の構成人数		
		活動地区リーダー	部員	計
1	蓮田中央小学校	地区ごとに1名配置し、班員の収集情報を情報収集班に伝達し、本部との連絡調整を行う。	2人	3人
2	蓮田南小学校		2人	3人
3	蓮田北小学校		2人	3人
4	平野小学校		2人	3人
5	黒浜小学校		2人	3人
6	黒浜西小学校		2人	3人
7	黒浜南小学校		2人	3人
8	黒浜北小学校		2人	3人
9	蓮田中学校		2人	3人
10	蓮田南中学校		2人	3人
11	黒浜中学校		2人	3人
12	平野中学校		2人	3人
13	黒浜西中学校		2人	3人
合計				26人

2. 発災直後の活動

(1) 勤務時間内の場合

勤務時間中に震度5強以上の地震があった場合、あらかじめ指名された職員は、市役所内で地区ごとに「現場情報班」を編成し、市防災行政無線（移動系）を持参して担当地区に向かう。また、「情報収集班」は、「現場情報班」からの情報収集体制を整える。

(2) 勤務時間外の場合

休日、夜間等の勤務時間外の場合、「現場情報班」の活動は、おおむね次のとおりである。

■現場情報班による勤務時間外の活動

- 震度5強以上の地震があった場合は、担当の活動拠点に自発的に参集する。
- 参集手段としては、原則としてオートバイ、自転車、徒歩により参集する。
- 服装等については、活動しやすい服装、靴（運動靴）で参集する。また、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話等を持参しての参集が望ましい。
- 連絡手段が途絶した場合、初めは直接、「情報収集班」へ被害情報を報告するが、その後各自の活動拠点に戻る際は、市防災行政無線（移動系）を持参し、その後は無線により「情報収集班」へ報告を行う。

(3) 現場情報班の活動

「現場情報班」は、発災直後から業務の実施にあたるものとし、具体的な任務は次のとおりである。

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第2章 活動体制の確立

#### 第2節 災害対策本部の設置・運営

##### ■活動内容

活動項目	内容
地区拠点としての連絡所の設置	それぞれの小学校に設置し、本部との情報連絡手段(電話、無線、ファクシミリ等)を確保する。
地区内の人的被害・住家被害情報の収集及び連絡	人的被害・住家被害(棟数及び世帯数)等各種被害情報を収集し、「情報収集班」に報告する。発災初期は速報性を重んじるため、ある程度の概数を把握する。それ以降は、詳細な情報を入手するとともに、被災世帯調査も実施する(「第3編 第1部 第4章 第6節 応急住宅対策」(p266)を参照)。
発災初期における地区内の住民の避難誘導	「避難所を所管する各班」は、消防職員(警防班員)、消防団員と連携して避難所までの避難誘導を行う。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合には、必要により警察、関係機関等へ協力を要請する。特に、要配慮者に対しては、「避難行動要支援者名簿」を用いて、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(「避難支援等関係者」という。)が情報を共有して避難を支援する。 また、地区内の外国人の居住状況などから、必要に応じて外国語による広報(主として、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ハングル語)などの実施に努める。
その他被災者を救援する活動の応援	避難所の設置、救護所の設営、給水及び援助物資の支給等の救援活動について、各救援活動の担当班に可能な限り協力する。

### 3. 救援期後の活動

救援期後も人的被害・住家被害情報の収集・連絡を中心に活動を継続する。

なお、活動の長期化による現場情報班員の疲労等に備えて班員の交代を効率よく実施する。

## 第2 災害対策本部の設置・運営

市長は、本市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法第23条第1項の規定及び蓮田市災害対策本部条例に基づき災害対策本部を設置するとともに本部会議及び各部班を統括し、災害対策本部の運営にあたる。

### 【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施責任者 (4) 設置の手順 (5) 廃止基準 (6) 設置及び廃止の通知 (7) 県への行政機能の確保状況の報告	本部運営班 情報発信班 総務班 消防本部班 関係各班
2. 災害対策本部の運営 (1) 本部長 (2) 副本部長（副市長、教育長） (3) 本部員 (4) 本部会議 (5) 総合政策部室 (6) 現地災害対策本部 (7) 現場指揮本部 (8) 各部班	本部運営班 各班
3. 災害対策本部の組織編成、分担業務 (1) 災害対策本部の組織編成 (2) 各部班の分担業務	各班
使用する資料及び様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 蓮田市災害対策本部条例【資料1. 2】</li> <li>➤ 災害対策本部室レイアウト【資料3. 1】</li> <li>➤ 緊急対策会議等連絡網【資料3. 2】</li> <li>➤ 関係機関連絡先一覧表【資料11. 3】</li> <li>➤ 市町村行政機能チェックリスト【様式41】</li> </ul>	

### 1. 災害対策本部の設置

#### (1) 設置基準

本市における災害対策本部の設置基準は、以下のとおりである。

#### ■災害対策本部の設置基準

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 本市域で震度5強以上を観測したとき</li> <li>➤ その他市長が必要と認めたとき</li> </ul> |
|---|

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第2章 活動体制の確立

#### 第2節 災害対策本部の設置・運営

##### (2) 設置場所

災害対策本部は、本部会議の開催、関係各班との連絡調整を円滑に行うため市庁舎 201 会議室に設置する。

ただし、災害対策本部室を所定の場所に設置できない場合、消防本部庁舎、被災を免れた最寄りの公共施設の順位で設置する。

##### (3) 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総合政策部長

##### (4) 設置の手順

災害対策本部の設置は、以下の手順によるものとする。

NO.	項目	内容
①	庁舎の被害状況の把握	「総務班」は、市庁舎の被害状況（建物、室内、電気、電話、駐車場等）の把握及び火気・危険物の点検を行い、必要な場合は立入禁止区域の設定、自家発電装置の作動等応急措置を施す。出先機関については各々の施設管理者が同様の対応をとる。
②	職員の被災状況の把握	「秘書班」は、勤務時間内の発災の場合、直ちに「各班」から職員の負傷等の状況に関する報告を求める。また、勤務時間外の発災の場合、職員の参集状況及び職員参集メールを用いて安否状況等を掌握する。
③	通信機能の確保	「本部運営班」及び「消防本部班」は、市防災行政無線（移動系・固定系）、県防災行政無線、消防無線の点検・立ち上げ等通信機能の確保を図る。
④	災害対策本部室の設置	「本部運営班」は、災害対策本部室をあらかじめ定めたレイアウトに従って設置する。
⑤	本部設置の掲示	「本部運営班」は、市庁舎玄関及び災害対策本部室入口に「蓮田市災害対策本部」の掲示を行う。
⑥	関係各班の執務場所の確保	「関係各班」は、執務場所を所定の場所に設置できない場合、「本部運営班」と協議の上、被災を免れた最寄りの公共施設等に執務場所を確保する。

##### (5) 廃止基準

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

##### (6) 設置及び廃止の通知

###### ① 職員への通知

職員への通知は、勤務時間内・外に応じて以下のとおり実施する。

■設置及び廃止の通知

区分	内容
勤務時間内	「本部運営班」は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、庁内放送により庁内各部署に通知する。出先機関を所管する関係各班は、電話等により出先機関に通知する。
勤務時間外	各職員は、テレビ、ラジオ等により本市の震度に関する情報を把握する。 「本部運営班」は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、職員参集メールにより通知する。

② 防災関係機関及び市民への通知・公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を以下のとおり通知・公表する。

■本部設置及び廃止の通知・公表

通知・公表先	通知・公表の方法	担当班
埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、防災行政無線、電話、FAX	本部運営班
利根地域振興センター	災害オペレーション支援システム、電話、FAX	本部運営班
市防災会議機関	電話、FAX	本部運営班
議会	電話、FAX	議会事務局班
報道機関	電話、FAX	情報発信班
応援協定締結自治体	電話、FAX	本部運営班
市民	市防災行政無線（固定系）、安心安全メール、公式ツイッター、市ホームページ	情報発信班

注) 県に連絡できない場合は、国（総務省消防庁）へ通知する。また、市域内で震度5強以上を記録した場合は、被害の有無を問わず国（総務省消防庁）にも通知する（「火災・災害等即報要領」改正 令和元年6月消防応第12号）。

国（総務省消防庁）への連絡は、次のとおりである。

■消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番号	
		電話	FAX
応急対策室 〔平日（9:30～18:15）〕	一般加入電話	電話	03(5253)7527
		FAX	03(5253)7537
	消防防災無線	電話	TN-90-49013
		FAX	TN-90-49033
	地域衛星通信	電話	TN-048-500-90-49013
		FAX	TN-048-500-90-49033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	電話	03(5253)7777
		FAX	03(5253)7553
	消防防災無線	電話	TN-90-49102
		FAX	TN-90-49036
	地域衛星通信	電話	TN-048-500-90-49102
		FAX	TN-048-500-90-49036

※(注) TN は、回線選択番号を示す。

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第2章 活動体制の確立

#### 第2節 災害対策本部の設置・運営

##### (7) 県への行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測した場合、所定の様式により速やかに、以下の事項について県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

##### ■震度6弱以上の場合の県への報告事項

- ▶ トップマネジメントが機能しているか。
- ▶ 人的体制は充足しているか。
- ▶ 物的環境（庁舎施設等）は整っているか。

## 2. 災害対策本部の運営

災害対策本部の組織の運営については、次のとおりである。

##### (1) 本部長

本部を総括し、職員を指揮監督する。

##### (2) 副本部長（副市長、教育長）

本部長を補佐し、本部長が不在又は事故あるときはその職務を代行する。

##### (3) 本部員

本部長の命を受け、本部会議の事務に従事するとともに、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

##### (4) 本部会議

本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。

本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。本部会議の庶務は、「本部運営班」が実施する。

##### ■本部会議の協議、調整事項

- ▶ 震災応急対策の基本方針に関すること。  
（救命活動、被災者援護活動、ライフライン優先復旧等）
- ▶ 動員配備体制に関すること。
- ▶ 各部班間の調整事項の指示に関すること。
- ▶ 避難情報に関すること。
- ▶ 自衛隊の災害派遣に関すること。
- ▶ 埼玉県、政府機関及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ▶ 災害救助法の適用申請に関すること。
- ▶ 隣接市町との相互応援に関すること。
- ▶ 応援協定締結市町村等への応援要請に関すること。
- ▶ 震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ▶ その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること。

##### (5) 総合政策部室

災害対策本部の総括的窓口は総合政策部とし総合政策部室を設置する。また、各部は、本部の指示事項を確実に把握するため連絡職員を総合政策部室に派遣する。

(6) 現地災害対策本部

被害激甚な地区に必要な応じて設置し、現地情報の総合的集約等災害応急対策の推進に資する。要員配備は、本部長がその都度決定する。

(7) 現場指揮本部

現場における消防活動及び救出・救助活動においては、複数の防災関係機関との活動調整及び情報連絡調整が必要になるため、必要な応じて現場指揮本部を設置する（本部長（代行権限者：消防長））。

(8) 各部班

「各部班」ごとに定められた分担業務（「(2) 各部班の分担業務」(p149～154)）に従って災害応急対策を遂行する。

3. 災害対策本部の組織編成、分担業務

(1) 災害対策本部の組織編成

本市の災害対策本部の組織編成は、次に示すとおりである。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

■蓮田市災害対策本部組織図

[令和6年4月1日現在]



(2) 各部班の分担業務

「各部班」の分担業務は、以下のとおりである。

■【総合政策部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
<b>総合政策部</b> <b>【責任者】</b> 総合政策部長 <b>【部員】</b> ・総合政策部 ・行政委員会事務局 事務局 ・会計室	<b>本部運営班</b> <b>【班長】</b> 危機管理課長 <b>【副班長】</b> 政策調整課長 財政課長 契約検査課長 <b>【班員】</b> ・危機管理課 ・政策調整課 ・財政課 ・契約検査課	1. 本部設置及び廃止に関すること 2. 本部の事務局に関すること 3. 本部会議の事務運営 4. 職員の動員配備の決定及び総務部への伝達 5. 各部班との連絡調整 <u>(応援職員の受入れ調整を含む)</u> 6. 地震情報・気象情報等の収集・伝達 7. 避難指示及び警戒区域の設定 8. 県、関係機関との連絡調整 9. 県への応援要請に関すること 10. 自衛隊への災害派遣要請及び受入に関すること 11. 他の地方公共団体及び関係機関への応援要請に関すること 12. 民間団体等への協力依頼及び労働者の雇用 13. 防災行政無線の運用及び統制に関すること 14. ヘリコプター及び輸送拠点の確保 15. 被害状況の総括取りまとめに関すること 16. 災害予算の編成及び資金調達に関すること 17. 災害予算の執行及び管理に関すること 18. 災害復興対策本部の設置及び災害復興計画の策定
	<b>情報発信班</b> <b>【班長】</b> 広報広聴課長 <b>【班員】</b> 広報広聴課	1. 災害（地震）情報、避難情報等の住民への伝達 2. 災害対策本部設置に関する住民への公表 3. 被災者救援活動に関する住民への広報 4. 災害伝言ダイヤル 171 等を利用した安否確認の促進に関する広報（帰宅困難者対策を含む） 5. 安否情報の提供に関すること 6. 報道機関への報道依頼（帰宅困難者への交通情報、一時滞在施設情報等の広報を含む）及び取材対応 7. インターネットによる災害情報の発信に関すること 8. 広聴活動（市民相談窓口の開設等）に関すること
	<u><b>電算システム班</b></u> <u><b>【班長】</b></u> <u>デジタル推進課長</u> <u><b>【班員】</b></u> <u>デジタル推進課</u>	<u>1. 電子計算機器の被害状況の把握及び復旧に関すること</u> <u>2. 総合政策部内の他班が実施する活動の協力</u>
	<b>情報記録班</b> <b>【班長】</b> 行政委員会事務局次長 <b>【班員】</b> 行政委員会 会計室（兼）	1. 災害記録写真等の撮影・編集及び保存に関すること 2. 被災世帯調査の取りまとめ 3. 総合政策部内の他班が実施する活動の協力

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

■【総合政策部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
<b>(続き)</b> <b>総合政策部</b> <b>【責任者】</b> 総合政策部長 <b>【部員】</b> ・総合政策部 ・行政委員会事務局 ・会計室	会計班 <b>【班長】</b> 会計室長 <b>【班員】</b> 会計室	1. 災害対策に必要な経費の予算経理 2. 総合政策部内の他班が実施する活動の協力

注) 班名欄に【副班長】の記載の無い班は、【班長】の次席の職員が【副班長】を担当する。以下の表も同様とする。

■【総務対策部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
<b>総務対策部</b> <b>【責任者】</b> 総務部長 <b>【部員】</b> ・総務部 ・議会事務局	<b>総務班</b> <b>【班長】</b> 庶務課長 <b>【班員】</b> 庶務課	1. 庁舎の安全点検 2. 来庁者への対応 3. 緊急車両の確認申請 4. 輸送車両及び燃料の確保
	<b>秘書班</b> <b>【班長】</b> 秘書課長 <b>【班員】</b> 秘書課	1. 職員への動員の伝達、動員名簿の作成 2. 職員の参集・配置状況の把握及び調整の総括 3. 職員の安否確認及び被災状況の把握 4. 他の地方公共団体等からの応援職員の受入れの総括 5. 他の地方公共団体等への職員派遣の総括 6. 職員用の飲料水、食料、トイレ等の確保 7. 労務管理及び安全衛生に関すること 8. 職員の公務災害に関すること 9. 災害の視察及び見舞いなど来庁者対応に関すること 10. 総務対策部内の他班が実施する活動の協力
	<b>情報収集班</b> <b>【班長】</b> 税務課長 <b>【副班長】</b> 収納課長 <b>【班員】</b> ・税務課 ・収納課	1. 住民等からの通報等への対応・内容整理 2. 住民・出動職員・防災関係機関等からの電話による災害情報等の担当班への取次に関する事 3. 市内被災現場担当からの情報の収集・とりまとめ 4. 各部班からの災害情報の収集・取りまとめ 5. 家屋(住家)被害認定調査及び罹災証明の調査に関する事。
	<b>現場情報班</b> (小学校区ごと) <b>【班長】</b> 活動地区リーダー <b>【班員】</b> 指名職員	<現場担当> 1. 人的・住家被害情報の収集・報告(地区ごと) 2. 避難誘導(地区ごと) 3. 被災世帯調査に関する事

■【総務対策部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
<b>(続き)</b> <b>総務対策部</b> <b>【責任者】</b> 総務部長 <b>【部員】</b> ・ 総務部 ・ 議会事務局	<b>市民班</b> <b>【班長】</b> 市民課長 <b>【班員】</b> 市民課	1. 外国人の安全確保 2. 遺体の捜索に関する事務 3. 遺体安置所及び棺・ドライアイス等の確保 4. 遺体の搬送に関する関係業者との連絡調整 5. 遺体に関する埋火葬に関すること 6. 罹災台帳の作成並びに罹災証明書の発行
	<b>総合窓口管理班</b> <b>【班長】</b> 総合窓口管理課長 <b>【班員】</b> 総合窓口管理課	1. 帰宅困難者への支援 2. 総務対策部内の他班が実施する活動の協力
	<b>議会事務局班</b> <b>【班長】</b> 議会事務局次長 <b>【班員】</b> 議会事務局	1. 議会との連絡調整 2. 総務対策部内の他班が実施する活動の協力

■【環境経済部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
<b>環境経済部</b> <b>【責任者】</b> ・ 環境経済部長 <b>【部員】</b> ・ 環境経済部 ・ 農業委員会事務局	<b>自治振興班</b> <b>【班長】</b> 自治振興課長 <b>【班員】</b> 自治振興課	1. 交通規制に関すること 2. 障がい物の除去 3. ボランティアセンターの設置に係る連絡調整 4. ボランティア活動の支援 5. 管理施設の被害状況の把握、応急復旧
	<b>農政班</b> <b>【班長】</b> 農政課長 <b>【班員】</b> 農政課・農業委員会事務局	1. 米穀需要の把握（避難所）並びに調達・確保・供給 2. 生活必需品の調達・確保・供給 3. 救援物資の輸送・配分 4. 農業関係の被害状況の把握・伝達 5. 被災農林事業者への融資
	<b>商工班</b> <b>【班長】</b> 商工課長 <b>【班員】</b> 商工課	1. 食料・生活必需品の需要の把握（避難所）並びに調達・確保・供給 2. 救援物資の輸送・配分 3. 商工業関係の被害調査 4. 被災中小企業への融資
	<b>みどり環境班</b> <b>【班長】</b> みどり環境課長 <b>【班員】</b> みどり環境課	1. 重要道路における廃棄物の処理 2. 清掃施設の被害状況把握・伝達 3. し尿・生活ごみ・災害廃棄物の処理 4. 公園の被害状況の把握・伝達 5. 公園の応急復旧 6. 防疫活動に関すること

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

■【健康福祉部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
<b>健康福祉部</b> <b>【責任者】</b> ・健康福祉部長 <b>【部員】</b> ・健康福祉部	<b>福祉班</b> <b>【班長】</b> 福祉課長 <b>【班員】</b> 福祉課	1. 要配慮者の安否確認、避難援護 2. 社会福祉施設の被害状況の把握及び支援 3. 要配慮者に対する避難所等の配慮 4. 災害救助法適用に関する報告、申請、運用 5. 義援金の受付・配分 6. 災害弔慰金・見舞金の支給並びに災害援護資金等の貸付
	<b>要配慮者班</b> <b>【班長】</b> 長寿支援課長 <b>【副班長】</b> 在宅医療介護課長 <b>【班員】</b> ・長寿支援課 ・在宅医療介護課	1. 要配慮者の安否確認、避難援護 2. 社会福祉施設への支援 3. 要配慮者に対する避難所等の配慮 4. 健康福祉部内の他班が実施する活動の協力
	<b>避難所班</b> <b>【班長】</b> 国保年金課長 <b>【班員】</b> 国保年金課	1. 避難所名簿の作成 2. 避難所における食料及び生活必需品の需要の把握 3. 避難所の管理・運営 4. 避難所のニーズ調査
	<b>健康増進班</b> <b>【班長】</b> 健康増進課長 <b>【班員】</b> 健康増進課	1. 医療機関の被害状況把握・伝達 2. 医療救護体制の確立 3. 職員の健康管理に関すること 4. 遺体の処理に関すること 5. 保健衛生に関すること 6. 避難所での医療・保健衛生に関すること 7. 被災者のメンタルケア対策に関すること

■【都市整備部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
<b>都市整備部</b> <b>【責任者】</b> ・都市整備部長 <b>【部員】</b> ・都市整備部	<b>都市計画班</b> <b>【班長】</b> 都市計画課長 <b>【副班長】</b> 産業団地整備課長 <b>【班員】</b> ・都市計画課 ・産業団地整備課	1. 都市整備部及び他部が実施する活動の協力 2. 災害復興対策本部の設置並びに災害復興計画の策定
	<b>道路班</b> <b>【班長】</b> 道路課長 <b>【班員】</b> 道路課	1. 道路・土木施設、河川施設の被害状況の把握・点検・伝達 2. 重要道路の応急措置 3. 救助用資機材の確保 4. 二次災害の防止（水防活動に関する事） 5. 道路・土木施設の応急復旧

■【都市整備部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
<b>(続き)</b> <b>都市整備部</b> <b>【責任者】</b> ・都市整備部長 <b>【部員】</b> ・都市整備部	<b>建築指導班</b> <b>【班長】</b> 建築指導課長 <b>【班員】</b> 建築指導課	1. 避難所等市有施設の点検・応急対策 2. 民間建物の応急危険度判定（判定実施本部の開設） 3. 住宅ニーズの把握 4. 被災住宅の応急修理 5. 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定 6. 公営住宅等のあっせん 7. 災害援護資金等の貸付

■【上下水道部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
<b>上下水道部</b> <b>【責任者】</b> ・上下水道部長 <b>【部員】</b> ・上下水道部	<b>水道班</b> <b>【班長】</b> 水道課長 <b>【班員】</b> 水道課	1. 水道施設の被害状況の把握・伝達 2. 飲料水の調達・確保 3. 給水活動の実施 4. 水道施設の応急復旧
	<b>下水道班</b> <b>【班長】</b> 下水道課長 <b>【班員】</b> 下水道課	1. 下水道施設の被害状況の把握・伝達 2. 下水道施設の応急復旧

■【学校教育部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
<b>学校教育部</b> <b>【責任者】</b> ・学校教育部長 <b>【部員】</b> ・学校教育部	<b>教育総務班</b> <b>【班長】</b> 教育総務課長 <b>【班員】</b> 教育総務課	1. 教育関連施設の被害状況の把握・伝達 2. 避難所の開設並びに避難者名簿の作成 3. 学校施設の応急復旧 4. 避難所の管理・運営 5. 応急教育の実施
	<b>学校教育班</b> <b>【班長】</b> 学校教育課長 <b>【班員】</b> 学校教育課	1. 避難所での炊き出しの調整・実施及び事務 2. 児童及び生徒の安全確保 3. 学用品の確保・調達 4. 学校給食の応急措置 5. 応急教育の実施 6. 学校教育部内の他班が実施する活動の協力

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

■【生涯学習部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
<b>生涯学習部</b> <b>【責任者】</b> ・生涯学習部長 <b>【部員】</b> ・生涯学習部	<b>社会教育班</b> <b>【班長】</b> 社会教育課長 <b>【副班長】</b> 文化スポーツ課長 <b>【班員】</b> ・社会教育課 ・文化スポーツ課	1. 社会教育関係施設の被害情報の連絡及び調整 2. 学校教育部、生涯学習部内の他班が実施する活動の協力
	<b>子ども支援班</b> <b>【班長】</b> 子ども支援課長 <b>【副班長】</b> 保育課長 <b>【班員】</b> ・子ども支援課 ・保育課	1. 保育園児の避難及び保護 2. 社会福祉施設の被害状況の把握及び支援 3. 要配慮者の安否確認、避難援護 4. 要配慮者に対する避難所等の配慮 5. 学校教育部、生涯学習部内の他班が実施する活動の協力

■【消防部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
<b>消防部</b> <b>【責任者】</b> 消防長 <b>【部員】</b> ・消防課 ・消防署 ・南分署	<b>消防本部班</b> <b>【班長】</b> 消防課長 <b>【班員】</b> 消防課	1. 消防無線等情報通信手段の確保 2. 火災に関する災害情報の収集・伝達 3. 救急・救助に関する災害情報の収集・伝達 4. 現場指揮本部の設置 5. 消防の応援要請及び受入に関すること 6. 二次災害の防止（水防活動、危険物施設等の状況把握等）
	<b>警防班</b> <b>【班長】</b> 消防署長 <b>【班員】</b> ・消防署 ・南分署	1. 消火活動 2. 救急・救助活動 3. 避難誘導 4. 死者及び行方不明者の捜索 5. 避難所での防火に関すること

### 第3 災害対策本部運営の留意事項

#### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 本部設置時の留意事項 (1) 来庁者の安全確保 (2) 議会との連絡調整 (3) 視察・見舞者の応接 (4) 会計処理	本部運営班 議会事務局班 秘書班 各班 会計班
2. 応急活動時の留意事項 (1) 災害対策本部の弾力的運営 (2) 職員及び職員の家族の被災状況の把握 (3) 職員の健康管理 (4) 災害対策要員のローテーション (5) 公務災害処理	本部運営班 健康増進班 秘書班

#### 1. 本部設置時の留意事項

##### (1) 来庁者の安全確保

勤務時間内の発災の場合、各職場の職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には速やかに初期消火に努めるとともに、来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。

「本部運営班」は、直ちに庁舎消防計画に基づいて来庁者の負傷等の状況把握及び応急手当、避難誘導等の安全対策を実施する。

##### (2) 議会との連絡調整

「議会事務局班」は、災害発生した場合、議会に対して必要な情報の提供に努める。

##### (3) 視察・見舞者の応接

「秘書班」は、国、県、その他関係機関・団体からの視察・見舞者に対して適切な応接に努める。

##### (4) 会計処理

「会計班」は、災害時の適切な予算執行及び経費の出納に努める。

#### 2. 応急活動時の留意事項

##### (1) 災害対策本部の弾力的運営

災害対策本部は、数多くの応急対策活動を同時並行的に行うことが要求されるにも関わらず、職員自身も被災者となり参集不能となりうる事態が予想される。

そのため、災害の状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的な要員の運用を図り、応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

##### (2) 職員及び職員の家族の被災状況の把握

「秘書班」は、職員及び職員の家族の被災状況の把握に努める。

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第2章 活動体制の確立

#### 第2節 災害対策本部の設置・運営

##### (3) 職員の健康管理

災害応急対策が長時間、長期間に及んだり、被災、死傷した方々に対する対応というストレス下で活動に従事するなど職員の心身両面の負担が大きい場合、「健康増進班」は、「秘書班」と連携し、職員の健康管理に努める。

##### (4) 災害対策要員のローテーション

災害対策本部は、大規模災害の場合は災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意して、交代で必要な休憩を確保しつつ、災害対策要員のローテーションを組み、応急対策活動を実施する。

##### (5) 公務災害処理

「秘書班」は、職員が応急対策活動により負傷等を被った場合、公務災害適用に関する所用の事務を執る。

### 第3節 情報通信手段の確保

災害が発生した場合、関係防災機関との相互間の通知、要請、指示、伝達等は応急対策活動を迅速に行うためにも重要となる。

このため、情報通信体制を適切に確立し、早急な応急対策活動を行うものとする。

#### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 各班間の情報通信手段 (1) 市防災行政無線（移動系） (2) 消防無線	本部運営班 消防本部班
2. 県及び県内防災関係機関との情報通信手段 (1) 県防災行政無線・衛星通信ネットワーク (2) 災害時優先電話 (3) <u>非常電報・緊急電報</u> (4) 非常通信（非常無線）	本部運営班
3. 市民への情報伝達 (1) 市防災行政無線（固定系） (2) 安心安全メール等による情報伝達 (3) テレビ、ラジオを通じての情報伝達 (4) 要配慮者への情報伝達	本部運営班 情報収集班 情報発信班
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 蓮田市防災行政無線（移動系）一覧表【資料4. 3】</li> <li>➤ 蓮田市屋外拡声受信子局一覧表【資料4. 4】</li> <li>➤ 蓮田市防災行政用無線局管理運用規程【資料4. 5】</li> <li>➤ 蓮田市防災行政用無線運用要綱【資料4. 6】</li> </ul>	

#### 1. 各班間の情報通信手段

##### (1) IP無線及び市防災行政無線（移動系）

「各班」間の情報通信手段としては、加入電話、庁内電話のほか、IP無線及び市防災行政無線（移動系）があり、「各班」は積極的にこれを用いて情報伝達を行う。

「本部運営班」は、必要に応じ適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。

##### (2) 消防無線

消防本部、消防署、消防団間の情報通信手段としては、消防無線を適切に活用するものとし、「消防本部班」は、必要に応じて適切な通信統制を実施し、その通信が円滑に行われるよう努める。

#### 2. 県及び県内防災関係機関との情報通信手段

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第2章 活動体制の確立

#### 第3節 情報通信手段の確保

##### (1) 県防災行政無線・衛星通信ネットワーク

県及び県内防災関係機関との情報通信手段としては、県防災行政無線及び衛星通信ネットワークを設置している。

「各班」は、電話が使えない場合、これを適切に活用して情報伝達を図る。

##### (2) 災害時優先電話

本市では、一部の電話回線を災害時優先電話として準備している。NTTに登録しているこれらの電話は、回線輻輳（ふくそう）時等においても発信が優先される措置が講じられている。

各部は、他の手段で情報伝達が困難な場合は、「本部運営班」に申し出てこの電話を活用し適切な情報伝達を行う。

なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用とし、電話番号は非公開とする。

##### (3) **非常電報・緊急電報**

災害対策基本法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、非常電報及び緊急電報を活用する。

##### (4) **非常通信（非常無線）**

通常の通信手段が使用できない場合には、電波法の規定に基づき埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

### 3. 市民への情報伝達

##### (1) 市防災行政無線（固定系）

市から一般住民への情報伝達手段としては、市防災行政無線（固定系）があり、「各班」は「情報収集班」を通じて、これを用いた市民への情報伝達を積極的に行う。

なお、「本部運営班」は、地震発生時にその設備の点検・維持に努める。

##### (2) 安心安全メール等による情報伝達

市は、スマートフォンや携帯電話のメールを利用して、防災行政無線で放送した防災情報を、登録した住民等へ安心安全メールを配信している。

また、市ホームページ、公式SNS、緊急速報メールなど、さまざまな伝達手段を用いて住民等へ情報を伝達する。

##### (3) テレビ、ラジオを通じての情報伝達

緊急を要する場合で、他の通信ができないか又は著しく困難な場合、「本部運営班」は、県を通じて、災害に関する通知、要請等の放送をNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブ、J:COMに要請する。

なお、通知及び要請等の内容は「情報発信班」が検討する（「第3編 第1部 第3章 第4節 3. 報道機関を通じての広報」（p191）参照）。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
第2章 活動体制の確立  
第3節 情報通信手段の確保

## 第4節 公共的団体及び民間団体への協力依頼

大規模な災害の場合、市職員だけでの対応は大変困難になる。そのため、市内の公共的団体及び民間団体への協力依頼を積極的に行う。

### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 市内の公共的団体への連携体制	本部運営班 (関係各班)
2. 市内の公共的団体への協力依頼	
3. 流通業者等民間団体への協力依頼	
4. 人的公用負担（災害対策基本法第65条等）	
5. 労働者の雇用	
6. 災害救助法が適用された場合の事務	
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】</li> <li>➤ 関係機関連絡先一覧表【資料11. 3】</li> <li>➤ 救助実施記録日計票【様式2】</li> <li>➤ 人夫雇上げ台帳【様式3】</li> </ul>	

### 1. 市内の公共的団体への連携体制

災害発生時には、市内一丸となった対応が不可欠であることから、市内の公共的団体等に対して市が設置する「災害対策連絡会議」への参加、協力を呼びかけ、この場で市からの要請事項の伝達や各団体からの要望事項の把握を行うなどして連携を図る。

#### ■市内の主な公共的団体等と関係班

市内の公共的団体等	関係班
蓮田市社会福祉協議会	福祉班
蓮田市民生委員・児童委員協議会	福祉班
蓮田市商工会	商工班
蓮田市医師会	健康増進班
蓮田市歯科医師会	健康増進班
蓮田市薬剤師会	健康増進班
蓮田市交通指導員会	自治振興班
蓮田市管工事業協同組合	水道班
蓮田市防火安全協会	消防本部班

## 2. 市内の公共的団体への協力依頼

「関係各班」は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、市内の公共的団体に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を実施する。

協力依頼は、「災害対策連絡会議」の場で行うほか、必要な場合、「関係各班」が各々関係する市内の公共的団体等に対して行うこととし、依頼を行った「関係各班」は、その旨を逐次「本部運営班」に報告する。

### ■協力依頼事項（例）

- 炊き出し支援
- 食料、物資の仕分・運搬・配布
- 避難所での情報伝達
- 避難所での避難者名簿の作成
- 安否の確認
- 広報誌、ビラの配布・貼付等
- 給水支援（給水拠点の補助、要配慮者への運搬等）

### ■協力依頼の手順

①	<p>「関係各班」は、市内の公共的団体等への協力依頼を行う場合、次の事項を示した上で依頼する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 協力を必要とする理由</li> <li>➤ 従事場所</li> <li>➤ 作業内容</li> <li>➤ 人員</li> <li>➤ 従事時間</li> <li>➤ 集合場所</li> <li>➤ その他参考となる事項</li> </ul>
②	<p>「関係各班」は、①の依頼を行った場合、「本部運営班」にその旨を報告する。</p>

## 3. 流通業者等民間団体への協力依頼

「各班」は、災害応急対策活動を実施する上で必要な場合は、民間団体に対して協力依頼を積極的に行い、迅速・的確な災害応急対策活動を展開する。

依頼事項としては、2. で掲げたものが例示され、協力依頼の流れも2. に準じる。

## 4. 人的公用負担（災害対策基本法第65条等）

市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると市長が認めるときは、市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させる（災害対策基本法第65条）。

手続き関係は「本部運営班」が処理するものとし、「関係各班」は必要な場合、「本部運営班」にその旨を伝える。

## 5. 労働者の雇用

労働者の雇用については、災害救助法の規定に基づき実施するものとし、「本部運営班」が一般人の中から公募して対応する。

人夫費の支給等については災害救助法に基づく。

### ■人夫雇い上げの範囲

- 被災者の避難
- 医療及び助産における人夫
- 被災者の救出
- 飲料水の供給
- 救済用物資の整理、輸送及び配分
- 遺体の搜索
- 遺体の処理（埋葬を除く）

## 6. 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、救助の実施に必要な人夫を雇い上げた場合、「本部運営班」は、次の帳簿類を整え、「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

- 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
- 人夫雇い上げ台帳（【様式3】を参照）

## 第5節 広域応援要請

災害に際して市内の防災力のみでは対応不可能と判断したときは、速やかに県、他市町村及び防災関係機関等へ応援要請を行う。

### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 県への広域応援要請 (1) 災害対策基本法第68条に基づく応援の要求 (2) 自衛隊への災害派遣要請依頼 (3) 緊急消防援助隊・広域消防応援の依頼 (4) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請	本部運営班 (関係各班)
2. 他市町村への応援要請 (1) 災害時応援協定締結市町に対する応援要請 (2) 災害対策基本法第67条に基づく応援の要求(協定締結市町を除く) (3) 消防相互応援協定に基づく応援要請	
3. 応援の受け入れ (1) 連絡体制の確保 (2) 受け入れ拠点の指定 (3) 活動の調整 (4) 経費の負担	
4. 職員の派遣要請・あつせん要請 (1) 趣旨 (2) 手続き	
資料・様式	
▶ 災害時の避難場所相互利用に関する協定【資料2. 2-1】【資料2. 2-4】【資料2. 2-5】 ▶ 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定【資料2. 2-2】 ▶ 災害時における相互応援に関する協定【資料2. 2-3】 ▶ 災害時相互応援に関する協定【資料2. 2-6、 <u>2-7</u> 】 ▶ 県への応援要請文書(災害対策基本法第68条に基づく県への応援の要求)【様式4】	

### 1. 県への広域応援要請

#### (1) 災害対策基本法第68条に基づく応援の要求

本部長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し次の事項を示して応援を求める。

「本部運営班」は、県統括部に電話等で要請し、後日速やかに文書を送付する。

「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、本部運営班にその旨を申し出る。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
 第2章 活動体制の確立  
 第5節 広域応援要請

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 応援の受け入れ地
- その他応援に関し必要な事項

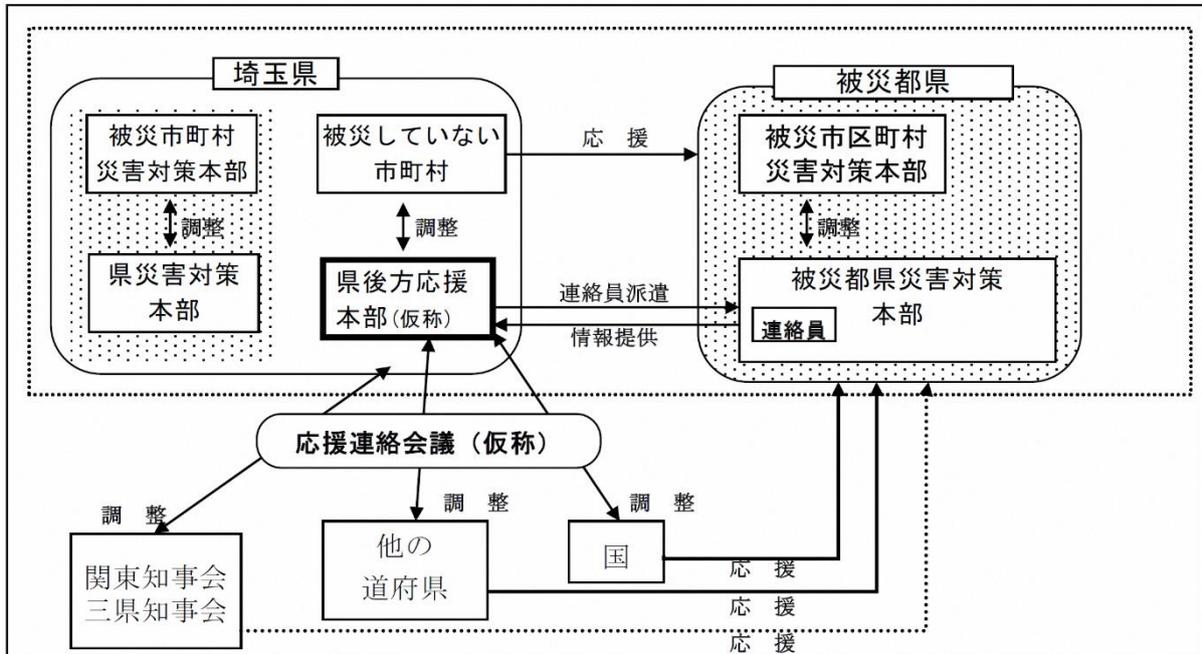
(2) 自衛隊への災害派遣要請依頼

「第3編 第1部 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼」(p168)に定める。

(3) 緊急消防援助隊・広域消防応援の依頼

「第3編 第1部 第3章 第5節 消防」(p192)に定める。

■ 広域応援体制の関係図 (埼玉県)



資料)「埼玉県地域防災計画(第5編 広域応援編)」(令和3年3月)

(4) 埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市は、市だけでは災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

① 1次要請(県支部内支援) 想定: 局地災害

市の要請に基づき、市を所管する県災害対策本部行田支部(県受援支部)は県地域機関と管内市町の職員を市に派遣する。

② 2次要請(全県支援) 想定: 広域災害

1次要請だけでは対応できない場合は、県災害対策本部各部及び県受援支部以外の県災害対策本部支部(県応援支部)から応援職員を派遣する。

■派遣対象業務

期間	業務・職種
短期（派遣期間は原則8日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる）	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援等

2. 他市町村への応援要請

(1) 災害時応援協定締結市町に対する応援要請

本部長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害時応援協定を締結している市町に対し以下の事項を示して応援を求める。

「本部運営班」は、協定市町の担当課に電話及びFAX等で要請し、後日速やかに文書を送付する。

「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「本部運営班」にその旨を申し出る。

なお、災害時応援協定の詳細については、資料編を参照のこと。

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害の状況及び応援を求める理由</li> <li>➤ 応援を必要とする人員、物資等</li> <li>➤ 応援場所及び応援場所までの通行可能経路</li> <li>➤ 応援を必要とする期間</li> <li>➤ 応援の受け入れ地</li> <li>➤ その他応援に関し必要な事項</li> </ul>
---

■協定並びに協定締結市町

協 定 名	協定締結市町
災害時における相互応援に関する協定	久喜市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町
災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定	春日部市、宮代町、白岡市、杉戸町、
災害時における避難場所相互利用に関する協定	さいたま市、上尾市、伊奈町
災害時相互応援協定	長野県松川町、 <u>東京都北区</u>

(2) 災害対策基本法第67条に基づく応援の要求（協定締結市町を除く）

本部長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長（協定締結市町を除く）に対し次の事項を示して応援を求める。

「本部運営班」は、他の市町村の担当課に電話及びFAX等で要請し、後日速やかに文書を送付する。

「関係各班」は、応援が必要と判断した場合、「本部運営班」にその旨を申し出る。

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を必要とする人員、物資等
- 応援を必要とする場所、期間
- 応援を必要とする活動内容
- 応援の受け入れ地
- その他応援に関し必要な事項

(3) 消防相互応援協定に基づく応援要請

「第3編 第1部 第3章 第5節 消防」(p192)に定めるとおり。

### 3. 応援の受け入れ

(1) 連絡体制の確保

「1. 県への広域応援要請」及び「2. 他市町村への応援要請」の応援を受け入れる場合、所管する班は、連絡責任者を指定し「本部運営班」との連絡体制を確保する。

(2) 受け入れ拠点の指定

「本部運営班」は、「1. 県への広域応援要請」及び「2. 他市町村への応援要請」の応援を受け入れる場合、受け入れ拠点を指定する。同時に、応援職員についての宿舎を公共施設等に確保するよう努め、市で確保が困難なときは、関係機関等に協力を求めて確保するものとする。

(3) 活動の調整

応援活動の調整は、「関係各班」の連絡責任者が窓口となって行う。

(4) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として市で負担する。ただし、消防応援は各協定の定めのとおりとする。

### 4. 職員の派遣要請・あっせん要請

(1) 趣旨

災害応急対策又は災害復旧のために必要があると認めるときは、以下の区分により職員の派遣要請又は職員の派遣のあっせんの要求を行う。

なお、ここでの職員の派遣は、職員個人の有する技術・知識・経験等に着目したもので、原則として長期にわたり、身分的にも派遣先、派遣元の身分を併任させるものである。

#### ■職員の派遣要請

- 県知事、他市町村長に対する職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）
- 指定地方行政機関の長に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

#### ■職員の派遣のあっせんの要求

- 県知事に対する職員の派遣のあっせんの要求（災害対策基本法第30条）

(2) 手続き

「本部運営班」は、「関係各班」からの要請を踏まえ、本部長の承認を得て派遣要請又は職員の派遣のあっせんの要求を行う。

なお、派遣職員の給与及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによる。

■職員の派遣要請の場合の記載事項

- 派遣を要請する理由
- 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣について必要な事項

■職員の派遣のあっせんの要求の場合の記載事項

- 派遣のあっせんを求める理由
- 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

## 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣を知事へ依頼するものとする。

### 【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 災害派遣要請依頼の基本方針	本部運営班 (関係各班)
2. 災害派遣の活動内容及び関係各班	
3. 災害派遣要請依頼の手続き (1) 総括的窓口 (2) 手続き	
4. 災害派遣部隊の受け入れ (1) 受け入れ準備 (2) 災害派遣部隊の活動拠点 (3) 災害派遣部隊到着後の措置	
5. 災害派遣部隊の撤収要請	
6. 経費の負担区分	
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 緊急時ヘリコプター離発着場【資料7. 1】</li> <li>➤ 自衛隊への災害派遣要請依頼文書（県知事あて）【様式5】</li> <li>➤ 自衛隊への災害派遣部隊の撤収依頼文書（県知事あて）【様式6】</li> </ul>	

### 1. 災害派遣要請依頼の基本方針

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う（災害対策基本法第68条第2項（災害派遣の要請の要求等））。

災害派遣の要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

#### ■災害派遣の要件

1 緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
2 公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
3 非代替性の原則	自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

### 2. 災害派遣の活動内容及び関係各班

自衛隊が実施する災害派遣に伴う活動内容及び当該活動を担当する市の「関係各班」は、以下に示すとおりである。

■自衛隊の災害派遣要請に伴う活動内容

区 分	活 動 内 容	関係各班
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。	情報収集班 現場情報班
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。	関係各班
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。	警防班
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。	警防班 道路班
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、関係機関の提供するものを使用するものとする。	警防班
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。	道路班 自治振興班
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は関係機関の提供するものを使用するものとする。	健康増進班 みどり環境班
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。	本部運営班 農政班 商工班
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	避難所班 水道班
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）による。（ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。）	農政班 商工班
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。	消防本部班
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。	本部運営班
広報支援	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。	情報発信班
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で可能なものについては、所要の措置をとる。	本部運営班

3. 災害派遣要請依頼の手続き

(1) 総括的窓口

自衛隊の災害派遣に関する総括的窓口は、「本部運営班」とする。

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第2章 活動体制の確立

#### 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼

##### (2) 手続き

自衛隊の災害派遣の必要があると認めた「関係各班」は、「本部運営班」にその旨を伝達する。「本部運営班」は、本部長に伝達し、本部長が災害派遣要請の必要性を認めた場合、「自衛隊への災害派遣要請依頼文書様式(県知事あて)」により県知事に災害派遣要請の依頼を行う。ただし、緊急を要し、文書をもって依頼することができない場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を送付する。文書の提出先等については、下記のとおりである。

##### ■ 県への依頼要領

提出先	埼玉県(統括部)
提出部数	3部
記載事項	<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 災害の状況及び派遣を要請する理由</li><li>▶ 派遣を必要とする期間</li><li>▶ 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概要</li><li>▶ 派遣を希望する区域及び活動内容</li><li>▶ その他参考となるべき事項</li></ul>

##### ■ 県への連絡先

勤務時間内	危機管理課(危機管理担当) 電話 048-830-8131 FAX 048-830-8129
勤務時間外	危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 FAX 048-830-8119

なお、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行えない場合は、防衛大臣又は下表の部隊の長にその内容を通報する。この場合、本部長は速やかにその旨を県知事に通知する。(災害対策基本法第68条第2項2)

名称	所在地	電話番号
陸上自衛隊第1師団 第32普通科連隊	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目	048-663-4241 <u>～5</u> 内線: 437 時間外: 402

#### 4. 災害派遣部隊の受け入れ

##### (1) 受け入れ準備

「本部運営班」は、県知事から災害派遣の通知を受けたときは次の点に留意し、派遣部隊の受け入れに万全を期す。

##### ■ 派遣部隊の受け入れに伴う留意事項

- ▶ 自衛隊の本部事務室、宿泊施設(場所)、駐車場(車1台の基準は3m×8m)、材料置き場及び炊事場を準備すること。
- ▶ 県及び派遣部隊との連絡責任者を指名すること。
- ▶ 部隊到着後速やかに活動が開始できるように派遣部隊に対する協力体制、所要人員及び資機材の確保について調整すること。
- ▶ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、風向表示、着陸地点の表示等受け入れに必要な準備をすること(「**■**ヘリコプター発着場表示要領」参照)。

■ヘリコプター発着場表示要領

項目	内容
着陸地点の表示	着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径約 10m程度のを描き、中央にHと記す。
風向指示器の設置	着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点に吹き流し、又は旗を立てる（布製、風速 25m/秒に耐えられる強度）。

(2) 災害派遣部隊の活動拠点

災害派遣部隊の活動拠点としての自衛隊派遣ヘリコプター発着場及びベースキャンプ地（予定）は、次のとおりである。

なお、ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準は、次のとおりである。

■災害派遣部隊の活動拠点

場所	住所	連絡先	備考
県立蓮田松韻高等学校	黒浜 4088	768-7820	
蓮田市総合市民体育館 多目的グラウンド	閨戸 2343-1	768-1717	

■ヘリコプターの離着陸要領及び発着場選定基準

項目	内容
離着陸要領	ヘリコプターは、風に向かって約 10 度～12 度の上昇角で離着陸する。普通は垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりするものではない。
発着場選定基準	地面は堅固で傾斜 6 度以内で、かつ周囲にあまり障害物がないこと。 少なくとも 2 方向に障害物がないことが望ましい。 ただし、東西南北 100m×100mの地積があればよい。

(3) 災害派遣部隊到着後の措置

「本部運営班」は、「関係各班」と連携し、派遣部隊が到着した場合は、目的地に誘導するとともに派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上必要な措置をとる。

なお、到着後及び必要に応じて次の事項を県に報告する。

■災害派遣部隊に関する県への報告事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 派遣部隊の長の官職氏名</li> <li>➤ 隊員数</li> <li>➤ 到着日時</li> <li>➤ 従事している作業内容及び進捗状況</li> </ul>
--

5. 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、派遣要請手続きに準じて撤収要請を行うものとする。

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第2章 活動体制の確立

#### 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼

### 6. 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

#### ■派遣部隊に関する経費の負担区分

- 救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱水費、電話料等
- 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と協議するものとする。

## 第7節 ボランティアとの連携

災害応急対策を迅速・的確に実施し、被災住民の多種多様なニーズに対応するため、各種ボランティアとの連携を図る。

### 【活動項目】

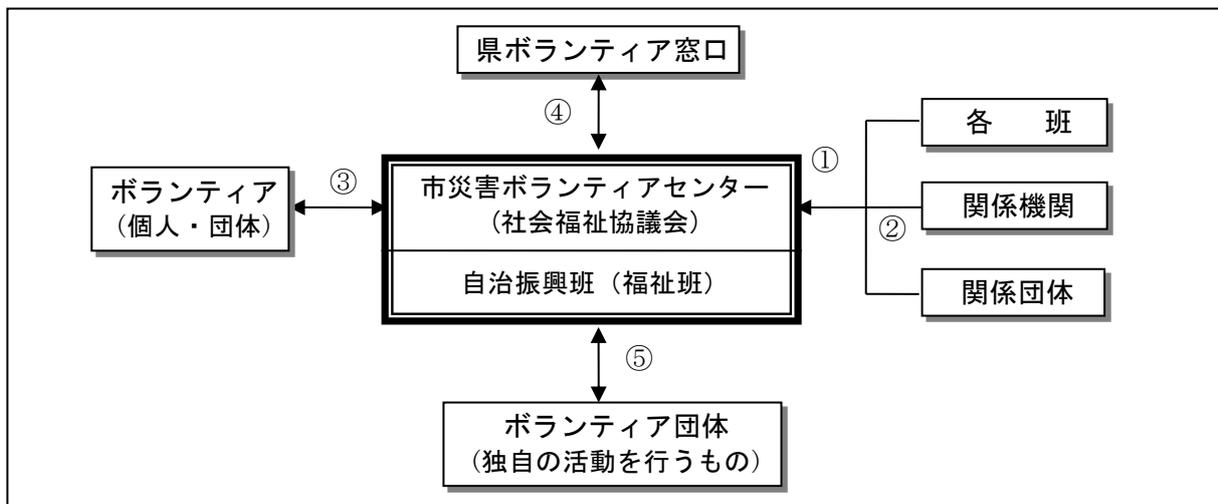
活動概要	担当班等
1. ボランティアとの連携体制	自治振興班（福祉班）
2. 応急対策に係るボランティアへの協力依頼事項	
3. ボランティアへの支援 (1) 情報提供 (2) 資機材等物品、車両の貸与 (3) 活動拠点の支援 (4) 健康管理への支援	
資料・様式	
▶ ボランティア受付名簿【様式7】	

### 1. ボランティアとの連携体制

本部を設置した場合、ボランティア（医療ボランティア、被災建築物応急危険度判定士等専門技能分野のボランティアを除く。以下、同じ。）との有機的な連携を図るため、蓮田市災害ボランティアセンターを設置し次のような活動を行う。

市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会、ボランティア団体が主体となり、ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチングなどを行う。また、市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターに支援を要請する。

#### ■ ボランティアとの連携体制



### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第2章 活動体制の確立

##### 第7節 ボランティアとの連携

###### ■ボランティアとの連携手順

<p>① ボランティアとの連携の窓口は市災害ボランティアセンターとし、センターの設置場所は、災害による損傷や二次災害のおそれが少ない施設の中から、社会福祉協議会と協議の上、決定する。</p> <p>運営は、「自治振興班」及び「福祉班」の協力を得ながら市社会福祉協議会が行う。</p>
<p>② 市災害ボランティアセンターは、各班、関係機関及び関係団体からボランティアに協力を求める事項を受け付ける。各班、関係機関及び関係団体は、次の事項を市災害ボランティアセンターに伝達し、協力を求める。</p> <p>ア. 活動内容 イ. 活動期間 ウ. 必要な人数、技能等 エ. 必要な資機材 オ. 集合先 カ. 連絡先</p>
<p>③ 市災害ボランティアセンターは、ボランティア（個人、団体）からの協力の申し出を受け付け、②をもとに協力依頼事項を紹介する。また、ボランティア受付名簿を作成する。</p>
<p>④ 市災害ボランティアセンターは、県の設置するボランティアの窓口と連絡を密にし、情報交換やボランティアの確保要請等を行う。</p>
<p>⑤ 災害ボランティアセンターは、市内で独自に活動を行っているボランティア団体の把握を行い、当該団体との意志疎通を図るため、適時情報交換を行う。</p>

## 2. 応急対策に係るボランティアへの協力依頼事項

### ■ボランティアへの協力依頼事項（例）

- 市災害ボランティアセンターの設置及びコーディネート（被災住民が必要としている活動に適切なボランティアを調整・派遣したり、ボランティア相互の総合調整を行う）に関する事項（発災早期に被災地入りしたボランティア団体に依頼する）。
- 広報活動に関する事項（張り紙、チラシの配布・貼付、通訳、要配慮者への伝達等）
- 避難者名簿の整理に関する事項
- 給水、食料給付に関する事項（運搬給水の支援、要配慮者の補助等）
- 避難所の運営に関する事項
- 社会福祉施設や医療機関の支援に関する事項
- 市に届けられた救援物資の仕分け、運搬、配布に関する事項

## 3. ボランティアへの支援

### （1）情報提供

「各班」は、ボランティアから情報の提供を求められた場合、積極的に協力する。

「自治振興班」は、社会福祉協議会の協力を得て連絡調整窓口となる。

### （2）資機材等物品、車両の貸与

「各班」は、ボランティアから物品等の貸与を求められた場合、積極的に協力する。

「自治振興班」は、社会福祉協議会の協力を得て連絡調整窓口となる。

**(3) 活動拠点の支援**

「自治振興班」は、市災害ボランティアセンターを通じて活動を行うボランティアの活動拠点の確保に努める。

**(4) 健康管理への支援**

「自治振興班」は、ボランティアの健康保持を支援するため、健康管理のための情報提供を行う。

また、医療救護班（「第3編 第1部 第3章 第7節 医療救護」(p202) 参照）を定期的に市災害ボランティアセンターに巡回させるなどして健康管理を支援する。

## 第8節 災害救助法の適用

災害によって被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を申請し、法に基づく、救助の実施の決定を決める。

### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 災害救助法適用に関する被害情報の収集と判断 (1) 被害情報の収集 (2) 災害救助法適用申請要否の判断	福祉班 現場情報班 情報収集班
2. 災害救助法適用申請と運用 (1) 災害救助法適用の県への申請 (2) 救助の種類・実施期間・実施者 (3) 救助の実施状況等の把握及び報告	福祉班
3. 災害救助法が適用されない場合の措置	
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 救助の種類・実施期間・実施者【資料10. 1】</li> <li>➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】</li> <li>➤ 救助実施記録日計票【様式2】</li> <li>➤ 救助日報【様式8】</li> </ul>	

### 1. 災害救助法適用に関する被害情報の収集と判断

#### (1) 被害情報の収集

「現場情報班」は、住家被害等災害救助法適用に係る被災住家の概数及び世帯数を地震発生後直ちに把握（判断）し、「情報収集班」に報告する。

#### (2) 災害救助法適用申請要否の判断

「福祉班」は、「情報収集班」から（1）で収集した情報を取得し、災害救助法適用基準を満たすか否かを判断する。

区分	内容
適用条件を満たすと判断される場合	「2. 災害救助法適用申請と運用」（p178）～
適用条件を満たさない場合	「3. 災害救助法が適用されない場合の措置」（p178）～

■災害救助法適用基準

① 市の区域内で、住家が滅失した世帯数が80世帯以上であるとき。
② 被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合で、市における滅失した世帯数が40世帯以上に達したとき。
③ 被害が県下全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当するとき。 ア. 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 イ. 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。
「滅失住宅」とは 住家の滅失した世帯であるが、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一次的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

■【参考】住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものである。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものである。
半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。

被害の程度	認定基準
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

## 2. 災害救助法適用申請と運用

### (1) 災害救助法適用の県への申請

大規模な災害が発生し、市内の被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある時は、本部長（実施は「福祉班」）は県知事に対し、災害救助法の適用申請を行う。

### (2) 救助の種類・実施期間・実施者

救助の種類、実施期間については下表のとおりである。災害救助法に基づく救助は、県が実施機関となり、市はその補助機関として活動する。

また、救助の委任については、県から、災害救助法の適用ごとに救助の種別、期間を示して市に委任される。

### (3) 救助の実施状況等の把握及び報告

災害救助法に基づく救助を実施した場合は、その実施状況等を次により把握し報告する。

#### ① 救助実施記録日計票の作成

「福祉班」は、救助の実施を行う各班に救助実施記録日計票（【様式2】を参照）を救助の種類ごとに配布する。

救助実施様式の配布を受けた各班は、所定の事項を記入の上、毎日、福祉班に報告する。

#### ② 救助日報の作成

「福祉班」は、救助実施様式をとりまとめて救助日報（「災害救助の実務」及び【様式8】を参照）を作成し、適時県に報告する。

## 3. 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、災害の状況に応じて同法に準じて市長の責任において救助を実施する。

## 第3章 初動対応期における災害応急対策活動

### 第1節 地震に関する情報の収集・伝達

地震に関する情報を迅速・的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や住民へ的確に伝達する。

#### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 地震情報の収集・伝達	本部運営班 情報発信班
2. 情報の収集・伝達系統	
3. 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ	
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 気象庁震度階級関連解説表【資料4. 1】</li> <li>➤ 広報案文(例)「地震災害の場合」「風水害の場合」【資料4. 7】</li> </ul>	

#### 1. 地震情報の収集・伝達

本市域における震度は、市庁舎に設置した計測震度計により把握し、必要に応じ市防災行政無線(固定系)、市ホームページ、安心安全メール、[公式SNS](#)等を通じて市民に伝達する。気象庁から発表される緊急地震速報、震度速報、地震情報については、県防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じて入手する。

#### ■【参考】震度情報、地震情報等

区分	内容
緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表。
震度速報	地震発生後約2分後、震度3以上の全国約180に区分した地域名と地震の発生時期を発表。地域名は、埼玉県において、「北部」、「南部」、「秩父地方」の3つの区分で表し、本市は南部に位置する。
震源に関する情報	地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表。

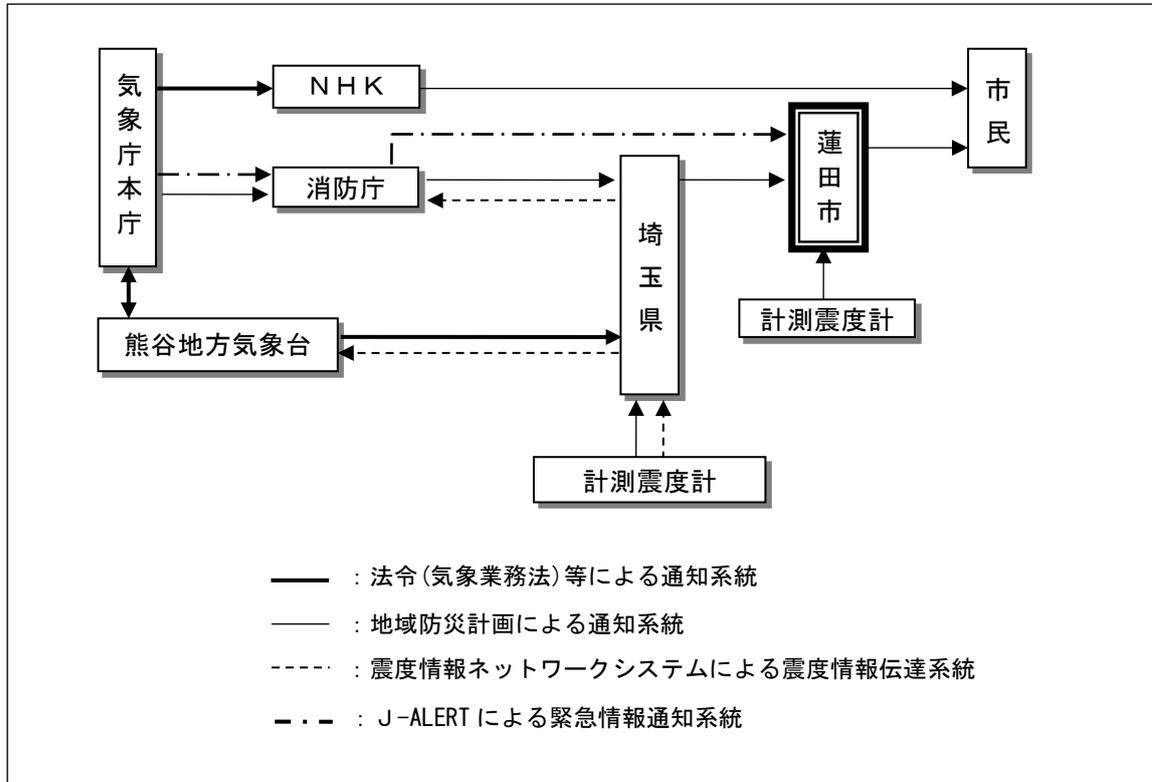
注)「震度」:ある地点での地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測される。

「マグニチュード」:地震そのものの規模を表す。

## 2. 情報の収集・伝達系統

地震に関する情報の主な収集・伝達系統は以下のとおりである。

### ■地震情報の収集伝達系統



注) 計測震度計は、市役所本庁舎に設置されている。

## 3. 被害の未然防止、拡大防止の住民への呼びかけ

市内で地震が発生した場合、必要に応じ市防災行政無線（固定系）を活用し、住民に対して出火防止、余震への注意等被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、注意を喚起する。

## 第2節 市民からの通報・問い合わせの処理

災害時には、蓮田市内外の住民から多数の通報・問い合わせ電話が殺到する。  
 そのため、それらの通報・問い合わせへの対応を迅速・的確に処理する。

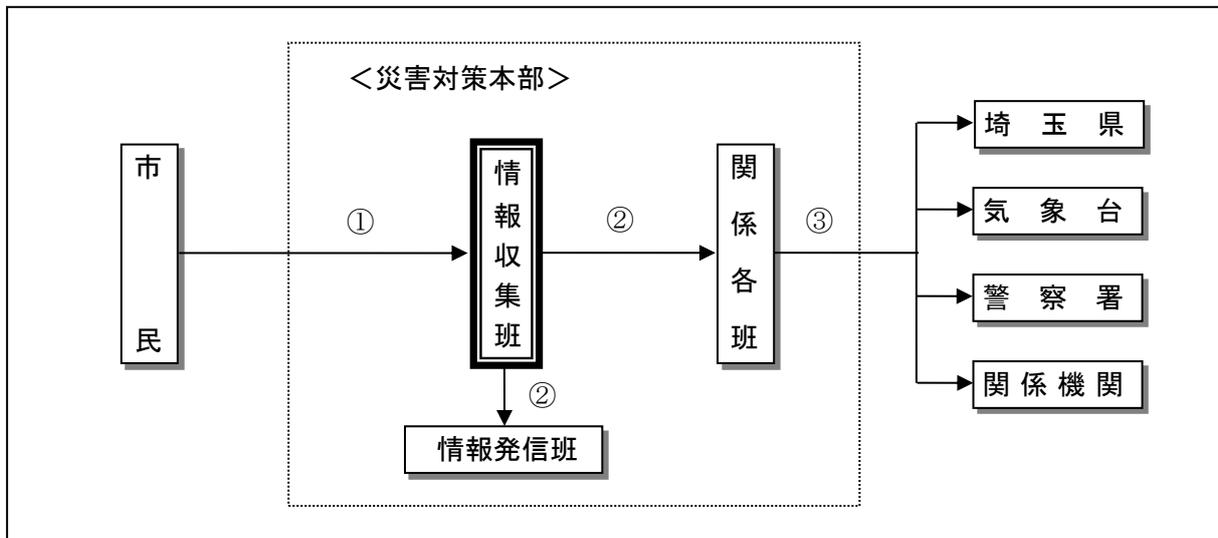
### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 市民からの通報の処理	情報収集班
2. 市民からの問い合わせの処理	
資料・様式	
▶ 通報処理簿【様式9】	

### 1. 市民からの通報の処理

市民から市へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、以下のとおり処理し、情報の効果的な活動を図る。

#### ■市民からの通報の処理



#### ■市民からの通報の処理手順

- ① 「情報収集班」は、市民からの通報を受け付け、通報処理簿を作成する。
- ② 「情報収集班」は、通報処理簿を管理するとともに、その写しを「情報発信班」へ回付する。また、必要に応じて「関係各班」にも回付する。
- ③ 「関係各班」は、必要に応じて通報内容を県等の関係機関に伝達する。

注) 上記の処理により、以下の効果を得ることができる。

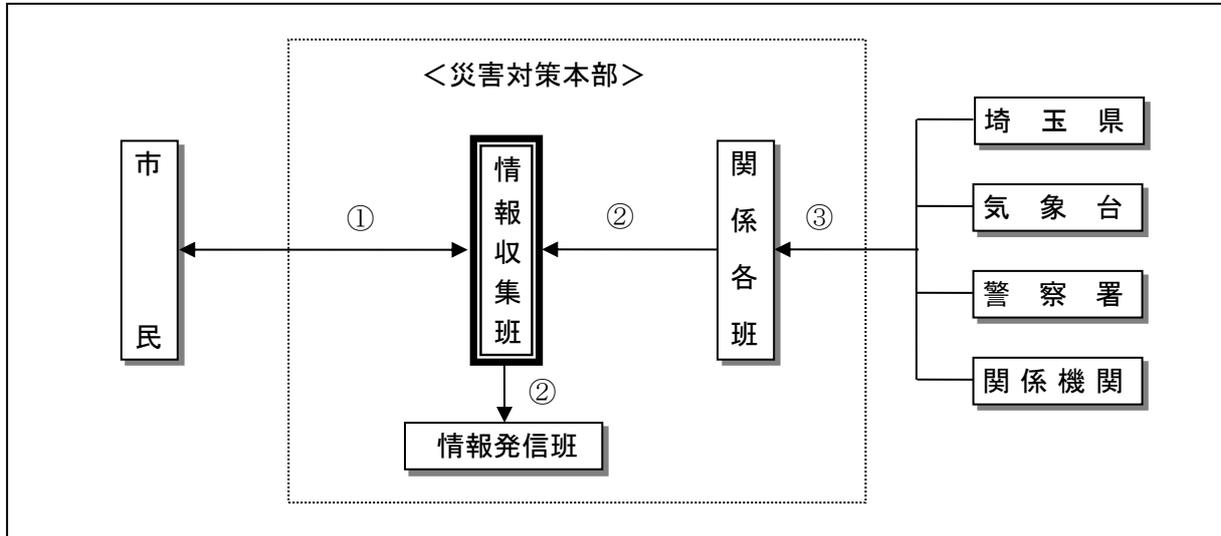
- ア. 市民からの通報の蓄積及び共有化を図ることができる。
- イ. 特定窓口が通報に対応することにより、本部業務の混乱を防ぐことができる。
- ウ. 広報情報の基礎資料を蓄積することができる。

## 2. 市民からの問い合わせの処理

市民から市へ応急対策の実施状況等の問い合わせがあった場合、以下のとおり処理する。

なお、災害時に市民から問い合わせが予想される内容とこれに関係する班、機関は次頁に示すとおりである。

### ■市民からの問い合わせの処理



### ■市民からの問い合わせの処理手順

- ① 「情報収集班」は、市民からの問い合わせを受け付け、把握している情報を基に問い合わせに応じる。
- ② 「情報収集班」は、「関係各班」からの得た情報を管理するとともに、「情報発信班」へ伝達する。
- ③ 「関係各班」は、市民に広報すべき情報、市民が欲している情報を「情報収集班」に伝達する。

注) 上記の処理を行う上で、以下の点に気をつける。

- ア. 問い合わせの処理が各班の災害応急対策の妨げとならないよう、また、情報の輻輳（ふくそう）を避けるため、問い合わせの窓口を一本化する。
- イ. 問い合わせへの回答は、問い合わせがあった時点で「情報収集班」が把握している情報を基にすることとし、不明な情報は原則として「不明」と回答する。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
 第3章 初動対応期における災害応急対策活動  
 第2節 市民からの通報・問い合わせの処理

■市民からの問い合わせが予想される内容と関係各班、関係機関

内 容		関係各班、関係機関
被害状況		・情報収集班（現場情報班より収集）
余震の今後の見通し		・本部運営班
家族、知人の 安否に関する情報	死者、行方不明者及び負傷者	・情報収集班
	避難者	・避難所班
	在宅、施設の要配慮者	・福祉班
	児童及び生徒	・学校教育班（在校中の発災の場合）
医療に関する情報（診療可能病院等）		・健康増進班
避難の必要性に関する情報		・本部運営班
水の確保に関する情報		・水道班
食料、救援物資の確保に関する情報		・農政班 ・商工班
遺体の安置等に関する情報		・市民班
電気に関する情報（※）		・東京電力パワーグリッド(株)
下水道、トイレの使用に関する情報		・下水道班 ・みどり環境班
ごみ、瓦礫の処理に関する情報		・みどり環境班 ・自治振興班
電話に関する情報（※）		・東日本電信電話(株)
通信に関する情報（※）		・(株)NTTドコモ ・ソフトバンク(株) ・KDDI(株)
ガスに関する情報（※）		・東京ガス(株) ・東彩ガス(株) ・(株)日本瓦斯 ・(株)ミツウロコ ・(株)サイサン ・(株)堀川産業 ・河原実業(株) ・伊藤忠エネクスホームライフ関東(株)
道路に関する情報（交通規制状況等）		・自治振興班 ・道路班 ・警察署
公共交通に関する情報（運行状況等）（※）		・JR東日本(株)・朝日自動車(株) ・国際興業(株)・丸建つばさ交通(株)
教育に関する情報（休校等）		・学校教育班
店舗・宿泊施設等の営業状況に関する情報 （ガソリンスタンド、銀行等）		・商工班
ボランティア募集に関する情報		・市災害ボランティアセンター （自治振興班）

注) ※「情報収集班」が各機関から入手する。

### 第3節 災害情報の収集・伝達・共有

初動対応期において、人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な被害状況の収集・報告を行う。

#### 【活動項目】

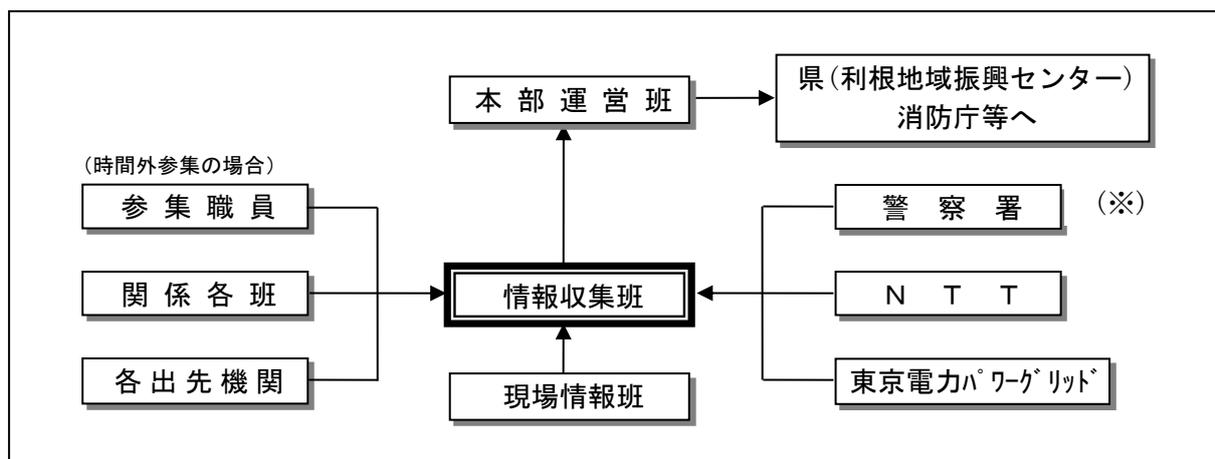
活動概要	担当班等
1. 被害情報等の収集 (1) 被害情報の収集系統 (2) 収集すべき被害情報 (3) 情報を収集する際の留意事項	情報収集班 関係各班
2. 県への伝達 (1) 災害発生速報の報告 (2) 災害経過速報の報告	本部運営班
3. 災害情報の共有	
資料・様式	
▶ 被害状況判定基準【資料4. 8】 ▶ 発生速報【様式10】 ▶ 経過速報【様式11】	

#### 1. 被害情報等の収集

##### (1) 被害情報の収集系統

発災後の被害情報等の収集については、「情報収集班」が次のとおり一元的に実施する。

#### ■被害情報の収集



注) ※総合政策部職員を派遣する。

##### (2) 収集すべき被害情報

収集すべき被害の主たる情報については、以下に示すとおりである。

なお、収集すべき情報は、【様式11】の記述項目を基に列挙したものである。

■関係各班、関係機関の収集する情報

収集すべき情報	関係各班、関係機関
人的被害、建物被害	・現場情報班
田畑被害	・農政班
道路被害	・道路班
文教施設（学校施設、社会教育・体育施設）	・教育総務班          ・社会教育班
公共施設（文教施設を除く）	・施設管理者
病院	・健康増進班
橋りょう・河川	・道路班
清掃施設	・みどり環境班
鉄道不通（※）	・JR東日本(株)
公園施設	・みどり環境班
水道	・水道班
下水道	・下水道班
電話（※）	・東日本電信電話(株)
通信（※）	・(株)NTTドコモ ・ソフトバンク(株) ・KDDI(株)
電気（※）	・東京電力パワーグリッド(株)
ガス（※）	・東京ガス(株) ・東彩ガス(株) ・(株)日本瓦斯 ・(株)ミツウロコ ・(株)サイサン ・(株)堀川産業 ・河原実業(株) ・伊藤忠エネクスホームライフ関東(株)
罹災世帯数	・情報収集班
罹災者数	・情報収集班
火災発生件数	・消防本部班
対策の実施状況（本部設置状況など）	・本部運営班

- 注) 1. 震度5弱以下の場合（警戒体制の場合）の人的被害、住家被害等については、市民からの通報等により「危機管理課」が情報を把握する。
2. 関係各班、関係機関が各々関係する被害情報を収集する際の被害の判定基準については、被害状況判定基準【資料4.8】を参照のこと。
3. ※「情報収集班」が各機関から入手する。

(3) 情報を収集する際の留意事項

- ① 被害情報の収集にあたっては、岩槻警察署と緊密に連絡するものとする。
- ② 各種被害の程度に関する調査にあたっては、市内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複がないように留意する。
- ③ 浸水状況については、現場の状況等の関係から具体的な調査が困難な場合が多いので、当該地域に詳しい関係者の認定により概況を把握するものとし、罹災人員についても平均世

**第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害**  
**第3章 初動対応期における災害応急対策活動**  
**第3節 災害情報の収集・伝達・共有**

帯人員により計算して速報するものとする。

- ④ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。
- ⑤ 家屋の損壊、滅失等や死傷者等を確認した場合は、その所在地、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。
- ⑥ 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域で行方不明となった者について、所轄警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。
- ⑦ 行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。
- ⑧ 災害救助法の適用に際して世帯数の把握が必要となるため、住家被害、非住家被害については、棟数のみでなく、世帯数の把握も行う。

**2. 県への伝達**

**(1) 災害発生速報の報告**

「本部運営班」は、以下に示す要領で県へ災害発生速報を行う。

**■報告要領**

被害の発生直後に、「本部運営班」は、埼玉県災害オペレーション支援システム（被害情報）により入力・登録することにより県（利根地域振興センター）に報告する。

埼玉県災害オペレーション支援システムによる通信が不可能な場合は、電話、防災行政無線または衛星通信ネットワークで報告する。

ただし、県に伝達できない場合は国（総務省消防庁）に電話又は防災行政無線等で報告する。なお、市域内で震度5強以上を記録した場合は、被害の有無を問わず、国（総務省消防庁）にも報告する。

**■留意事項**

項目	内容
報告すべき災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市災害対策本部を設置したとき。</li> <li>▶ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。</li> <li>▶ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。</li> <li>▶ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認めるとき。</li> <li>▶ 本市の被害は軽微であっても、周辺市町等で広域的な被害が発生しているとき。（本市が壊滅的な被害を受け報告ができない事態に陥っているという誤解を避けるため）</li> </ul>
報告事項	発生速報【様式10】による。

■報告先（県）

	県が警戒体制を施行する前	県が警戒又は非常体制を施行したとき
勤務時間内 (土、日、祭日、年 末年始を除く午前 8時30分から午後 5時15分まで)	利根地域振興センター 電話 048-555-1110 F A X 048-554-4442 防災行政無線 ( ) は FAX (地上系) <u>85-279-951 (950)</u> (衛星系) <u>89-279-951 (950)</u>	利根地域振興センター 電話 048-555-1110 F A X 048-554-4442 防災行政無線 ( ) は FAX (地上系) <u>85-279-951 (950)</u> (衛星系) <u>89-279-951 (950)</u>
勤務時間外	危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 防災行政無線 ( ) は FAX (地上系) <u>85-200-951 (950)</u> (衛星系) <u>89-200-951 (950)</u>	<県災害対策本部設置後> 危機管理防災部災害対策課 電話 048-830-8181 FAX 048-830-8159

■報告先（国）

総務省消防庁（電話）勤務時間内：03-5253-7527 勤務時間外：03-5253-7777
---

(2) 災害経過速報の報告

① 報告要領

災害発生速報の報告以降、「本部運営班」は、おおむね2時間ごとにその時点で判明している最新の情報を県（利根地域振興センター）（県に伝達できない場合は国（総務省消防庁））に電話及び防災行政無線等で報告する。

なお、蓮田市区域内で震度5強以上を記録した場合で、消防庁長官からの要請があった場合は、災害発生速報（第一報）後の報告についても引き続き、国（総務省消防庁）にも報告する。

② 留意事項

災害経過速報の報告に際しての留意事項は、以下のとおりである。

区分	内容
報告すべき災害	2. (1) 災害発生速報の報告 (p186) に準じる。
報告事項	経過速報【様式11】による。
報告先	2. (1) 災害発生速報の報告 (p186) に準じる。
その他	県に報告する情報に外国人の死者及び重症者等が含まれる場合には、その旨を明記する。

3. 災害情報の共有

「情報収集班」は、各班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図にプロットし、その写しを随時各班、関係機関に回付し、情報の共有を図る。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
第3章 初動対応期における災害応急対策活動  
第3節 災害情報の収集・伝達・共有

■ 共有情報

- 死者、行方不明者の発生地点
- 要救出現場の発生地点
- 火災、崖くずれ等の発生地点
- 避難所の開設地点
- ヘリポート
- 物資輸送拠点
- 通行不能区間
- 交通規制地点
- 停電、断水区域 等

## 第4節 広報

市及び防災関係機関は、災害発生後できる限り速やかに市民及び報道機関に対し被害の正確な情報を提供することによって、市民が適切な行動をとれるようにするとともに、パニックを未然に防止する。

### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 広報内容と広報情報の収集機関	関係各班
2. 市民への直接の広報 (1) 市民への広報 (2) 要配慮者への広報	情報発信班
3. 報道機関を通じての広報 (1) 報道機関への災害情報の提供 (2) 報道機関からの取材への対応	
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害に係る情報発信等に関する協定【資料2. 1-44】</li> <li>➤ 広報案文(例)「地震災害の場合」「風水害の場合」【資料4. 7】</li> <li>➤ 災害時における放送等に関する協定【資料2. 1-18】</li> </ul>	

### 1. 広報内容と広報情報の収集機関

広報すべき内容と広報情報の収集機関は、以下のとおりである。

広報内容	収集機関
被害状況	・情報収集班(現場情報班より収集)
市長からのメッセージ	・情報発信班      ・情報収集班
二次災害防止に関する情報	・道路班      ・消防本部班
医療に関する情報(診療可能病院等)	・健康増進班
避難状況に関する情報	・避難所班
水の確保に関する情報	・水道班
食料、救援物資の確保に関する情報	・農政班      ・商工班
遺体の安置等に関する情報	・市民班
電気に関する情報(※)	・東京電力パワーグリッド(株)
下水道、トイレの使用に関する情報	・下水道班      ・みどり環境班
ごみ、瓦礫の処理に関する情報	・みどり環境班
電話に関する情報(※)	・東日本電信電話(株)
通信に関する情報(※)	・(株)NTTドコモ ・ソフトバンク(株) ・KDDI(株)
ガスに関する情報(※)	・東京ガス(株) ・東彩ガス(株) ・(株)日本瓦斯

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
 第3章 初動対応期における災害応急対策活動  
 第4節 広報

広 報 内 容	収 集 機 関
(続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(株)ミツウロコ</li> <li>・(株)サイサン</li> <li>・(株)堀川産業</li> <li>・河原実業(株)</li> <li>・伊藤忠エネクスホームライフ関東(株)</li> </ul>
道路に関する情報 (交通規制状況等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路班</li> <li>・警察署</li> <li>・自治振興班</li> </ul>
公共交通に関する情報(※) (運行状況等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・J R 東日本(株)</li> <li>・国際興業(株)</li> <li>・朝日自動車(株)</li> <li>・丸建つばさ交通(株)</li> </ul>
教育に関する情報(休校等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育班</li> </ul>
店舗・宿泊施設等の営業状況に関する情報 (ガソリンスタンド、銀行等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工班</li> </ul>
ボランティア募集に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市災害ボランティアセンター (自治振興班、福祉班)</li> </ul>

注) ※「情報収集班」が各機関から入手する。

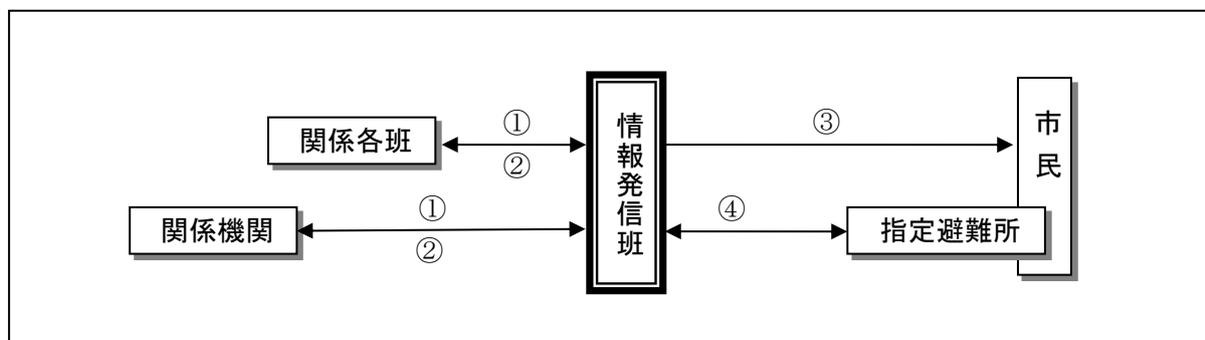
## 2. 市民への直接の広報

広報情報を直接市民に広報する場合は、次のとおりとする。

### (1) 市民への広報

「情報発信班」は、以下の要領で市民に情報の提供を行う。

#### ■市民への広報



#### ■市民への広報手順

- ① 「関係各班」、関係機関は、収集した広報情報を「情報発信班」に伝達し、「情報発信班」は、収集した広報情報を取りまとめる。
- ② 「情報発信班」は、収集した広報情報の他、必要と思われるものは「関係各班」、関係機関から直接収集する。
- ③ 「情報発信班」は、集まった広報情報を市防災行政無線（固定系）での放送、安心安全メール、市ホームページ、公式SNS、緊急速報メール及び広報車の巡回等により市民への広報を行う。
- ④ 「情報発信班」は、集まった広報情報を広報紙・張り紙等により避難所に伝達する。避難所への伝達にあたって要員が不足する場合は市災害ボランティアセンターに登録されたボランティアの協力を得る。

(2) 要配慮者への広報

高齢者、障がい者及び日本語に不慣れな外国人などの要配慮者への広報にあたっては、BizFAX（インターネットFAX）などを活用するとともに、民生委員・児童委員（「福祉班」と協力）、ケアマネージャー（「要配慮者班」と協力）、関係団体、ボランティアを通じて可能な限りきめの細かい広報に努める。

3. 報道機関を通じた広報

報道機関を通じて、広報情報を広報する場合は、以下のとおりとする。

(1) 報道機関への災害情報の提供

「情報発信班」は、プレスルームを設置し、報道機関への災害情報の提供を行う。なお、災害情報の提供にあたっては、岩槻警察署長と連携の上、原則としてその内容についてあらかじめ本部長の承認を得るものとする。

また、放送を要請する場合、「情報発信班」は、県を通じてNHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブ、J:COMに対して行う。なお、やむを得ない場合は、市から直接要請する。

(2) 報道機関からの取材への対応

報道機関からの取材については、「情報発信班」を窓口にして対応する。

## 第5節 消防

「消防本部班」及び「警防班」（蓮田市消防署）は、消防団や防災関係機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を行い、災害から市民の生命、財産を保護する。

### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 火災に関する情報の収集・伝達	消防本部班
2. 消防機関における消防活動 (1) 自主参集等 (2) 自主防災組織、市民等に対する活動協力要請 (3) 消火活動	警防班
3. 消防機関の応援要請 (1) 応援要請の手続き (2) 応援要請の内容 (3) 受け入れ体制	消防本部班
4. 現場指揮本部の設置	警防班
5. 市民、自主防災組織、事業所の役割 (1) 市民 (2) 自主防災組織 (3) 事業所	
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 埼玉県下消防相互応援協定【資料2. 4-5】</li> <li>➤ 埼玉県防災ヘリコプター応援協定【資料2. 5-1】</li> <li>➤ 「管轄区域で発生した大規模火災発生時に必要な消火用水の搬送協力に関する協定」【資料2. 5-4】</li> <li>➤ 「蓮田市内において、火災、風水害、地震等の災害が発生し、または発生のおそれがある場合に必要な消防活動の協力業務に関する協定」【資料2. 5-5】</li> <li>➤ 緊急消防援助隊応援要請連絡別記様式1-2【様式40】</li> </ul>	

#### 1. 火災に関する情報の収集・伝達

「消防本部班」を中心に、火災に関する情報（出火・延焼等）の収集・伝達を行う。  
 火災に関する情報の収集・伝達及び手順は、以下に示すとおりである。

#### 2. 消防機関における消防活動

##### (1) 自主参集等

消防職員及び消防団員は、テレビ、ラジオ等で速報される地震情報により、本市域が震度5強以上（第1配備又は第2配備）のときは、直ちにあらゆる手段で所定の場所に自主的に参集する。

##### (2) 自主防災組織、市民等に対する活動協力要請

「消防本部班」は、自主防災組織や市民に対して、出火防災・初期消火等に協力するよう、「情報発信班」を通じて市防災行政無線（固定系）等により要請する。

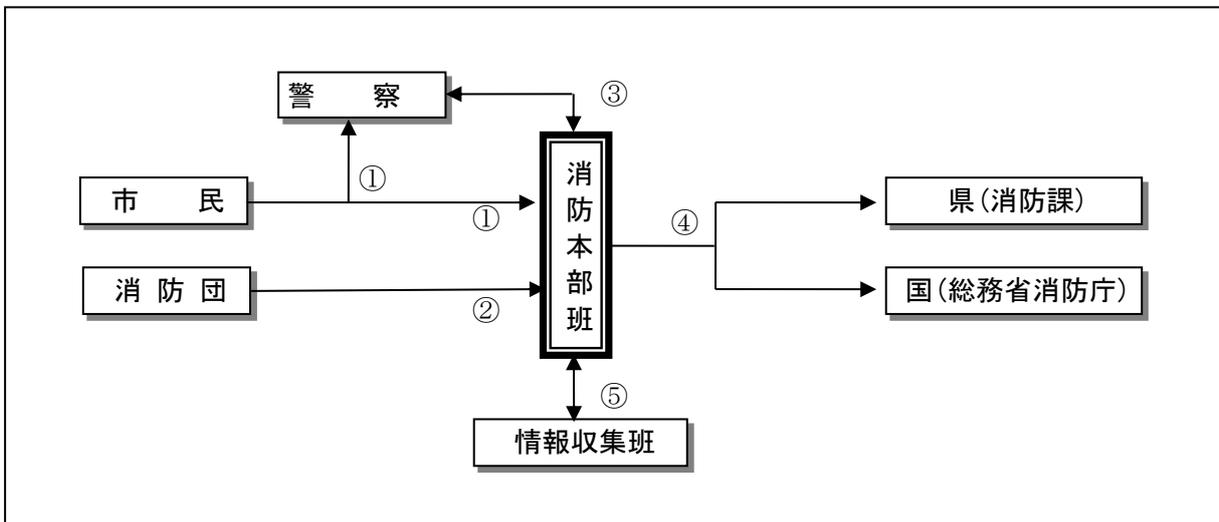
**(3) 埼玉中央生コン協同組合等への活動協力要請**

「消防本部班」は、大規模火災が発生し消火用水の不足が見込まれる場合は「管轄区域で発生した大規模火災発生時に必要な消火用水の搬送協力に関する協定」に基づき締結機関に協力要請する。

**(4) 埼玉県解体業協会への活動協力要請**

「消防本部班」は、大規模火災等が発生し消防本部の保有する資機材では迅速な消防活動を実施することが困難と認められる場合は、「蓮田市内において、火災、風水害、地震等の災害が発生し、または発生のおそれがある場合に必要な消防活動の協力業務に関する協定」に基づき締結機関へ協力要請する。

**■火災に関する情報の収集・伝達**



**■火災に関する情報の収集・伝達手順**

- |  |
|--|
| ① 市民は、火災を発見したときには、「消防本部班」又は警察に通報する。  |
| ② 消防団は、火災を発見したとき、火災発生のお知らせを受けたときは、「消防本部班」に通報する。                                  |
| ③ 「消防本部班」は、火災発生状況等について、岩槻警察署と情報交換する。   |
| ④ 「消防本部班」は、必要に応じて県（消防課）に報告する。県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告する。                         |
| ⑤ 「情報収集班」は、現場情報班から入手した火災発生状況を消防本部班に伝達する。「消防本部班」は、①、②で得た情報を「情報収集班」に伝達し、情報の共有化を図る。 |

**(3) 消火活動**

「警防班」及び消防団員は、以下の要領で消火活動を実施する。

■ 消火活動要領

- 地震発生直後は、居住地付近住民及び自主防災組織に対し、出火防止を指示し、速やかに火災発生状況を把握する。
- 火災が発生したときは、自主防災組織と連携し、初期消火の徹底を図る。また、事業所等に設置されている自衛消防組織についても可能な限りの協力を得て、連携し火災防御活動を進める。
- 消火活動は、飲料水の確保に十分に配慮しつつ、延焼防止を中心に実施する。

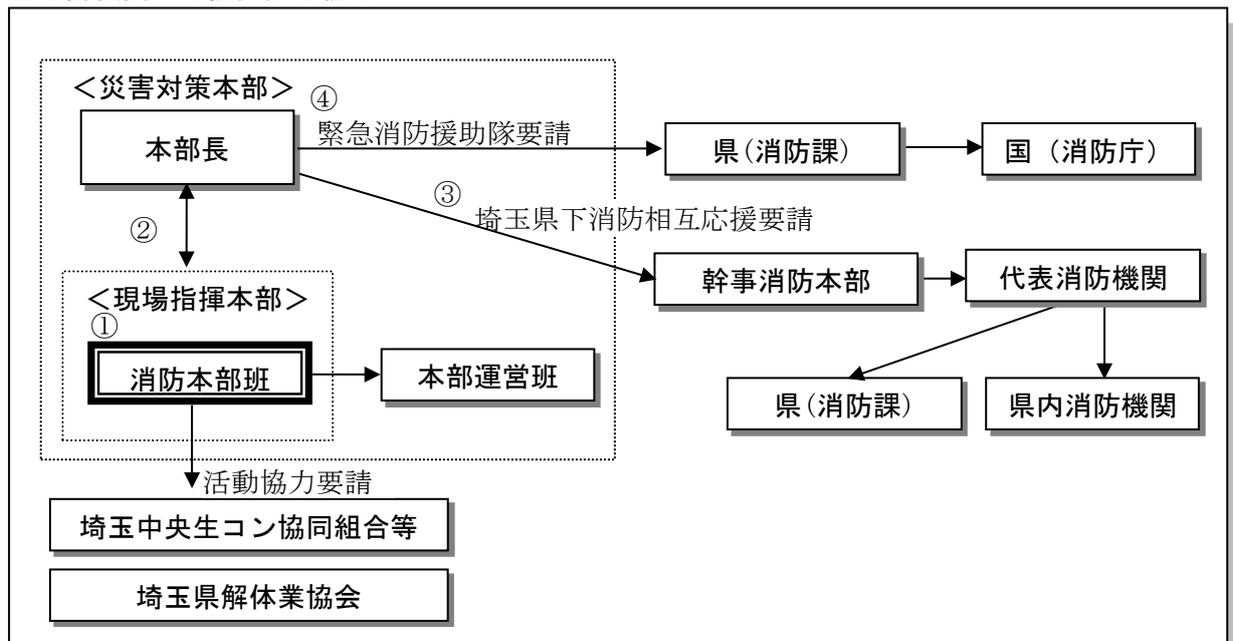
3. 消防機関の応援要請

(1) 応援要請の手続き

同時多発火災の場合、火災の延焼危険性が大きい場合、あるいは要救出現場が多数発生したことにより保有人員、資機材での消防活動が困難と判断した場合、以下のとおり応援要請を行う。

また、県消防防災ヘリコプターの出動要請についても同様である。

■ 消防機関の応援要請手続き



■ 消防機関の応援要請手続き手順

- ① 「消防本部班」は、前述の事態が発生した場合、直ちに現場指揮本部を設置する。
- ② 現場指揮本部は、消防応援対策会議を開き、応援要請の要否を本部長に報告し、下記の事項を決定する。
  - 埼玉県下消防相互応援協定、緊急消防援助隊等、応援要請の規模
  - 必要部隊数（消火、救急、救助、航空隊）
  - 協定に基づく民間協力機関への活動協力要請
  - その他受援に必要な事項
- ③ 本部長は、緊急消防援助隊・広域消防応援の応援要請を県知事（消防課）に要請する。

④ 本部長は、県知事に連絡ができない場合は、消防庁長官に要請する。

## (2) 応援要請の内容

県（消防課）への応援要請の内容については、以下のとおりである。

### ■ 応援要請の内容

- 災害発生日時
- 災害発生場所
- 災害種別
- 人的・物的被害の状況
- 必要部隊の種別及び隊数
- 場外離着陸の状況
- 緊急消防援助隊の進出拠点
- 緊急消防援助隊の到着ルート
- その他必要と思われる状況（気象状況（気温・積雪等）、道路状況）

## (3) 受け入れ体制

受け入れ体制については、「第3編 第1部 第2章 第5節 3. 応援の受け入れ」(p166)を参照のこと。

## 4. 現場指揮本部の設置

現場における消防活動では、複数の防災関係機関（消防団、他市町村の消防機関等）との活動調整並びに情報連絡調整が必要になるため、「警防班」は必要に応じて現場指揮本部を設置し、調整を図る（本部長（代行権限者：消防長））。また、緊急消防援助隊に係る受援体制については、「緊急消防援助隊蓮田市受援計画」に基づき実施する。

## 5. 市民、自主防災組織、事業所の役割

市民、自主防災組織及び事業所は、地震が発生した場合に以下の活動を行う。

### (1) 市民

- ① 揺れが収まるまで待ち、使用していたガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- ② プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの前バルブをそれぞれ閉止する。
- ③ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時における火気の使用に注意を払う。
- ④ 火災が発生した場合は、消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に大声で助けを求める。

### (2) 自主防災組織

- ① 震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- ② 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに、消火器、バケツ等あらゆる手段を

**第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害**  
**第3章 初動対応期における災害応急対策活動**  
**第5節 消防**

用いて初期消火活動にあたる。

- ③ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。
- ④ 多数の住民が避難所で生活する事態となったときは、定期的にパトロールを行い、不審火等の防止に努める。

**(3) 事業所**

- ① 火気の停止、プロパンガス等の供給の遮断等の確認、ガス、石油類等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じる。
- ② 従業員は、火災を発見した場合、事業所内の防災センター、守衛室、電話交換室等定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ③ 事業所の自衛消防隊は、消防設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼防止に努める。  
なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物等が火災になり拡大すると判断される場合は付近の住民に避難を呼びかける。
- ④ 必要に応じて従業員は、顧客等来訪者の避難誘導を行う。誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

## 第6節 救出・救助、救急

「消防本部班」及び「警防班」（蓮田市消防署）は、消防団や防災関係機関と連携して、迅速・的確な救出・救助活動を行うとともに、救急活動に従事する。

### 【活動項目】

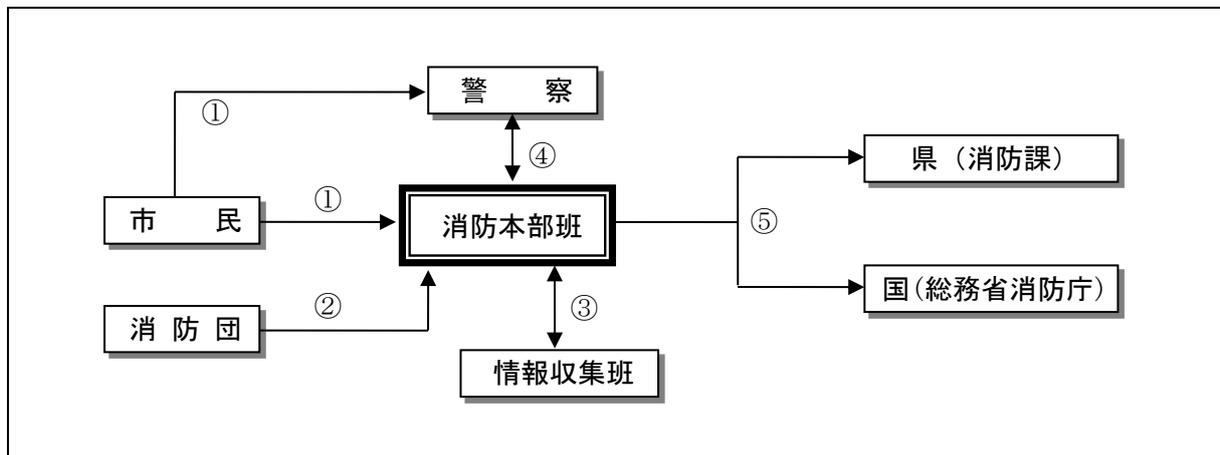
活動概要	担当班等
1. 救出・救助 (1) 要救助現場に関する情報の収集・伝達 (2) 救出・救助活動 (3) 救出・救助活動に係る応援要請 (4) 市民、自主防災組織及び事業所の役割	消防本部班 警防班 道路班
2. 救急 (1) 負傷者の発生状況に関する情報の収集・伝達 (2) 負傷者の応急手当・トリアージ (3) 搬送	消防本部班 健康増進班 警防班
3. 現場指揮本部の設置	警防班
4. 災害救助法が適用された場合の事務	消防本部班
資料・様式	
▶ トリアージタグ【資料6. 1】 ▶ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】 ▶ 救助実施記録日計票【様式2】 ▶ 救助の種目別物資受払状況【様式13】 ▶ 被災者救出状況記録簿【様式14】	

### 1. 救出・救助

#### (1) 要救助現場に関する情報の収集・伝達

「消防本部班」を拠点に、生き埋め等要救助現場に関する情報の収集・伝達を以下のように実施する。

#### ■要救助現場に関する情報の収集・伝達



■要救助現場に関する情報の収集・伝達手順

- |  |
|--|
| ① 市民は、要救助現場を発見したときには、「消防本部班」又は警察に通報する。   |
| ② 消防団は、要救助現場を発見したとき、又は要救助現場発生の通報を受けたときは、「消防本部班」に通報する。                                  |
| ③ 「情報収集班」は、「現場情報班」から入手した要救助現場の情報を「消防本部班」に伝達する。「消防本部班」は、①、②で得た情報を「情報収集班」に伝達し、情報の共有化を図る。 |
| ④ 「消防本部班」は、要救助現場の状況及び救助方針等について、岩槻警察署と情報交換を行う。  |
| ⑤ 「消防本部班」は、要救助現場及び救助活動の状況を必要に応じて県（消防課）に報告する。県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告する。                |

(2) 救出・救助活動

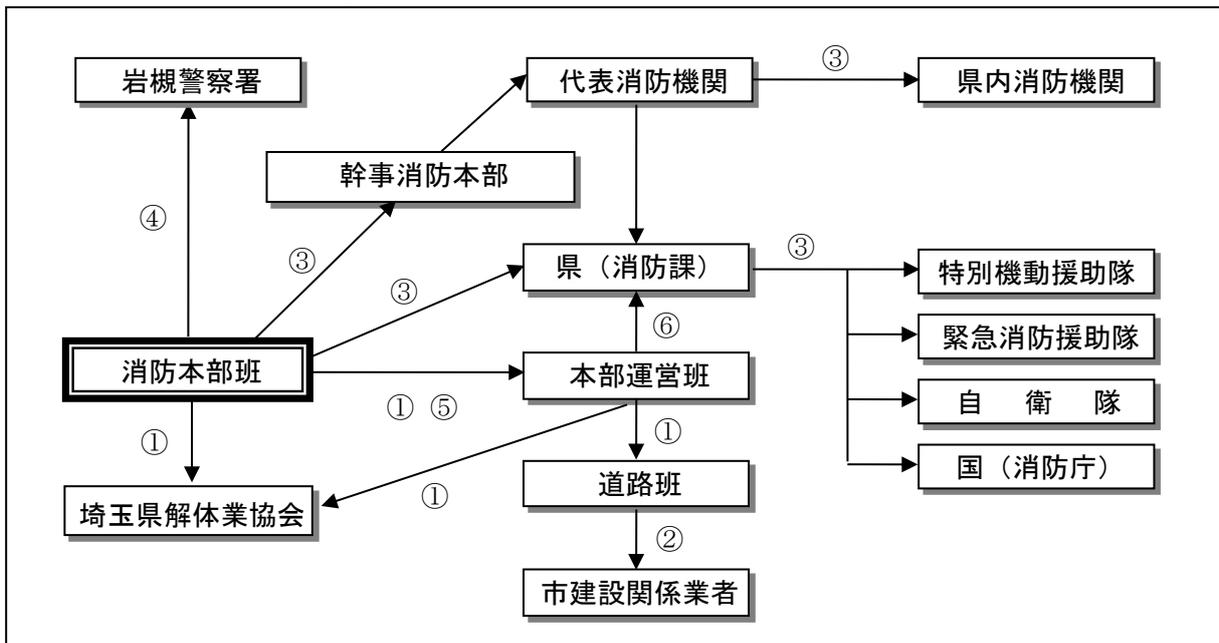
「警防班」を中心に、消防団、自主防災組織、住民と協力して、管轄区域の救出方法を決定し、救助隊が単位となって救出活動を行う。

なお、火災発生及び多数の要救助現場の発生が見込まれる場合には、消防職員及び消防団員（2～3人）、自主防災組織・住民（7～8人）で1班10人程度の救出隊を可能な限り多数編成し、担当区域内をローラー作戦的に回ることにより対応する。

(3) 救出・救助活動に係る応援要請

要救助現場が多数発生し、保有している資機材等では迅速な対応が困難な場合、「消防本部班」は以下のとおり応援要請を行う。なお、応援要請の内容については「第3編 第1部 第3章 第5節 3. 消防機関の応援要請」（p194）を、受け入れ体制については「第3編 第1部 第2章 第5節 3. 応援の受け入れ」（p166）を参照のこと。

■救出・救助活動に係る応援要請



■救出・救助活動に係る応援要請手順

① 「消防本部班」は、建設重機等を必要とする場合、以下の方法により、協力を依頼する。 ・「本部運営班」を通して「道路班」に市内の建設関係業者の協力を依頼 ・埼玉県解体業協会へ直接、又は「本部運営班」を通して協力を依頼
② 「道路班」は、市内の建設関係業者に対して、救出・救助に必要な建設重機等に対する協力依頼をする。
③ 「消防本部班」は、自らの消防力のみでは対処できない場合は、県（消防課）に県内消防機関もしくは埼玉県特別機動援助隊・緊急消防援助隊の応援を要請する。 また、県防災ヘリコプターの出動要請も同様である。
④ 「消防本部班」は、岩槻警察署と十分連絡を取り合いながら、救出・救助活動の応援協力を要請する。
⑤ 「消防本部班」は、自衛隊の災害派遣を求める必要があると認める場合、また、県に③の要請を行った場合は、「本部運営班」にその旨を要請する。
⑥ 「本部運営班」は、⑤の要請を受けたときは、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(4) 市民、自主防災組織及び事業所の役割

市民、自主防災組織及び事業所は、次の活動に努める。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 要救助現場の発見に努め、発見した場合は、「消防本部班」に通報する。</li> <li>➤ 活用できる資機材を用いて可能な限りの救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防機関に協力する。</li> </ul> |
|--|

2. 救急

(1) 負傷者の発生状況に関する情報の収集・伝達

「消防本部班」及び「健康増進班」は、以下の方法で情報を収集・伝達する。

■負傷者の発生状況に関する情報の収集・伝達

班名	内容
消防本部班	119番通報の状況から負傷者発生規模、集中地区を推定し、「情報収集班」に伝達する。
健康増進班	医療機関から負傷者の発生状況に関する情報を入手するとともに、「情報収集班」から「消防本部班」で入手した情報を入手する。

(2) 負傷者の応急手当・トリアージ

① 市民、自主防災組織及び事業所の行う応急手当

市民、自主防災組織及び事業所は、負傷者を発見した場合、止血、心肺蘇生等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。なお、負傷の程度が小さいものの医療処置を受ける必要がある場合は、可能な限り最寄りの診療所で応急手当を受ける。

② 防災機関の行う応急手当・トリアージ

同時に多数の負傷者が発生した現場（生き埋め等）については、「健康増進班」が、「消防本部班」、医療機関等と連携して、現地に医療救護班（「第3編 第1部 第3章 第7節 医療救護」（p202）参照）を派遣し、負傷者の応急手当やトリアージ（「第2編 第4章 第2節 第3 4. トリアージの習熟」（p98）参照）に努める。

(3) 搬送

① 市民、自主防災組織及び事業所の行う搬送

市民、自主防災組織及び事業所は、負傷の程度が重く負傷者を医療機関に搬送する必要がある場合、自らの保有する車両等により市内医療機関へ搬送する。搬送手段の確保が困難な場合は、「消防本部班」に搬送車（救急車等）の出動を要請する。

② 防災機関の行う搬送

救急車の出場要請があった場合は、可能な限り消防本部の保有する救急車で対応する。対応が困難な場合、他の適当な車両を確保し対応する。また、必要に応じてドクターヘリコプターを要請する。救急隊員は、救命処置を要する重症者の搬送を最優先し、重症者の状況に応じ、ドクターカーを要請するとともに応急手当を行う。

3. 現場指揮本部の設置

現場における救出救助活動並びに救急活動では、複数の防災関係機関（消防団、自主防災組織、警察、他市町村の消防機関・緊急消防援助隊、自衛隊、医療救護班等）との活動調整並びに情報連絡調整が必要になるため、警防班は必要に応じて現場指揮本部を設置し調整を図る（本部長（代行権限者：消防長））。

また、緊急消防援助隊に係る受援体制については、「緊急消防援助隊蓮田市受援計画」に基づき実施する。

なお、受援計画に基づくフローは、次頁のとおりとする。

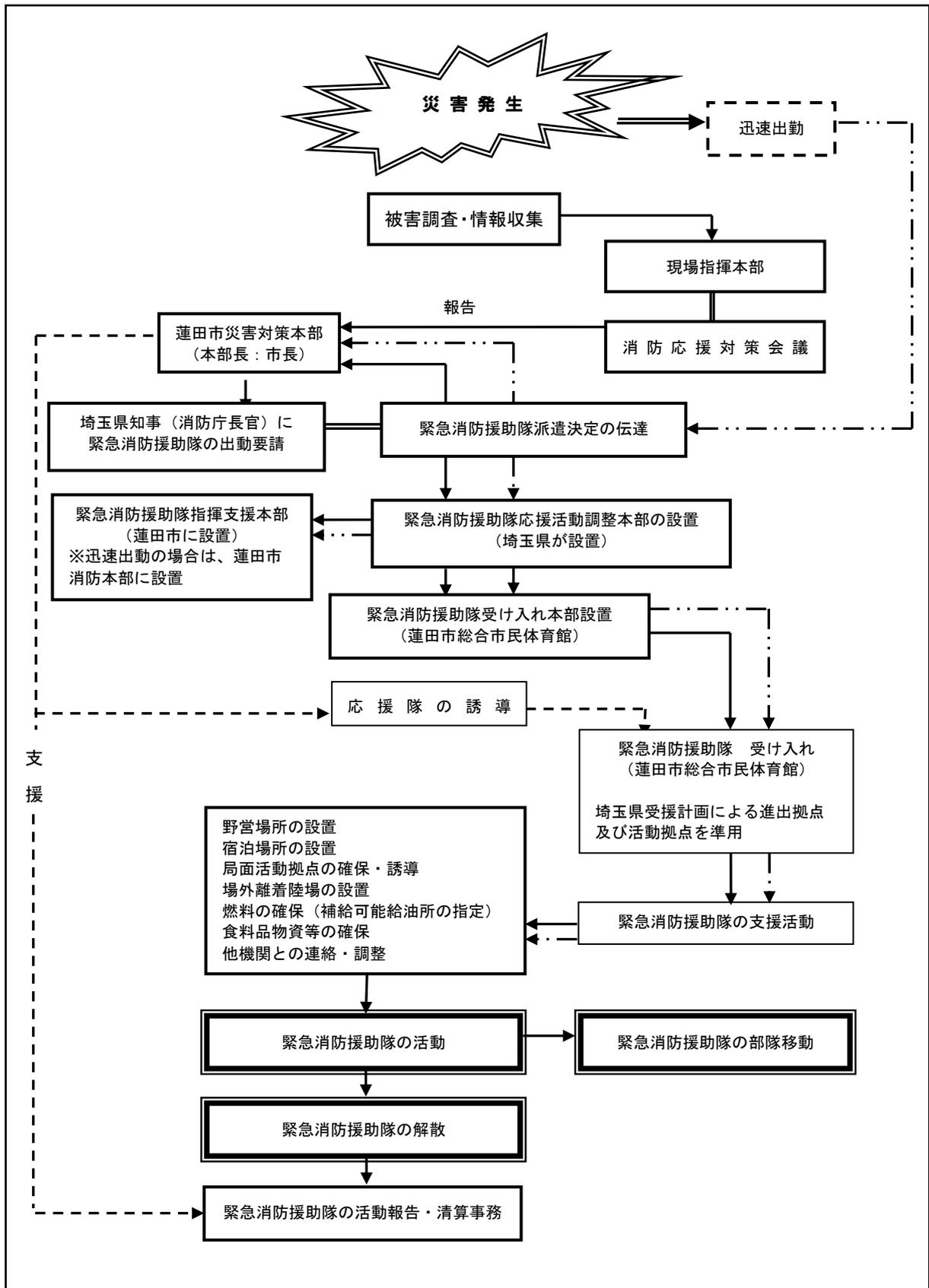
4. 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され救出活動を実施した場合、「消防本部班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
➤ 救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照）
➤ 被災者救出状況記録簿（【様式14】を参照）
➤ 被災者救出用関係支払い証拠書類

■ 受援計画に基づくフロー



資料) 「緊急消防援助隊蓮田市受援計画」

## 第7節 医療救護

災害のため医療機関の機能が停止し、または著しく不足もしくは混乱したため住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療を実施する。

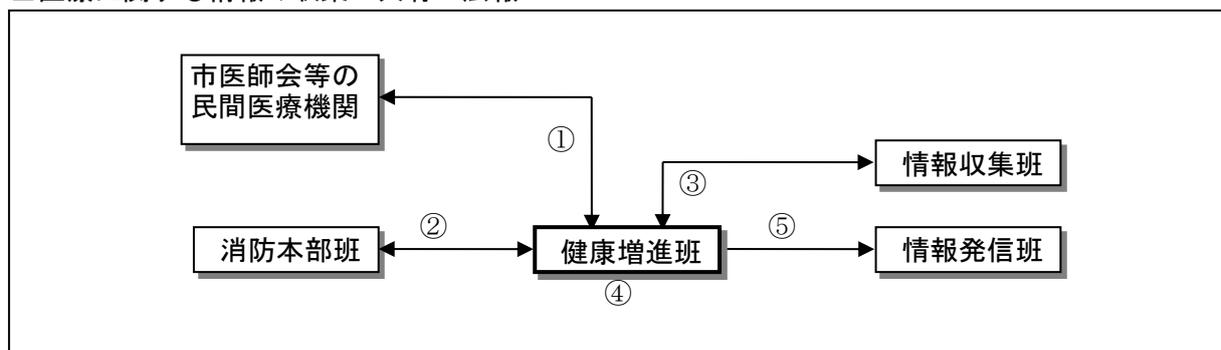
### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 医療に関する情報の収集・共有・広報 2. 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営 3. 後方医療機関への搬送 4. 被災医療機関への支援 5. 医薬品、医療用資機材等の確保 6. 応援の受け入れ 7. 災害救助法が適用された場合の事務	健康増進班
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ※3師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）各会との協定を締結済【資料2. 1】参照</li> <li>➤ 救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）【資料6. 2】</li> <li>➤ 災害拠点病院（埼玉県）【資料6. 3】</li> <li>➤ 救命救急センター（埼玉県）【資料6. 4】</li> <li>➤ 緊急時ヘリコプター離発着場【資料7. 1】</li> <li>➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】</li> <li>➤ 救助実施記録日計票【様式2】</li> <li>➤ 救助の種目別物資受払状況【様式13】</li> <li>➤ 救護班活動状況【様式15】</li> <li>➤ 病院診療所医療実施状況【様式16】</li> <li>➤ 助産台帳【様式17】</li> </ul>	

### 1. 医療に関する情報の収集・共有・広報

「健康増進班」は、医療に関する情報の拠点として、収集・共有・広報を行う。

#### ■医療に関する情報の収集・共有・広報



■医療に関する情報の収集・共有・広報手順

① 「健康増進班」は、市内の民間医療機関に関する以下の情報を把握する。 ア. 被災状況（ライフラインの状況を含む） イ. 稼働状況 ウ. 入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する） エ. 外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する） オ. 血液、医薬品、資器材の状況 カ. 医師、看護師等医療スタッフの状況
② 「消防本部班」は、以下の情報を把握し、「健康増進班」に連絡する。 ア. 要救助現場に関する情報 イ. 救急車の稼働状況 ウ. 119番通報の状況
③ 「健康増進班」は、以下の情報を「情報収集班」から入手し把握する。 ア. 特に甚大な被害を受けている地区の状況 イ. 道路交通の状況（交通規制、渋滞） ウ. 使用可能なヘリコプター、ヘリポートの状況
④ 「健康増進班」は、把握した情報を随時、医療機関、「消防本部班」、「情報収集班」に還元するとともに、照会があればそれに応じる。
⑤ 「情報収集班」は把握した情報のうち、市民等に広報すべき情報を伝達する。

2. 医療救護班の派遣及び医療救護所の設置・運営

「健康増進班」は、「1. 医療に関する情報の収集・共有・広報」により把握した情報を基に医療救護班の派遣の必要性を判断し、必要と認める場合は、市医師会等の民間医療機関の協力により、災害現場、避難所等に医療救護班を派遣する。

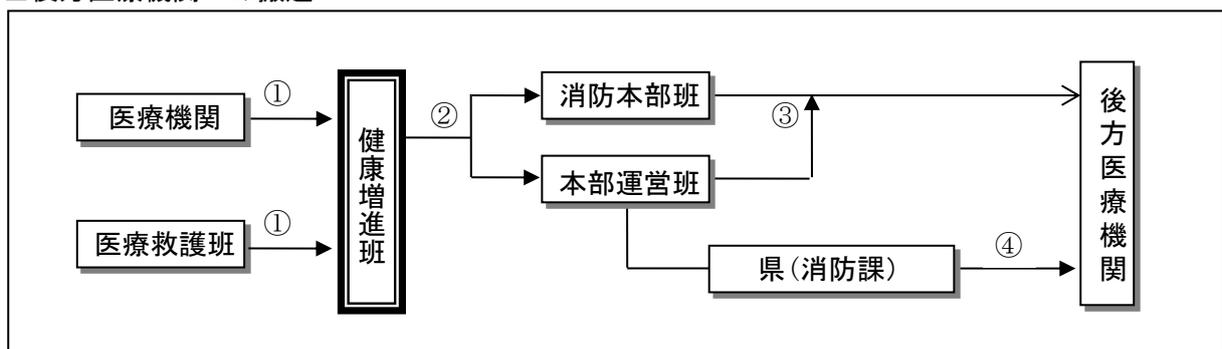
また、医薬品の確保等医療救護班の活動を支援する。

なお、市内のみで対応が困難な場合は、県に対して医療救護班の派遣等を要請する。

3. 後方医療機関への搬送

市内の医療機関で処理の困難な重症者が発生した場合、以下により市外の後方医療機関へ搬送する。

■後方医療機関への搬送



■後方医療機関への搬送手順

- |   |
|---|
| ① 医療機関及び医療救護班は、当該機関で処置が困難な患者が発生した場合、「健康増進班」に後方医療機関への搬送を要請する。  |
| ② 「健康増進班」は、「消防本部班」及び「本部運営班」と協議し、最も適切な搬送手段を確保する。その際、「消防本部班」が救急車等で搬送するが、不足の場合は「本部運営班」が輸送車両を確保する。また、ヘリコプターを用いる場合は「本部運営班」が担当する。 |
| ③ 「消防本部班」は、「健康増進班」と連携して救急車等により患者を後方医療機関へ搬送する。なお、「本部運営班」は、救急車が不足の場合、運送業者、タクシー会社等民間の輸送車両を確保する。                                |
| ④ 「本部運営班」は、ヘリコプターを用いて患者を搬送する場合、県（消防課）に当該輸送手段の確保を要請するとともに、臨時ヘリポート等の管理を行う。  |

4. 被災医療機関への支援

被災した医療機関は、医療機能の麻痺を最小限に食い止めるための対策を講じる。ライフラインの停止（断水、停電、情報通信機能の麻痺）、医療スタッフや医薬品、医療用資器材の不足等で機能が低下した場合は、「健康増進班」に連絡し協力を仰ぐ。「健康増進班」は「本部運営班」及び幸手保健所に協力を仰ぎながら、積極的にこれに協力する。

5. 医薬品、医療用資器材等の確保

「健康増進班」は、医薬品、医療用機材等を、災害の規模に応じて市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等の協力を得て、業者等から調達する。

6. 応援の受け入れ

医療救護班及び医療ボランティアの応援の受け入れは、「健康増進班」を窓口として行う。「健康増進班」は、受け入れにあたって以下の点に努める。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 必要な情報の提供</li><li>➤ 受け入れ場所（医療救護所）に関する調整</li><li>➤ 物資、資器材等の支援</li><li>➤ 宿舎等の支援</li></ul> |
|--|

7. 災害救助法が適用された場合の事務

「健康増進班」は、災害救助法が適用され応急的な医療及び助産を実施した場合、次の帳簿類を整え、「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

区分	帳簿類
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）</li> <li>➤ 救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照）</li> <li>➤ 救護班活動状況（【様式15】を参照）</li> <li>➤ 病院診療所医療実施状況（【様式16】を参照）及び診療報酬に関する証拠書類</li> <li>➤ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類</li> </ul>
助産	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）</li> <li>➤ 救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照）</li> <li>➤ 助産台帳（【様式17】を参照）</li> <li>➤ 助産関係支出証拠書類</li> </ul>

## 第8節 重要道路の確保

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置を実施する。

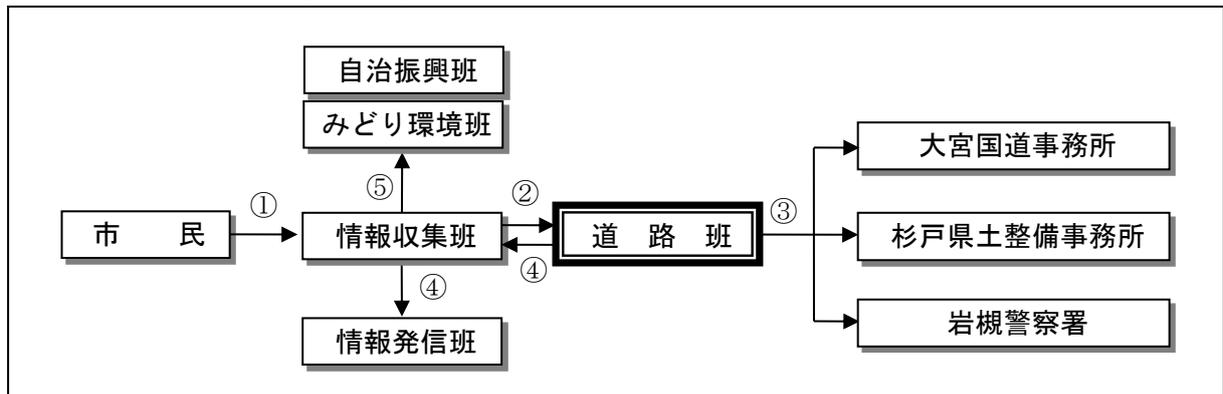
### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 道路の被害状況、交通状況の把握	道路班 情報収集班 情報発信班
2. 交通規制	自治振興班
3. 重要道路の応急措置 (1) 応急措置の実施 (2) 応援要請 (3) 廃棄物の処理	道路班 みどり環境班
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時における優先協力要請に関する協定【資料2. 1-7】</li> <li>➤ 災害時におけるインフラ等の応急対策業務に関する協定【資料2. 1-16】</li> <li>➤ 市内の緊急輸送道路と重要道路【資料7. 2】</li> </ul>	

### 1. 道路の被害状況、交通状況の把握

地震発生後の市内の道路の被害状況、交通状況（公安委員会等の実施する交通規制の状況を含む）については、以下のとおり把握する。

#### ■道路の被害状況、交通状況の把握



## ■道路の被害状況、交通状況の把握手順

- |  |
|--|
| ① 「情報収集班」は、市民からの通報を受け付ける。  |
| ② 「情報収集班」は、市民から入手した情報を「道路班」に報告する。  |
| ③ 「道路班」は、パトロール等を実施して市内の緊急輸送道路等主要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、国土交通省大宮国道事務所、杉戸県土整備事務所、岩槻警察署等関係機関と連絡をとり、市内の道路被害の状況及び交通状況（公安委員会等の実施する交通規制の状況を含む）を把握する。 |
| ④ 「道路班」は、②及び③で把握した情報をとりまとめて、逐次「情報収集班」に報告するとともに、市民への広報に努める（「情報発信班」に報告）。   |
| ⑤ 「情報収集班」は、④により得た情報を「自治振興班」及び「みどり環境班」に伝達する。  |

## 2. 交通規制

「自治振興班」は、被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要であると認めるときは、県公安委員会（警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。また、市道の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるときは、道路法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施す。

なお、道路管理者（大宮国道事務所、杉戸県土整備事務所、市）は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の発令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

## 3. 重要道路の応急措置

### （1）応急措置の実施

「道路班」は、被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう以下の点を考慮し、市内の建設業者の協力を得て重要道路の応急措置を行う。

なお、市内の国道、県道については、杉戸県土整備事務所が所管しており、応急措置を必要とする場合は連絡し、応急措置を要請する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 消火活動、救出活動上重要な道路</li><li>➤ 緊急医療上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送へリポートに通じる道路）</li><li>➤ 緊急救援物資の輸送上重要な道路</li><li>➤ 広域応援受け入れ上必要な道路</li></ul> |
|--|

### （2）応援要請

「道路班」は、被害甚大で、市内の建設業者で対応が難しい場合は、県に自衛隊等の応援を依頼する（自衛隊の応援は「本部運営班」に要請）。

### （3）廃棄物の処理

「みどり環境班」は、重要道路の応急措置により発生した廃棄物については、「道路班」と協議して適切に処理する。

## 第9節 輸送手段の確保

災害時における被災者、災害応急対策要員、災害対策用資機材及び救援物資等の緊急輸送について、輸送手段を速やかに確保する。

### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 車両の確保 (1) 緊急通行車両の確保 (2) 輸送車両の確保	本部運営班 (関係各班)
2. ヘリコプターの確保	
3. 小型船舶の確保	
4. 輸送拠点の確保	
5. 災害救助法が適用された場合の事務	
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定【資料2. 1-6】</li> <li>➤ 緊急時ヘリコプター離発着場【資料7. 1】</li> <li>➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】</li> <li>➤ 救助実施記録日計票【様式2】</li> <li>➤ 救助の種目別物資受払状況【様式13】</li> <li>➤ 緊急通行車両等事前届出書【様式18】</li> <li>➤ 緊急通行車両等確認申請書【様式19】</li> <li>➤ 輸送記録簿【様式20】</li> </ul>	

### 1. 車両の確保

#### (1) 緊急通行車両の確保

##### ① 確認申請の準備

本市域において震度5強以上の地震が発生した場合、「本部運営班」は、交通規制の実施に備え事前届け出した緊急通行車両を確認するとともに、必要に応じて緊急通行車両の確認申請の準備を行う。

##### ② 確認申請

交通規制が実施された場合、「本部運営班」は、直ちに県公安委員会に緊急通行車両の確認申請を行い、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。交付を受けた標章及び証明書は当該車両の前面の見やすい場所に掲示する。

#### (2) 輸送車両の確保

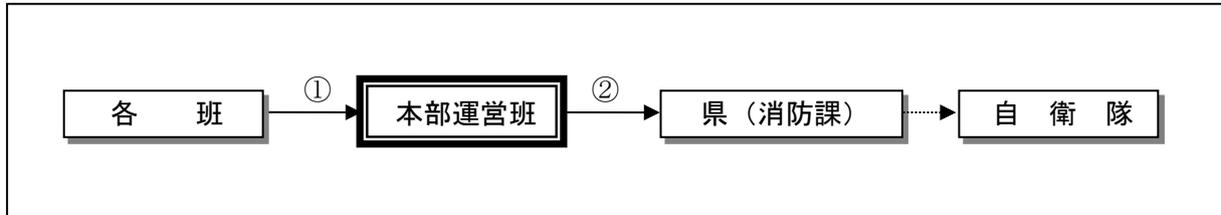
市有車両については、原則として「関係各班」が「本部運営班」と調整して各々確保することとするが、不足する場合は「本部運営班」が、運送業者、タクシー会社等民間の輸送車両を確保する。

また、燃料の確保については、市内取扱業者の協力を得て実施する。

## 2. ヘリコプターの確保

輸送手段として、ヘリコプターが効果的と判断された場合、「関係各班」は以下によりヘリコプターを確保する。

### ■ヘリコプター要請



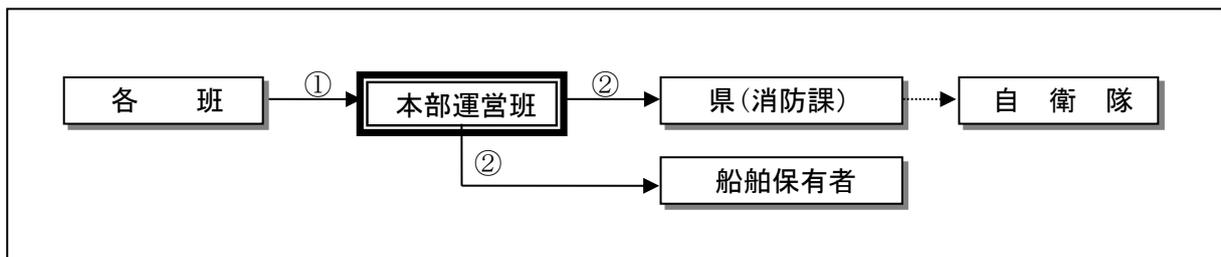
### ■ヘリコプター要請の手順

- ① 「関係各班」はヘリコプターを確保する場合、「本部運営班」に県に対する応援要請を依頼する。
- ② ①の要請を受けた「本部運営班」は、県に対して県保有ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の応援要請を行う。なお、応援の受入・調整並びにヘリポートの管理は、「本部運営班」が行う（「第3編 第1部 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼」(p168)参照）。

## 3. 小型船舶の確保

「関係各班」は、輸送手段としてボート等小型船舶が効果的と判断された場合、以下により船舶を確保する。

### ■小型船舶の要請



### ■小型船舶要請の手順

- ① 「関係各班」は、自衛隊及び船舶保有者の保有する船舶を確保する場合、「本部運営班」に応援要請を依頼する。
- ② 要請を受けた「本部運営班」は、県に対して自衛隊への要請を依頼する。また、船舶保有者に対して協力を要請する。

※応援の受け入れ及び調整は、応援要請を行った「本部運営班」が行う。

## 4. 輸送拠点の確保

市外から大量の物資等（食料、水、生活必需品、応急仮設住宅建設用資材、医薬品等）を受け入れる場合、当該物資等に関する「関係各班」は、物資集積拠点（蓮田市総合市民体育館）

**第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害**  
**第3章 初動対応期における災害応急対策活動**  
**第9節 輸送手段の確保**

を「本部運営班」と調整の上速やかに開設・運営し、効率的な受け入れ・配送に努める。

**5. 災害救助法が適用された場合の事務**

災害救助法が適用され、応急救助のための輸送を実施した場合、「本部運営班」は、次の帳簿類を整え、「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
➤ 救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照）
➤ 輸送記録簿（【様式20】を参照）
➤ 輸送費関係支払証拠書類

## 第10節 避難

災害のために被害を受ける場合、又は受けるおそれがある場合、住民に対して避難情報の発令及び避難誘導を行うとともに、避難所の開設を迅速に進める。

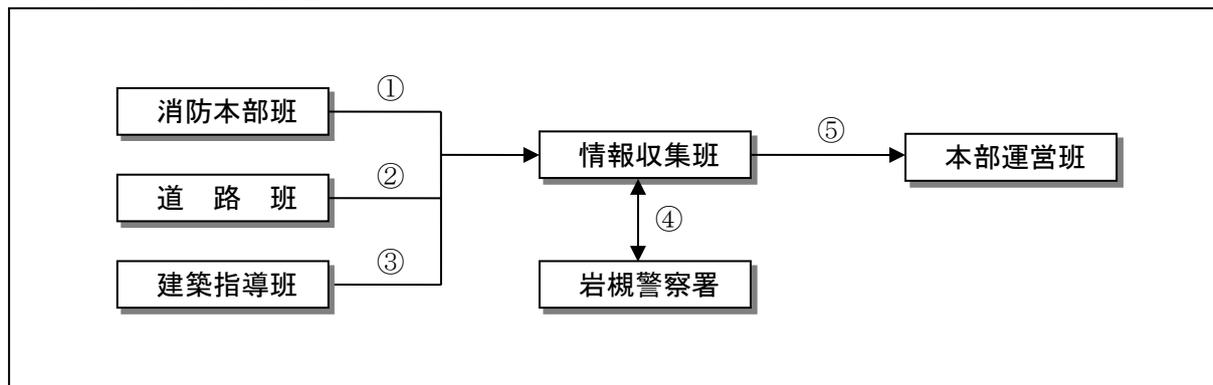
### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 避難に関する状況把握	本部運営班 関係各班
2. 避難情報の発令、警戒区域の設定 (1) 手順 (2) 市民等への伝達内容 (3) 関係機関との連絡調整	本部運営班
3. 避難誘導 (1) 避難の誘導者 (2) 避難順位 (3) 誘導方法及び輸送方法 (4) 避難行動要支援者に対する避難誘導	現場情報班 警防班 福祉班 要配慮者班
4. 避難所の開設	教育総務班 (施設管理者)
5. 避難者名簿の作成	避難所班 教育総務班
6. 避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策	避難所班 教育総務班
7. 市外（県外を含む）からの避難者の受入れ	本部運営班
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時の避難場所相互利用に関する協定【資料2. 2-1】【資料2. 2-4】【資料2. 2-5】</li> <li>➤ 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定【資料2. 2-2】</li> <li>➤ 災害時における相互応援に関する協定【資料2. 2-3】</li> <li>➤ <u>原子力災害等における焼津市民の県外広域避難に関する協定【資料2. 2-8】</u></li> <li>➤ 災害時における県立学校の使用に関する覚書【資料2. 1-1 1】</li> <li>➤ 県立蓮田松韻高等学校防災用施設及び備蓄品に関する覚書【資料2. 1-1 3】</li> <li>➤ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表【資料8. 2】</li> <li>➤ 避難者名簿【様式2 1】</li> </ul>	

#### 1. 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、以下に示す情報の収集及び手順で行う。

■避難に関する状況把握



■避難に関する状況把握の手順

- ① 「消防本部班」は、火災及び危険物施設の状況等を把握し「情報収集班」に報告する。
- ② 「道路班」は、道路、橋りょう及び河川等の状況を「情報収集班」に報告する。
- ③ 「建築指導班」は、点検を行った建築物（特に避難所）の状況を「情報収集班」に報告する。
- ④ 「情報収集班」は、岩槻警察署と被害状況等の情報を交換する。
- ⑤ 「本部運営班」は、①～④の情報を「情報収集班」から入手し、避難指示、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

## 2. 避難情報の発令、警戒区域の設定

### (1) 手順

「本部運営班」は、1. の状況を本部長に報告し、本部長は必要に応じて避難情報の発令、警戒区域の設定を行う。

避難情報の発令、警戒区域の設定を行う場合は、市防災行政無線（固定系）、安心安全メール、市ホームページ、[公式SNS](#)、緊急速報メール及び広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な市民への伝達に努める（伝達は「情報発信班」及び「情報収集班」が実施）。

■避難情報、警戒区域の設定について

災害対策基本法第60条に基づく「避難指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、居住者等を立ち退かせるものである。

また、同法第63条第1項に基づく「警戒区域の設定」とは、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに、縄張り等により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものである。

この他、警察官、自衛官等にも避難指示、警戒区域の設定に関する権限が付与されており、「本部運営班」はこれらの機関と十分な連携をとる必要がある。

■ 避難指示の実施責任者

実施者	災害の種類	要件	根拠
市長（市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは知事）	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき	災害対策基本法第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条
知事、その命を受けた吏員	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認めるとき。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊の自衛官	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合。	自衛隊法第94条

■ 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警察官	災害全般	同上の場合において、市長もしくはその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害対策基本法第63条第2項
		人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合。	警察官職務執行法第4条第1項
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害全般	市長が職権を行う場合において、その職権を行うことができる者がその場にいない場合。	災害対策基本法第63条第3項
消防吏員又は消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、消防活動の確保を主目的に設定する。	消防法第36条において準用する同法第28条
消防団長、消防団員又は消防機関に属する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において。	水防法第21条

注) 警察官は、消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第1次的な設定権者が現場にいないか又は要求があったときは警戒区域を設定できる。

**第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害**  
**第3章 初動対応期における災害応急対策活動**  
**第10節 避難**

**(2) 市民等への伝達内容**

避難指示の発令、警戒区域の設定を行う場合の市民等への伝達は、以下の内容を明示して行う。

- ▶ 差し迫っている具体的な危険予想
- ▶ 避難対象地区名
- ▶ 避難日時、避難先及び避難経路
- ▶ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
  - ア. 火気等危険物の始末
  - イ. 2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
  - ウ. 素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用
  - エ. 隣近所そろって避難すること等
- ▶ 指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴うなど、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うこと

また、新型コロナウイルス等の感染症対策として、次の事項についても周知する。

- ▶ 自宅での安全確保がきる場合は、在宅避難について検討すること。
- ▶ 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- ▶ 備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- ▶ 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。
- ▶ 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと。

**(3) 関係機関との連絡調整**

避難指示、警戒区域の設定は、各根拠法令に基づき、市、消防本部、警察署、県知事の命を受けた者、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官により行われる場合があり、混乱をきたさないためにはこれら防災関係機関相互の緊密な連絡調整が必要である。

そこで、「本部運営班」はこれらの機関と緊密な情報交換を行い、市民に混乱を招くことのないよう注意する。

なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（災害対策課）に災害経過速報（「第3編 第1部 第3章 第2節 市民からの通報・問い合わせの処理」(p181) 参照）等により電話、県防災行政無線等を通じて速やかに報告する（災害対策基本法第60条）。

**3. 避難誘導**

**(1) 避難の誘導者**

避難指示が発せられた場合、「現場情報班」は、消防職員（警防班員）、消防団員と連携し、自治会及び自主防災組織の協力を得て、避難場所等安全な場所に市民等を誘導又は移送する。

(2) 避難順位

避難は、緊急避難の必要がある地域から次の順位で行う。

- 老幼者、傷病人、妊産婦、障がい者等の要配慮者及び必要な介護者
- 市民
- 防災従事者

(3) 誘導方法及び輸送方法

- 避難経路の明示
- 避難経路中の危険個所の事前伝達
- 避難経路中の危険個所に誘導員を配置
- 夜間においては、可能な限り投光機、照明器具を使用
- 出発、到着の際の人員確認
- 自力立ち退きが不可能な避難者に対する車両輸送(状況に応じて県へ応援要請を行う)
- 警察官、消防職員(警防班員)、消防団員等による現場警戒区域の設定

(4) 避難行動要支援者に対する避難誘導

要配慮者の中でも介助人の欠如、補装具の破損、避難所までの安全な避難が困難(特に知的・視覚・聴覚障がい者)等によって、自力による避難所への移動が困難な避難行動要支援者については、避難誘導が必要となる。

そのため、「要配慮者班」及び「福祉班」は、避難支援等関係者の協力を得て、個別避難計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。

4. 避難所の開設

震度5強以上の地震が発生した場合、又はそれ以下の震度でも自宅等で生活することが困難な者が生じた場合、避難所を開設する。その際の手順は以下のとおりである。

■勤務時間内に発災した場合

順番	実施内容
①	災害対策本部から避難所開設の連絡を受けた施設管理者は、施設の安全性の点検(建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等)を行う。
②	異常がないと認める場合は、避難所を開設することとし、施設管理者は「本部運営班」、「避難所班」に報告する。 (※点検が終了するまでは、避難者を校庭等に待機させておく。)
③	異常がある場合は、「本部運営班」及び「避難所班」に報告し指示を仰ぐ。
④	「避難所班」は、避難所開設後、避難者名簿の作成等運営管理を開始する(「教育総務班」がサポートする。)

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
第3章 初動対応期における災害応急対策活動  
第10節 避難

■勤務時間外に発災した場合

順番	実施内容
①	避難所施設管理者及び「現場情報班」は、所定の避難所に参集し、施設の安全性の点検（建物の傾き、床及び壁のひび割れ、ガラスの破損、落下物の危険性等）を行う。
②	以降は、「■勤務時間内に発災した場合」の②～④と同様とする。

5. 避難者名簿の作成

「避難所班」は、避難所を開設した場合、避難所施設管理者（責任者）及び避難住民の協力を得て避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う（「教育総務班」がサポートする。）。

名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

6. 避難所における新型コロナウイルス等の感染症対策

避難所では、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和2年5月、埼玉県）及び「避難所における感染症対策マニュアル」（令和2年8月、蓮田市）、「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設への対応方針（令和2年5月、蓮田市）」に沿って、新型コロナウイルス等の感染症対策を取るものとする。

7. 市外（県外を含む）からの避難者の受入れ

市は防災協定を締結している市町の避難者はもとより、県内外を問わず広域避難者に対して可能な限り避難所の調整を行い、積極的に受け入れる。

中部電力浜岡原子力発電所による原子力災害発生時に、静岡県焼津市民が県外へ避難する場合は、協定に基づき、焼津市からの要請（静岡県及び埼玉県経由）により受入れを行う。

## 第11節 二次災害の防止

地震発生後の余震等による建築物・構造物等の二次災害及び危険物漏洩や水害等の二次災害による人的被害の防止対策を行い、住民の安全を図る。

### 【活動項目】

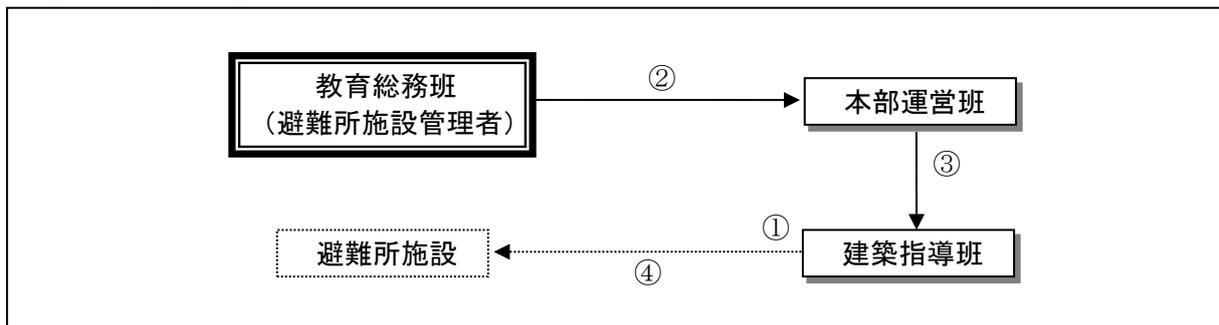
活動概要	担当班等
1. 建築物・構造物の二次災害防止 (1) 避難所施設の点検 (2) 市有施設の点検及び避難対策・応急対策 (3) 市所管道路、橋りょう等構造物の点検及び応急対策	建築指導班 道路班
2. 民間建物の応急危険度判定	建築指導班
3. 水害の防止	道路班
4. 爆発物・有害物質による二次災害防止活動	消防本部班
5. 二次災害防止のための市民への呼びかけ	関係各班 情報発信班
資料・様式	
▶ 蓮田市被災建築物応急危険度判定要綱【資料1.6】 ▶ 防災点検報告書【様式1】	

### 1. 建築物・構造物の二次災害防止

#### (1) 避難所施設の点検

避難所施設の点検は、以下に示す手順で実施する。

#### ■ 避難所施設の点検



第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
 第3章 初動対応期における災害応急対策活動  
 第11節 二次災害の防止

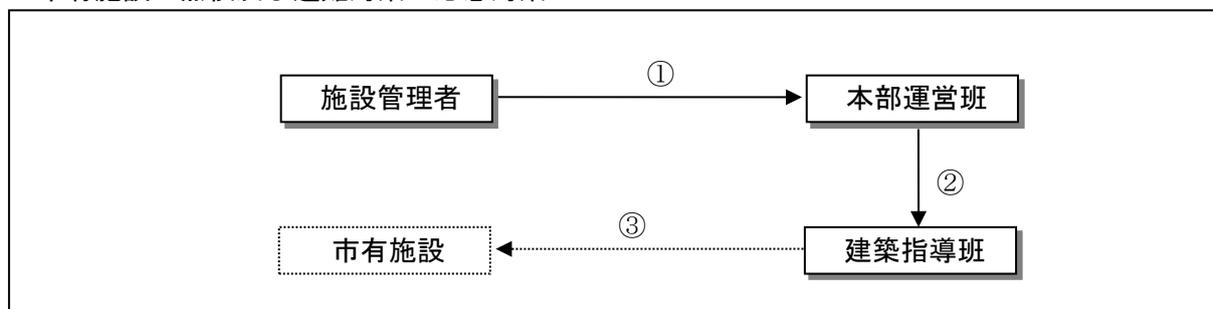
■避難所施設の点検手順

- |  |
|--|
| ① 「建築指導班」は、指定避難所に対して建築士会等の協力を得て点検体制を整える。   |
| ② 「教育総務班」は、当該施設の安全性に留意するとともに、必要な場合は、「本部運営班」に対して重点的な点検を要請する。  |
| ③ 「本部運営班」は、「建築指導班」に当該施設の点検を要請する。   |
| ④ 「建築指導班」は、当該施設の点検を行うとともにその他の避難所施設についても順次点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要に応じて応急措置を施す。 |

(2) 市有施設の点検及び避難対策・応急対策

市有施設の点検及び避難対策・応急対策は、以下に示す手順で実施する。

■市有施設の点検及び避難対策・応急対策



■市有施設の点検及び避難対策・応急対策手順

- |   |
|---|
| ① 市有施設の管理者（(1)の避難所施設を除く）は、地震後当該施設の使用にあたって安全性に留意するとともに、必要な場合は、「本部運営班」に対して専門職員による点検を要請する。             |
| ② 「本部運営班」は、「建築指導班」に当該施設の点検を要請する。  |
| ③ 「建築指導班」は、当該施設の点検を行う。なお、要員等が不足する場合は、建築士会及び県等に応援を求める。危険性が認められるときは、避難及び立入禁止の措置を行うとともに、必要な場合、応急措置を施す。 |

(3) 市所管道路、橋りょう等構造物の点検及び応急対策

「道路班」は、地震後市の所管する道路、橋りょう等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止め等の措置をとるとともに、必要な場合は応急措置を実施する。この際、必要に応じて市内の建設業者や県等に応援を求める。

2. 民間建物の応急危険度判定

「建築指導班」は、地震による被害状況を勘案し、建築物の応急危険度判定の必要性を決定する。応急危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の応急危険度判定士の応援を要請するとともに県に支援を要請する。また、「建築指導班」は、地震及び降雨による宅地の崩壊による二次災害に対して、安全であるかの判定活動を宅地危険度判定の

必要性を決定する。宅地危険度判定を実施すると決定した場合は、市判定実施本部を設置し、市内の宅地危険度判定士の応援を要請するとともに県に支援を要請する。

判定作業の実施にあたっては、以下の点に留意する。

■判定作業実施に際しての留意事項

- 判定士の集合場所の確保、管内図・住宅地図や必要機器の準備等を行う。
- 判定作業は2名以上（1級建築士を1名以上含む）のチーム編成とし、担当地区を決めて判定作業を実施する。
- 出勤にあたって、腕章、判定票、記録用紙等を配布する。
- 建築学会等民間団体の協力の申し出があった場合は、「建築指導班」が効果的な活動のために必要な調整を行う。

■応急危険度判定士の参集から解散まで

順番	実施手順	実施内容
①	受付	判定実施本部へ氏名・登録番号等の申告
②	班分け	判定実施本部から班分けの発表、班ごとに集合
③	班長に対するガイダンス 資機材の配布	班長は所定の場所に集合し、判定実施本部からの説明を受け、資機材を受け取る
④	出勤	準備完了後、判定実施本部からの指示に従い出勤
⑤	判定	判定調査票記入マニュアルに従い、判定活動に従事
⑥	報告	班長にその日の判定結果を報告し、判定調査票を提出 班長は結果を集計し、判定実施本部へ報告
⑦	解散・宿泊地への移動	判定実施本部又は班長の指示により、解散又は宿泊地へ移動

### 3. 水害の防止

地震後の水害を防止するため、「関係各班」は、次のような二次災害防止活動を行うとともに、市民への注意・呼びかけが必要な事項については広報活動を行う。

■水害防止活動

項目	内容
点検及び 応急措置	「道路班」は、大規模な地震が発生した場合は、河川を巡視し、施設の点検、被害状況の把握に努める。水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を講じるよう要請する。緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害の拡大防止に努める。この際、必要に応じて市内の建設業者等の協力を得る。
避難の呼びかけ 又は指示	地震による二次災害が予想され、著しい危険が切迫していると認められる場合、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけ又は指示を行う。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
第3章 初動対応期における災害応急対策活動  
第11節 二次災害の防止

項目	内容
応援要請	市長は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を求める。また、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求める。

#### 4. 爆発物・有害物質による二次災害防止活動

「消防本部班」は、爆発物、有害物質による二次災害（環境汚染を含む）を防止するため、次に掲げる施設等を対象に、被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行い、市民への注意・呼びかけが必要な事項については、広報活動を行う。

##### ■二次災害防止活動対象施設

- 危険物施設
- 火薬保管施設
- ガス施設
- 毒劇物施設
- 放射性物質施設
- クリーニング施設
- その他危険物には満たない指定可燃物施設等

#### 5. 二次災害防止のための市民への呼びかけ

「情報発信班」は、「関係各班」からの情報により、1～4の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「第3編 第1部 第3章 第4節 広報」(p189)に従って広報活動を行う。

## 第12節 給水

災害が発生したときは、上水道施設の損壊等による断水が予想されるので、迅速かつ的確に応急対策活動ができるように必要な措置を講じておく。

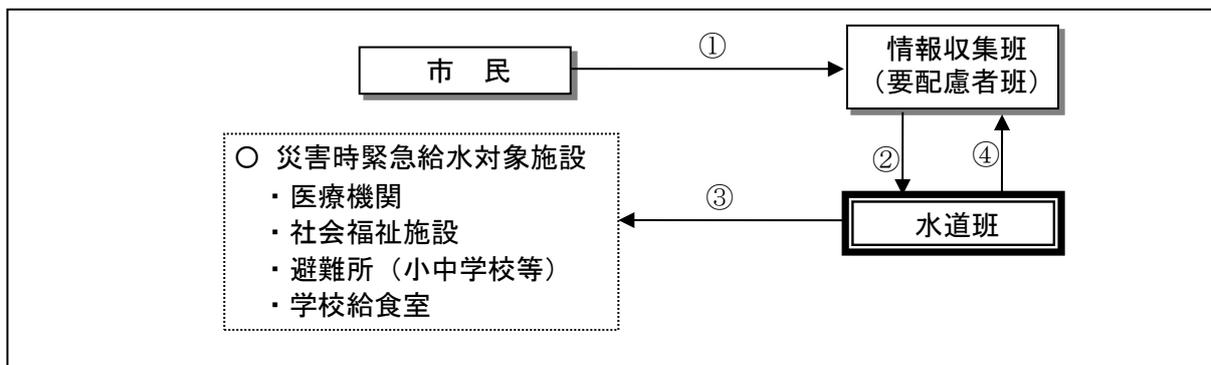
### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 被害状況の把握	水道班 情報収集班 要配慮者班 (関係各班)
2. 給水体制の確立 (1) 水の確保 (2) 給水量と期間 (3) 給水方法 (4) 要配慮者への配慮	
3. 広報	
4. 施設の応急復旧 (1) 復旧班の編成 (2) 応急復旧 (3) 資機材の調達	
5. 災害救助法が適用された場合の事務	水道班
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害時における水道施設の復旧に関する協定【資料2. 1-8】</li> <li>▶ 災害時におけるプール用水及び避難場所等の提供に関する協定【資料2. 1-5 5】 ※その他、飲料水の供給に関する協定を複数締結済【資料2. 1】参照</li> <li>▶ 蓮田市管工事業協同組合名簿【資料6. 7】</li> <li>▶ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】</li> <li>▶ 救助実施記録日計票【様式2】</li> <li>▶ 救助の種目別物資受払状況【様式13】</li> <li>▶ 飲料水の供給簿【様式22】</li> </ul>	

### 1. 被害状況の把握

災害時の上水道の被害状況の把握は、次により行う。

#### ■上水道の被害状況把握



第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
 第3章 初動対応期における災害応急対策活動  
 第12節 給水

■上水道の被害状況把握の手順

- |   |
|---|
| ① 「情報収集班」は、市民からの通報を受理する（本章第2節を参照）。  |
| ② 「情報収集班」は、市民から入手した情報を「水道班」に伝達する。   |
| ③ 「水道班」は、災害時緊急給水対象施設との間で水道施設の被害状況等について情報交換を行う。                                  |
| ④ 「水道班」は、市民からの情報を受理する他、パトロール等を実施して市内の上水道の被害状況を把握する。把握した水道施設の被害状況等は「情報収集班」に報告する。 |

2. 給水体制の確立

断水時の給水は、「水道班」及び「関係各班」が以下の方針で実施する。

(1) 水の確保

発災後は以下により水を確保する。最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、近隣市町村又は県に速やかに応援を要請するものとする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 配水池（上水道施設）</li> <li>➤ 市役所駐車場の貯水槽、駅西口広場の貯水槽</li> <li>➤ 学校プール等の水の浄水器ろ過（幸手保健所等に水質検査を依頼）<br/>※ 生活用水としても利用する。</li> <li>➤ 民間井戸（幸手保健所等に水質検査を依頼）</li> </ul> |
|--|

(2) 給水量と期間

給水供給量は、災害発生時から3日目までは、生命維持のため最低限必要量として1人1日約3リットル、4日目以降は、飲料水及び炊事のための水を合計した約20リットルを目標とする。

(3) 給水方法

市の給水方法は、以下に示す方法で実施する。

■市の給水方法

給水手段	内容
災害時緊急給水対象施設への運搬給水	災害時緊急給水対象施設については、給水タンク等を運搬して給水する。
給水タンクによる拠点給水	公共施設の駐車場や公園などに給水タンクを設置し給水する。（市域が広範囲にわたって断水している場合は、給水効率を優先するため、戸別の給水は災害時緊急給水対象施設を除き原則として行わない。）
民間井戸の開放	民間井戸の開放を所有者に要請する。

(4) 要配慮者への配慮

いずれの給水方式も戸別給水ではないため、特に高齢者や障がい者にとっては水の運搬等が大きな負担となる。そのため、「水道班」は、「情報収集班」及び「要配慮者班」と協力し

て要配慮者への給水状況を把握し、必要な場合は、自主防災組織、民生委員・児童委員及びボランティアなどの協力により要配慮者への給水を行う。

### 3. 広報

「情報発信班」は、「第3編 第1部 第3章 第4節 広報」(p189)に従って広報活動を行う。

### 4. 施設の応急復旧

水道施設の応急復旧は「水道班」が実施するものとし、その方法等はおおむね以下のとおりとする。

#### (1) 復旧班の編成

復旧は、蓮田市管工事業協同組合等の協力を得て復旧班を編成して行う。必要に応じて、関係団体等の協力を得て迅速な復旧に努める。

#### (2) 応急復旧

被災施設の応急復旧順位は、おおむね以下のとおりとする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 浄水場施設、取水施設、導水施設</li><li>➤ 配水施設</li><li>➤ その他給水管等</li></ul> |
|--|

#### (3) 資機材の調達

応急復旧資機材は市備蓄分の他、蓮田市水道事業指定給水装置工事業業者及び関係業者から調達する。ただし、被害の規模により対応が困難な場合には、応急復旧工事の技術者や機材が不足する場合は、県に対し調達あっせんを要請する。

### 5. 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、飲料水の供給を実施した場合、「水道班」は、「関係各班」の協力を得ながら次の帳簿類を整え、「福祉班」に報告する。なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行うものとする。

帳簿類
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 救助実施記録日計票(【様式2】を参照)</li><li>➤ 救助の種目別物資受払状況(【様式13】を参照)</li><li>➤ 飲料水の供給簿(【様式22】を参照)</li><li>➤ 飲料水供給のために必要な資機材の支払証拠書類(領収書等)</li></ul>

## 第13節 食料の供給

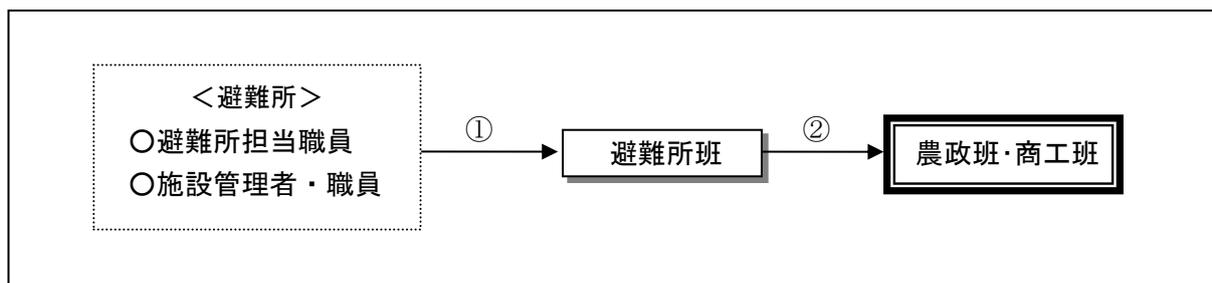
市は、被災者及び救助活動に従事する者に対し、炊き出しその他により食料を確保する。

### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 給食需要及び能力の把握	避難所班 農政班 商工班
2. 食料の確保・輸送 (1) 市備蓄食料の供給 (2) パン、弁当等の確保 (3) 学校給食室での炊き出し (4) 避難所での炊き出し (5) 自衛隊の災害派遣による炊き出し (6) 県を通じた食料の調達 (7) 他市町村からの食料の調達 (8) 米穀の調達	避難所班 農政班 商工班 学校教育班
3. 災害救助法が適用された場合の事務	学校教育班
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時における米穀調達に関する協定【資料2. 1-1】</li> <li>➤ 災害時におけるLPガス供給に関する協定【資料2. 1-2】</li> <li>➤ 災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定【資料2. 1-6】</li> <li>➤ 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定【資料2. 1-3 4】</li> <li>➤ ※その他、食料の供給に関する協定を複数締結済【資料2. 1】参照</li> <li>➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】</li> <li>➤ 救助実施記録日計票【様式2】</li> <li>➤ 救助の種目別物資受払状況【様式1 3】</li> <li>➤ 炊き出し給与状況【様式2 3】</li> </ul>	

### 1. 給食需要及び能力の把握

避難所に收容されている避難者、住家の被害により炊事のできない者等災害時に食生活を確保することができない者に対する食料の供給は、原則として避難所において行うものとし、給食需要及び能力の把握は次により行う。



■給食需要及び能力把握の手順

- ① 「避難所班」は、以下の点を避難所担当職員又は施設管理者・職員から把握し、「農政班」及び「商工班」に報告する。
  - ア. 避難所に避難した者の数  
(特に、ミルクを必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者の数を把握する。)
  - イ. 避難所施設の自炊能力
  - ウ. 避難者以外で管内において食料の供給を行う必要があると考えられる者の概数
  - エ. その他避難所での食料供給に関して必要な事項
- ② 「農政班」及び「商工班」は、①の情報を基に給食需要及び能力を把握し、食料供給方法を決定する。食料の供給方法としては以下の方法を検討する。
  - ア. 備蓄食料の開放（「本部運営班」と協議）
  - イ. パン、弁当等の確保
  - ウ. 学校給食室での炊き出し
  - エ. 避難所での炊き出し
  - オ. 自衛隊の災害派遣による炊き出し
  - カ. 県を通じての食料の調達及び供給
  - キ. 他市町村からの調達及び供給

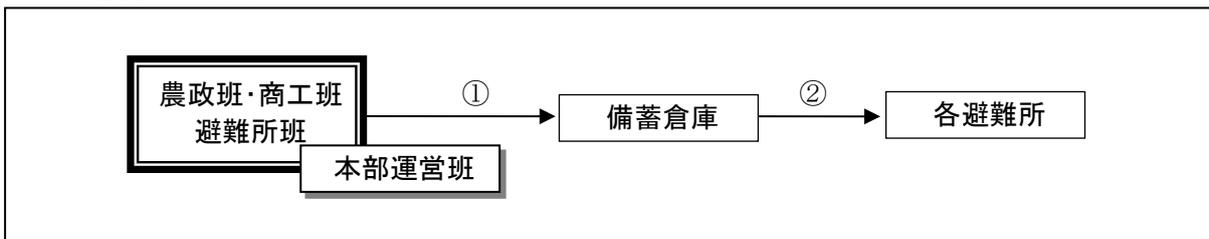
2. 食料の確保・輸送

食料の供給が必要な場合、食料の確保及び輸送は次により行う。

(1) 市備蓄食料の供給

市が備蓄倉庫に備蓄している食料の供給は、以下のように実施する。

■市備蓄食料の供給



■市備蓄食料供給の手順

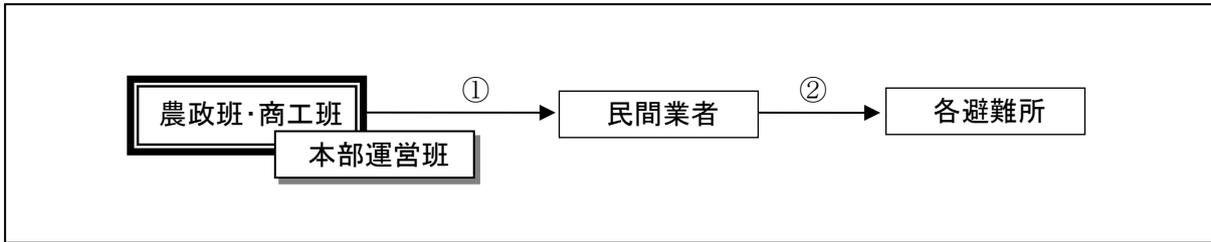
- ① 「農政班」、「商工班」及び「避難所班」は、市備蓄食料の供給が必要と判断した場合は、「本部運営班」の協力を得て、備蓄倉庫の開放を行う。
- ② 「農政班」及び「商工班」は、民間輸送業者等の協力を得て備蓄倉庫から食料を各避難所に輸送する。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
 第3章 初動対応期における災害応急対策活動  
 第13節 食料の供給

(2) パン、弁当等の確保

パン、弁当等の確保及び輸送は、以下のように実施する。

■パン、弁当等の確保



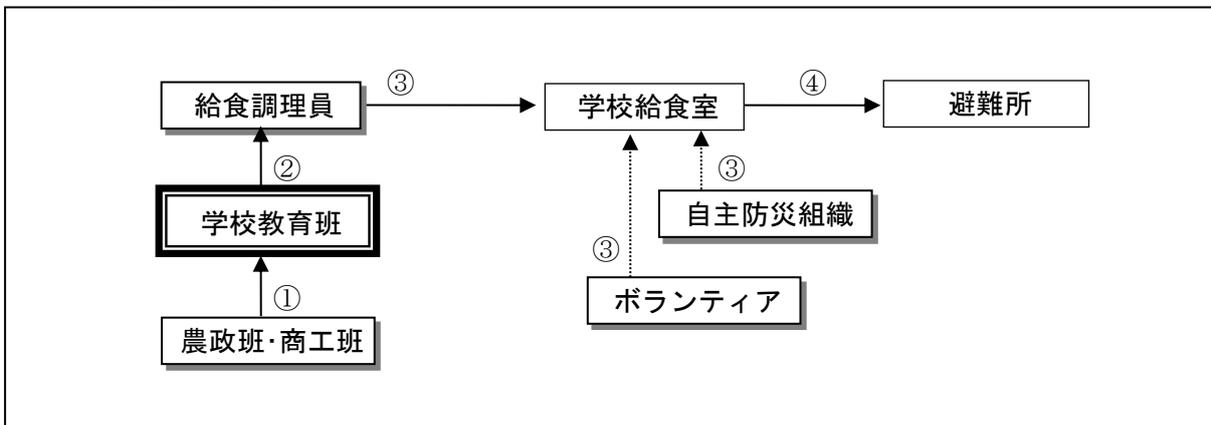
■パン、弁当等確保の手順

- ① 「農政班」及び「商工班」は、パン、弁当等直接食することが可能な食料の確保が必要と判断した場合は、「本部運営班」の協力を得て、民間業者に対して食料の確保及び避難所への輸送を要請する。
- ② 民間業者から各避難所への輸送は、原則として民間業者に要請するものとするが、これが難しい場合は（1）と同様に民間輸送業者等の協力を求める。

(3) 学校給食室での炊き出し

学校給食室での炊き出しは、以下のように実施する。

■学校給食室での炊き出し



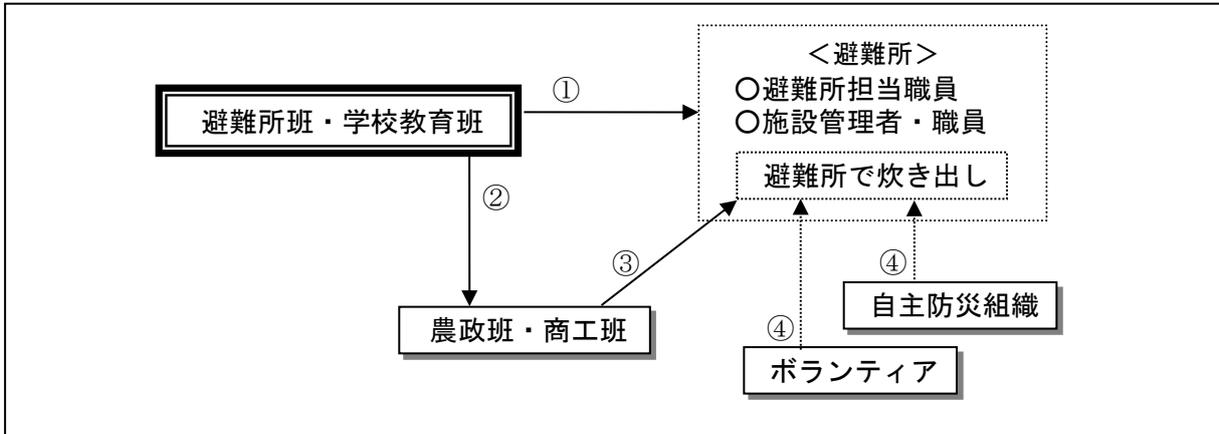
■炊き出しの手順

- ① 「農政班」及び「商工班」は、学校給食室での炊き出しが必要と判断した場合は、「学校教育班」に報告する。
- ② 報告を受けた「学校教育班」は、給食調理員に学校給食室での炊き出しの実施を伝達する。
- ③ 給食調理員は、自主防災組織やボランティア等の協力を得ながら実施する。
- ④ 学校給食室での炊き出し食料は、避難所の避難者に提供する。

(4) 避難所での炊き出し

避難所での炊き出しは、以下のように実施する。

■ 避難所での炊き出し



■ 避難所での炊き出し手順

- |  |
|--|
| ① 「避難所班」及び「学校教育班」は、避難所担当職員又は施設管理者・職員と協議し、避難所での炊き出しが可能と判断された場合は避難所での炊き出しを実施する。      |
| ② 炊き出しのため食材、食器、調理器具等が必要な場合は、「農政班」及び「商工班」に対してその調達を要請する。                             |
| ③ 「農政班」及び「商工班」は、②の要請を受けた場合、必要な物資を調達する。LPガスについては、一般社団法人埼玉県LPガス協会南埼玉支部の所属店舗を通じて調達する。 |
| ④ 避難所での炊き出しにあたっては、必要に応じて自主防災組織及びボランティアの協力を受ける。                                     |

(5) 自衛隊の災害派遣による炊き出し

「避難所班」及び「学校教育班」は、自主防災組織やボランティアによる炊き出しだけでは対応が困難と判断した場合、「本部運営班」に対し、派遣されている自衛隊による炊き出しを要請する。

(6) 県を通じた食料の調達

「農政班」及び「商工班」は、市のみで食料を確保することが困難な場合は、「本部運営班」を通じて県に食料の供給を要請する。

集積拠点は「蓮田市総合市民体育館」とし、集積拠点から学校給食室、避難所への輸送は、「農政班」・「商工班」が民間輸送業者等の協力を得て行う。

(7) 他市町村からの食料の調達

「農政班」及び「商工班」は、市のみで食料を確保することが困難な場合は、「本部運営班」を通じて他市町村に食料の供給を要請する。

集積拠点は「蓮田市総合市民体育館」とし、集積拠点から学校給食室、避難所への輸送は、「農政班」・「商工班」が民間輸送業者等の協力を得て行う。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
第3章 初動対応期における災害応急対策活動  
第13節 食料の供給

(8) 米穀の調達

「農政班」は、米穀の調達が必要な場合、以下により米穀を調達する。

① 南彩農業協同組合を通じた調達

南彩農業協同組合との協定に基づき、米穀の確保及び避難所等への輸送を要請する。輸送は原則として、南彩農業協同組合に要請するものとするが、これが難しい場合は(1)と同様に民間輸送業者等の協力を求める。

② 県を通じた調達

①のみでは不足する場合、知事に調達を要請する。

また、交通・通信の途絶等のため被災地が孤立化し、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省 農産局長 に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局通知)に基づき政府所有米の緊急引渡しを要請する。

3. 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、炊き出しその他による食品の給与を実施した場合、「学校教育班」(「避難所班」、「農政班」及び「商工班」も協力)は次の帳簿類を整え、「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行う。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票 (【様式2】を参照)
➤ 救助の種目別物資受払状況 (【様式13】を参照)
➤ 炊き出し給与状況 (【様式23】を参照)
➤ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類
➤ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類等

## 第14節 生活必需品等の供給・貸与

災害によって、生活上必要な被服寝具その他日常用品等をそう失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する。

### 【活動項目】

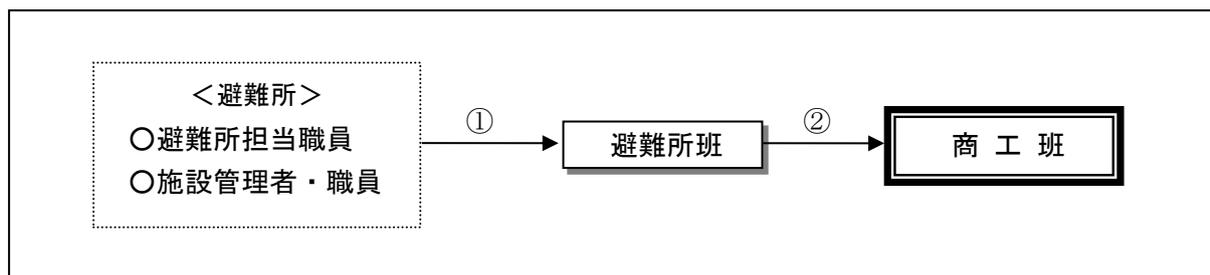
活動概要	担当班等
1. 生活必需品等の需要の把握	避難所班 商工班
2. 生活必需品等の確保・輸送 (1) 市備蓄物資の供給 (2) 流通物資の確保 (3) 県を通じた生活必需品の調達 (4) 日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保 (5) 他市町村からの物資の調達 (6) 義援物資の活用	農政班 商工班 福祉班
3. 災害救助法が適用された場合の事務	商工班
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定【資料2. 1-6】</li> <li>➤ 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定【資料2. 1-34】</li> <li>➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】</li> <li>➤ 救助実施記録日計票【様式2】</li> <li>➤ 救助の種目別物資受払状況【様式13】</li> <li>➤ 物資の給与状況【様式24】</li> </ul>	

### 1. 生活必需品等の需要の把握

災害による住家被害等により日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、日常生活を営むことが困難な者に対する生活必需品の供給は、原則として避難所において行うこととする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。また、災害発生後における生活必需品の需要の把握は、次により行う。

#### ■生活必需品等の需要把握



■生活必需品の需要把握の手順

- ① 「避難所班」は、生活必需品等の需要（品目、数）を避難所担当職員又は施設管理者・職員から把握する。
- 寝具：毛布、布団、マット等
  - 外衣：普段着、作業着、婦人服、子供服
  - 肌着：シャツ、ズボン、パンツ、靴下等
  - 身の回り品：タオル、軍手、長靴等
  - 炊事用具：鍋、釜、包丁、バケツ、カセットコンロ、洗剤等
  - 食器：茶碗、汁椀、皿、箸等
  - 日用品：懐中電灯、乾電池、石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等
  - 光熱材料：マッチ、ライター、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等
  - 女性向け用品：生理用品等
  - 要配慮者向け用品：車椅子、車椅子対応型トイレ、介護用品等
  - その他：紙おむつ（大人・子ども用）、風邪薬等、AM/FMラジオ等
- ② 「避難所班」は、①の情報を「商工班」に報告する。報告を受けた「商工班」は、①の情報を基に生活必需品を把握し、生活必需品等の供給方法を決定する。  
生活必需品等の供給方法としては以下の方法を検討する。
- 市備蓄物資の供給
  - 流通物資の確保
  - 県を通じた生活必需品等の調達
  - 日本赤十字社救援物資の供給
  - 他市町村からの調達
  - 義援物資の活用

2. 生活必需品等の確保・輸送

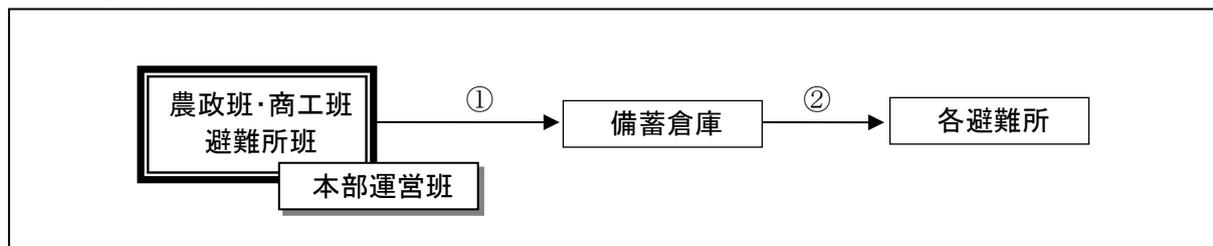
市及び関係機関は、物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

生活必需品等の供給が必要な場合、その確保及び輸送は次により行う。

(1) 市備蓄物資の供給

市備蓄物資の供給は、以下のように実施する。

■市備蓄物資の供給



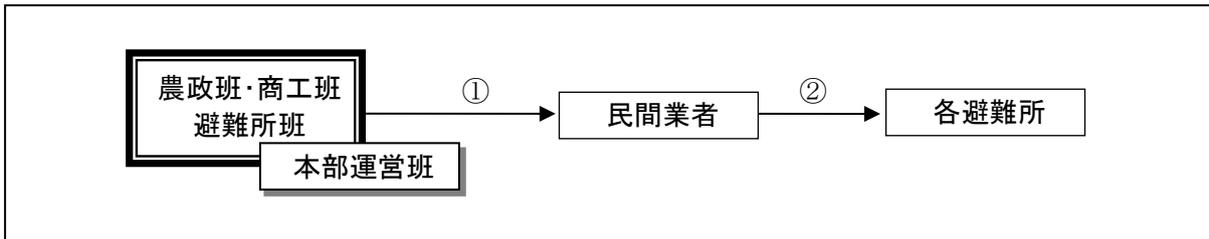
■市備蓄物資の供給の手順

- ① 「農政班」、「商工班」及び「避難所班」は、市備蓄物資の供給が必要と判断した場合は、「本部運営班」の協力を得て、備蓄倉庫の物資を供給する。
- ② 「農政班」及び「商工班」は、民間輸送業者等の協力を得て備蓄倉庫から物資を各避難所に輸送する。

(2) 流通物資の確保

流通物資の確保は、以下のように実施する。

■流通物資の確保



■流通物資確保の手順

- ① 「農政班」、「商工班」及び「避難所班」は、流通物資の確保が必要と判断した場合は、「本部運営班」の協力を得て、民間業者に対して物資の確保及び避難所への輸送を要請する。
- ② 民間業者から各避難所への輸送は、原則として民間業者に要請するものとするが、これが難しい場合は(1)と同様に民間輸送業者等の協力を求める。

(3) 県を通じた生活必需品の調達

「農政班」及び「商工班」は、市のみで物資を確保することが困難な場合は県に対して物資の供給を要請する。集積拠点は「蓮田市総合市民体育館」とし、集積拠点から避難所への輸送は、「商工班」が民間輸送業者の協力を得て行う。

また、集積拠点での仕分け等については、必要に応じてボランティア及び自主防災組織の協力を得る。

(4) 日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保

日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資は、「福祉班」を通じ「商工班」を窓口にして確保する。集積拠点は「蓮田市総合市民体育館」とし、集積拠点から避難所への輸送は、「商工班」が民間輸送業者の協力を得て行う。

また、集積拠点での仕分け等については、必要に応じてボランティア及び自主防災組織の協力を得る。

(5) 他市町村からの物資の調達

「農政班」及び「商工班」は、市のみで物資を確保することが困難な場合は、「本部運営班」を通じて他市町村に物資の供給を要請する。集積拠点は「蓮田市総合市民体育館」とし、集積拠点から避難所への輸送は、「商工班」が民間輸送業者等の協力を得て行う。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
第3章 初動対応期における災害応急対策活動  
第14節 生活必需品等の供給・貸与

(6) 義援物資の活用

義援物資については、「蓮田市総合市民体育館」に集積し活用する。集積拠点から避難所への輸送は「商工班」が民間輸送業者の協力を得て行う。

なお、集積拠点での仕分け等については、ボランティア及び自主防災組織の協力を得る。

3. 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与を実施した場合、「商工班」は次の帳簿類を整え、福祉班に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類	
➤	救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
➤	救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照）
➤	物資の給与状況（【様式24】を参照）
➤	物資購入代金等支払証拠書類
➤	備蓄物資払出証拠書類等

## 第15節 要配慮者等の安全確保

要配慮者等が1人で災害に対処することは多くの困難が伴うため、市、防災関係機関、地域住民等はその支援に特に配慮する必要がある。

### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 避難行動要支援者等の避難支援 (1) 避難のための情報伝達 (2) 避難行動要支援者の避難支援 (3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動 (4) 名簿に掲載されていない要配慮者等の避難支援・安否確認	福祉班 要配慮者班 子ども支援班 市民班
2. 避難生活における要配慮者支援 (1) 生活物資の供給 (2) 避難所における要配慮者への配慮 (3) 避難所外も含めた要配慮者全般への支援 (4) 応急仮設住宅提供に係る配慮	避難所班 福祉班 商工班 情報発信班 要配慮者班 健康増進班
3. 社会福祉施設における入所者の安全確保 (1) 被害状況の把握 (2) 入所者の保護 (3) 社会福祉施設への支援	福祉班 要配慮者班
4. 学校、保育園における児童及び生徒の安全確保 (1) 被害状況の把握 (2) 乳幼児等の保護 (3) 臨時休業の措置	教育総務班 学校教育班 子ども支援班
5. 外国人の安全確保 (1) 安否確認の実施 (2) 避難誘導の実施 (3) 情報提供 (4) 相談窓口の開設	市民班
資料・様式	
▶ 福祉避難所一覧表【資料8. 3】 ▶ 災害時の要配慮者施設連絡先一覧【資料8. 5】 ▶ 蓮田市自主防災組織協議会 組織一覧【資料9. 1】	

### 1. 避難行動要支援者等の避難支援

#### (1) 避難のための情報伝達

市は、避難行動要支援者等が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難情報を適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
第3章 初動対応期における災害応急対策活動  
第15節 要配慮者等の安全確保

(2) 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、以下のように実施する。

- 「福祉班」及び「要配慮者班」は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。
- 避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。
- 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供する。
- 「福祉班」及び「要配慮者班」は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずる。
- 避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

「福祉班」及び「要配慮者班」は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。「福祉班」及び「要配慮者班」のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、各居室に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

「福祉班」及び「要配慮者班」は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- 住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- 避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

(4) 名簿に掲載されていない要配慮者等の避難支援・安否確認

妊産婦や乳幼児は、避難行動要支援者名簿に掲載されないが、避難に時間と支援を要することが多いため、「福祉班」及び「子ども支援班」は、妊産婦や乳幼児に対して優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

また、「市民班」は、外国人や旅行者等、避難行動に係る支援の必要性は低い、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信による支援を実施する。

2. 避難生活における要配慮者支援

(1) 生活物資の供給

「避難所班」は、要配慮者の被災状況を把握し、「商工班」と連携して要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

避難所に避難した要配慮者へ配慮すべき内容は、以下のとおりである。

■ 避難所における要配慮者への配慮内容

項目	内容
区画の確保	避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。
物資調達における配慮	要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備する。
巡回サービスの実施	「要配慮者班」及び「避難所班」は、民生委員・児童委員、介護職員、保健師等によるチームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には、女性相談窓口を設け、女性相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させる。
福祉避難所の活用	「福祉班」及び「要配慮者班」は、社会福祉施設等を福祉避難所として、避難所での生活が困難である要配慮者を収容し、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(3) 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

被災した要配慮者に対する支援内容は、以下のとおりである。

■ 避難所外も含めた要配慮者全般への支援

支援項目	内容
情報提供	「要配慮者班」及び「情報発信班」は、ボランティアなどの支援を受けて、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。
相談窓口の開設	「福祉班」、「健康増進班」及び「要配慮者班」は、市役所や避難所などに相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等により総合的な相談に応じる。
巡回サービスの実施	「福祉班」、「健康増進班」及び「要配慮者班」は、職員、民生委員・児童委員、介護職員、保健師などによるチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。
物資の提供	「要配慮者班」は、在宅の要配慮者へ生活支援物資を供給する。
福祉避難所の活用	「福祉班」及び「要配慮者班」は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させるとともに、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(4) 応急仮設住宅提供に係る配慮

市は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について要配慮者に配慮するよう努める。

### 3. 社会福祉施設における入所者の安全確保

#### (1) 被害状況の把握

「福祉班」及び「要配慮者班」は、災害発生の場合、速やかに社会福祉施設入所者の安全確保の状況を施設長等を通して把握し、又は自ら調査する。

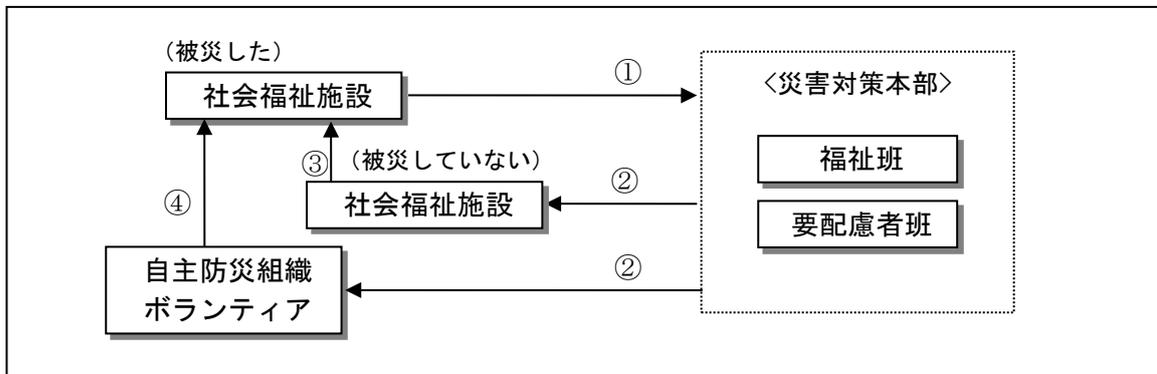
#### (2) 入所者の保護

各社会福祉施設は、あらかじめ定めた各施設の防災計画に従い、入所者の保護に努める。なお、支援が必要な場合は、(3)により要請を行う。

#### (3) 社会福祉施設への支援

被災した社会福祉施設への支援は、以下のように実施する。

#### ■被災した社会福祉施設への支援



#### ■被災した社会福祉施設への支援手順

- ① 社会福祉施設は、他からの支援（人、水、食料、物資など）が必要な場合、「福祉班」又は「要配慮者班」にその旨を要請する。
- ② 「福祉班」又は「要配慮者班」は、①の要請を受けたとき、非被災社会福祉施設、自主防災組織及びボランティアに支援を要請する。
- ③ ②の要請を受けた非被災社会福祉施設等は、支援を求めている社会福祉施設の支援に努める。
- ④ 地区内に社会福祉施設が所在する自主防災組織は、社会福祉施設の状況に留意し、避難等人手が必要な場合は支援（※）に努める。

#### ■（※）支援の内容（例）

- 必要な物品（ベッド、車椅子等）、車両の貸し出し
- 水、食料の支援
- 水、物資の運搬等単純労務の提供
- 介護等技能者の支援
- 入所者の一時受け入れ

### 4. 学校、保育園における園児、児童及び生徒の安全確保

#### (1) 被害状況の把握

「教育総務班」、「学校教育班」及び「子ども支援班」は、在校・在園中に地震が発生した

場合、速やかに教育関係施設及び乳幼児等の安全確保の状況を調査する。

**(2) 乳幼児等の保護**

「学校教育班」及び「子ども支援班」は、乳幼児等が教育施設等にいる際、災害が発生したときは、あらかじめ定めた各学校や園の防災計画に従い保護する。

**(3) 臨時休業の措置**

「学校教育班」及び「子ども支援班」は、施設の被害又は児童及び生徒、教員の被災の程度によっては、校長及び園長との協議のうえ、臨時休業の措置を取ることとする。

**5. 外国人の安全確保**

**(1) 安否確認の実施**

「市民班」は、外国籍住民に係る住民票等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

**(2) 避難誘導の実施**

「市民班」は、県の協力を得ながらあらかじめ用意した原稿等を使用し、広報車等を活用して外国語による広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

**(3) 情報提供**

「市民班」は、県と共同で、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

**(4) 相談窓口の開設**

「市民班」は、必要に応じ、外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

## 第16節 遺体の搜索、処理、埋火葬

災害によって行方不明になった者の搜索、遺体の收容処理、埋葬（火葬）については、市、警察、消防が相互に緊密な連携を図り、迅速に実施する。

### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 遺体の搜索 (1) 方法 (2) 災害救助法が適用された場合の費用及び事務	市民班 消防本部班 警防班
2. 遺体の処理 (1) 方法 (2) 費用 (3) 災害救助法が適用された場合の事務	健康増進班 市民班
3. 遺体の埋火葬 (1) 方法 (2) 費用 (3) 災害救助法が適用された場合の事務	市民班
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時における葬祭協力等に関する協定【資料2. 1-33】</li> <li>➤ 市内寺院一覧表【資料6. 5】</li> <li>➤ 火葬場【資料6. 6】</li> <li>➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】</li> <li>➤ 救助実施記録日計票【様式2】</li> <li>➤ 救助の種目別物資受払状況【様式13】</li> <li>➤ 遺体の搜索状況記録簿【様式25】</li> <li>➤ 遺体処理台帳【様式26】</li> <li>➤ 埋葬台帳【様式27】</li> </ul>	

### 1. 遺体の搜索

#### (1) 方法

災害により死亡又は生き埋め等で行方不明の状態にある者で、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、「消防本部班」・「警防班」、消防団、警察、自衛隊が連携して実施する。

「市民班」は、搜索箇所が多数存在する場合、また、長期間に活動が及ぶ場合は、行方不明者に関する相談窓口を設け問い合わせ等に対応する。

#### (2) 災害救助法が適用された場合の費用及び事務

災害救助法が適用され、遺体の搜索を実施した場合、「市民班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに

実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
➤ 救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照）
➤ 遺体の搜索状況記録簿（【様式25】を参照）
➤ 遺体搜索用関係状況記録簿

## 2. 遺体の処理

### （1）方法

災害の際、死亡した者について、警察官による検視（見分）後、身元不明の者等について、「市民班」及び「健康増進班」は、医療救護班等（県の医療救護班も含む）の協力を得て、以下により遺体の処理を行う。

#### ① 遺体の検視（見分）及び検案

警察官は、検視（見分）を行う。医療救護班等は、検案を行う。

#### ② 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

遺体の一時保存の前に、医療救護班（又はその他の医師の協力を得る）は、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。「市民班」及び「健康増進班」は、医療救護班等との連絡調整を行う。

#### ③ 遺体の一時安置

遺体の身元確認のため相当の時間を必要とし、また、死亡者が多数のため早急に処理できない場合、「市民班」は、岩槻警察署と協議しながら遺体の安置場所を確保し、市民に広報する。なお、安置場所に市内寺院を使用する際は、その協力をあおぐ。また、「市民班」は、納棺用品、ドライアイス等を確保するとともに、安置場所までの遺体搬送は民間業者に協力を要請する。

#### ④ 遺体処理台帳の整備

「市民班」は、身元不明の遺体を遺体処理台帳により処理し、事後確認のため遺体の写真撮影、遺品の保存等の措置をとり、身元の発見に努める。

### （2）費用

遺体の処理に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、以下のものを県に請求することができる。

#### ① 対象

災害による死亡者のうち、身元不明の者及び遺族等が混乱期のため遺体処理ができない者

#### ② 支出費用及び限度額

支出費用は、次に示すとおりである。なお、その限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）の規定による。

ア. 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置のための費用

イ. 遺体の一時保存のための費用

ウ. 検案のための費用

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
第3章 初動対応期における災害応急対策活動  
第16節 遺体の搜索、処理、埋火葬

③ 遺体の処理期間

災害発生の日から10日以内とする（ただし、県知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる）。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の処理を実施した場合、「市民班」及び「健康増進班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
➤ 遺体処理台帳（【様式26】を参照）
➤ 遺体処理費支出関係証拠書類

3. 遺体の埋火葬

(1) 方法

「市民班」は、災害の際、死亡した者に対し、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がいない場合、遺体の埋火葬を以下により行う。

① 埋葬台帳の作成

「市民班」は、埋葬許可証を発行するとともに、埋葬台帳を作成する。

② 火葬

「市民班」は、遺体を火葬場へ搬送し、火葬する。この際、多数の死亡者の発生により火葬場の能力を超えた場合、また、火葬場が被災して使用不能の場合は、県に応援を求めて市外の火葬場を確保し火葬する。遺体の運搬にあたっては、民間業者の協力を得る。

③ 遺骨、遺留品の保管

身元不明の遺体については、「市民班」は、遺骨、遺留品を包装し、氏名札及び遺留品処理票を添付して保管場所に一時保管する。

④ 遺留品の引き取り

③について、家族その他の関係者から遺骨、遺留品の引き取り希望があった場合は、所定の手続きを経て「市民班」が引き渡す。

(2) 費用

遺体の埋火葬に係る費用に関し、災害救助法が適用された場合、以下のものを県に請求することができる。

① 対象

災害の際の死亡者のうち、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいないために埋火葬ができない場合。

② 支出できる内容及び支出費用の限度額

支出できる内容は、次に示すとおりである。なお、支出費用の限度額は、「災害救助法によ

る救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)の規定による。

- ア. 棺(付属品も含む)
- イ. 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む)
- ウ. 骨つぼ及び骨箱

③ 遺体の埋火葬期間

災害発生の日から10日以内とする(ただし、県知事を通じ、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる)。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、遺体の埋葬を実施した場合、「市民班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票(【様式2】を参照)
➤ 埋葬台帳(【様式27】を参照)
➤ 埋葬費支出関係証拠書類

## 第17節 ライフラインの応急復旧

災害時におけるライフラインの機能低下は、社会的に多大な影響を及ぼすので、各ライフライン関係者は、迅速・的確に応急復旧を実施する。

### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 応急復旧の基本方針	関係各班 関係機関
2. 災害発生時の連絡体制 (1) 連絡体制の確立 (2) 市への通報	本部運営班
3. 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	本部運営班
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時における優先協力要請に関する協定【資料2. 1-7】</li> <li>➤ 災害時における水道施設の復旧に関する協定【資料2. 1-8】</li> <li>➤ 災害時における電気設備等の復旧に関する協定【資料2. 1-10】</li> <li>➤ 災害時におけるインフラ等の応急対策業務に関する協定【資料2. 1-16】</li> <li>➤ 災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定【資料2. 1-23】</li> <li>➤ 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定【資料2. 1-50】</li> </ul>	

### 1. 応急復旧の基本方針

電気、ガス、電話、公共交通等の各事業所は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時に被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

市は、事業所から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力し、また、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業に対して、電気、ガス、水道等の早期復旧を要請する。また、「水道班」及び「下水道班」は、災害発生時に上・下水道施設における被害の未然防止・拡大防止、二次災害の防止及び早期復旧に努める。

### 2. 災害発生時の連絡体制

#### (1) 連絡体制の確立

「本部運営班」は、各事業者との円滑な連絡調整が確保できるよう、災害の状況に応じて連絡担当者を派遣する。

また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、県、ライフライン事業者等とともに、必要に応じて、ライフライン事業者の事業所等で現地作業調整会議を開催するものとする。

#### (2) 市への通報

各事業者は、災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合は、市災害対策本部（「本

部運営班」)へ通報する。

### 3. 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。

事業者から通報を受けた市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行う場合、市防災行政無線（固定系）や市ホームページ、安心安全メール、[公式SNS](#)等の使用、プレスルームの提供、広報車の貸し出し等を行い、迅速な応急対策を支援する。

## 第18節 公共施設等の応急対策

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物、公共施設等の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

市は、公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を順調に行うよう指導する。

### 【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 公共建築物 (1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 (2) 被災度区分判定調査 (3) 応急措置	建築指導班
2. その他公共施設等 (1) 不特定多数の人が利用する公共施設 (2) 医療救護施設 (3) 社会福祉施設	関係各班
3. 危険物施設	消防本部班
4. 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報	関係各班
資料・様式	
▶ 災害時における優先協力要請に関する協定【資料2. 1-7】 ▶ 災害時における電気設備等の復旧に関する協定【資料2. 1-10】 ▶ 災害時におけるインフラ等の応急対策業務に関する協定【資料2. 1-16】	

### 1. 公共建築物

#### (1) 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって市が判定する。

#### (2) 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

調査は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

#### (3) 応急措置

被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

## 2. その他公共施設等

### (1) 不特定多数の人が利用する公共施設

施設管理者は、施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

### (2) 医療救護施設

施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

### (3) 社会福祉施設

社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

## 3. 危険物施設

「消防本部班」は、県と連携して、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

### ■危険物施設の応急措置

応急措置	措置内容
危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置	危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火及び流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
災害発生時の応急活動	危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。
従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置	災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

## 4. 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各施設を所管する「関係各班」は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次市防災行政無線（固定系）、広報車、報道機関、チラシ等を用いて市民に広報する。

その場合、視覚障がい者、聴覚障がい者、外国人にも配慮する。

## 第19節 帰宅困難者対策

大規模災害が発生し鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、本市で1万人弱、県内では約67万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。

これだけ膨大な数の帰宅困難者に対応するためには、行政機関による対応だけでは限界があり、特に、発災当初、行政機関は、救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応は困難である。

そのため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、行政機関による「公助」だけでなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

また、地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは二次被害を発生させる危険性がある。さらに鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

そのため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、併せて、家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、安心して留まれるための対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

### 【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 帰宅困難者への情報提供等	総合窓口管理班 (本部運営班)
2. 蓮田駅西口行政センターにおける一時滞在施設の開設・運営 (1) 一時滞在施設の開設 (2) 一時滞在施設の運営	
3. 帰宅支援 (1) 帰宅活動への支援 (2) 帰宅途上における一時滞在施設の確保	
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害時等における施設利用の協力に関する協定【資料2. 1-42】</li> <li>▶ ※その他、施設利用に関する協定を複数締結済【資料2. 1】参照</li> </ul>	

#### 1. 帰宅困難者への情報提供等

「本部運営班」「総合窓口管理班」は、消防団・自主防災組織・ボランティア等の協力を得て、帰宅困難者に対して自宅方面への誘導等を行う。

情報提供の場所は、基本的に一時滞在施設、駅、市役所等の施設で行うとともに、可能であれば、コンビニ、ファミリーレストラン、郵便局等でも行い、それぞれの施設管理者の協力を得て情報提供を実施する。

■帰宅困難者に伝える情報例

<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）</li> <li>➢ 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）</li> <li>➢ 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）</li> <li>➢ 支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）</li> </ul>
---

■各機関が実施する対策内容

実施機関	項目	対策内容
市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 帰宅困難者の誘導</li> <li>➢ 市防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS等による情報提供駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供</li> </ul>
県 (統括部) (県民安全部)	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し被害状況、交通情報等を広報</li> <li>➢ 県ホームページ、SNS、県公式スマートフォンアプリによる情報提供</li> <li>➢ 緊急速報メールによる発災直後の注意喚起</li> </ul>
鉄道事業者	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</li> </ul>
東日本電信電話 (株)	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）のサービス提供</li> <li>➢ 特設公衆電話の設置等</li> </ul>
携帯電話事業者	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ □<u>災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）</u>のサービス提供</li> </ul>
報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 帰宅困難者向けの情報の提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)</li> </ul>

2. 蓮田駅西口行政センターにおける一時滞在施設の開設・運営

(1) 一時滞在施設の開設

市、県及び鉄道事業者等が連携し、駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、必要に応じて警察署の協力を得る。  
 一時滞在施設の開設に係わる各関係機関の役割は、以下に示すとおりである。

■各機関が実施する対策内容

実施機関	役割
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市有施設の一時的滞在施設の開設、運営</li> <li>➢ 市有施設以外の一時的滞在施設の開設依頼</li> <li>➢ 一時滞在施設の開設情報等の収集、提供</li> <li>➢ 駅周辺から一時滞在施設への避難路の確保</li> <li>➢ 帰宅困難者の一時滞在施設への誘導</li> <li>➢ 駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した帰宅困難者の一時滞在施設への誘導</li> <li>➢ 帰宅困難者に対する飲料水、食料等の確保</li> </ul>

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
 第3章 初動対応期における災害応急対策活動  
 第19節 帰宅困難者対策

実施機関	役割
県 (統括部) (県民安全部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 県有施設の一時滞在施設の開設、運営</li> <li>➤ 一時滞在施設の開設情報等の提供</li> <li>➤ 帰宅困難者に対する飲料水、食料等の確保</li> </ul>
一時滞在施設 となる施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 一時滞在施設の開設、運営</li> <li>➤ 帰宅困難者への飲料水、食料の提供</li> </ul>
警察署	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 駅周辺の混乱防止対策に係る支援</li> </ul>
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 利用者へ必要な情報を提供</li> <li>➤ 利用者の保護、待機場所の提供</li> <li>➤ 一時滞在施設の開設、運営</li> <li>➤ 帰宅困難者への飲料水、食料の提供</li> <li>➤ 市町村や関係機関等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導又は案内</li> </ul>

(2) 一時滞在施設の運営

一時滞在施設を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。また、一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。

なお、県では帰宅困難者用として1日分以上の食料備蓄を計画しており、市は、必要に応じて県に提供を要請する。

また、市は、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜一時滞在施設に提供する。一時滞在施設の管理者は、市から提供された情報などを受け入れた帰宅困難者に提供する。一時滞在施設の運営については、「第3編 第1部 第3章 第10節 避難」(p211)及び「第3編 第1部 第4章 第3節 避難所の運営」(p253)を準用するが、自助、共助の点から、状況により受け入れた帰宅困難者も含めた運営をする。

なお、一時滞在施設の開設運営に当たっては、事後に災害救助法による費用の支弁を求めらることを考慮し、避難所の運営開設に準じて、書類・帳票等を保存しておくものとする。

■一時滞在施設の運営の流れ

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 建物の被害状況の把握や、施設の安全性の確認</li> <li>➤ 施設内の受入スペースや女性用スペース、避難行動要支援者等のためのスペース、立入禁止区域等の設定</li> <li>➤ 施設利用案内等の掲示</li> <li>➤ 電話、特設公衆電話、FAX等の通信手段の確保</li> <li>➤ 県の施設の開設の場合は、市町村等へ一時滞在施設の開設を報告</li> </ul> |
|---|

3. 帰宅支援

混乱が収束し道路の啓開等安全が確保された後、帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を実施する。関係機関が実施する支援内容は、以下に示すとおりである。

■各機関の役割分担

実施機関	役割
市（関係各班） 県（輸送部）、県バス協会	▶ 代替輸送の提供
県（統括部）	▶ 帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーション開設の要請
鉄道事業者	▶ トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド（株）	▶ 帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給
帰宅支援協定締結事業者	▶ 帰宅支援協定に基づく帰宅支援ステーションとして支援の実施

（1）帰宅活動への支援

市は、必要に応じて県や関係事業者と連携、協力し、避難行動要支援者に配慮した代替輸送を実施するとともに発着所に救護所等を設置し、県及び医師会等の協力を得て避難行動要支援者等の輸送者の安全を確保する。

災害時帰宅支援ステーションは、帰宅困難者を支援するため、協定に基づく支援を実施する。

また、沿道の住民や企業等は、可能な範囲で帰宅困難者に休憩所やトイレ、水道水その他の物資や安全に帰宅するために有用な情報などを提供するように努める。

■各機関が実施する対策内容

実施機関	項目	対策内容
市、県、 県バス協会	帰宅支援協定に基づく一時休憩所提供の要請	▶ ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	▶ バス輸送の実施
鉄道事業者	トイレ等の提供	▶ トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド（株）	沿道照明の確保	▶ 帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

（2）帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の帰宅困難者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。

市内の指定避難所は、地元の避難者で満員になることが想定されるため、指定避難所とは別に帰宅者困難者のための一時滞在施設の確保に努める。

## 第4章 救援期における災害応急対策活動

### 第1節 災害情報の収集・伝達・共有

救援期においても、引き続き被害情報等の収集・伝達体制を強化していくものとする。

#### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 救援期の被害情報の収集・伝達 2. 災害情報の共有	情報収集班 関係各班
資料・様式	
➤ 被害状況判定基準【資料4. 8】 ➤ 経過速報【様式1 1】 ➤ 被害状況調【様式1 2】	

#### 1. 救援期の被害情報の収集・伝達

救援期においても、引き続き「第3編 第1部 第3章 第3節 災害情報の収集・伝達・共有」(p184)による経過速報を適時更新し、県に報告することにより応援体制の強化を求める。

応急対策が終了した場合（災害対策本部を廃止した場合）、7日以内に「被害状況調様式（【様式1 2】）」により確定報告を行う。

#### 2. 災害情報の共有

「情報収集班」は、「関係各班」の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記入し、その写しを随時関係各班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。

- 避難所の開設地点及び避難人数等
- ヘリポート
- 物資輸送拠点
- ごみの集積地
- 応急仮設住宅の建設予定地
- 通行不能区間
- 交通規制区間
- 停電、断水区域
- その他必要な情報

## 第2節 広報広聴

救援期の段階においては、被害情報、応急対策情報に加えて、生活情報の提供を進めていくものとする。

### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 救援期における広報の留意点 2. 広報内容と広報情報の収集機関 3. 広報紙の発行 4. 市外避難者への広報	情報収集班 情報発信班 関係各班
5. 広聴 6. 災害記録	情報収集班 情報記録班
資料・様式	
▶ 広報案文（例）「地震災害の場合」「風水害の場合」【資料4. 7】	

### 1. 救援期における広報の留意点

救援期においても、引き続き「第3編 第1部 第3章 第4節 広報」(p189)による市民等への広報を積極的に行う。被災者の情報ニーズは時間とともに変化していくので、被災者のニーズの把握に努め、的確な情報を効果的な手段で提供する。

また、市外への避難者に対する広報にも留意する。

### 2. 広報内容と広報情報の収集機関

初動対応期の広報に掲げるものに加え、次のような情報の提供に留意する。

#### ■救援期に加える広報

広報内容	収集機関
住宅の確保に関する情報	・ 建築指導班
義援金品の配布等に関する情報	・ 福祉班
災害弔慰金等の支給に関する情報	・ 福祉班
被災者生活再建支援法に関する情報	・ 本部運営班
保健衛生に関する情報	・ 健康増進班
融資、税の減免等に関する情報	・ 農政班      ・ 商工班      ・ 情報収集班
悪徳商法等に関する情報	・ 岩槻警察署 (※)

注) ※「情報収集班」が岩槻警察署から入手する。

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第4章 救援期における災害応急対策活動

##### 第2節 広報広聴

### 3. 広報紙の発行

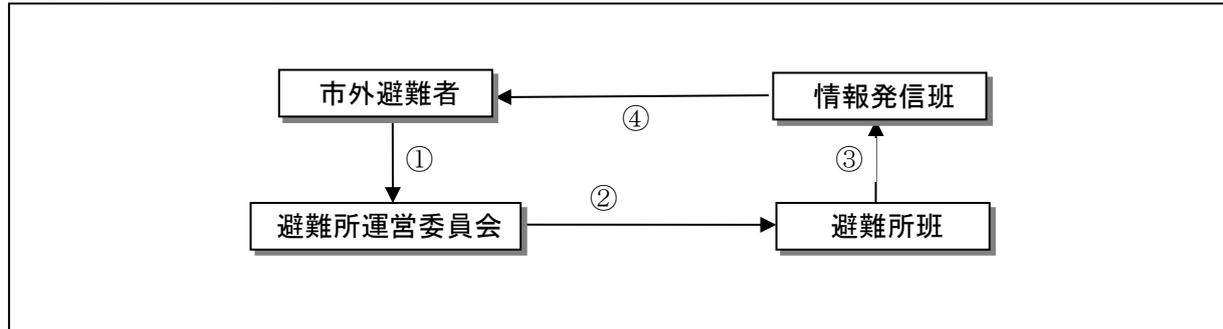
「情報発信班」は、臨時の広報紙の発行により、市民への的確な情報提供に努める。

広報紙に掲載する内容は、初動対応期の広報内容に加え2. に示すものに準ずることとし、各収集機関は「情報発信班」から原稿提出の指示があった場合は、速やかにこれに応じる。

### 4. 市外避難者への広報

市外避難者への広報は、次により実施する。

#### ■市外避難者への広報



#### ■市外避難者への広報手順

- ① 市外に避難しようとする者は、避難の際その旨を避難所運営委員会（名簿班）に連絡する。
- ② 「避難所班」は、避難所運営委員会から市外避難者に関する情報を入手するとともに、①で連絡のなかった市外避難者を把握するため、市ホームページ、[公式SNS](#)などで避難先等の申し出を行うよう呼びかける。
- ③ 「避難所班」は、②の情報を基に市外避難者名簿を作成し、「情報発信班」に報告する（定期的に更新する）。
- ④ 「情報発信班」は、③の市外避難者名簿記載の避難者に対して、広報紙等を送付する。

### 5. 広聴

「第3編 第1部 第3章 第2節 市民からの通報・問い合わせの処理」（p181）と同じ体制で市民からの声を聴取し、的確な応急対策の実施に資する。また、避難所に広報広聴コーナーを設けて広聴活動を行う。

### 6. 災害記録

「関係各班」は、当該災害の記録を将来に伝承するため、活動に伴う書類、メモ、写真等の保管に努める。「情報記録班」は、ボランティアの協力も得ながら応急対策の実施状況の写真、ビデオによる記録に努める。

応急対策終了後、必要に応じて記録集を作成するとし、その場合は危機管理課を主管とした編集チームを庁内に設置する。

### 第3節 避難所の運営

避難所の運営は、開設当初は市職員を中心に運営し、その後（避難所の開設が3日以上に及ぶ場合）は、自主防災組織などの地区組織及び避難者による自主運営組織を立ち上げる。女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性が含まれるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。

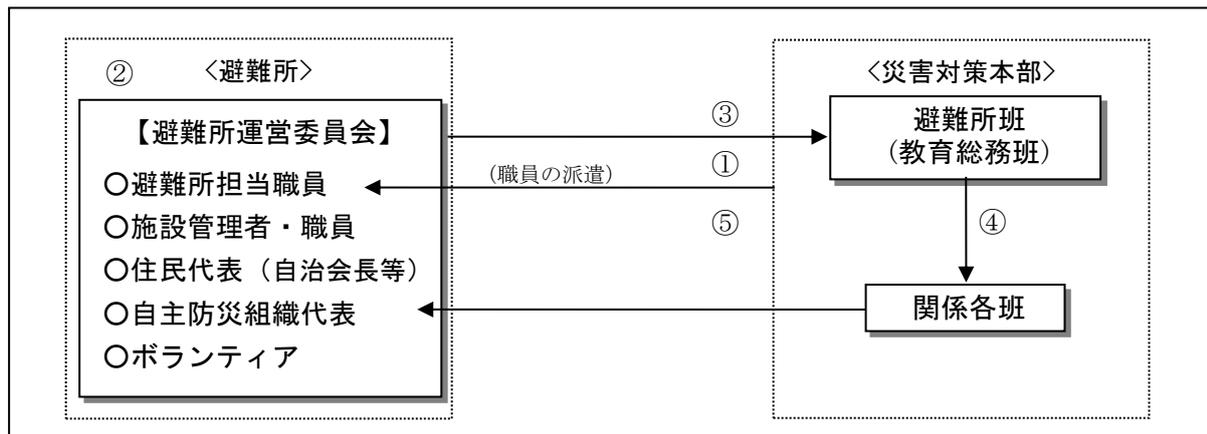
#### 【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 避難所の運営管理体制 2. 避難所の標準設備等 3. 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動	避難所班 教育総務班
4. 避難所での医療	健康増進班
5. 避難所の生活環境への配慮 （1）衛生 （2）プライバシー保護 （3）防火・防犯 （4）要配慮者への配慮 （5）女性への配慮 （6）避難所でのペット飼育	健康増進班 みどり環境班 避難所班 警 防 班 福 祉 班 要配慮者班 子ども支援班
6. 避難所外避難者への対応	避難所班
7. 災害救助法が適用された場合の事務	避難所班
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定【資料2. 1-56】</li> <li>➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】</li> <li>➤ 救助実施記録日計票【様式2】</li> <li>➤ 救助の種目別物資受払状況【様式13】</li> <li>➤ 避難者名簿【様式21】</li> <li>➤ 避難所日誌【様式28】</li> <li>➤ 避難所設置及び収容状況【様式29】</li> </ul>	

#### 1. 避難所の運営管理体制

開設した避難所は、次のような運営体制により運営する。なお、避難所の開設及び運営の詳細については「避難所運営マニュアル」を参照のこと。

■避難所の運営管理体制



■避難所の運営管理体制手順

- ① 市は、災害対策本部の設置、避難指示の発令などに伴い、あらかじめ指定した避難所担当職員を避難所に派遣する。
- ② 派遣された避難所担当職員が中心となり、避難所施設職員、住民代表（自治会長等）、自主防災組織代表などからなる避難所運営委員会を組織し、当該避難所の円滑な運営を行う。
- ③ 「避難所班」は、避難所運営委員会から当該避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する（「教育総務班」がサポート）。
- ④ 「避難所班」は、②で把握したニーズを「関係各班」に伝え、対応を要請する（「教育総務班」がサポート）。
- ⑤ ④で要請を受けた「関係各班」は、必要な措置を講じる。

2. 避難所の標準設備等

「避難所班」は、避難所の開設が3日以上に及ぶ場合には、次を参考に設備等の充実に努め（「教育総務班」がサポート）、「関係各班」及び施設管理者はそれに協力する。

■避難所の標準設備（例）

区分	設備内容
特設コーナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報広聴コーナー</li> <li>・ 情報連絡室（無線、電話、FAX等）</li> <li>・ 避難所救護センター（保健室等）</li> <li>・ 更衣室</li> </ul>
資機材等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寝具</li> <li>・ 簡易シャワー</li> <li>・ 常備薬</li> <li>・ 納戸</li> <li>・ 特設・臨時電話</li> <li>・ 電源設備</li> <li>・ 洗濯機</li> <li>・ パソコン</li> <li>・ テレビ、ラジオ</li> <li>・ 日用品（タオル、歯ブラシ等）</li> <li>・ 扇風機</li> <li>・ 炊き出し備品</li> <li>・ 暖房機</li> <li>・ 間仕切り用パーテーション</li> <li>・ 掲示板</li> <li>・ 被服</li> <li>・ 仮設風呂</li> <li>・ 仮設トイレ</li> <li>・ ストープ</li> <li>・ 畳・カーペット</li> <li>・ 給水タンク</li> <li>・ 乾燥機</li> </ul>
スペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場</li> <li>・ 仮設トイレ（※）</li> <li>・ 仮設風呂</li> <li>・ 給水タンク</li> <li>・ 掲示板</li> <li>・ 資機材置場</li> </ul>

注）※仮設トイレは車椅子対応型仮設トイレ（オストメイト対応）をさす。

### 3. 避難所での情報提供（広報）及び広聴活動

避難所運営委員会は、自主防災組織や避難者からなる情報広報班を置き、避難者に張り紙等により情報を提供するとともに、問い合わせ等に応じる。避難所の開設が長期に及ぶ場合、避難所内に広報広聴コーナーを設けて必要な情報の提供等を行う。なお、提供にあたっては、視覚障がい者や移動の不自由な高齢者や障がい者には、音声による情報提供など、きめ細やかな配慮を行う。

### 4. 避難所での医療

「健康増進班」は、県と連携をとり、避難所の設置が3日以上と見込まれる場合は、必要と判断される避難所に、被災者に医療を提供する施設（救護所）を併設する。救護所を設置しない避難所については、適時医療チーム、健康相談チーム、精神保健チーム（これらは医療機関等の協力を得て結成する）を巡回させる。

### 5. 避難所の生活環境への配慮

#### （1）衛生

「みどり環境班」は、避難所運営委員会（衛生班）の協力を得て、避難所における生活環境（し尿、ごみ問題等）の維持に努める。

「健康増進班」は幸手保健所と連携し、避難所運営委員会（救護班）の協力を得て避難所における食品の衛生管理に努める。

#### （2）プライバシー保護

避難所運営委員会及び「避難所班」は、避難所でのプライバシーの保護のため、間仕切り等の設営に努める。

#### （3）防火・防犯

「警防班」は岩槻警察署と連携し、避難所運営委員会の協力を得て、避難所での防火・防犯について周知するとともに、必要に応じてパトロールを行う。

#### （4）要配慮者への配慮

「福祉班」及び「要配慮者班」は、「関係各班」及び市災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、被災し避難所で生活する要配慮者を支援する（避難所施設・設備の配慮、食料、水、生活必需品等の給与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備等）。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも要配慮者のために特別な配慮がなされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・資機材について配慮する。また、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

#### ■要配慮者への配慮

- 要配慮者の相談や生活支援にあたる介助員を配置する。
- 相談等にあたる介助員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、介護職員等の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受け入れられるよう配慮する。
- 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を図る。

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第4章 救援期における災害応急対策活動

##### 第3節 避難所の運営

###### (5) 女性への配慮

避難所運営委員会及び「避難所班」は、避難所でのプライバシー保護、犯罪予防等から居住部分、間仕切り等の設営にあたっては女性の視点から配慮する。

###### (6) 避難所でのペット飼育

避難所生活者と同様にペットに対する生活の場を配慮する。

さまざまな人が生活する避難所において人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設けトラブルにならないよう注意する必要がある。

##### ■避難所でのペット飼育

- 原則として、避難所の居住部分へのペットの持ち込みは禁止する。
- 敷地内の屋外（余裕がある場合には室内も可）にスペースを設け、その場で飼育する。

## 6. 避難所外避難者への対応

「避難所班」は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

## 7. 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、避難所の開設・運営を実施した場合、「避難所班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する（「教育総務班」がサポートする。）。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 避難者名簿
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
➤ 救助の種目別物資受払状況（【様式13】を参照）
➤ 避難所設置及び収容状況（【様式29】を参照）
➤ 避難所設置に要した支払証拠書類
➤ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

## 第4節 保健衛生

被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疫病の発生が予想されるので、これを防止するため、防疫及び保健衛生活動を実施する。

### 【活動項目】

活動概要	担当班
1. 防疫活動 (1) 防疫体制の確立 (2) 感染症対策 (3) 消毒の実施	健康増進班 みどり環境班
2. 保健活動 (1) 衛生 (2) 保健	健康増進班
3. 動物愛護 (1) 動物救援本部の設置 (2) 被災地域における動物の保護 (3) 避難所における動物の適正な飼養 (4) 情報の交換 (5) その他	みどり環境班
資料・様式	
➤ 災害時等における消毒実施等に関する協定【資料2. 1-47～49】	

### 1. 防疫活動

防疫活動は、「健康増進班」及び「みどり環境班」が実施する。災害の状況により、市だけでの実施が困難であると判断したときは、県に対して保健所等の応援を要請する。

#### (1) 防疫体制の確立

防疫状況及び感染症等の発生又は発生が予想される被害地域等を迅速に把握して対策方針を定め、状況に応じて消毒担当班を編成する等により、防疫活動体制を確立する。

防疫用薬剤及び器具等の確保については、業者からの調達で確保し、不足する場合は、県に対し、防疫用薬剤及び器具等の調達のあっせんを依頼する。

#### (2) 感染症対策

- ① 全般的に検病調査を行い、被災地における感染症発生状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、健康診断を実施し、応急的治療を行う。
- ② 同時に、手指の消毒等必要な指導、逆性石鹼液の配布等を行う。
- ③ 感染症発生箇所の消毒を実施する。(消毒担当班を編成)
- ④ 防疫上必要と認める場合、県の指示に従い臨時の予防接種を、対象、期間を定め、実施する。(ワクチン等の確保を迅速に行い、時機を失しないよう措置する)
- ⑤ 市防災行政無線(固定系)、チラシ、立看板、広報車等による広報を実施する。

※ 感染症が発生したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第4章 救援期における災害応急対策活動

#### 第4節 保健衛生

基づき対応するとともに、幸手保健所に連絡し、指導を受ける。

#### (3) 消毒の実施

「健康増進班」及び「みどり環境班」は、被災により、環境衛生条件が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次の地域から優先して、消毒を実施する。

- 下痢患者、有熱感者が多発している地域
- 避難所のトイレ、その他の不潔場所
- 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
- 飲料水確保場所（井戸、河川等）
- 廃棄物仮置場、応急し尿処理場所
- ネズミ、昆虫等の発生場所

## 2. 保健活動

### (1) 衛生

#### ① 被災者に対する衛生指導

「健康増進班」は、避難所等の被災住民に対し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導する。

#### ② 食中毒の防止

「健康増進班」は、必要に応じて被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するため、県に対して食品衛生監視のための職員の派遣等を要請する。

### (2) 保健

#### ① 被災者に対する保健相談

「健康増進班」は、必要に応じて市医師会等の協力により、避難所等の被災住民、特に高齢者及び乳幼児の健康状態の把握、かぜ等の感染症の予防、高血圧症、糖尿病等の人への治療の確保、口腔衛生等を目的とする健康診断及び健康相談を行う。

#### ② 被災者に対する栄養相談

「健康増進班」は、必要に応じて、幸手保健所、栄養士会等の協力により、避難所等の被災住民に対し、疫病患者に対する栄養指導や避難所での食事についての栄養相談に応じる。

## 3. 動物愛護

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。

そのため、「みどり環境班」は県の協力を得て、動物愛護の観点から、獣医師会、動物関係団体、ボランティアなどと協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護、及び避難所における動物の適正飼養に努める。

### (1) 動物救援本部の設置

県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。

動物救援本部は、次の事項を実施する。

- 動物保護施設の設置
- 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- 飼養困難動物の一時保管
- 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- 動物に関する相談の実施等

(2) 被災地域における動物の保護

「みどり環境班」は、県、獣医師会及び動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。

(3) 避難所における動物の適正な飼養

「みどり環境班」は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。

ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる責任を負うものとする。

(4) 情報の交換

「みどり環境班」は、動物関係団体と連携して、次の事項について県と情報交換を行う。

- 避難所での動物飼育状況
- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- 他都県市への連絡調整及び応援要請

(5) その他

「みどり環境班」は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

なお、本市を含む幸手保健所管内の危険な動物の飼養状況は、以下のとおりである。

幸手保健所管内には東武動物公園があり、多くの特定動物が飼養されている。

■ 特定動物（危険な動物）飼養状況（幸手保健所管内） [令和2年3月末現在]

認可 件数	総数	ライオン トラ	ビューマ ヒョウ	チーター	サー バル	クマ	マントビ マントリ ル	中型 サル	ゾウ	キリン	サイ	カバ	バイロン	鳥類	ワニ	大型 ヘビ	ワシ 等	ワニガメ
33	77	7	1	1	2	2	10	27	2	3	1	2	2	2	2	3	4	6

参考)「埼玉県地域防災計画（資料編）」(令和3年3月 埼玉県防災会議)

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第4章 救援期における災害応急対策活動

#### 第5節 廃棄物対策

### 第5節 廃棄物対策

災害によって排出されたがれき、ごみ、し尿等を迅速確実に収集処理し、環境衛生の万全を期する。

#### 【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 災害廃棄物の処理 (1) 処理の方針 (2) 処理対策 (3) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理	みどり環境班 (施設管理者)
2. 生活ごみ等の処理 (1) 処理の方針 (2) ごみ処理	
3. し尿の処理 (1) 処理の方針 (2) し尿処理	
資料・様式	
➤ 災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定【資料2. 1-3】 ➤ 災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定【資料2. 1-4 5】	

#### 1. 災害廃棄物の処理

##### (1) 処理の方針

がれき等の災害廃棄物の処理は、原則として次の要領で実施する。

また、市は、必要に応じて、国、県及び関係者と協力して「災害廃棄物処理推進協議会」を設置し、災害廃棄物処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図る。

#### ■災害廃棄物の処理要領

対象	処理要領
住宅・建築物系 (個人・中小企業)	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、市は処理・処分に関する情報を提供する。なお、災害状況によっては、市が災害廃棄物処理事業として実施する。
大企業の事業所等	大企業は自己で処理する。

■災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
災害廃棄物	木くず	柱、梁、壁材、水害などによる流木など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルト、屋根瓦など
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在した概ね不燃性の廃棄物
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫などの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	自動車、自動二輪、原動機付自転車など
	処理困難物	有害廃棄物（廃石綿、PCB、フロン類）、感染性廃棄物、消火器、ボンベ類、ピアノ、バッテリーなどの適正処理困難物
生活ごみ等	生活ごみ	平常時、家庭から排出される生活ごみや、資源物、粗大ごみなど
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
し尿	し尿及び浄化槽汚泥	平常時、家庭から排出されるし尿及び浄化槽汚泥（仮設トイレを含む）

※リサイクル可能なものについては、各リサイクル法により処理を行う。

(2) 処理対策

市は、大量に発生した災害廃棄物を「蓮田市災害廃棄物処理計画」（令和3年3月）に基づき、以下の手順で処理する。

① 仮置場の確保

「みどり環境班」は、公用地又は住民生活に支障のない場所の中から災害廃棄物の仮置場を指定する。また、「蓮田市災害廃棄物処理計画」に基づき、仮置場を配置する。

② 仮置場の運営

「みどり環境班」は、仮置場における廃棄物の受入・監視・保管等において混乱を防ぐため、担当職員の配置に努める。

③ 仮置場への搬入

「みどり環境班」は、災害廃棄物の仮置場への搬入を市内の土木建設業者等に要請する。市内の業者で対応が困難な場合は、自衛隊、他市町村等に応援を要請する。

④ 適正処理

「みどり環境班」は、分別収集を関係機関、住民に呼びかけ、可能な限り現場において分別して仮置場に搬入し、災害廃棄物の適正処理・リサイクルに努める。

また、蓮田白岡衛生組合と連携を図り、適当な時期に仮置場に集積した災害廃棄物の搬出について、関係自治体及び民間業者に協力を要請する。

■分別処理の方法

区分	処理方法
木質系廃棄物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃棄物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の荒分別を実施した後、仮置場に搬入する。

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第4章 救援期における災害応急対策活動

##### 第5節 廃棄物対策

###### ■最終処理方法

- ▶ 可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は中間処理（焼却可能な形状にする）のうえ焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している自治体に処分を要請する。
- ▶ 不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

###### ⑤ 費用の負担

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、解体・処理に公費負担が国の制度として設けられた。市長は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

###### (3) 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

「みどり環境班」は、アスベストなどの有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策やPCB等適正処理が困難な廃棄物による環境汚染を防止し、適正な処置に努めるものとする。

###### ① 適正処理が困難な廃棄物の処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出される適正処理が困難な廃棄物は、地震発生時に排出の増加が予想されるため、初期段階からその適切な処理方法等を住民に広報するものとする。

また、相談窓口を設け、平常時の対応と同様に業者への引取り依頼などの適切な方法を指導するものとする。

なお、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による家電製品は、平常時同様に事業者を引き渡すよう指導する。

不法投棄等で市が適正に処理することが困難な廃棄物を一時保管する場合には、専用の保管場所を設けて適切に保管する。

###### ② 適正処理が困難な廃棄物の処理

震災時に排出される可能性のある適正処理が困難な廃棄物に対しては、以下に示す対策を講ずる。

###### ■アスベストの処理

- ▶ アスベストを使用した建築物の解体撤去は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省水・大気環境局大気環境課、平成29年9月）に従って、アスベストの飛散防止措置を講ずるものとする。
- ▶ アスベストを含む解体材の搬出・運搬は、廃棄物処理法及び「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月、環境省環境再生・資源循環局）に従って、密閉、飛散防止等適切な措置を講じて行うものとする。

###### ■PCBの処理

コンデンサ等の電気機器や熱媒体等に1950年頃から使用されはじめ、1972年頃まで生産されていたが、慢性毒性があり1974年に法律により製造・輸入が禁止された。

一般家庭から粗大ごみとして排出されるPCBを含む家電製品は、市が収集した後、含有部品の回収を関係団体に依頼する。

## 2. 生活ごみ等の処理

災害発生時には、通常的生活ごみに加え、家財の損壊に伴う生活ごみの増加や避難所ごみの発生が予想される。このため、「みどり環境班」は、これらのごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生保全を図る。

### (1) 処理の方針

#### ■ごみ処理の方針

項目	内容
排出場所	「みどり環境班」は、通常の排出場所の他、避難所等に仮設ステーションを設置する。
分別排出	「みどり環境班」は、処理施設の機能に障害を与えないよう、可燃物及び不燃物の分別排出の徹底について、市民に広報するとともに、避難所運営委員会（衛生班）に協力を要請する。 収集は、可燃物を優先し、定期的な消毒を行う。
応援要請	「みどり環境班」は、「本部運営班」を通じてごみの収集・運搬・処理について自衛隊、他市町村等に積極的な応援要請を行う。

### (2) ごみ処理

「みどり環境班」は、災害時のごみ処理を、以下に従って実施する。

#### ■ごみ収集の方法

項目	内容
ごみの収集計画の広報	ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、市民に広報する。
腐敗性の高いごみ	腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における防疫上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。
夜間の収集	道路交通の状況によっては、関係機関と協議のうえ、夜間のごみの収集も検討する。
避難所のごみ対策	避難所では保健衛生面から適宜ごみ収集を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

#### ■ごみの搬入先

項目	内容
可燃物	蓮田白岡環境センター（※1）
不燃物、粗大ゴミ	蓮田白岡環境センター
一時保管	学校のグラウンド、公園等の中から選定した場所に一時保管する。
その他	「みどり環境班」は、ごみの搬入について必要な場合、「本部運営班」を通じて他市町村に協力を要請する。また、「本部運営班」は、県と協議の上、埼玉県環境整備センター（※2）への搬入を検討する。

#### ■（※1）蓮田白岡環境センター

管理者	所在地	電話番号	処理能力
蓮田白岡衛生組合	白岡市篠津 1279-5	048-766-3738	1日 180 トン

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第4章 救援期における災害応急対策活動

##### 第5節 廃棄物対策

#### ■ (※2) 埼玉県環境整備センター

埼玉県では、処分先に困っている県内の市町村や中小企業などの廃棄物を、適正に処分するため、寄居町に、県直営の広域埋立最終処分場「埼玉県環境整備センター」を設置し、運営している。

(環境整備センター 大里郡寄居町三ヶ山 368 TEL048-581-4070)

### 3. し尿の処理

災害発生時には、下水処理施設や終末処理場の被災に伴い、し尿処理が不能となる事態が予想される。このため、「みどり環境班」は、こうした状況においてもし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生保全を図る。

#### (1) 処理の方針

- ① し尿処理・浄化槽汚泥は、平常時と同様に衛生組合の施設で処理を行うことを基本とする。
- ② 仮設トイレの貯留量は、家庭の汲取り便槽などと比較して少ないことから避難所の収集を定期的に行えるように配慮する。
- ③ 仮設トイレを利用したときの吸着剤や固化剤などで凝固させたし尿については、一般廃棄物として取扱い焼却処理する。

#### (2) し尿処理

##### ① 被害状況の把握

「みどり環境班」は、蓮田白岡衛生組合と連携し、トイレの使用ができない地域の状況を把握する。

##### ② 処理等の方法

収集したし尿は、次に示す処理場において処理するが、処理場が被害を受け処理ができなくなった場合は、災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定書に基づき他市町村に処理の応援を要請する。

#### ■ し尿処理施設

名称	所在地	電話
蓮田白岡環境センター	白岡市篠津 1279-5	048-766-3738

##### ③ 仮設トイレの設置

仮設トイレの設置に当たっては、以下の点に留意する。

項目	内容
仮設トイレの設置場所	「みどり環境班」は、①の情報を基に必要な場所に仮設トイレを設置する。仮設トイレの設置個所としては、以下の場所とする。 <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 避難所</li><li>➤ 避難場所</li><li>➤ その他必要と認められる場所</li></ul>
仮設トイレの確保	「みどり環境班」は、平常時より市で備蓄している仮設トイレ及び既設の和式トイレを利用した簡易トイレを優先的に使用する。備蓄分では足りない場合、リース業者からの借り上げにより仮設トイレを確保する。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
 第4章 救援期における災害応急対策活動  
 第5節 廃棄物対策

項目	内容
	ただし、仮設トイレはドラム缶や簡易便袋等を使用するなど、環境及び衛生面へ配慮する。また、仮設トイレの設置にあたっては、必要に応じて車椅子対応型仮設トイレ等の設置を行う。
し尿の収集・運搬・処理	「みどり環境班」は、仮設トイレのし尿の収集・運搬をし尿収集業者に依頼し、し尿処理施設において処理する。収集・運搬が困難な場合は、「本部運営班」を通じて県及び他市町村に応援を求める。
衛生指導	仮設トイレの使用について衛生指導が必要な場合は、「健康増進班」に指導を要請する。
広報	「みどり環境班」は、「第3編 第1部 第4章 第2節 広報広聴」(p251)に基づき、市民に広報を行う。
その他	仮設トイレのし尿収集が遅れる場合は、汚物槽を取り外し、ふたをして予備の槽と取り替えるなどの対策を講じる。

## 第6節 応急住宅対策

災害によって住家が被害を受けた者に対し、仮設住宅や一時入居施設の提供あるいは応急修理を実施する。

### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 住宅ニーズの把握 (1) 被災世帯数の把握 (2) 住宅相談所の開設	現場情報班 情報収集班 建築指導班
2. 被災住宅の応急修理 (1) 応急修理の方針 (2) 応急修理方法 (3) 災害救助法が適用された場合の事務	建築指導班
3. 応急仮設住宅の建設 (1) 応急仮設住宅建設の方針 (2) 応急仮設住宅建設の方法（災害救助法適用の場合） (3) 災害救助法が適用された場合の事務	
4. 公営住宅等のあっせん	建築指導班
5. 住宅関係障害物の除去 (1) 障害物の除去方針 (2) 災害救助法が適用された場合の事務	みどり環境班
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害時における優先協力要請に関する協定【資料2. 1-7】</li> <li>➤ 災害時におけるインフラ等の応急対策業務に関する協定【資料2. 1-16】</li> <li>➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】</li> <li>➤ 救助実施記録日計票【様式2】</li> <li>➤ 住宅応急修理記録簿【様式30】</li> <li>➤ 応急仮設住宅台帳【様式31】</li> <li>➤ 障害物除去の状況【様式32】</li> </ul>	

### 1. 住宅ニーズの把握

「建築指導班」は、以下により把握した情報をもとに、住宅ニーズを把握し、住宅の応急修理並びに応急仮設住宅の建設に反映させる。

#### (1) 被災世帯数の把握

「現場情報班」は、発災から3日目を目途に、住宅ニーズを把握するため被災世帯の個別調査（住所、建物種類、被災程度（基準については「第3編 第1部 第2章 第8節 災害救助法の適用」（p176）等をリスト化）を実施する。「建築指導班」は、調査結果を「情報収集班」から入手し、応急修理家屋並びに応急仮設住宅の建設数を把握する。

(2) 住宅相談所の開設

「建築指導班」は、必要に応じて住宅相談所を市庁舎、避難所等に開設し、被災者の住宅ニーズの把握に努める。

2. 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の方針

「建築指導班」は、災害により住宅が半焼、半壊、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者、又は大規模半壊の被害を受けた者を修理対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(2) 応急修理方法

災害救助法が適用された場合の応急修理の方法は、以下に示すとおりである。

項目	内容
修理戸数の決定	被害状況、被災度区分判定結果等により修理戸数を決定する。
修理の範囲及び費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。</li> <li>▶ 住宅の応急修理に要する費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)に定める基準とする。</li> </ul>
修理の期間	災害発生の日から、 <u>3月以内(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内)</u> に完了する。
修理の方法	住宅の応急修理は、「3. 応急仮設住宅の建設」の方法に準じて現物給付をもって実施する。

(3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、住宅の応急修理を実施した場合、「建築指導班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」に準じて行うものとする。

帳簿類
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 救助実施記録日計票(【様式2】を参照)</li> <li>▶ 住宅応急修理記録簿(【様式30】を参照)</li> <li>▶ 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等</li> <li>▶ 住宅の応急修理関係支払証拠書類</li> </ul>

3. 応急仮設住宅の建設

(1) 応急仮設住宅建設の方針

災害により住家が全壊、全焼又は流出し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅を供与する。必要に応じて、障がい者、高齢者等の要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を建設する。

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第4章 救援期における災害応急対策活動

##### 第6節 応急住宅対策

福祉仮設住宅は、被災の規模及び程度、被災者の内の高齢者、障がい者等の数並びに施設入所等の状況を勘案し、必要な設置戸数を定め、高齢者、障がい者等の利用しやすい設備及び構造に配慮して設置する。

災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関（所管：建築指導班）としてこれを実施し、同法の適用がなされない場合は、被害の状況を見て本部長が実施方法等を定める。

#### (2) 応急仮設住宅建設の方法（災害救助法適用の場合）

##### ① 被災世帯の調査

県が応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急修理等に必要な次の調査を実施する場合、「情報収集班」はこれに協力する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 被害状況</li><li>➤ 被災地における市民の動向</li><li>➤ 応急仮設住宅建設にあたっての支障事項等</li><li>➤ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項</li></ul> |
|---|

##### ② 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、以下のとおり実施する。

項目	内容
建設用地	原則として、あらかじめ決めておいた応急仮設住宅建設候補地の中から用地を確保する。ただし、状況により私有地に設置する場合は、所有者と市との間に貸借契約を締結するものとする。
設置戸数	供与戸数は、市からの要請に基づき県が決定する。
建設の規模及び費用	1戸当たりの建物面積及び費用は、「災害救助法による救助程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）に定める基準による。ただし、この基準では運用することが困難な場合には、県知事を通じ厚生労働大臣の承認を受けて、その規模及び費用を引き上げることができる。
建設の時期	災害発生の日から原則として20日以内に着工するものとする。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長することができる。
建設工事	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 応急仮設住宅の建設は所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより建設する。ただし、状況に応じ、市長が委任を受けて建設することができる。</li><li>➤ 県及び市は応急仮設住宅の建設及び業者の選定等にあたっては、市内建設業者に対して協力を要請する。</li></ul>
供与の期間	入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

##### ③ 入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、次の条件すべてに該当する者から入居者を選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮するものとする。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 住家が全壊又は流失した者</li><li>② 居住する住家がない者</li><li>③ 自らの資力では住家を確保することができない者</li></ul> |
|--|

#### ④ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、県営住宅の管理に準じ県からの委任を受けた市がこれを行う。

「警防班」は、応急仮設住宅が設置された場合、随時パトロール等を行い、防火・防犯対策に万全を期す。

#### (3) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、応急仮設住宅を建設した場合、「建築指導班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）</li><li>➤ 応急仮設住宅台帳（【様式31】を参照）</li><li>➤ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書</li><li>➤ 応急仮設住宅使用貸借契約書</li><li>➤ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等</li><li>➤ 応急仮設住宅建築のための工事代金支払証拠書類</li></ul>

#### 4. 公営住宅等のあっせん

応急仮設住宅の建設適地がない場合、応急仮設住宅の完成を待つ時間的余裕がない場合、高齢者、障がい者等要配慮者用の住宅が必要となる場合等を考慮し、応急仮設住宅を計画するとともに、「建築指導班」は、次の住宅についての空家情報を収集し、状況によっては、あっせんを行う。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 県営住宅等公営住宅</li><li>➤ 民間アパート等賃貸住宅</li><li>➤ 企業社宅、保養所等</li></ul> |
|---|

#### 5. 住宅関係障害物の除去

##### (1) 障害物の除去方針

除去作業の方針とその内容は、以下のとおりである。

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第4章 救援期における災害応急対策活動

##### 第6節 応急住宅対策

###### ■ 除去作業の方針と内容

項目	内容
活動方針	<p>「みどり環境班」は、災害によって、土石、竹木等の障害物が住家等に運び込まれ、日常生活を営むのに支障をきたしている者に対して、障害物を除去し保護する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 労力又は機械力が不足する場合は県（建築安全センター）に要請し、隣接市町村からの派遣を求めるものとする。</li><li>➤ 労力又は機械力が相当不足する場合は、蓮田市防災対策協力会からの資機材、労力等の提供を求める。</li></ul>
内容	<p>住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。</li><li>➤ 障害物が日常生活に欠くことのできない場所（居室、台所、玄関、便所等）に運びこまれたもの。</li><li>➤ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。</li><li>➤ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。</li><li>➤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。</li></ul>

#### （2）災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、障害物の除去を実施した場合、「みどり環境班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）</li><li>➤ 障害物除去の状況（【様式32】を参照）</li><li>➤ 障害物除去支出関係証拠書類</li></ul>

## 第7節 文教対策

震災時において、児童及び生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童及び生徒への適切な措置を講じる。

### 【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 応急教育の実施 (1) 教育施設の確保 (2) 教員の確保 (3) 臨時休業の措置 (4) 教育の再開	教育総務班 学校教育班 本部運営班 建築指導班
2. 学用品の給与 (1) 給与対象者の把握 (2) 学用品の調達 (3) 学用品の給与 (4) 災害救助法が適用された場合の事務	学校教育班
3. 学校給食の応急措置	学校教育班 教育総務班
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）【資料10. 2】</li> <li>➤ 救助実施記録日計票【様式2】</li> <li>➤ 学用品の給与状況【様式33】</li> </ul>	

### 1. 応急教育の実施

#### (1) 教育施設の確保

「教育総務班」、「学校教育班」及び校長は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるため、県教育委員会と十分な調整を図り、次により施設の効率的な利用を図る。

- 被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動を行う。
- 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- 校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等を設けるか、又は、被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して授業の早期再開を図るものとする。
- 教育施設が避難所として開設されている施設については、「本部運営班」及び「建築指導班」と十分な協議の上、教育施設の確保を図るものとする。

#### (2) 教員の確保

「学校教育班」及び校長は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合、県教育委員会と調整を図り、教員を確保する。

### 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

#### 第4章 救援期における災害応急対策活動

##### 第7節 文教対策

#### (3) 臨時休業の措置

「学校教育班」及び校長は、施設の被害又は児童及び生徒、教員の被災の程度によっては、臨時休業の措置を取ることとする。

#### (4) 教育の再開

「学校教育班」、「教育総務班」及び校長は、上記を考慮しながら、迅速に教育が再開できるよう努める。

## 2. 学用品の給与

### (1) 給与対象者の把握

#### ① 給与対象者

災害によって、住家に被害を受けた児童及び生徒で学用品を喪失又は毀損し、就学に支障をきたしている者とする。

#### ② 給与対象者の把握

「学校教育班」は、校長と緊密な連携を保ち、給与対象となる児童及び生徒数、並びに応急教育に必要な学用品等についてその種類、数量を把握する。

### (2) 学用品の調達

#### ① 教科書の調達

被災した学校の学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、県に報告を行うとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受けることとする。また、他の市町村に使用済み教科書の供与を依頼する。

#### ② 学用品の調達

県より送付されたものを配布する他、県の指示により調達する。

#### ③ 災害救助法の適用上の留意点

災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品が支給されるが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲及び程度により、「学校教育班」は、同法の基準に沿った学用品が支給できるようにする。

### (3) 学用品の給与

学用品の給与は、以下のとおりとする。

#### ■学用品の給与

項目	内容
給与方法	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 教科書は、学年別、使用教科書別に給与対象名簿を作成して、配分する。</li><li>➤ 学用品は、小・中学校別に配分計画書を作成して、配分する。</li></ul>
支給品目	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 教科書及び教材<ul style="list-style-type: none"><li>・ 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書</li><li>・ 準教科書として使用されているもの（テキスト等）</li><li>・ ワークブックとして利用されているもの（補充問題集等）</li></ul></li><li>➤ 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、絵筆、画用紙等）</li><li>➤ 通学用品（運動靴、雨傘、靴、通学用靴等）</li></ul>

(4) 災害救助法が適用された場合の事務

災害救助法が適用され、学用品の給与を実施した場合、「学校教育班」は、次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。

なお、費用の支弁対象等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

帳簿類
➤ 救助実施記録日計票（【様式2】を参照）
➤ 学用品の給与状況（【様式33】を参照）
➤ 学用品購入関係支払証拠書類
➤ 備蓄物資払出証拠書類

3. 学校給食の応急措置

「学校教育班」、「教育総務班」及び校長は、学校給食室の施設、設備及び学校の給食施設、設備等に被害があった場合は、給食実施の可否について決定する。

この際、次の事項に留意する。

■学校給食応急措置の留意事項

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>➤ 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。</li><li>➤ 実施が困難な場合は、応急措置を施し速やかに実施できるよう努める。</li><li>➤ 被災者の避難所として学校施設が使用されている場合は、被災者の炊き出し施設としての使用もあるので、学校給食と炊き出しとの調整を図る。</li><li>➤ 給食用製パン工場、製乳工場等が被災し、学校給食に影響を及ぼした場合は、県教育委員会に対して関係機関等の調整・指導を要請する。</li><li>➤ 感染症の発生等衛生については特に留意する。</li></ul> |
|--|

## 第8節 商工・農業対策

災害によって被害を受けた商工業施設及び農業施設の応急対策を実施する。

### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 商工業対策	商工班
2. 農業対策 (1) 農業に関する被害状況の把握 (2) 農地及び農業用施設に対する応急措置	農政班
資料・様式	
➤ 災害時における商工会リソース（物資・サービス等）の供給に関する協定 【資料2. 1-54】	

### 1. 商工業対策

「商工班」は、災害によって商業施設及び工業施設に被害が生じた場合、蓮田市商工会等と連絡を密にして被害状況を把握し、結果を県に報告するとともに、二次災害の防止に努める。

### 2. 農業対策

#### (1) 農業に関する被害状況の把握

「農政班」は、災害が発生したときは、市内における農作物、農業用施設の被害状況について南彩農業協同組合等の協力を得て把握を行い、被害調査結果を県に報告する。

#### (2) 農地及び農業用施設に対する応急措置

##### ① 農地

河川、水路の堤防決壊等により農地が冠水した場合、「農政班」は、農作物の被害を考慮し、状況に応じて、ポンプ等による排水を行う。

##### ② 用排水路

「農政班」は、用排水路の水位の状況を把握し、水路の決壊防止を行い、冠水のおそれがあるときは必要な措置を講じ防止に努める。

##### ③ 農作物の応急措置

「農政班」は、農作物について被害が発生したときは、南彩農業協同組合等と共同して、被害の実態に即し、必要な技術対策指導を行い、農作物被害の軽減を図る。

## 第9節 社会秩序の維持

被災地域においては、社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要となる。このため、被災者の生活再建に向けて流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため対策を講じる。

### 【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
1. 警備活動	本部運営班 情報発信班 関係各班
2. 住民への的確な広報	

#### 1. 警備活動

「本部運営班」は、関係機関、団体等との密接な連携、協力のもと、被災地及び避難所等の警戒を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締等を行うなど、社会秩序維持のための警備活動を実施する。

#### 2. 住民への的確な広報

「情報発信班」は、的確な被害状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供し、社会秩序の維持に努める。

## 第10節 義援金品の受付・配分

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金品の受付、保管及びこれらの配分等を適切に実施する。

### 【活動項目】

活動概要	担当班等
1. 義援金品の募集	福祉班 情報発信班
2. 義援金品の受付	福祉班 農政班 商工班
3. 義援金品の保管	福祉班
4. 義援金品の配分	
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 義援金品領収書【様式34】</li> <li>➤ 義援金品受付簿【様式35】</li> </ul>	

### 1. 義援金品の募集

「福祉班」は、災害の状況によって、義援金品の募集を行うものとし、募集にあたっては、「情報発信班」が新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、立看板、ポスターの掲示及び各種団体関係機関を通じ、一般住民に呼びかける。

義援品については、避難所運営委員会等を通じて被災住民の要望等を把握し、食料、生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく広報等により募集を行うものとする。

「福祉班」は、義援金品について、集積、配分の円滑を期すために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。

#### ■義援金品募集に関する留意事項

- 一般からの援助については、義援金の協力を主とし、梱包物資の内容や服のサイズ等が一見してわからない物品、古着及び保存性のない物品等は送らないでほしい旨の報道を各機関に依頼する。
- 義援品については、適切な品目、数量を確保することができる企業からの援助を積極的に受け入れる。

### 2. 義援金品の受付

市に寄託された義援金品については、「福祉班」において受け付ける。義援金の受付は、原則として本市が開設した窓口及び銀行振込みとする。義援品については、蓮田市総合市民体育館に集積し、他の物資とともに輸送・配分する。

集積作業は、「農政班」及び「商工班」と連携し、配分・仕分けの作業は、ボランティア等に依頼し、輸送については業者を活用する。

また、避難所等に直接送付されたものについては、そこで仮受け付け後、「福祉班」に引き継ぐ。義援金品の受領に際しては、寄託者又はその搬送者に受領書（【様式34】を参照）を発行する。

なお、日本赤十字社埼玉県支部においても、受付窓口を開設して各方面から被災者に対して寄託される義援金の受付を行う。ただし、義援品については原則として受付を行わず、企業等から同一規格のものが相当量調達できる場合に受け付け、市町村に引き渡す。

### 3. 義援金品の保管

義援金の保管については、新たに預金口座を設け、寄託者名、金額等を受付簿（【様式35】を参照）に記入し、定期的に会計管理者に報告する。

義援金品の保管にあたっては、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

### 4. 義援金品の配分

応急対策を実施する上で現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長に協議の上有効に活用する。

義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分率並びに配分方法を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行うものとする。その際、県の義援金配分方針に従うものとする。

## 第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

### 第1節 趣旨

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としており、平成26年3月28日現在、同法に基づき1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。

本市を含む埼玉地域は推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が発表することとされているが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、本市においても、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

#### 《参考》

##### ◆「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について

本市を含む埼玉地域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。これまで本市地域防災計画において、同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行われなくなった。このため、今後は警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

※【資料11.6】『東海地震の警戒宣言に伴う対応措置』参照

## 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

南海トラフ地震臨時情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、市が実施すべき必要な措置について定める。

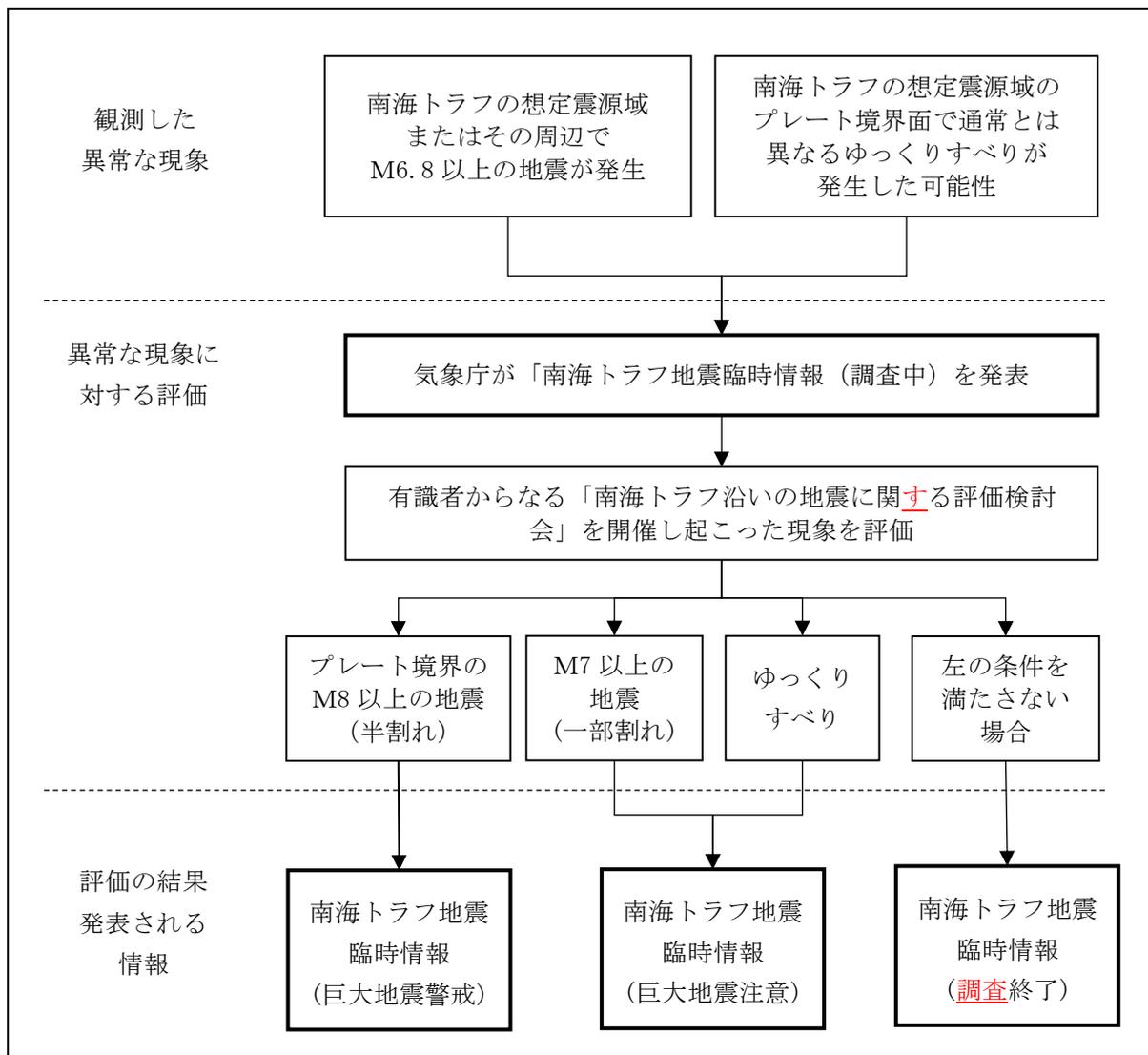
### 第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

#### 1. 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

市は、県から南海トラフ地震臨時情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部、関係機関に伝達する。

#### ■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害  
 第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置  
 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

2. 市民、企業等へのよびかけ

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、市民に対して、日頃からの地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	2週間 (警戒：1週間) (注意：1週間)
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	すべりの変化が収まってから 変化していた期間と概ね同程度 の期間

3. 住民の防災対応

(1) 日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

<防災対応の例>

- ・家具の固定状況の確認
- ・非常用持ち出し袋の確認
- ・避難場所や避難経路の確認
- ・家族との安否確認方法の確認 等

(2) 日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

<防災対応の例>

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備（非常用持出品等）
- ・危険なところにできるだけ近づかない 等

4 企業等の防災対応

日頃からの地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

<防災対応の例>

- ・安否確認手段の確認
- ・家具や日常生活用器具の固定・落下防止対策の確認
- ・食料や燃料等の備蓄の確認
- ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認 等

## 第2 地震発生後の対応

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合、市は、「第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害」（p133～）に基づき災害対応を行うものとする。

## 第6章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

### 第1節 シビアコンディションを設定する目的

---

防災計画策定の基礎となる被害想定は、これまでは、過去の被害履歴や各種調査研究に基づく発生確率を基に、将来発生する可能性が高いとされる地震に限定して平均的な被害程度を推計していた。

しかし、東日本大震災の教訓を踏まえ、県が実施した被害想定は、「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても被害想定の対象としている。

本市の地域防災計画においても、震災対策の目標として、県の被害想定を参考に、本市に最も大きな地震被害をもたらすと想定される関東平野北西縁断層帯地震を設定している。

しかし、実際に大規模地震が発生した場合、本市においては、地域防災計画が対象としている市域を対象に防災活動を展開するが、大規模地震による影響は、本市域はもとより県域をも越えた広域で最悪な事態（首都圏長期大停電や燃料枯渇、首都機能の麻痺、大量の避難者や帰宅困難者の発生など）が生じる可能性がある。

また、発生する頻度は極めて低いと考えられる複合災害（例えば、台風や集中豪雨といった風水害に、地震などの災害が重なって起こる災害をいう。）に対しても、同様に計画された防災対策の想定を超える事態の発生が考えられる。

そのため、本市は、最悪事態（シビアコンディション）を想定しておく必要がある。

## 第2節 シビアコンディションへの対応

---

「第2編 災害予防計画」(p41～)及び「第3編 第1部 地震災害」(p133～)に定める計画は、被害想定に基づく防災対策として、ハード面の整備を始め、市民の命だけではなく、財産、生活基盤、社会的安定等を災害から守るために実施する取組である。

一方、シビアコンディションを引き起こすような大規模災害に対して、ハード整備だけで対応することには限界がある。また、確実に守ってくれる構造物という概念は、その想像をも上回る大規模な災害に対しては、迅速な避難行動を阻害するマイナスの要因にも成り得る。

そこで、シビアコンディションに対処する場合は、目的を「人命を守る」ことに絞って対策を進め、その上で生活や社会基盤の早期再建・復興を目指すこととする。人命を守る上で有効なのは「避難」であり、迅速な避難を実現するための情報伝達、土地利用計画、教育、啓発、訓練が重要になる。

## 第3節 シビアコンディションの共有と取組の実施

県は、従来どおり被害想定に基づく特定地震をターゲットとした防災対策を進めながら、その上で、最悪の事態をもシミュレーションし、防災関係機関や県民と共有するものとしている。

本市においても、県による最悪の事態を想定したシミュレーション結果を共有し、大規模地震が発生したときには、局地的災害に対応するために整備したハード面や救助の枠組みで被害の最小化を図りながらも、「逃げる」「逃がす」対策と組み合わせることによって、最優先に市民の生命を守ることが重要である。

また、県の場合は、首都直下地震発災時においても比較的被害が少ないとされ、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うことになり、本市もその一翼を担うことになる。

以下では、科学的根拠は薄いが発生する可能性がある主な最悪事態を「シビアコンディション」として示し、対策の方向性を検討する。

### 1. 命を守るのは「自分」が基本 ～大震災では家具が凶器になります～

#### 【リスク状況の認識】

市、県及び防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れている。

しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だと言われている。震度6弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となる。

発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立たない。

また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴う。

新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に7,215人の負傷者が生じる（蓮田市の場合、死者なし、負傷者1名）予測になっている。また、首都圏全体では3万人以上の重傷者が発生する見込みである。

緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数である。

#### 【課題】

- 家屋の倒壊や家具の転倒に伴う死亡者、負傷者を減らす
- 室内の避難経路に家具等が散乱し、延焼火災からの避難が遅れる状況をなくす。

#### 【対策の方向性（予防期）】

- 家屋の耐震性を確認し、必要な耐震改修等を行う。
- 家具の配置を見直し、家具の固定を進める。
- 地震に備えた防災総点検を行う。

## 2. 支援者の犠牲はあってはならない

### 【リスク状況の認識】

総務省消防庁のまとめによると、東日本大震災で犠牲になった消防団員は、岩手県・宮城県・福島県で合わせて254人になる。同じ3県で犠牲になった消防本部の職員は27人、警察官は30人で、比較すると消防団員の犠牲者が際立って多い。

阪神・淡路大震災における消防団員の犠牲者は1名のため、大震災の津波被害が甚大であったとも考えられるが、この教訓を生かさなくてはならない。

犠牲になった消防団員は、多くは水門や車両が通り抜ける陸閘（りくこう）の閉鎖や避難支援に関わり、津波の被害を受けている。内陸県の埼玉県でも、津波警報の発令や、一定規模以上の地震が起きた場合、荒川等の遡上に備え、水門等の閉鎖を行う消防団もある。また、大規模かつ広域的な災害では、消防団員も含め、自主防災組織や民生委員・児童委員など地域防災を担う多くの支援者が、消火活動支援や避難支援を行い、被害の拡大を防ぐ。大規模広域型災害で地域の命を救うためには、こうした各地域の支援者の存在が不可欠となる。

しかしそのために、支援者が犠牲になることは、あってはならない。

「生命に危険を感じた場合、避難を優先させる」「正しく撤退する」ことを徹底した上で、自助・共助の取り組みを進めていくことが重要である。

### 【課題】

- 発災後、救助・救出・初期消火に当たっている支援者が、二次災害に巻き込まれることを防止する。
- 現場で活動する防災関係者に正確な危険情報が伝えられず、撤退のタイミングを逃す事態を回避する。

### 【対策の方向性】

- 救助・救出・初期消火活動に伴う危険行動や危険からの回避方法について、事前の研究や訓練を進める。
- 支援者側の退避ルールをあらかじめ定める。
- 必要な資機材（無線機や倒壊家屋からの人命救助用エンジンカッター等）の装備を進める。
- 防災指揮システムの可視化を進め、現場への情報提供をより迅速・的確に行う。

### 3. 火災から命を守る

#### 【リスク状況の認識】

関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日だった。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していった。延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生した。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言う。

一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされている。

シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることである。

また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多くなる。

#### 【参考：東京都被害想定】

区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。

#### 【参考：国被害想定】

地震火災による焼失最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟

#### 【課題】

- 消防機関に頼らない初期消火を確実にやり、火災を拡大させない。
- 消防機関の現場到達を早める。
- 火災から逃げ遅れる人をなくす。

#### 【対策の方向性】

- 自主防災組織や消防団の消火活動訓練を推進し、初期消火を推進する。
- 安否情報の確認方法や、迅速な避難を促す啓発や訓練を行う。
- 被害や危険地域の正確な把握と、住民への情報提供を迅速に行う。特に「逃げる」「逃がす」ための情報提供を優先提供し、インターネット、携帯電話、マスメディア、防災無線等あらゆる手段を活用する。
- 道路啓開や交通規制を行うため、警察、協定締結先企業を円滑に統括し、通行可能な緊急交通路を迅速に確保する。

#### 4. 首都圏長期大停電と燃料枯渇

##### 【リスク状況の認識】

東日本大震災では、震源から離れた首都圏であっても、多くの発電所が稼働停止に追い込まれる事態となった。復旧にも長い時間を要し、常陸那珂発電所の1号機は5月15日、鹿島火力発電所の2・3・5・6号機は4月6日から20日にかけてようやく復旧した。

発電所の施設や設備に直接被害を受けた場合は、さらに復旧に時間がかかる。東日本大震災では、地震の影響を直接的に受けた福島県・広野火力発電所の復旧に4か月を要した。

これらのことを踏まえると、首都直下地震のシビアコンディションとして、首都圏広域大停電が発災後1か月以上続くことも想定しなければならない。

大災害が発生し、電気の供給がストップすると、各種石油燃料も枯渇する。

製油所が被災するほか、急激な需要増やタンクローリー・ドライバーの不足、ガソリンスタンドでの停電により、応急対応・緊急輸送用を始めとする車両のガソリン・軽油、避難の生活のための灯油が長期間にわたり不足する状態が続く。

公的機関や災害拠点病院などの防災拠点では、非常用発電設備が備えられているが、消防法等により燃料の備蓄量が限られていることから、常に燃料を補給することが前提となる。製油所や輸送インフラの被災により、長期間に渡り燃料が流通されない場合、非常用発電機の燃料が枯渇し、災害対策本部や防災活動拠点における災害対応、医療機関における医療行為、各避難所における避難生活等に大きな影響がでる。

##### 【課題】

- 災害対応を行う防災活動拠点や病院等は、1か月以上の長期間にわたる停電時においても、活動を継続させなければならない。
- 電力、ガス、道路などのライフライン被害を軽減するとともに、復旧を早める。
- 首都圏長期停電下でも、被災者が安全に生活を送れる環境を整える。

##### 【対策の方向性】

- 県の主な防災拠点では、燃料または電源を多重的に確保するとともに、市町村庁舎、災害拠点病院等にも同様の取組を働きかける。例えば災害対策本部が設置される県庁舎等には、補給不要な都市ガスや備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入等を検討する。
- 災害時重要施設への燃料供給体制を見直し、確実な入手手段を事前に確保する。
- 非常用発電機及び緊急車両用の燃料確保について、既存の協定を見直す。
- ライフライン事業者による減災活動や早期復旧に関し、目標設定や計画作成、復旧活動を支援する。
- 市外及び県外からの避難者の受入れについて、自治体間の協定に基づく広域訓練の実施や応急仮設住宅の適地調査等を通じ、実効性を高める。
- 長期避難を想定し、指定避難所の環境を向上させるとともに、市民及び他都市住民の広域移送・集団疎開を調整し、計画的に移送する。

## 5. その時、道路は通れない

### 【リスク状況の認識】

首都高速道路や国道、主要な県道など、緊急輸送ルートとして想定されている道路の橋りょうは、耐震化対策がおおむね施されている。しかし、首都圏全体としては、沖積低地などの軟弱地盤を中心に、地盤の変位（隆起や沈下・陥没・断層）や液状化による道路自体の損壊、落橋も懸念される。加えて、沿道建造物から道路への瓦礫の散乱、電柱の倒壊、道路施設の損傷による道路閉塞、鉄道の運行停止に伴う道路交通需要の増大等により、深刻な道路交通麻痺が発生する可能性もある。

走行中の自動車にも激震が直撃する。一般的には、震度5はタイヤがパンクしたような感覚、震度6以上では車を制御することが困難と言われる。各所で事故車両が多発し、火災が近ければ輻射熱を原因とする車両火災も発生する。

一方で、車両での避難者が続出するため、交通渋滞が発生する。また、ガス欠や事故車両、置き去り車両が道路上に多数放置され、渋滞の原因となる。レッカー車の不足、及び道路渋滞によりレッカー車の現場到達が困難になるという渋滞悪化の悪循環が発生する。

鉄道については、東日本大震災では、緊急地震速報の受信によって首都圏の電車は安全停止できたが、直下型地震では緊急地震速報の到達が間に合わないため、走行中に脱線事故を起こす可能性がある。また、都心では液状化及び施設欠損により、地下鉄や地下街への浸水が発生する恐れもある。

これらはすべて、最悪の可能性を挙げたに過ぎない。しかし、万が一の時に冷静に対処するためにも、その最悪の事態を想像することは無意味ではない。

### 【課題】

- 被災地の災害対応活動拠点への交通路を速やかに確保する必要がある。
- 緊急車両の通行を阻害する緊急交通路上の障害物、幹線道路上の放置車両への対応。
- 道路渋滞に伴う混乱やパニック、災害に付随する交通事故を防ぐ。

### 【対策の方向性】

- 北関東、東北、中部方面から首都圏を結ぶ道路ネットワークを確保するため、高速道路や国県道の幹線道路網の整備を進める。
- 都内からの徒歩帰宅を支援する帰宅支援ロードを設定し、沿道サービスを拡大する。
- 災害時における交通ルール（緊急交通路への進入禁止や、車両を降りて避難する際のルール（鍵はつけたまま等））について、普及啓発を進める。
- 既存の災害時応援協定を見直し、緊急交通路上の障害物や放置車両の撤去体制や優先的的道路啓開のシミュレーションを行う。

## 6. 首都機能の麻痺

### 【リスク状況の認識】

東京には、政治、行政、経済の中枢を担う機関が高度に集積している。首都直下地震により政府機関の業務継続に支障が生じた場合、緊急災害対策本部等による情報収集や指示、調整が実施されず、被災者救助や事態収拾に影響が出る。

官公庁施設は耐震化が順次進められているが、ライフラインの途絶や交通の麻痺、停電や通信の途絶などの悪条件が影響しあい、復旧が大幅に遅延する可能性もある。

最も懸念されるのが、夜間及び休日に大規模地震が発災した場合、交通機関の運行停止に伴い、多くの職員が都心に到達できず、業務継続に支障が出ることである。

#### ■国が被害想定の中で示している被害シナリオ

発災直後	省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。
1日後～	都心部の中央省庁において、職員の不足や室内の混乱、PCやサーバの不調等により、災害対応の中核としての機能が低下する。
更に厳しい被害様相	想定外の庁舎等の甚大な被害や、職員の被災、電力・通信の途絶が発生する。応急対応や全国への波及影響が数日間以上続く。

これは、あくまでも国が提示した、最悪な事態としての一つの想定である。

なお、首都直下地震応急対策要領では、緊急災害対策本部の設置順位が定められており、官邸内に設置される緊急災害対策本部の代替順位として、官邸が被災した場合は、中央合同庁舎第5号館（千代田区霞が関）→ 市ヶ谷駐屯地（新宿区市谷本村町）→ 立川広域防災基地（立川市緑町・泉町）の順番で代替拠点に移る。

しかし、現在想定されている代替拠点はいずれも都内であり、国が提示している諸課題（職員の参集など）が依然残ることになる。

多くの国の職員が県内に居住している現状も踏まえ、被害が少なく首都に隣接する埼玉県としては、国に全力で協力する体制の整備も、考えていかなければならない。

### 【課題】

- 首都機能の停止。国による災害対応の遅れ。
- 情報や職員が集まりやすいところに、代替拠点を用意すべきである。
- 立川や都庁は被災地に近すぎる。大阪府や北関東では、都心から離れすぎる。

【対策の方向性】

- さいたま新都心に集積する省庁の機関と連携し、国家機能の継続をサポートする。
- さいたま新都心周辺に後方支援の資源を確保し、国と協力して首都復旧に努める。

■埼玉県の支援機能の分析

- 内閣府がまとめた「政府中枢機能の代替拠点に係る基礎的調査業務報告書」（2013.3）では、さいたま市は候補都市の一つになっている。
- 警察庁、経済産業省は、災害時の代替拠点をさいたま新都心合同庁舎にしている。
- さいたま新都心は大宮台地に位置し、地盤が固いことから、想定震度は5強にとどまる。
- さいたま新都心は都心から約20キロメートルの位置にあり、短期間で政府中枢機能の移転が完了する。
- 国の省庁の機関が17ほど集積しており、すぐに代替機能を発揮することが可能である。
- 出先機関を持たない省庁も、周辺に存在する既存のビルやホテル、貸し会議室群を活用することが可能である。
- 省庁の代替拠点が首都の近傍に置かれることで、復旧・復興のための取組が迅速に進む。
- 埼玉県内に居住する国の職員も多く、すぐに代替拠点での活動が可能である。
- 代替拠点で活動する要員の住宅など、生活環境の確保が対応可能である。
- 東北道、関越道、圏央道などの高速道路網を活用し、北日本、西日本からの物資などを首都に送り込むことが可能である。
- 近隣には広大な大宮駐屯地と陸上自衛隊第32普通科連隊があるため、連携が容易である。

7. デマやチェーンメールは新たな災害

【リスク状況の認識】

東日本大震災では、広い範囲で電話回線や携帯電話の基地局が被災し、被災地での情報取得が著しく制限された。

その中で、ツイッターやSNSなど、新たな情報伝達手段の有効性が確認され、震災以降、多くの団体が活用を検討している。しかし、これらは強力な拡散性を持つことから、「嘘の情報」いわゆるデマやチェーンメールによる新たな危険（二次災害）を引き起こす可能性がある。

これらは、①情報が極度に不足した状態で現れやすい、②危険回避を指示する内容が多い、③伝播速度が早い、という特徴があり、親切心から周囲に知らせようとした人から、情報を渴望していた人へ急速な勢いで拡散していくことになる。

東日本大震災でも例えば、「被災地で外国人窃盗団が暗躍している」「被災地で、略奪、強盗、暴行等が発生している」等の治安情報や、「ヨウ素を含むうがい薬や海藻類を摂取すると内部被曝が防げる」等の放射能関係情報、「某県の水は汚染されている」等の不正確な情報が、検証もされずに広がった。

デマや流言が拡散すると、過剰な自衛行為やパニックが思いもよらない二次災害に発展する可能性がある。「そんな嘘は見抜ける」「信じるはずがない」という平時の自信は、大規模災害時には却って危険である。

【課題】

- 情報通信基盤が破壊または電源喪失し、情報収集・伝達手段が制限される。
- 政府、行政による正確な情報発信が不足する。
- 不安や恐怖心から、不正確な情報や流言・デマが拡散する。

【対策の方向性】

- 電力事業者や通信事業者と協力し、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を推進する。
- 正しい情報の発信者・取得方法などの防災情報教育を行い、プッシュ型（情報が利用者の端末に自動的に配信される方式）の災害情報を取得するための事前登録等を進める。
- 政府や行政は発災後速やかに、多様なメディアを使い、正しい情報を発信し続けるとともに、デマ、流言の存在を素早く察知し、拡散を防ぐ。

8. 超急性期医療と慢性疾患の同時対応

【リスク状況の認識】

阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められた。

一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなったが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となった。

首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられる。

国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みである。

医療活動の主体は、超急性期（48時間以内）から急性期（1週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になる。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれる。

また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性がある。

さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要なことになる。

【課題】

- 首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。
- 道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。
- 電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。

【対策の方向性】

- ▶ 衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。
- ▶ 医薬品や医療資機材等の協定を見直し、入手について実効性を確保する。
- ▶ 都内等から県内医療施設への傷病者の受入れを支援する。特に、輸送に危険を伴わない慢性病患者の被災地外移送についても検討する。
- ▶ 平時に訓練等を実施し、トリアージスキルを向上させるとともに、トリアージポストの設置を早期に実施する。
- ▶ 一定の安全を確保した上での住民、自主防災組織、地域の企業等による救命救助活動が行える仕組みの検討、及び地域医療者の協力の下、地域でできる医療対応を検討する。
- ▶ 災害拠点病院における災害時の業務継続を確保するため、水、食料、自家発電に必要な燃料等の備蓄・供給体制を確立するとともに、全ての病院の耐震化を進める。

9. 都心からの一斉帰宅は危険

【リスク状況の認識】

県では、平成24年度に「モバイル空間統計」を利用した帰宅困難者の推計調査を行った。

まず、県外で帰宅困難になる県民の発生数は、136万人であると推計した。そのうち88万人は東京23区内で被災するため、交通機関が麻痺している中、安全に帰宅させるための帰宅タイミングやルート選定が課題になる。

次に、発災後、一斉帰宅の混乱を市町村ごとにシミュレーションした。例えば、都内にいる埼玉県民と県内にいる埼玉県民と都民252万人が一斉に徒歩で帰宅した場合、さいたま市では72万人、川口市では45万人の通過人数が見込まれる結果となった。帰宅経路に当てはめると、例えば、国道17号戸田橋の通過人数は1時間当たり最大12万人という大混雑が予測される。

その結果、主な緊急輸送道路が徒歩帰宅者であふれ、緊急車両が通行できないことなども考えられる。

発災直後の一斉帰宅は二次被害の危険があるだけでなく、消防・警察等による救助・救出活動を阻害し、被害を拡大させる要因になる。

【課題】

- ▶ 余震による落下物の恐れがある地域や火災延焼地域など、危険地帯を通過する徒歩帰宅者が二次被害に巻き込まれる。
- ▶ 徒歩帰宅者が特定の箇所に集まり、混乱が生じる
- ▶ 緊急交通路や緊急輸送道路に徒歩帰宅者があふれ、救助・救出活動を阻害する。

【対策の方向性】

- 市は、県と協力し、発災直後における一斉帰宅の危険性を周知し、一斉帰宅抑制の取組を進める。
- 慌てて帰宅を開始しないですむよう、安否確認手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用を促進する。
- 都内にいる市民も含め、市内の被害情報や避難所開設情報、帰宅経路の危険情報を様々な手段で発信する。
- 主に都内から徒歩帰宅する徒歩帰宅者支援として、帰宅支援道路を設定し、沿道サービス（水道水、情報、トイレ等）による安全で確実な徒歩帰宅を支援する。
- 公共交通機関を利用した遠距離通勤者がいる企業など、実情に応じて企業内備蓄を推進する。

10. 危険・不便な首都圏からの避難

【リスク状況の認識】

国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/sの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約720万人の避難者が発生すると想定される。

1か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになる。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重くなると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなる。

道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてくる。

特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、本県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなる。

【課題】

- 避難所における長期生活が困難な者の把握（配慮の種類や規模）。
- 緊急避難的な広域受入れは速やかに、また、生活困難（不便地からの脱出）に伴う広域受入れは計画的に行う必要がある。それぞれ手法を検討する。
- 観測機器や通信回線の破損により、情報が正常に伝達されず、人々が正確な情報なしでの行動を強いられる。
- 他の都道府県からの被災者が大量に流入することにより、避難者管理が複雑になる。

【対策の方向性】

- 都内からの避難者の輸送や受入れについて、発災時に混乱が生じないように、あらかじめ受入先や輸送手段等を確保する。
- 計画的な受入れについて、事前に関係自治体とシミュレーションを行う。
- 九都県市等の枠組みにより取得した被害情報や応援要請に基づき、県内市町村との受入調整を行い、県内または群馬県・新潟県（三県の防災協定に基づく広域避難の受入れ）と調整を行う。
- 発災後、避難所における長期生活が困難な者を把握し、広域避難の調整を行う。
- 被害状況や避難に係る情報は、報道機関等の協力の下、あらゆる手段でこまめに発信する。

11. 助かった命は守り通す

【リスク状況の認識】

大規模な災害では、発災後、長期間にわたり生活基盤が麻痺する。その結果、発災時には助かった命が、震災関連死という形で失われてしまう恐れがある。

東日本大震災では、被災地全体の死亡者のうち65歳以上の高齢者の死亡率は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の約2倍に上った。死亡に影響のあった事由としては、「避難者等における生活の肉体・精神的疲労」が約3割、「避難所等への移動中の肉体・精神的疲労」が約2割、「病院の機能停止による初期治療の遅れ等」が約2割であった。

例えば、1都3県には約7万8千人の慢性透析患者がいる。首都直下地震により電気・水道が長期にわたり断絶した時、被災地内での処置は極端に制限される。万一の場合に備え、透析施設に余裕のある遠方への二次避難を検討し、助かった命を守り通す取組が重要になる。

【課題】

- 配慮事項ごとに必要とされる避難施設の確保。
- 福祉避難所など比較的環境が整備された場所へ、要配慮者を移送する体制の確立。
- 在宅避難している要配慮者への対策（高リスク者の事前把握、物資の供給、見回り）

【対策の方向性】

- 被災地外の都道府県において、受入可能な医療機関の事前把握や移送手段の確認を行い、平常時から情報を持ち合う。
- 避難所、医療機関等における毛布や燃料等の備蓄、非常用電源・通信手段の確保、物資や燃料の供給手段の確保を行う。
- 発災後は、帰還できる体制（道路、住宅、医療等）を早期に整備する。
- 被災者の見守り活動や孤立防止、心のケアの長期的提供を行う。

## 12. 食料が届かない

### 【リスク状況の認識】

東日本大震災では、被災地のニーズが伝わらず、必要とされるものが被災地に行き届くのに時間がかかった。もちろん輸送には、道路の確保が重要になる。東日本大震災では、津波により大きな被害を受けた道路のうち南北に延びる東北道・国道4号を優先的に復旧させ、その後に東方向に複数ルートを確認し、沿岸部の支援に使用した。輸送道路の段階的復旧は迅速な災害対応に有効だったが、確保されたのは発災4日後。国道45号の道路啓開がおおむね終了したのは発災7日後だった。

そのような中、避難所には十分な食料が行きわたらなかった。

例えば、宮城県内最大避難者数約32万人に対し、発災後3日間に県下の市町村が確保できた食料は62万食だけだった。また国の物資調達は、発災1週間後に約39万人が避難所に滞在していたのに対し、6日後までの到着済み食料は約290万食、水が約213万本だけで、おおよそ一人一日約1食であった。

道路の不通やライフラインの途絶、生産向上や倉庫の損壊により、首都直下地震でも同様の課題が生じる。

また、在宅避難者には支援が届きづらい、という問題もある。

シビアコンディションの極めつけは、首都直下と南海トラフ地震が同時期に起こることである。安政地震では、東海・東南海地震が起きた後、すぐに安政江戸地震が起きている。南海トラフ付近を震源地とする地震が発生し、被災地に備蓄食料ほとんどを提供した後、首都直下地震が起こることも、可能性としてゼロではない。

### 【課題】

- 広域物資供給体制の整備
- 広域緊急輸送体制の整備

### 【対策の方向性】

- 被災情報及び避難所の開設情報等を地図上に可視化して集約・展開し、必要な輸送ルートの選定及び啓開を速やかに行う。
- 国や他都道府県からの応援を埼玉県広域受援計画に基づき迅速かつ円滑に受入れ、救援物資の広域物資拠点における受領、及び被災市町村を通じた被災者への支給を実施する。
- 原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- 複合災害も視野に入れ、市及び県と合わせた備蓄を十分に行う。

### 13. 災害の連鎖を防止せよ

#### 【リスク状況の認識】

災害の連鎖の防止することが重要である。

一つの災害が引き金となり、新たなリスクが連鎖する可能性がある。例えば、次のような最悪シナリオがある。

- ▶ 東京湾岸地域の製鉄所、石油化学プラント、石油化学工場等が被災し、様々な産業への影響が全国に波及する。
- ▶ 港湾機能の麻痺により、サプライチェーンが寸断し、国内外の企業活動が影響を受ける。
- ▶ 工場や店舗等の喪失、従業員の被災、生産活動や物流機能の低下により、経営体力の弱い企業が倒産に追い込まれる。
- ▶ 日本経済や日本企業への信頼が低下し、国際競争力の低下のみならず、日本市場からの撤退や海外からの資金調達コストの増大、株価や金利、為替の大幅な変動を引き起こす。

すべての事態の推移をあらかじめ予測するのは不可能である。

しかし、災害リスクを管理し戦略を策定する場合は、低頻度だが影響の大きい巨大災害に伴う連鎖反応を意識し、対応する措置をシミュレーションしておくべきである。

#### 【課題】

- ▶ 災害に伴う被害の連鎖（経済、農業、治安悪化など）を起こさない。

#### 【対策の方向性】

- ▶ 各種システムにおける十分な冗長性の確保、バックアップ。
- ▶ 各主体による事業継続計画の策定と日常からの見直し。

## 第2部 風水害



## 目次

第2部 風水害 .....	- 297 -
第1章 応急対策の基本方針 .....	- 297 -
第2章 活動体制の確立 .....	- 299 -
第3章 警戒活動期における災害応急対策活動 .....	- 308 -
第4章 初動対応期における災害応急対策活動 .....	- 320 -
第5章 救援期における災害応急対策活動 .....	- 327 -



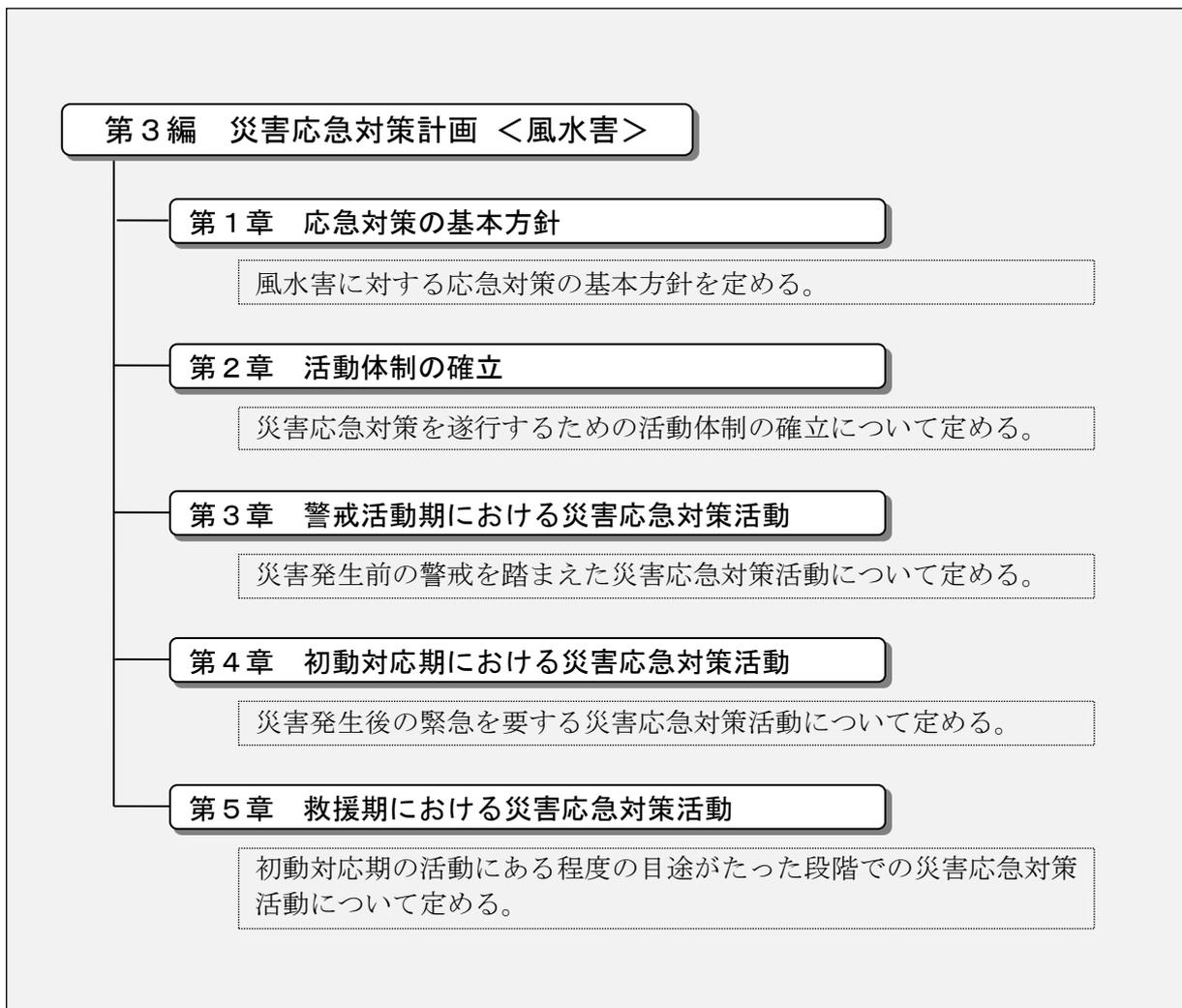
## 第2部 風水害

### 第1章 応急対策の基本方針

#### 第1節 応急対策計画の体系

本計画では実践的な活動を実現するために、警戒事象が発生した段階から時間の経過に応じた応急対策活動を、「活動体制の確立」「警戒活動期における災害応急対策活動」「初動対応期における災害応急対策活動」及び「救援期における災害応急対策活動」に分けて設定した。

以下に、風水害に係る応急対策計画の体系を示す。



## 第2節 応急対策の基本方針

応急対策における活動は、風水害の特性を考慮して、時間の経過とともに変化する状況に対応した応急対策活動ごとに分け、次のように方針を設定する。

なお、以下の活動期が終了した時点で復旧・復興活動へ移行する。

### ■活動期別の方針

区分	内容
警戒活動期	警戒活動期は、発災前の緊急を要する活動時期であり、風水害に関する前兆現象及び気象情報を随時収集しながら、警報情報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策を実施する。
初動対応期	初動対応期は、発災後の緊急を要する活動時期であり、機動的な初動調査の実施による被害状況の把握とその情報に基づいた活動体制の整備、被害の拡大防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動、避難者の応急収容、飲料水・食料等の供給を実施する。
救援期	救援期は、初動対応期の活動にある程度の目途がたった段階であり、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、ライフライン等の応急復旧、被災者への情報提供を行うなど、被災者の生活維持・生活救援に重点を置いた活動を実施する。

注) 上記の活動期が終了した時点で復旧・復興活動（「第4編 災害復旧・復興計画」(p357～)）へ移行する。

## 第2章 活動体制の確立

### 第1節 配備体制と動員計画

#### 1. 配備体制

本市は、迅速・的確な災害応急対策を遂行するため、風水害時における活動体制と配備基準を以下のとおり設定する。

##### (1) 活動体制と配備基準

風水害に係る本市の活動体制と配備基準は、次に示すとおりである。

#### ■【風水害対策】活動体制と配備基準

活動体制	配備基準	活動内容	本部の設置
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大雨、洪水、暴風警報のいずれか一つが発表されたとき</li> <li>➢ 台風の接近等が予想される場合</li> <li>➢ その他総合政策部長が必要と認めたとき</li> </ul>	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもって連絡調整及び情報の確認を行う。	本部を設置しないで通常の組織をもって監視活動を実施する体制
警戒体制 (水防本部体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大雨又は洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害の発生するおそれがあるとき</li> <li>➢ 台風の接近等で災害の発生が予想される場合</li> <li>➢ 元荒川の西新宿第1排水機場でTP 7.8mに達するおそれがあるとき</li> <li>➢ その他市長が必要と認めたとき</li> </ul>	災害の要因の発生に対応し、気象情報等の収集、警報等の伝達、水防活動等の災害未然防止活動、避難誘導等の事前対策を実施する。	水防本部を設置して水防活動を実施する体制
非常体制	第1配備 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 大雨又は暴風特別警報が発表され、相当規模の被害が発生するおそれがあるとき</li> <li>➢ 元荒川の西新宿第1排水機場でTP 9.2mに達するおそれがあるとき</li> <li>➢ その他市長が必要と認めたとき</li> </ul>	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。	災害対策本部を設置して応急対策活動を実施する体制
	第2配備 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市全域に大災害が発生し、又は全域でなくとも被害が甚大であると予想される時</li> <li>➢ その他市長が必要と認めたとき</li> </ul>	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてをあげて救助その他の災害対策活動を実施する。	

##### (2) 体制の変更(拡大・縮小)・廃止基準

以下の場合、(1)の体制を変更(拡大・縮小)又は廃止する。

- ① さらに強力に災害応急対策を進める必要があるとき
- ② 災害の危険性がなくなったとき
- ③ 災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき

### 第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害

#### 第2章 活動体制の確立

##### 第1節 配備体制と動員計画

## 2. 動員計画

### (1) 準備体制の動員計画

準備体制における動員対象職員は、以下に示すとおりである。

なお、準備体制設置の連絡は、「危機管理課」が庁内放送により行い、勤務時間外の場合は、「危機管理課」の担当職員から緊急連絡網又は職員参集メールにより関係部課長等に連絡する。

#### ■準備体制の動員計画

動員対象職員	総合政策部長、環境経済部長、都市整備部長、上下水道部長
担当課	危機管理課、自治振興課、道路課、下水道課

### (2) 警戒体制（水防本部体制）の動員計画

警戒体制（水防本部体制）の動員配備基準は、原則として以下のとおりである。

なお、警戒体制設置の連絡は、「危機管理課」が庁内放送により行い、時間外の場合は、「危機管理課」の担当職員が緊急連絡網又は職員参集メールにより関係部課長等に連絡する。

第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害  
 第2章 活動体制の確立  
 第1節 配備体制と動員計画

■警戒体制（水防本部体制）の動員計画

水防本部	部	課	動員数	備考
本部運営班	総合政策部	危機管理課	4	
排水対策班	都市整備部	道路課	7	
		都市計画課	7	
		産業団地整備課		
		建築指導課		
	健康福祉部	福祉課	2	
		健康増進課		
		長寿支援課		
		在宅医療介護課		
		国保年金課		
交通対策班	環境経済部	自治振興課	6	
		みどり環境課		
		農政課・農業委員会事務局		
		商工課		
	会計室	会計室	2	
	行政委員会	行政委員会事務局		
	議会事務局	議会事務局		
	学校教育部	教育総務課	2	
		学校教育課		
	生涯学習部	子ども支援課	4	
保育課				
社会教育課				
図書館				
中央公民館				
		文化スポーツ課		
強制排水班	環境経済部	農政課・農業委員会事務局（兼務）	(2)	交通対策班の業務を兼ねる
市民対策班	総合政策部	政策調整課	7	左のうち、2名は本部運営班の補助を行う
		財政課		
		広報広聴課		
		契約検査課		
		デジタル推進課		
	総務部	秘書課	11	
		庶務課		
		市民課		
		税務課		
		収納課		
	(削除)			
		総合窓口管理課		
上下水道班	上下水道部	水道課	2	
		下水道課	2	
消防班（※）		消防本部	—	
避難所班（※）	健康福祉部	国保年金課（兼務）を中心とする各課	—	
	学校教育部	教育総務課（兼務）を中心とする各課	—	
衛生対策班（※）	環境経済部	みどり環境課（兼務）	—	
	健康福祉部	健康増進課（兼務）	—	

注1）※消防班については、独自の動員計画による。

注2）※避難所班については、避難所の開設数により動員数を決定する。

注3）※衛生対策班については、被害状況により動員数を決定し、担当課のみで対応できない場合は、各部全体で対応に当たる。

第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害

第2章 活動体制の確立

第1節 配備体制と動員計画

(3) 非常体制の動員計画

非常体制の動員配備基準は、原則として以下のとおりである。

なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

■非常体制【各部班】の動員計画

災害対策本部各部班		非常体制		担当部署
		第1配備	第2配備	
総合政策部	本部運営班	◎	◎	危機管理課
		◎	◎	政策調整課
		◎	◎	財政課、契約検査課
	情報発信班	○	◎	広報広聴課
	<u>電算システム班</u>	<u>○</u>	<u>◎</u>	<u>デジタル推進課</u>
	情報記録班	○	◎	行政委員会事務局
	会計班	○	◎	会計室
総務対策部	総務班	○	◎	庶務課
	秘書班	○	◎	秘書課
	情報収集班	○	◎	税務課、収納課
	現場情報班	○	◎	指名職員
	市民班	○	◎	市民課
	<u>総合窓口管理班</u>	<u>○</u>	<u>◎</u>	<u>総合窓口管理課</u>
	議会事務局班	○	◎	議会事務局
環境経済部	自治振興班	◎	◎	自治振興課
	農政班	○	◎	農政課・農業委員会事務局
	商工班	○	◎	商工課
	みどり環境班	○	◎	みどり環境課
健康福祉部	福祉班	○	◎	福祉課
	要配慮者班	○	◎	長寿支援課、在宅医療介護課
	避難所班	○	◎	国保年金課
	健康増進班	○	◎	健康増進課
都市整備部	都市計画班	○	◎	都市計画課、産業団地整備課
	道路班	◎	◎	道路課
	建築指導班	○	◎	建築指導課
上下水道部	水道班	○	◎	水道課
	下水道班	◎	◎	下水道課
学校教育部	教育総務班	◎	◎	教育総務課
	学校教育班	○	◎	学校教育課
生涯学習部	子ども支援班	○	◎	子ども支援課、保育課
	社会教育班	○	◎	社会教育課
		○	◎	文化スポーツ課
消防部 (※)	消防本部班			消防課
	警防班			消防署、南分署

注1) ※消防部については、独自の動員計画による。

注2) 動員数に関する記号表示は、次のとおりである。

「◎」：所属する全職員

「○」：所属する職員の1/2程度

## 第2節 災害対策本部の設置・運営

### 1. 災害対策本部の設置

#### (1) 設置基準

本市における災害対策本部の設置基準は、以下のとおりである。

##### ■災害対策本部の設置基準

- ▶ 大雨又は暴風特別警報が発表され、相当規模の被害が発生するおそれがあるとき
- ▶ 元荒川の西新宿第1排水機場でTP9.2mに達するおそれがあるとき
- ▶ その他市長が必要と認めたとき

#### (2) 設置場所

災害対策本部は、本部会議の開催、「関係各班」との連絡調整を円滑に行うため市庁舎201会議室に設置する。

ただし、災害対策本部室を所定の場所に設置できない場合、消防本部庁舎、被災を免れた最寄りの公共施設の順位で設置する。

#### (3) 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は市長とし、市長が不在又は事故ある場合は次の順位によりその職務を代行する。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	総合政策部長

#### (4) 設置及び廃止の通知

本部長は、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに本部を廃止する。

#### (5) 設置及び廃止の通知

##### ① 職員への通知

職員への通知は、勤務時間内・外に応じて以下のとおり実施する。

##### ■設置及び廃止の通知

区分	内容	
勤務時間内	災害対策本部を設置、変更又は廃止した場合、「本部運営班」は、当該体制への移行を庁内各部局に通知する。出先機関を所管する各対策部は、電話等により出先機関に通知する。	
勤務時間外	準備体制	「危機管理課」は、緊急連絡網又は職員参集メールにより関係部課長等に連絡する。
	警戒体制	「本部運営班（水防本部）」は、市長に連絡するとともに、緊急連絡網又は職員参集メールにより関係部課長等に連絡する。
	非常体制	「本部運営班（災害対策本部）」は、緊急連絡網又は職員参集メールにより関係部課長等に連絡する。

第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害  
 第2章 活動体制の確立  
 第2節 災害対策本部の設置・運営

② 防災関係機関及び市民への通知・公表

災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を以下のとおり通知・公表する。  
 なお、水防本部の場合もこれに準じる。

■本部設置及び廃止の通知・公表（防災関係機関及び市民）

通知・公表先	通知・公表の方法	担当班
埼玉県災害対策課	災害オペレーション支援システム、防災行政無線、電話、FAX	本部運営班
利根地域振興センター	災害オペレーション支援システム、電話、FAX	本部運営班
市防災会議機関	電話、FAX	本部運営班
議会	電話、FAX	議会事務局班
報道機関	電話、FAX	情報発信班
応援協定締結自治体	電話、FAX	本部運営班
市民	市防災行政無線（固定系）、安心安全メール、市ホームページ等	情報発信班

注) 県に連絡できない場合は、国（総務省消防庁）へ通知する。連絡先は、以下のとおりである。

■消防庁への連絡先

報告先	通信手段	番号	
		電話	FAX
応急対策室 〔平日（9:30～18:15）〕	一般加入電話	電話	03(5253)7527
		FAX	03(5253)7537
	消防防災無線	電話	TN-90-49013
		FAX	TN-90-49033
	地域衛星通信	電話	TN-048-500-90-49013
		FAX	TN-048-500-90-49033
宿直室 〔上記以外〕	一般加入電話	電話	03(5253)7777
		FAX	03(5253)7553
	消防防災無線	電話	TN-90-49102
		FAX	TN-90-49036
	地域衛星通信	電話	TN-048-500-90-49102
		FAX	TN-048-500-90-49036

※(注)TN は、回線選択番号を示す。

2. 災害対策本部の運営

「災害対策本部の運営」については、「第3編 第1部 第2章 第2節 第2 2. 災害対策本部の運営」(p146)に準ずるものとする。

3. 災害対策本部の組織編成、分担業務

(1) 災害対策本部の組織編成

本市の災害対策本部の組織編成は、次頁に示すとおりである。

(2) 災害対策本部各部班の分担業務

「災害対策本部各部班の分担業務」については、「第3編 第1部 第2章 第2節 第2

3. (2) 各部班の分担業務」(p149～)に準ずるものとする。

#### 4. 災害対策本部運営の留意事項

「災害対策本部設置時の留意事項」については、「第3編 第1部 第2章 第2節 第3  
災害対策本部運営の留意事項」(p155)に準ずるものとする。

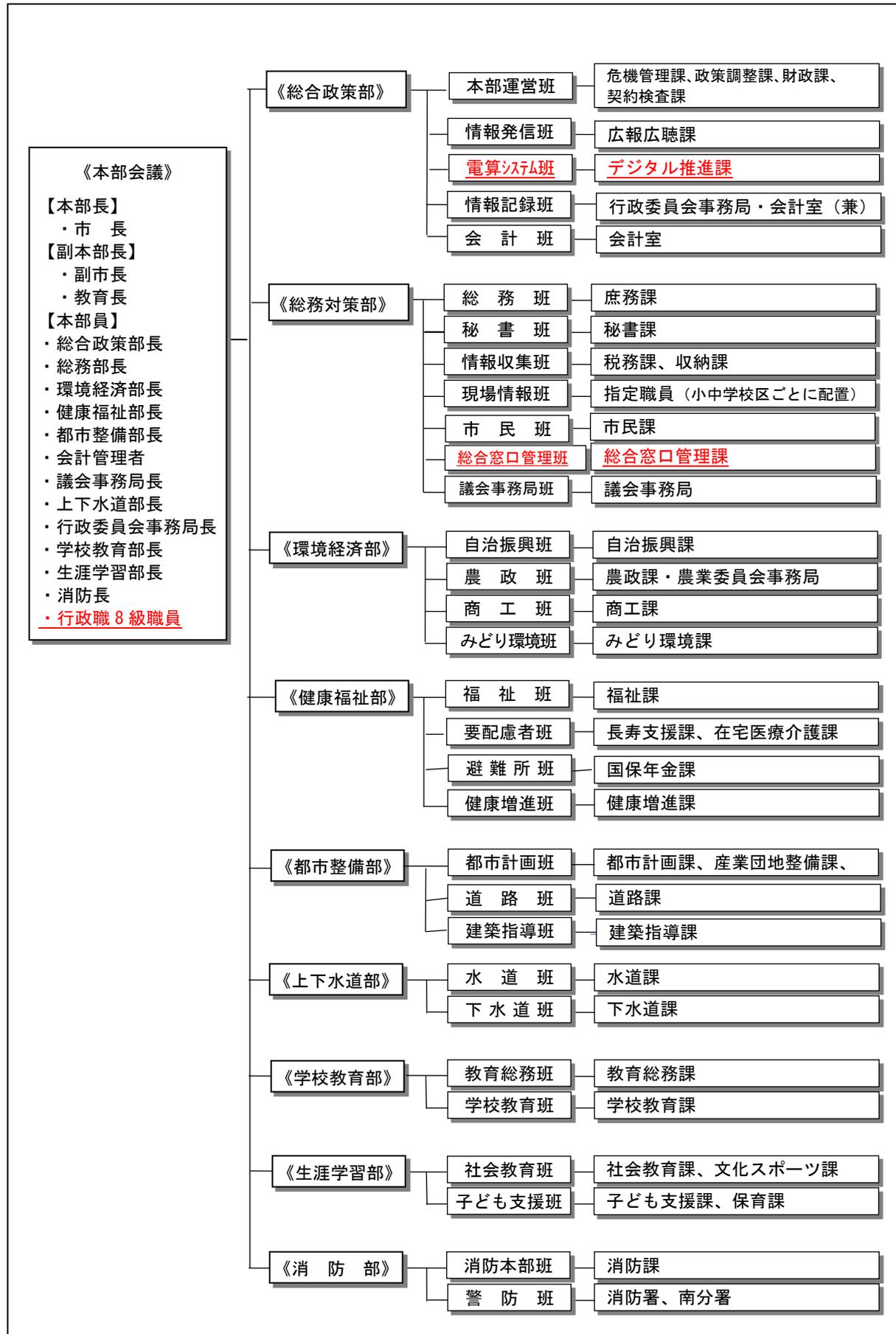
第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害

第2章 活動体制の確立

第2節 災害対策本部の設置・運営

■蓮田市災害対策本部組織図

[令和6年4月1日現在]



### 第3節 情報通信手段の確保

---

第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

「第3節 情報通信手段の確保」(p157)を準用する。

### 第4節 公共的団体及び民間団体等への協力依頼

---

第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

「第4節 公共的団体及び民間団体への協力依頼」(p160)を準用する。

### 第5節 広域応援要請

---

第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

「第5節 広域応援要請」(p163)を準用する。

### 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼

---

第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

「第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼」(p168)を準用する。

### 第7節 ボランティアとの連携

---

第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

「第7節 ボランティアとの連携」(p173)を準用する。

### 第8節 災害救助法の適用

---

第1部 地震災害

第2章 活動体制の確立

「第8節 災害救助法の適用」(p176)を準用する。

## 第3章 警戒活動期における災害応急対策活動

### 第1節 風水害に関する情報の収集・伝達

風水害に関する情報を迅速・的確に収集する。収集した情報は、整理判断のうえ各種対策に活用するとともに、必要な情報を防災関係機関や住民へ的確に伝達する。

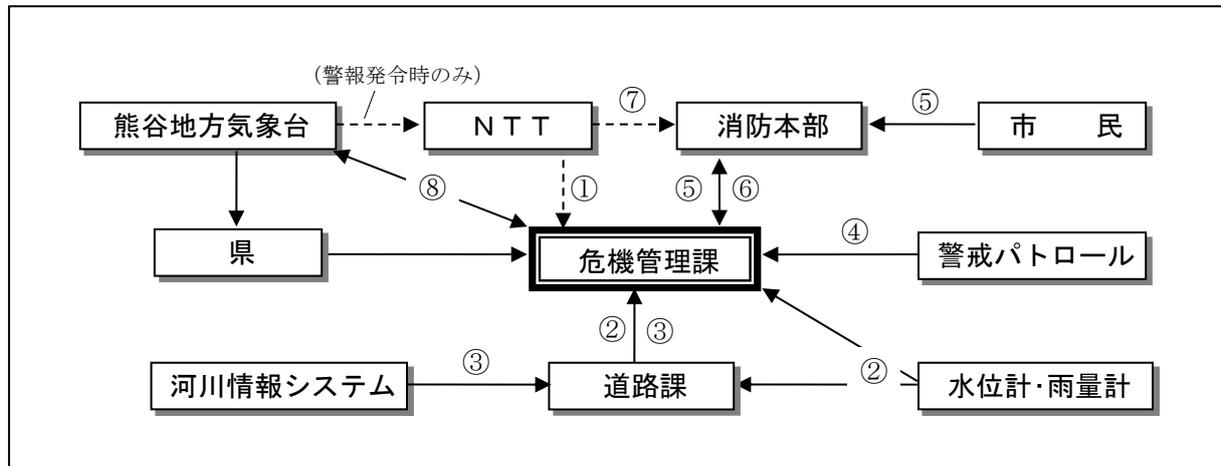
#### 【活動項目】

活動概要	担当課等
1. 風水害に関する情報の収集	危機管理課 道路課 自治振興課
2. 風水害に関する情報の伝達 (1) 関係職員 (2) 杉戸県土整備事務所 (3) 消防団各部 (4) 学校、保育園、病院、老人ホーム (5) 一般市民 (6) 気象業務法に基づく注意報・警報等	危機管理課 道路課 消防本部 広報広聴課 関係各課
3. 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ	広報広聴課
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準【資料4. 2】</li> <li>➤ 広報案文(例)「地震災害の場合」「風水害の場合」【資料4. 7】</li> <li>➤ 災害時の要配慮者施設連絡先一覧【資料8. 5】</li> </ul>	

#### 1. 風水害に関する情報の収集

風水害の警報、発生に関する情報の収集は、「危機管理課」が一元的に収集する。

#### ■風水害に関する情報の収集



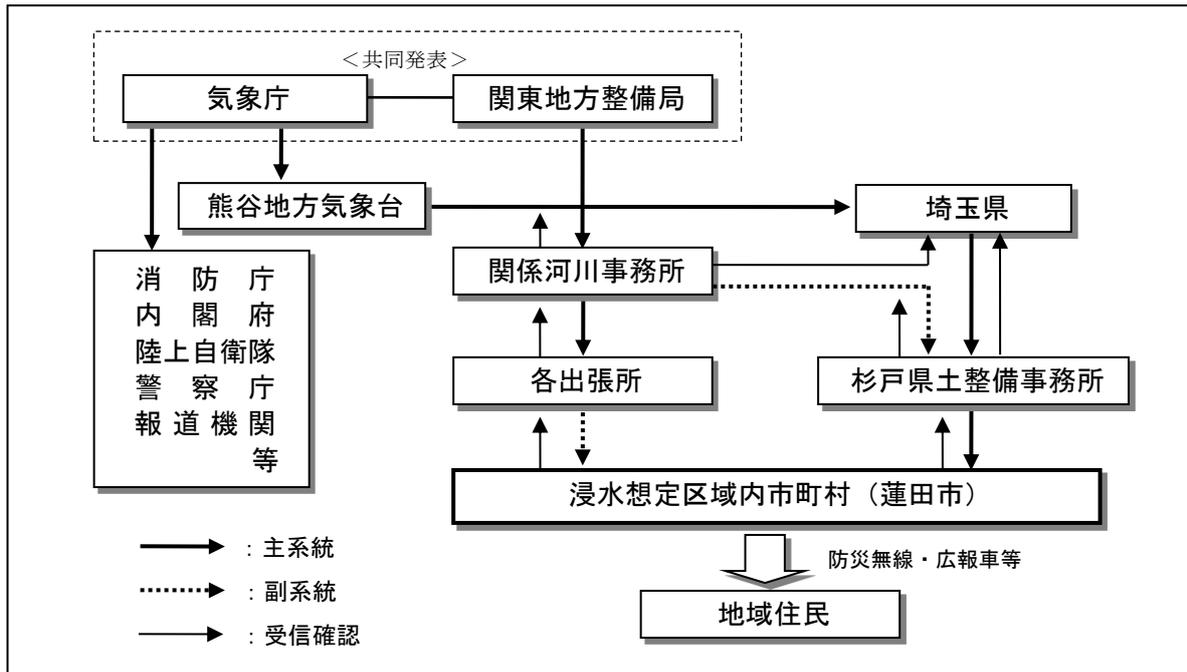
■風水害に関する情報の収集の概要

NO	区分	内容
①	熊谷地方気象台からの防災気象情報	大雨が予想され、又は台風の接近等が予想されるときに熊谷地方気象台から発表される防災気象情報（警報、注意報、情報（気象業務法による））については、県防災行政無線及びN T TからのF A X（警報発令時のみ）を通じて入手する。
②	洪水予報の伝達系統	利根川水系利根川浸水区域（利根川上流河川事務所管内）及び荒川水系荒川浸水想定区域（荒川上流河川事務所管内）に関する洪水、破堤、浸水等の発生に関する情報は「危機管理課」及び「道路課」が収集する。
③	水位・雨量情報	元荒川の西新宿第1排水機場の水位情報は「道路課」が収集し、「危機管理課」に伝達する。「危機管理課」は、水位情報を整理するとともに、消防本部庁舎に設置している雨量計や国土交通省の雨量観測所（蓮田北小学校屋上に設置）の情報も収集・整理する。（災害対策本部設置時は「情報収集班」が各情報を収集・整理する。）
④	河川情報システム	「道路課」は、河川情報センターの河川情報システム（F R I C S）により、風水害に関する各種情報を入手し、「危機管理課」へ報告し、「危機管理課」は収集された情報を整理する。（災害対策本部設置時は「情報収集班」が各情報を収集・整理する。）
⑤	警戒パトロール情報	警戒体制（水防本部）を敷いた場合、「排水対策班（道路課等）」及び「交通対策班（自治振興課等）」は河川や側溝等のパトロールを実施し、その結果を「本部運営班（危機管理課）」へ報告し、「本部運営班（危機管理課）」は収集された情報を整理する。（災害対策本部設置時は「情報収集班」が各情報を収集・整理する。）
⑥	被害情報等	「本部運営班」は、119番通報の状況等「蓮田市消防本部」の把握している情報を入手するとともに、市の把握している情報を伝え情報の共有化を図る。
⑦	夜間・休日の場合	N T Tから「本部運営班」、「消防班（消防本部）」にF A Xによる情報（警報発令時のみ）が伝達される。「消防班（消防本部）」は、その情報を「本部運営班」職員に連絡する。
⑧	熊谷地方気象台と市とのホットラインの運用	熊谷地方気象台は、下記の場合（※）において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、「危機管理課」責任者等へ電話連絡する。 なお、緊急性が高い場合などには、市長または幹部職員に直接連絡を行う。また、市が、避難情報の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

■（※）熊谷地方気象台と市とのホットラインを運用する場合

- 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
  - 特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
    - ・ 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
    - ・ 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、または、特別警報の切替えをした場合
    - ・ 特別警報を解除した場合
- 注）但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

■洪水予報の伝達系統



2. 風水害に関する情報の伝達

(1) 関係職員

勤務時間内の場合は口頭又は庁内放送で、勤務時間外の場合、関係職員には「危機管理課（本部運営班）」及び関係課長が電話等で緊急連絡網に基づいて伝達する。

(2) 杉戸県土整備事務所

警戒体制（水防本部）時においては、「道路課（排水対策班）」は杉戸県土整備事務所に連絡を密にとり、情報の共有化を図る。

(3) 消防団各部

「消防本部」は、把握している情報及び「危機管理課」から入手した情報を消防団長に電話等により伝達するとともに、無線等により各分団長を通して消防団員へ伝達する。

(4) 学校、保育園、病院、老人ホーム

「福祉課」、「保育課」、「長寿支援課」、「健康増進課」、「教育総務課」及び「学校教育課」は、各小中学校、各保育園、病院、老人ホーム、社会福祉施設等に対して入手した情報を電話で伝達し注意を喚起する。

なお、早朝（始業前）の小中学校、保育園への連絡は、「危機管理課（本部運営班）」から関係各課を経由して対応する。

(5) 一般住民

「危機管理課（本部運営班）」及び「広報広聴課（市民対策班）」は、市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、安心安全メール、[公式SNS](#)等を用いて、入手した情報を住民に伝達する。（「3. 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ」（p311）参照）

(6) 気象業務法に基づく注意報・警報等



**第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害**  
**第3章 警戒活動期における災害応急対策活動**  
**第1節 風水害に関する情報の収集・伝達**

資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

## 第2節 水防活動

水防活動の万全を期すため、各河川、水路、その他危険個所の洪水又はそれに起因する水災を警戒し、防衛し、これによる被害を軽減するための必要な事項を定める。

### 【活動項目】

活 動 概 要	水防本部担当班
1. 水防活動体制の確立 (1) 水防本部 (2) 水防団 (3) 水防組織及び分担業務	本部運営班 関係各班
2. 被害情報の収集 (1) 調査体制 (2) 調査対象 (3) 調査方法	市民対策班
3. 水位の観測通報	排水対策班
4. 監視（巡回パトロール）	交通対策班 排水対策班
5. 水防作業 (1) 警戒区域の設定 (2) 水防作業の概要	排水対策班
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 経過速報【様式11】</li> <li>➤ 水防実施状況報告書【様式36】</li> </ul>	

### 1. 水防活動体制の確立

#### (1) 水防本部

市は、以下の状況が発生したとき、警戒体制をとり市長を本部長とする水防本部を立ち上げる。動員配備については、「第3編 第2部 第2章 第1節 2. 動員計画」(p300)のとおりとする。

なお、「第3編 第2部 第2章 第1節 1. 配備体制」の「■【風水害対策】活動体制と配備基準」(p299)に基づき、非常体制第1配備以上の体制をとる必要がある場合は、災害対策本部に移行することとし、水防本部の業務を継続しながら災害対策本部の業務を実施する。

#### ■警戒体制（水防本部体制）の配備基準

- 大雨又は洪水警報が発表され、内水・道路冠水等の被害の発生するおそれがあるとき※
- 台風の接近等で災害の発生が予想される場合※
- 元荒川の西新宿第1排水機場でT P 7.8mに達するおそれがあるとき
- その他市長が必要と認めたとき

※大雨又は洪水警報が発表されたとき、台風の接近等が予想される場合の活動体制は、別途定める「台風等の大雨対策に係る運用指針」により対応するものとする。

第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害  
 第3章 警戒活動期における災害応急対策活動  
 第2節 水防活動

(2) 水防団

水防団の組織は、消防団の組織に基づき、次のとおり編成する。

■水防団の配備区分と組織編成

配備区分	編成	主たる措置
(準備体制) 水防第1配備	正副団長4名	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 情報収集及び分団長との連絡</li> <li>▶ 消防団員の自宅待機</li> </ul>
(警戒体制) 水防第2配備	消防団員46名 (6分団×7名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 監視警戒及び必要な広報</li> <li>▶ 住民の避難誘導(必要に応じて)</li> <li>▶ 消防団員の詰所待機・所要の団員を動員</li> </ul>
(非常体制) 水防第3配備	消防団員 全員	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 消防団員の全員を動員して水防活動を実施</li> </ul>

注)「配備区分」欄の( )内は、市の活動体制を示す。

(3) 水防組織及び分担業務

水防本部の組織及び各班の分担業務等は、以下のとおりとする。

■水防本部の活動内容

班名(課名)	分担業務	備考
○本部運営班 ○市民対策班 (中心となる課) ・危機管理課 ・政策調整課 ・庶務課	①気象情報の収集及び取りまとめ(p308参照) ②関係機関との情報連絡 ③市民からの問い合わせの対応(p181参照) ④人的被害・住家被害情報の収集、道路・田畑の浸水状況の把握 ⑤被害状況の取りまとめ(p320参照) ⑥消防機関(消防本部、消防団)への出動要請 ⑦住民への広報活動(p189参照)	「2. 被害情報の収集」を参照
○排水対策班 (中心となる課) ・道路課	①気象情報及び河川情報の収集(p308参照) ②河川・排水施設の監視・警戒(被害状況の収集) ③水防作業に係る資機材の調達 ④水防作業及び低地帯の排水活動 ⑤冠水道路の復旧 ⑥その他水防活動に関すること	
○交通対策班 (中心となる課) ・自治振興課	①道路の監視及び警戒(被害状況の収集) ②道路冠水等による交通規制(p207参照)	
○消防本部	①河川・排水施設及び道路の監視及び警戒の協力 ②消防機関(消防本部、署、消防団)の統制 ③住民の避難誘導(p316参照) ④救出・救助・救急活動(p197参照) ⑤行方不明者等の捜索(p238参照) ⑥消防団の活動	

注)各班の体制については、交代要員も確保しておくこと。

## 2. 被害情報の収集

### (1) 調査体制

「本部運営班」及び「市民対策班」は、水防本部が設置された際、市内の被害状況を調査するため、被害調査グループを設置する。

### (2) 調査対象

被害調査グループは、人的被害及び住家被害情報の収集並びに道路・田畑の浸水状況について現地調査を行う。

### (3) 調査方法

被害情報については、経過速報（【様式11】を参照）に必要事項を記入し、冠水箇所等を住宅地図に落とす。これをもとに、おおむね2時間に1回、「本部運営班」に報告するものとする。また、必要に応じ、カメラで被害箇所を撮影する。

## 3. 水位の観測通報

「排水対策班」は、気象関係の報道又は洪水のおそれがあることを知った場合、警戒体制の配備基準に該当する水位（以下の表を参照）から直ちに「本部運営班」に報告し、杉戸県土整備事務所と連絡を密にとり情報の共有化を図る。水位計の位置及び各水位は次のとおりである。

### ■水位情報の観測

河川名	観測所名	配備基準の判断水位		量水標管理者
		警戒体制	非常体制	
元荒川	西新宿第1排水機場	TP7.8m	TP9.2m	蓮田市道路課

注) TPとは、東京湾中等潮位を通る基準面（水準測量における基準となる水平面）で、Tokyo Pearの略である。

## 4. 監視（巡回パトロール）

「排水対策班」（「道路課」が中心）及び「交通対策班」（「自治振興課」が中心）は、随時市内の河川、道路等を巡回し監視する。

## 5. 水防作業

### (1) 警戒区域の設定

水防作業のため必要がある場合は、水防管理者（市長）及び消防機関（消防本部）に属する者は警戒区域を設定し、一般住民に立ち入りを禁止、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

なお、警戒区域については、「第3編 第1部 第3章 第10節 2. 避難情報の発令、警戒区域の設定」（p212）を参照のこと。

### (2) 水防作業の概要

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、水防作業に必要な土のうや排水ポンプ等の資器材の調達し、迅速的確に作業を実施する。

### 第3節 避難

災害のために被害を受け又は受けるおそれがある場合、市は、迅速に住民に対して警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令するとともに、所定の避難所への避難誘導（特に避難行動要支援者に対する避難誘導）を行う。

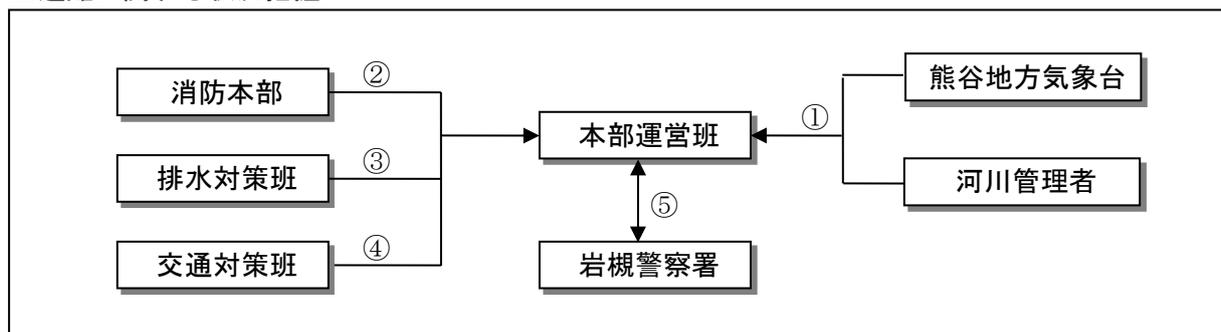
#### 【活動項目】

活動概要	担当部班等
1. 避難に関する状況把握	本部運営班 関係各班
2. 避難情報の発令、警戒区域の設定 (1) 手順 (2) 避難情報 (3) 市民等への伝達内容 (4) 関係機関との連絡調整	本部運営班 市民対策班
3. 避難誘導	消防本部 関係各班
4. 避難所の開設	本部運営班 避難所班
5. 避難者名簿の作成	避難所班
資料・様式	
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 災害時における相互応援に関する協定【資料2. 2-3】</li> <li>▶ 災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定【資料2. 2-2】</li> <li>▶ 災害時の避難場所相互利用に関する協定【資料2. 2-1】【資料2. 2-4】【資料2. 2-5】</li> <li>▶ 高齢者避難、避難指示発令の判断基準【資料8. 1】</li> <li>▶ 避難場所・避難所一覧表【資料8. 2】</li> <li>▶ 経過速報【様式1 1】</li> <li>▶ 避難者名簿【様式2 1】</li> </ul>	

#### 1. 避難に関する状況把握

避難に関する状況の把握は、以下に示す情報の収集及び手順で行う。

##### ■ 避難に関する状況把握



■避難に関する状況把握の手順

① 「本部運営班」は、レーダー観測でとらえた強い雨の地域や河川の上流部での状況等の広域的な状況を把握する。
② 「消防本部」は、市民からの119番通報及び監視・警戒活動により災害の発生あるいは発生のおそれを覚知したときは、「本部運営班」に報告する。
③ 「排水対策班」は、巡回パトロール等により河川や排水路等の状況を把握し、「本部運営班」に報告する。
④ 「交通対策班」は、巡回パトロール等により道路や側溝等の状況を把握し、「本部運営班」に報告する。
⑤ 「本部運営班」は、岩槻警察署と被害状況等の情報を交換する。 「本部運営班」は、①～④の情報を入手し、避難情報の発令、警戒区域の設定等避難の必要性を把握する。

2. 避難情報の発令、警戒区域の設定

(1) 手順

「本部運営班」は、1. の状況を市長に報告し、市長は必要に応じて避難情報の発令、警戒区域の設定を行う。

「本部運営班」及び「市民対策班（広報広聴課）」は、避難情報の発令、警戒区域の設定について、市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS、広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて住民へ迅速に広報する。

(2) 避難情報

「避難指示の発令、警戒区域の設定について」、「避難指示の発令の実施責任者」及び「警戒区域の設定権者」の詳細については、「第3編 第1部 第3章 第10節 2. 避難情報の発令、警戒区域の設定」（p212）を参照のこと。

「避難情報を発令する条件の例示」及び「警戒レベルを用いた避難情報と居住者等がとるべき行動等」については、以下に示すとおりである。

■避難情報を発令する条件の例示

本市での風水害等の災害において、避難情報を発令する条件を例示すれば次のとおりである。
① 利根川（栗橋観測所）・荒川（治水橋観測所）で氾濫危険水位を超え、破堤の危険性が顕在化したとき。
② 雨が強くなり、元荒川の西新宿第1排水機場でTP9.2mに達するおそれがあり、浸水の危険性が顕在化したとき。
③ 特別警報が発表されるなど、事前に浸水の危険性が予見できるとき。

第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害  
 第3章 警戒活動期における災害応急対策活動  
 第3節 避難

■警戒レベルを用いた避難情報と居住者等がとるべき行動等

避難情報等	発令時の状況	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)	●災害発生又は切迫 (必ず発令される 情報ではない)	●命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)	●災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市が発令)	●災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等*は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	●気象状況悪化	●自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●今後気象状況悪化のおそれ	●災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

(3) 市民等への伝達内容

避難情報の発令、警戒区域の設定を行う場合の市民等への伝達は、以下の内容を明示して行う。

- 差し迫っている具体的な危険予想
- 避難対象地区名
- 避難日時、避難先及び避難経路
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
  - ・ 火気等危険物の始末
  - ・ 2食程度の食料、水及び最小限の肌着、救急薬品等の携帯
  - ・ 隣近所そろって避難すること等
- 指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴うなど、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うこと

また、新型コロナウイルス等の感染症対策として、次の事項についても周知する。

- 自宅での安全確保がきる場合は、在宅避難について検討すること。
- 可能であれば、安全が確保できる親戚や知人宅等への避難を検討すること。
- 市の備蓄品には限りがあるため、感染防止や健康状態の確認のため、マスク、消毒液、体温計及び衛生用品（タオル、歯ブラシ）等の避難生活において必要となるものを可能な限り持参すること。
- 避難時に発熱等の症状がある者は、避難所到着時に速やかに避難所職員等に申し出ること。
- 避難所への避難が必要な場合は躊躇なく避難し、市の指示に従うこと。

#### （4）関係機関との連絡調整

避難に際して混乱を招くことのないよう「本部運営班」は、防災関係機関と緊密な情報交換を行う。なお、避難の措置を講じた場合、その旨を県知事（消防課）に速やかに報告する（災害対策基本法第60条）。

### 3. 避難誘導

避難誘導については、「第3編 第1部 第3章 第10節 3. 避難誘導」（p214）を参照のこと。

### 4. 避難所の開設

勤務時間内の場合、「本部運営班」から指示を受けた「避難所班（教育総務課）」が、各避難所施設に避難所開設の連絡を行い、各避難所の施設管理者が避難所を開設する。

勤務時間外の場合、「本部運営班」から指示を受けた「避難所班（教育総務課）」又は施設管理者が、速やかに関係する地区の避難所を開設する。

### 5. 避難者名簿の作成

「避難所班（国保年金課）」は、避難所を開設した場合、避難所施設管理者（責任者）及び避難住民の協力を得て避難者名簿を作成し、避難者の確認を行う（「避難所班（教育総務課）」がサポート）。

名簿は、食料品、飲料水、生活必需品、学用品等の要供給数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

## 第4章 初動対応期における災害応急対策活動

### 第1節 災害情報の収集・伝達・共有

初動対応期において、人命の救出・救助を最優先とした災害応急対策を確実、迅速に実施するために、必要な被害状況の収集・報告を行う。

#### 【活動項目】

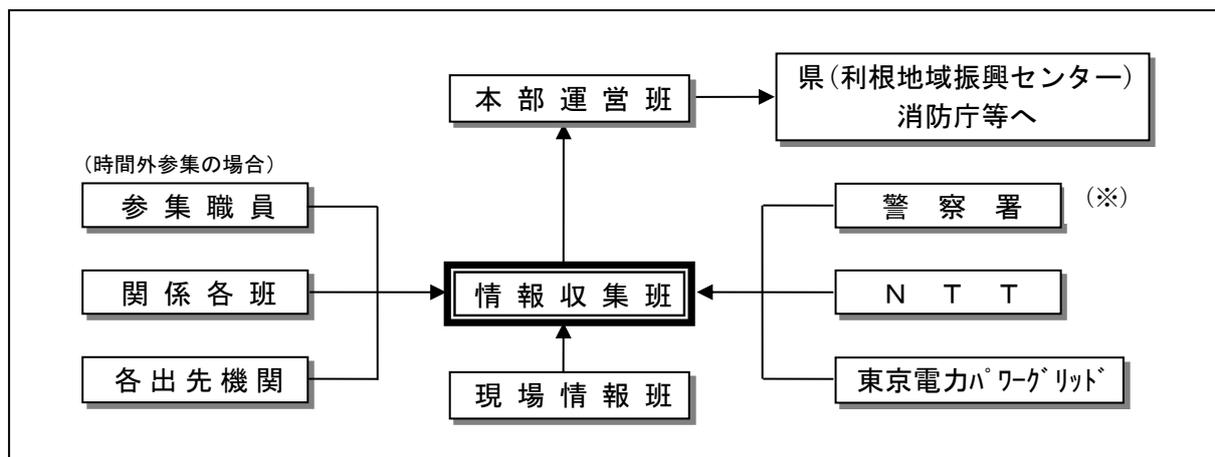
活動概要	担当部班等
1. 被害情報等の収集 (1) 被害情報の収集系統 (2) 収集すべき被害情報 (3) 情報を収集する際の留意事項	現場情報班 情報収集班 関係各班
2. 県への伝達	本部運営班
3. 災害情報の共有	情報収集班
資料・様式	
▶ 被害状況判定基準【資料4.8】 ▶ 発生速報【様式10】 ▶ 経過速報【様式11】	

#### 1. 被害情報等の収集

##### (1) 被害情報の収集系統

発災後の被害情報等の収集については、「情報収集班」が次のとおり一元的に実施する。

#### ■被害情報の収集



注) ※総合政策部職員を派遣する。

(2) 収集すべき被害情報

収集すべき被害の主たる情報については、次のとおりである。

■ 関係各班、関係機関の収集する情報

収集すべき情報		関係各班、関係機関
人的被害、建物被害	警戒体制	・本部運営班      ・市民対策班
	非常体制	・現場情報班
田畑被害	警戒体制	・本部運営班      ・交通対策班
	非常体制	・農政班
道路被害	警戒体制	・本部運営班      ・排水対策班
	非常体制	・道路班
文教施設（学校施設、社会教育・体育施設）		・教育総務班      ・社会教育班
公共施設（文教施設を除く）		・施設管理者
病院		・健康増進班
橋りょう・河川		・道路班
清掃施設		・みどり環境班
鉄道不通（※）		・JR東日本(株)
公園施設		・みどり環境班
水道		・水道班
下水道		・下水道班
電話（※）		・東日本電信電話(株)
通信（※）		・(株)NTTドコモ ・ソフトバンク(株) ・KDDI(株)
電気（※）		・東京電力パワーグリッド(株)
ガス（※）		・東京ガス(株) ・東彩ガス(株) ・(株)日本瓦斯 ・(株)ミツウロコ ・(株)サイサン ・(株)堀川産業 ・河原実業(株) ・伊藤忠エネクスホームライフ関東(株)
罹災世帯数		・情報収集班
罹災者数		・情報収集班
火災発生件数		・消防本部班
対策の実施状況（本部設置状況など）		・本部運営班

- 注) 1. 上記「収集すべき情報」は、経過速報【様式11】の記述項目を基に列挙したものである。  
 2. 「関係各班」及び関係機関が、各々関係する被害情報を収集する際の被害の判定基準については、被害状況判断基準【資料4.8】を参照のこと。  
 3. ※「情報収集班」が各機関から入手する。

(3) 情報を収集する際の留意事項

「第3編 第1部 第3章 第3節 1. (3) 情報を収集する際の留意事項」(p185)を参照のこと。

**第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害**  
**第4章 初動対応期における災害応急対策活動**  
**第1節 災害情報の収集・伝達・共有**

**2. 県への伝達**

「第3編 第1部 第3章 第3節 2. 県への伝達」(p186)を参照のこと。

**3. 災害情報の共有**

「第3編 第1部 第3章 第3節 3. 災害情報の共有」(p187)を参照のこと。

## 第2節 二次災害の防止

災害発生後に浸水被害の拡大等による二次災害による人的被害の防止対策を行い、住民の安全を図る。

### 【活動項目】

活動概要	担当部班等
1. 浸水被害の拡大、再度災害の防止	道路班
2. 被害拡大防止のための市民への呼びかけ	情報発信班 関係各班

#### 1. 浸水被害の拡大、再度災害の防止

浸水被害が発生した場合、「道路班」は、防災関係機関と連携してその被害を軽減するため、また、再度災害を防止するため、必要に応じて次の対策を講じる。

- 被害を受けた堤防の応急復旧
- 排水対策

#### 2. 被害拡大防止のための市民への呼びかけ

「情報発信班」は、1. の活動により市民への注意・呼びかけが必要な事項については、「第3編 第1部 第3章 第4節 広報」(p189) に則って広報活動を行う。

## 第3節 市民からの通報・問い合わせの処理

---

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第2節 市民からの通報・問い合わせの処理」(p181)を準用する。

## 第4節 広報

---

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第4節 広報」(p189)を準用する。

## 第5節 消防

---

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第5節 消防」(p192)を準用する。

## 第6節 救出・救助、救急

---

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第6節 救出・救助、救急」(p197)を準用する。

## 第7節 医療救護

---

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第7節 医療救護」(p202)を準用する。

## 第8節 重要道路の確保

---

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第8節 重要道路の確保」(p206)を準用する。

## 第9節 輸送手段の確保

---

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第9節 輸送手段の確保」(p208)を準用する。

## 第10節 給水

---

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第12節 給水」(p221)を準用する。

## 第11節 食料の供給

---

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第13節 食料の供給」(p224)を準用する。

## 第12節 生活必需品等の供給・貸与

---

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第14節 生活必需品等の供給・貸与」(p229)を準用する。

## 第13節 要配慮者等の安全確保

---

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第15節 要配慮者等の安全確保」(p233)を準用する。

## 第14節 遺体の捜索、処理、埋火葬

---

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第16節 遺体の捜索、処理、埋火葬」(p238)を準用する。

## 第15節 ライフラインの応急復旧

---

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第17節 ライフラインの応急復旧」(p242)を準用する。

## 第16節 公共施設の応急対策

---

第1部 地震災害

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

「第18節 公共施設等の応急対策」(p244)を準用する。

## 第5章 救援期における災害応急対策活動

### 第1節 災害情報の収集・伝達・共有

---

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第1節 災害情報の収集・伝達・共有」(p250)を準用する。

### 第2節 広報広聴

---

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第2節 広報広聴」(p251)を準用する。

### 第3節 避難所の運営

---

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第3節 避難所の運営」(p253)を準用する。

### 第4節 保健衛生

---

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第4節 保健衛生」(p257)を準用する。

### 第5節 廃棄物対策

---

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第5節 廃棄物対策」(p260)を準用する。

### 第6節 応急住宅対策

---

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

**第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害**  
**第5章 救援期における災害応急対策活動**  
**第7節 文教対策**

「第6節 応急住宅対策」(p266)を準用する。

---

## **第7節 文教対策**

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第7節 文教対策」(p271)を準用する。

---

## **第8節 商工・農業対策**

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第8節 商工・農業対策」(p274)を準用する。

---

## **第9節 社会秩序の維持**

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第9節 社会秩序の維持」(p275)を準用する。

---

## **第10節 義援金品の受付・配分**

第1部 地震災害

第4章 救援期における災害応急対策活動

「第10節 義援金品の受付・配分」(p276)を準用する。

## 第3部 事故災害



## 目次

第3部 事故災害 .....	- 329 -
第1章 事故災害対策計画の総則 .....	- 329 -
第2章 事故災害への対応 .....	- 332 -



# 第3部 事故災害

## 第1章 事故災害対策計画の総則

本市域において市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生し、その原因が攻撃的な意図を持った破壊行為でないことが明らかな場合、又は国による武力攻撃事態若しくは緊急対処事態の認定前で原因が特定できない場合、本市は、次に示す大規模事故災害対策計画に従い災害対策活動を実施する。

### 第1節 大規模事故災害の選定

本市が策定する大規模事故災害対策計画の対象とする事故災害について、埼玉県地域防災計画及び本市の地域環境等を踏まえて以下のとおり検討した。

対象とする事故災害について、本市域における発生の可能性及び発生した場合、地震災害対策又は風水害対策による対応の可否について検討し、本市に係る事故災害を選定した。

検討結果は、次に示すとおりである。

#### ■本市に係る大規模事故災害の選定

事故災害区分		本市における発生の可能性	応急対応の可否
火災	大規模火災	震災対策計画における想定内容と同様と考えられる。	○ 震災・風水害対策で対応可能である。
	林野火災	市内に林野が複数ある。	○ 大規模火災として取り扱う。
危険物等災害	危険物等災害	市内に該当する事業所がある。	○ 事故災害として取り扱う。
	高压ガス災害	市内に該当する事業所がある。	○ 事故災害として取り扱う。
	火薬類災害	市内に該当する事業所はない。	× —
	毒物・劇物災害	市内に該当する事業所はない。	× —
	NBC災害 (次頁「参考」を参照のこと)	市内に関係施設はなく、発生する可能性も非常に低いと考えられる。	△ 発生した場合の対応の特殊性を考慮して事故災害として取り扱う。
放射性物質事故災害	輸送事故	市内を通る東北自動車道により核燃料物質が運ばれる。	○ 事故災害として取り扱う。
	放射性物質取扱施設の事故	市内に該当する事業所がある。	○ 事故災害として取り扱う。
	原子力発電所の事故	本市から約100kmに位置する東海第二原子力発電所で事故が発生した場合、気象条件等によっては、本市においても広域放射能汚染が考えられる。	○ 事故災害として取り扱う。
	人工衛星の落下	原子力電池などを搭載した人工衛星が落下する可能性はほとんど考えられない。	× —

第3編 災害応急対策計画 第3部 事故災害

第1章 事故災害対策計画の総則

第1節 大規模事故災害の選定

■本市に係る大規模事故災害の選定（続き）

事故災害区分		本市における発生の可能性		応急対応の可否
農林水産 災害	凍霜害	凍霜害が問題になる桑園、茶園はない。	×	—
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害	市内では、米、野菜、花き類及び果樹栽培などが行われている。	○	事故災害として取り扱う。
鉄道事故	鉄道事故	市内を東北新幹線、JR宇都宮線が通る。	○	事故災害として取り扱う。
道路災害	地震や水害による道路災害	市内を東北自動車道、国道122号等の幹線道路が通る。	○	震災・風水害対策で対応可能である。
	危険物積載車両の事故等による道路災害		○	事故災害として取り扱う。
航空機事故	航空機事故	本市及び周辺に飛行場はなく、本市上空は定期飛行機の飛行コースにはなっていないが、航空機事故については、発生予測が不可能であることから、本市域では起こりえないとは言えない。	△	事故災害として取り扱う。
文化財災害	文化財火災	本市には個人や地域、施設で収蔵・保管されている各種文化財がある。	○	震災・風水害対策で対応可能である。

注1) 「本市における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。

- ：発生する可能性がある。
- △：発生する可能性は低いがある。
- ×

注2) 「対応の可否」欄の「—」は、「対応の必要がないこと」を示す。

《参考》

◆「NBC災害」

NBC災害とは核(nuclear)、生物(biological)、化学物質(chemical)による特殊災害のことをいう。この中には事故からテロリズム、事件まで幅広い事象が含まれる。NBC災害では、大量被災者が出るのが想定される。発生する頻度が低いことにもかかわらず、対応に特別な知識が必要であり、通常の災害対応に加え、診療に携わるものの防護や患者の除染が必要になる。

## 第2節 本市に係る事故災害

本市において事故災害対策計画の対象とする事故災害は、以下のとおりである。

### ■本市において事故災害対策計画の対象とする事故災害

事故災害		内容
危険物等 災害対策	危険物等災害	本市が対象とする危険物等災害は、市内に設置されている危険物施設による災害を対象とする。
	高圧ガス災害	本市が対象とする高圧ガス災害は、市内に設置されている高圧ガス施設による災害を対象とする。
	NBC災害	本市域でNBC災害が発生することは、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象を考慮しても、ほとんど考えられない。 しかし、NBC災害が発生した場合、大量被災者の発生に加え対応の特殊性を考慮して、テロリズム以外のNBC災害を、本市の事故災害対策の対象とする。 (テロリズムによるNBC災害の場合は、国民保護法による国民保護計画により対応することになる。)
放射性物質 事故及び 広域放射能 汚染災害	輸送事故災害	核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、本市にある東北自動車道路を利用して原子力発電所へ核燃料物質が運ばれることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。 本市が対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質の輸送事故災害とする。
	放射性物質取扱施設事故災害	市内には放射性同位元素使用施設があり、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等による放射線障害の発生が考えられる。 本市が対象とする放射性物質取扱施設事故災害は、放射性同位元素の漏洩などによる放射性物質取扱施設の事故災害とする。
	広域放射能汚染災害	本市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約100kmの位置にあり、原子力緊急事態が発生しても避難行動の必要性は低いと考えられる。しかし、福島第一原子力発電所事故を教訓に、事故後の気象条件等によっては本市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。 本市が対象とする広域放射能汚染は、東海第二原子力発電所を対象とする放射能汚染とする。
農業災害	市内では、米、野菜、花き類及び果樹栽培などが行われている。 本市が対象とする農業被害は、近年多発している異常気象(暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等)による米、野菜、花き類及び果樹栽培への農業被害とする。	
鉄道事故	本市には、東北新幹線、JR宇都宮線が通っている。 本市が対象とする鉄道事故は、これらの鉄道路線に対する事故災害とする。	
道路災害	本市には、東北自動車道、国道122号等の幹線道路が通っている。 本市が対象とする道路災害は、これら市内を通る幹線道路に対する危険物積載車両の事故等による災害を対象とする。	
航空機事故	本市が対象とする航空機事故災害は、民間航空機による事故及び自衛隊・米軍航空機による航空機事故災害を対象とする。	

## 第2章 事故災害への対応

### 第1節 危険物等災害対策計画

#### 第1 危険物等災害応急対策

市は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、県と協力して危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

本市における消防法第2条第7項に規定する危険物及びその施設は、以下に示すとおりである。

#### ■危険物施設設置の状況 [令和5年3月31日現在]

危険物施設		蓮田市消防本部管内
製造所		4
貯蔵所	屋内貯蔵所	20
	屋外貯蔵所	1
	屋内タンク貯蔵所	0
	屋外タンク貯蔵所	23
	地下タンク貯蔵所	21
	移動タンク貯蔵所	8
取扱所	給油取扱所	19
	一般取扱所	20

出典：「消防年報 令和4年版」（蓮田市消防本部）

#### 1. 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

#### 2. 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- ① 危険物の流出及び拡散の防止
- ② 流出した危険物の除去、中和等
- ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

## 第2 高圧ガス災害応急対策

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、関係機関に通報する。

本市における高圧ガス取扱い・貯蔵施設等の設置状況は、以下に示すとおりである。

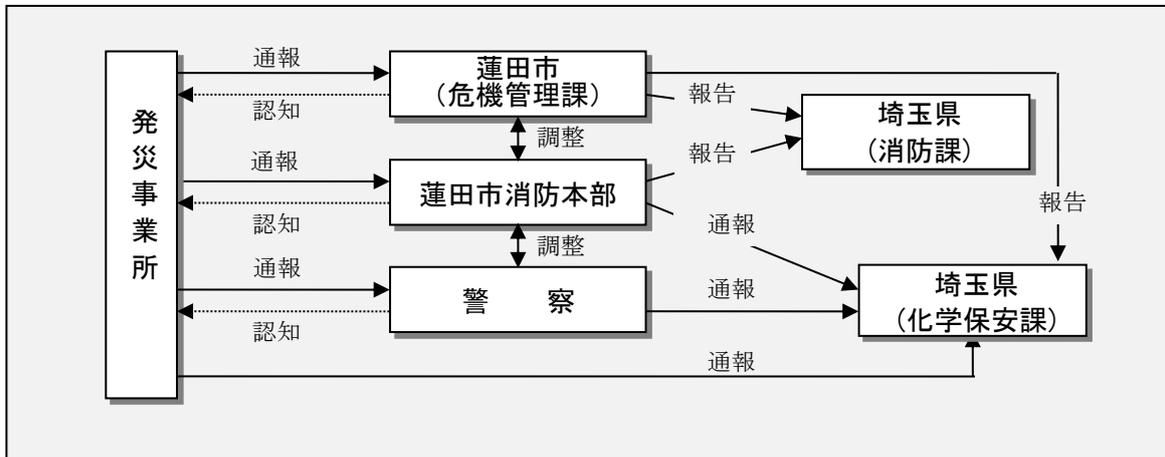
■高圧ガス取扱・貯蔵施設等		[平成26年9月19日現在]
種別	施設数	
製造所	38	
貯蔵所	5	
簡易ガス供給施設	5	
高圧ガス販売所	15	
300kg以上取扱貯蔵施設	410	
合計	473	

資料) 県危機管理防災部化学保安課

### 1. 活動方針

市は、関係機関との連携や情報収集活動を行うとともに、必要に応じて住民への情報提供や避難指示の発令を行う。

#### ■高圧ガス災害に伴う情報収集活動



### 2. 応急措置

#### (1) 高圧ガス災害に対する応急措置

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。

#### (2) 施設等管理者の応急措置

施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。

■発災事業所のとるべき措置

- ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ② 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- ③ ①、②に掲げる措置を講ずることができないときは、従業員又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- ④ 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

(3) 緊急措置命令の発令

知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、市長が緊急措置命令を発する。

### 第3 NBC災害等による人身被害応急対策

NBC災害等による人身被害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、本市の区域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力で事故災害応急対策を推進し、法令及び本市地域防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するために定める。

#### 1. 活動体制

市は、市域に人身被害が発生した場合においては、法令、地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

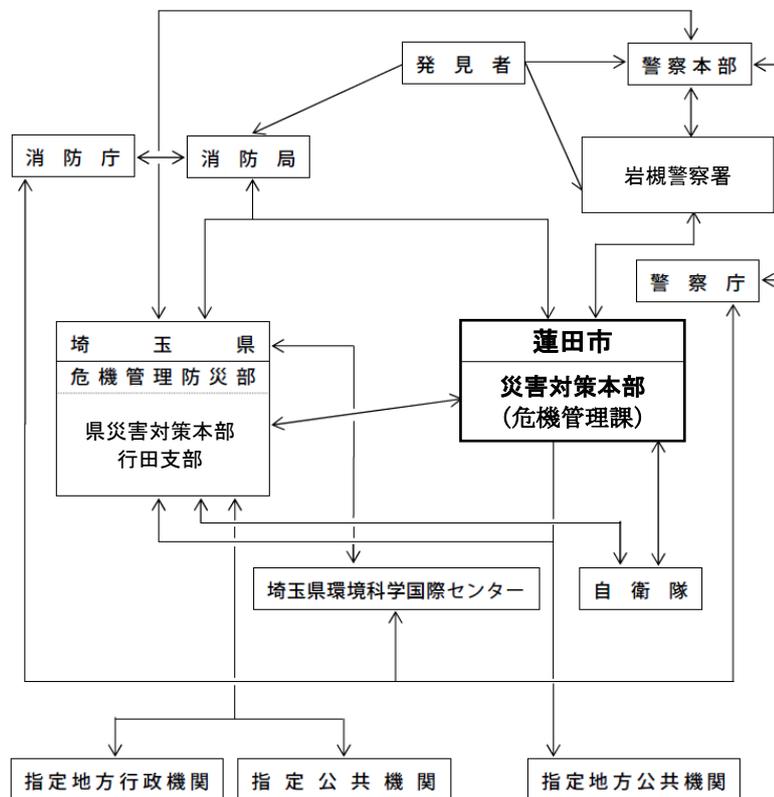
市は、本市域に人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び本市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

配備基準は、「第3編 第1部 第2章 第1節 配備体制と動員計画」(p135)に従い、市民に対する避難指示の発令、救出・救護を行う。

#### 2. 連絡通報体制

NBC災害等による人身被害が発生し、又は発生のおそれがある場合の連絡通報体制は、次の図による。

■NBC災害等による人身被害の連絡通報体制



### 3. 応急措置

#### (1) 情報収集

本市は、本市域に人身被害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関し、既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

なお、県への報告、その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、「第3編 第1部第3章 第3節 災害情報の収集・伝達・共有」(p184)に示す。

#### (2) 立入禁止等の措置

市長は、「第3編 第1部 第3章 第10節 避難」(p211)に示すように、住民の保護を目的として警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外の者の立入禁止、退去を命ずることができる。

#### (3) 救出、救護

本市は、警察等と協力して「第3編 第1部 第3章 第6節 救出・救助、救急」(p197)に基づき、救出、救護活動にあたる。

#### (4) 医療救護

本市は、「第3編 第1部 第3章 第7節 医療救護」(p202)に準じ、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう、県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。有害物質被害では、特に次の項について可能な限り対応するよう努めることとする。

#### ■有害物質被害に伴う医療救護

項目	内容
医薬品の確保	本市は、県内外の医療機関等の協力を得て、PAM、硫酸アトロピン等各種解毒剤を確保する。
医薬品の緊急輸送	市長は、人身被害の応急措置に際して、必要な医薬品の緊急輸送のため、県防災ヘリコプターによる緊急輸送を要請するほか、「第3編 第1部 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼」(p168)に準じて自衛隊による緊急輸送を要請する。

#### (5) 緊急搬送

市長は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターによる搬送を要請するほか、必要に応じ、「第3編 第1部 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼」(p168)に示す自衛隊による緊急搬送を要請する。

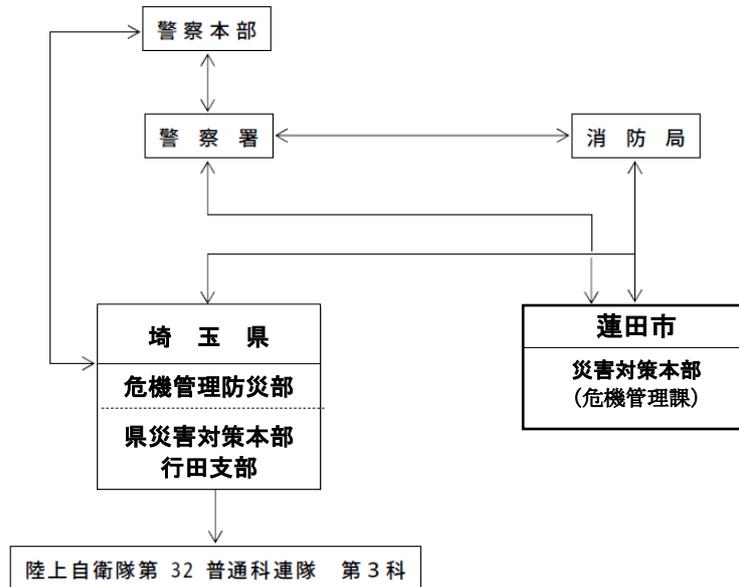
#### (6) 医療機関の確保

本市は、「第3編 第1部 第3章 第7節 医療救護」(p202)に示した手順で、医療機関を可能な範囲で確保する。

#### (7) 汚染除去

本市は、人身被害が発生した場合、県を通じて自衛隊に汚染除去を要請することを原則とする。ただし、大量に人身被害が発生した場合や、汚染の状況が広範囲にわたる場合についての対処方法を検討しておく。

■自衛隊有毒物質汚染除去派遣要請連絡系統



(8) 避難誘導

市長は、被害拡大のおそれがあると認められたときは、「第3編 第1部 第3章 第10節 避難」(p211)に示したように、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難指示の発令を行う。

(9) 支援要請

市長は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、県等と緊密な連絡を図りながら「第3編 第1部 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼」(p168)に示すように自衛隊に対する派遣要請を行い、情報収集のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請がなされるように対処する。

また、他機関への支援要請は、「第3編 第1部 第2章 第5節 広域応援要請」(p163)に示す相互協力に基づいて行う。

## 第2節 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策

---

### 第1 放射性物質輸送車両事故対策

#### 1. 輸送事故発生直後の活動方針

##### (1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

###### ① 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏えい等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村（以下第1において「市町村」という。）及び安全規制担当省庁などに通報するものとする。

- ア 特定事象発生の場所及び時刻
- イ 特定事象の種類
- ウ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- エ 気象状況（風向、風速など）
- オ 周辺環境への影響
- カ 輸送容器の状態
- キ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ク 応急措置
- ケ その他必要と認める事項

###### ② 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は、次頁のとおりとする。

###### ③ 応急対策活動情報の連絡

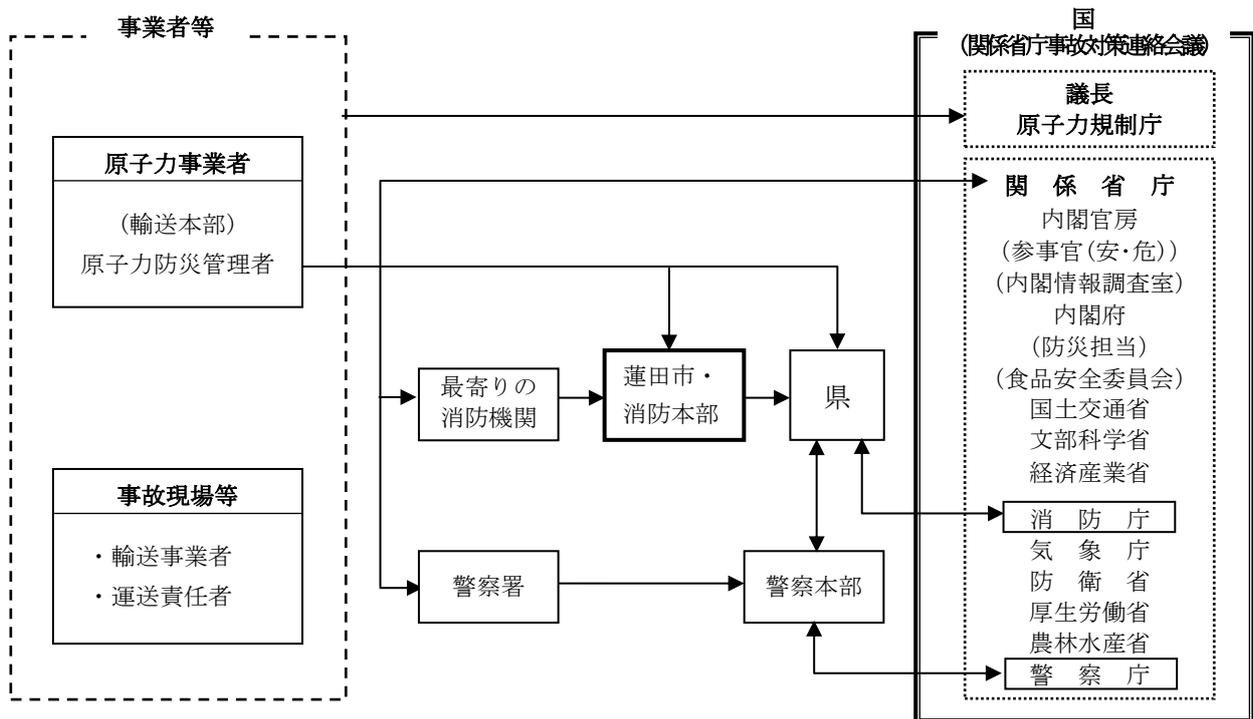
事業者の原子力防災管理者は、県、市及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

##### (2) 通信手段の確保

市は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、市等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

■核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統



注) 通報先は、事故発生現場を管轄する市町村、消防本部、消防機関、警察署である。

参考) 「埼玉県地域防災計画」(令和3年3月 埼玉県防災会議) 第6編 第3節参照

## 2. 活動体制

### (1) 事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送するもの(以下「事業者等」という。)は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

核燃料物質等輸送中に事故が発生し、その影響が周辺に及んだ場合、又は及ぶおそれがある場合には、速やかに関係職員の非常参集、情報収集連絡体制等の必要な体制をとるとともに、これらの活動の実施にあたっては、国の協力の下、主体的に行い、その活動状況等を県、市町村等の防災関係機関に随時連絡するものとする。

また、事業者等は、事故発生直後直ちに人命救助、消火、汚染防止、立入制限(事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する)等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとし、警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を警察官又は消防職員に提供するものとする。

### (2) 市の活動体制

市は、事故の状況に応じて速やかに「第3編 第1部 第2章 活動体制の確立」(p135～)に準じて必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

### 3. 消火活動

核燃料物質輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火作業を行うものとする。

また、市は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

### 4. 原子力緊急事態宣言発出時の対応

#### (1) 市本部の設置等

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は市本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、5以下の措置を講ずるものとする。

#### (2) 市本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、市本部を閉鎖するものとする。

### 5. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送活動

市は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

#### (2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

### 6. 退避・避難収容活動等

#### (1) 退避・避難等の基本方針

市は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等から放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難指示」の措置を講ずるものとする。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は、次頁の表のとおりである。

**第3編 災害応急対策計画 第3部 事故災害**  
**第2章 事故災害への対応**  
**第2節 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策**

この場合、放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人などの要配慮者にも充分配慮する。

《参考》

◆「核燃料物質の輸送について」

核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 (予測線量当) (mSv)		防護対策の内容 (注)
外部全身線量	甲状腺等の臓器毎の組織線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避。 その際、窓を閉め機密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、避難。

注) 防護対策の内容は以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮へい効果及び機密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより低減できる地域に移動するものとする。

**(2) 警戒区域の設定**

**① 警戒区域の設定**

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が上記表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

**② 市町村長への屋内退避・避難等の実施の指示**

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等をするものとする。

**③ 関係機関への協力要請**

市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

**(3) 退避・避難等の実施**

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

(4) 避難所の運営管理

市は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。  
また、市は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(5) 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に充分配慮するものとする。特に高齢者、障がい者の避難場所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

(6) 市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、[公式SNS](#)、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

② 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

③ 住民等からの問合せへの対応

市は、必要に応じ、速やかに住民等からの問合せに対する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

7. 核燃料物質等の除去等

事業者は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

8. 各規制措置と解除

(1) 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び県・国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。

これらの措置については、次に示すとおりである。

■ 飲食物摂取制限に関する指標

核種	原子力施設等の防災に係る指針における摂取制限に関する指標値	
放射性ヨウ素 (混合核種の 代表核種：I-131)	飲料水	$3 \times 10^2$ ベクレル/キログラム以上
	牛乳・乳製品 (※)	$3 \times 10^2$ ベクレル/キログラム以上
	野菜類 (根菜・芋類を除く)	$2 \times 10^3$ ベクレル/キログラム以上
放射性セシウム	飲料水	$2 \times 10^2$ ベクレル/キログラム以上
	牛乳・乳製品	$2 \times 10^2$ ベクレル/キログラム以上
	野菜類	$5 \times 10^2$ ベクレル/キログラム以上
	穀類	$5 \times 10^2$ ベクレル/キログラム以上
	肉・卵・魚・その他	$5 \times 10^2$ ベクレル/キログラム以上

※100Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導する。  
 出典) 厚生労働省医薬食品局「放射能汚染された食品の取扱について」(平成 23 年 3 月 17 日)

(2) 解除

市は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、県・国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

9. 被害状況の調査等

(1) 被災住民の登録

市は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録をするものとする。

(2) 被害調査

市は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査する。

- ① 退避・避難等の措置
- ② 立入禁止措置
- ③ 飲料水、飲食物の制限措置
- ④ その他必要と認める事項

10. 住民の健康調査等

市は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図るものとする。また、被ばく治療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に充分配慮し、実施するものとする。

## 第2 放射性物質取扱施設事故対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

### 1 事故発生後の情報の収集・連絡

#### (1) 事故情報の収集・連絡

##### ① 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

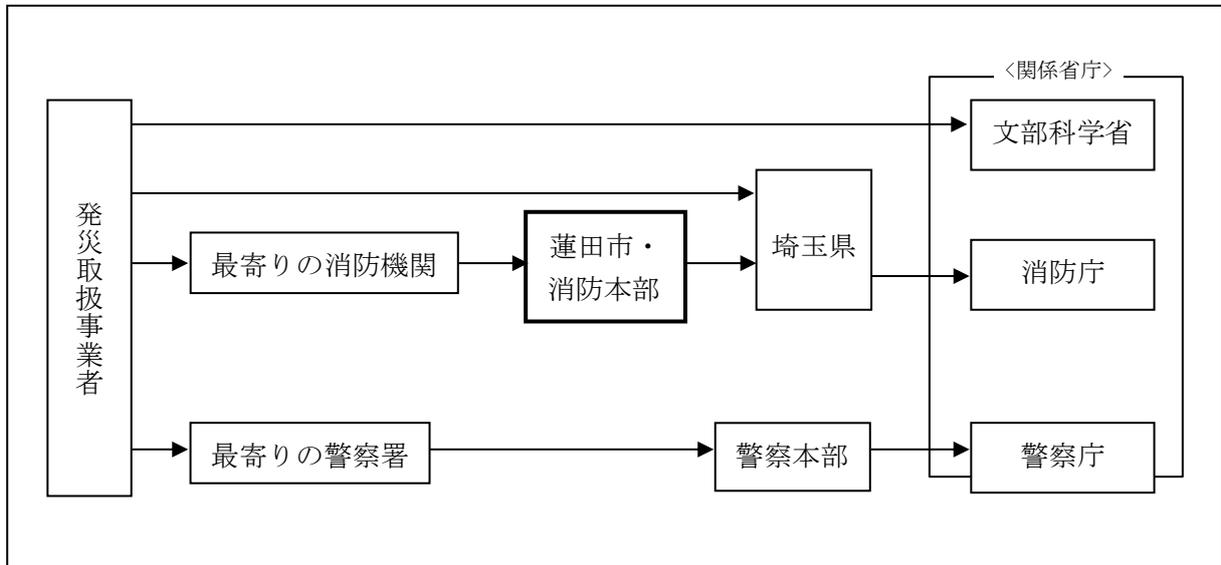
- ア. 事故発生時刻
- イ. 事故発生場所及び施設
- ウ. 事故の状況
- エ. 気象状況（風向・風速）
- オ. 放射性物質の放出に関する情報
- カ. 予想される災害の範囲及び程度等
- キ. その他必要と認める事項

市は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに県、警察、消防機関及び国の関係機関等へ連絡するものとする。

##### ② 放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は、次に示すとおりである。

#### ■放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統



##### ③ 放射性物質による事故災害影響の早期把握のための活動

市は、県、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

##### ④ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものと

する。

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するものとするとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

## (2) 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。

また電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

## 2. 活動体制

市は、「第3編 第1部 第2章 活動体制の確立」(p135～)に準じ、活動体制の確立を図るものとする。

### 第3 広域放射能汚染災害対策

我が国では、被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、IAEA（国際原子力機関）の原子力防災の考え方を踏まえ、原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある区域に対して、重点的に原子力災害に特有の対策を講じておく範囲として、原子力災害対策重点区域をあらかじめ定めている。

原子力災害対策重点区域は、緊急時に備えた準備や緊急時計画を策定しておくために設けられた区域であり、原子力災害対策指針（平成25年9月5日全部改正、原子力規制委員会）では、原子力施設からの距離に応じてPAZ及びUPZの2種類の区域が定められている。

#### ■指針における原子力災害対策重点区域

名称	距離	目的	実施内容
予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	おおむね半径5km	確定的影響等を回避する	即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備
緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	おおむね半径30km	確率的影響のリスクを最小限に抑える	緊急防護措置（避難等）を準備

本市は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約100kmの位置にあり、原子力災害対策重点区域外に位置しており、原子力災害時においても避難等の措置が求められることはないと考えられるが、福島第一原子力発電所事故を想定すると、事故後の気象条件等によっては本市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。

広域放射能汚染災害は、福島第一原子力発電所事故により今まさに経験の途上にあり、明確な対応策が示されるまでには時間が必要である。

ここでは、被害想定と予防策の検討、及び当面の対策について定める。

#### 1. 広域放射能汚染による被害想定と予防策の検討

##### （1）被害想定 の検討

放射性物質の取り扱いに際し、想定される事故等の対策については検討されてきたが、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震における津波災害により発生した、福島第一原子力発電所の被災による放射性物質の漏えいによる広域的な放射能汚染災害については、未だ研究途上である。

チェルノブイリ原子力発電所事故等の事例では、放射性物質が拡散され希釈されることにより問題の無いレベルまで下がるのが期待された。しかし、最近では空気中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、構造物の排水口に集積したり、排水施設を通じて市内の集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生する現象が報告されている。また、原発の近傍に限らず、収集された廃棄物を焼却した灰から危険なレベルの放射線が観測され、一般ごみとして処理ができなくなるなどの事例もある。さらに、汚染地域の除染、除染した汚染物質の処理（水洗いを使用した水を含む）、汚染ごみの仮置場や最終処分場の問題などに加え、汚染地域近傍における農産物が売れなくなったり、観光客が激減するなどの風評被害も大きいことが報告されている。従って、これらについて災害のメカニズムとリスクを的確に把握し、適正かつ迅速に対処する必要がある。

(2) 学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故に対する予防策及び対応策については研究段階であるため、学識経験者からの意見聴取も踏まえた対応策の検討が必要である。

2. 環境汚染対策

放射性物質事故及び周辺原子力発電所事故により空气中に飛散した放射性物質が降雨等により地上に舞い降り、排水施設を通じて市内の集水池に堆積するなど、いわゆるホットスポットと呼ばれる危険な箇所が発生したりする可能性があるため、これらの対応策を検討する。

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合は、適切な方法でのごみ処理などを検討し、対応策を実施する。

なお、市では東日本大震災福島第一原子力発電所の事故の際には、市内の大気中の放射線量について、シンチレーション方式の機器を使用し、市役所、小中学校、7公園、9保育園及び5私立幼稚園で定期的に測定を行っていたほか、市民から依頼のあった地点の測定を行っていた。

~~このうち、測定値が毎時0.23マイクロシーベルト以上を示した箇所については、一定の期間を置いた後、再測定を行うこととしている。~~

平成24年9月以降は毎時0.23マイクロシーベルト以上の箇所は確認されていない。

3. 食品安全確保対策

市は、市内を流通する食品や市民が持ち込んだ食品の放射線量の検査を実施し、これらの検査結果等の安全な食品の情報を市民に提供している。

~~また、保育園や小・中学校の給食用食材について、定期的に放射性物質検査を実施している。~~

4. 農作物等災害対策

(1) 活動体制の構築

放射性物質事故及び周辺原子力発電所等の事故により農産物等に放射能汚染の危険が予想される場合、本市は、市内に災害が発生した場合、農業協同組合等関係団体と協力して活動体制を構築する。

(2) 情報の伝達

また、近隣原子力発電所等の事故による広域放射能汚染災害等、農業生産や農作物の販売に影響を与える災害情報についても、その発生が確認された場合は、的確に関係農家に必要な処置を伝達する。

**第3編 災害応急対策計画 第3部 事故災害**  
**第2章 事故災害への対応**  
**第2節 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策**

**(3) 応急対策**

近隣原子力発電所等の事故等により、広域に放射汚染災害が予想されるような場合は、農作物を放射能汚染から、防護するための次のような実施可能な処置を講ずる。

- 放射能汚染状況のモニタリング、特に集水施設、水源地、排水池等ホットスポットとなる可能性がある場所の放射線測定。
- 用水、肥料等農業投入材の放射能汚染を確認し、必要に応じて用水の切り替え、汚染物除去等を指示。
- 汚染地帯が発生した場合の情報開示、出荷規制等を的確に行い、非汚染地区の風評被害への対処。
- その他必要な処置。

**5. 鉄道事故対策計画**

市内で営業している鉄道事業者に対し、広域放射能汚染が発生した場合の、鉄道事業者が所管する鉄道施設の汚染の度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、旅客等が被爆しないための必要な処置を講ずることを要請する。なお、鉄道施設は公共の用に供する施設のため、鉄道事業者に対し、これに必要な処置を講じるための支援を検討する。

**6. 道路災害対策計画**

広域放射能汚染が発生した場合、道路及び道路施設の汚染の度合いを検討し、集水溝などホットスポットの発生が予測される場合は、市民に影響を与えないように必要な処置を講ずる。

## 第3節 農業災害対策計画

暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の災害による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図るものとする。

### 1. 注意報及び警報の伝達

市は、県から埼玉県防災情報システムにより気象注意報及び警報等の伝達を受けたとき、又は春日部農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話又は市防災行政無線等により速やかに南彩農業協同組合等関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。

### 2. 農業災害対策

#### (1) 被害状況の把握

市は、南彩農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。

#### (2) 農業用施設応急対策

農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な措置をとる。

#### (3) 農産物応急対策

災害対策技術指導	農作物の被害を最小限に食い止めるため、春日部農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。
病虫害の防除	病虫害が発生した場合には、県病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して適期防除に努めるものとする。
風水害対策	台風、季節風及び集中豪雨等により倒伏又は侵冠水の被害を受けたときは、圃場等の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。

### 3 畜産災害対策

#### (1) 被害状況の調査

市は、災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を中央家畜保健衛生所に報告する。

#### (2) 家畜伝染病対策

災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合は、中央家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設並びに病畜及び死亡獣畜に対し薬剤散布するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。

#### (3) 飼料の確保対策

市は、畜産農家から飼料の斡旋を求められた場合は、県に必要な飼料の斡旋を要請するなどして飼料の確保に努めるとともに、災害時における飼料の品質管理の徹底等の指導を行うものとする。

## 第4節 鉄道事故対策計画

---

本市には、東日本旅客鉄道(株)の東北新幹線、宇都宮線が通り、JR蓮田駅がある。

そのため、この計画では、列車の追突、脱線、転覆その他の死傷を伴う事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故発生に伴う応急救助対策及び復旧等の諸対策について定める。

### 1. 活動体制の確立

市は、市内に鉄道事故が発生した場合においては、「第3編 第1部 第2章 活動体制の確立」(p135～)に準じ、活動体制の確立を図り、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに市内の公共的団体及び市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

### 2. 情報の収集と伝達の基本方針

#### (1) 情報の収集

市内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめ県に報告すると共に、事故災害応急対策に関して市が措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他については、「第3編 第1部 第3章 第3節 災害情報の収集・伝達・共有」(p184)に準じる。

#### (2) 被災者、市民への情報伝達

市は、県及び東日本旅客鉄道(株)と連携を図り、鉄道事故災害の状況、安否確認、医療機関の情報、応急対策に関する情報、鉄道の運行状況等を被災者や市民、関係機関等に迅速かつ適切に提供する。

### 3. 避難誘導

#### (1) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。

なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

##### ① 鉄道事業者の対応

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

##### ② 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合、事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

##### ③ 消防本部の対応

消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。

#### (2) 災害現場周辺の市民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危険が及ぶ場合、市長、警察官等は「第3編 第1部 第3章 第10節 避難」(p211)に準じ、避難指示の発令を行う。

### (3) 救出・救助

#### ① 市の対応

危機管理課及び健康増進課等が中心となり、協力者の動員を行い、消防署を主体とした救出・救助活動の支援を行う。

#### ② 消防署の対応

消防本部は、関係機関と協力・連携し、救出救助活動を実施する。

また、受傷が多く、救出救護のための要員が不足する場合は、近隣消防本部に協力を要請するとともに、災害現場周辺の企業、市民の協力を得て救出・救助活動を実施する。

#### ③ 警察の対応

警察は、市と協力をして被害者の救出を行い、状況により、市の行う救出、救助活動に協力する。

警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力し積極的に生命の危機にひんしている者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

## 4. 消防活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には、火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとする。

## 5. 応援要請

救出、救助活動等で要員が不足する場合は、「第3編 第1部 第2章 第4節 公共的団体及び民間団体への協力依頼」(p160)、「第3編 第1部 第2章 第5節 広域応援要請」(p163)、「第3編 第1部 第2章 第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼」(p168)に準じ、各関係機関に応援要請を実施する。

## 6. 医療救護

災害対策本部は、鉄道事故に受傷者が多く、近隣の医療機関だけでは、受入れが困難と予想される場合は、消防本部と連携し、近隣の医療機関への受入れを要請する。

## 第5節 道路災害対策計画

市は、地震や水害その他の理由により橋りょうの落下など道路構造物の大規模な被害が生じた場合、及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、直ちに道路管理者、消防、警察等防災関係機関と連携協力して必要な応急対策を実施する。

### 1. 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

#### (1) 災害情報の収集・連絡

災害に関する情報の収集及び連絡は、以下のとおり実施する。

##### ■災害情報の収集・連絡

区分	内容
事故情報等の連絡	道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係都県及び国（国土交通省）、東日本高速道路(株)等と相互に連絡を取り合うものとする。
災害発生直後の被害情報の収集・連絡	道路管理者は、被害状況を県、関係都県および国、東日本高速道路(株)等と相互に連絡を取り合うものとする。 また、市は、調査班を編成し、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。
応急対策活動情報の連絡	市は、県に応急対策活動の実施状況、災害対策本部の設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

#### (2) 通信手段の確保

市は、災害発生後は直ちに、移動系無線等の災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者は、市及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

### 2. 活動体制の確立

#### (1) 職員の非常参集

市は、災害発生後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

#### (2) 市本部等の設置

大規模な災害が発生した場合、市は「第3編 第1部 第2章 活動体制の確立」(p135～)に準じた活動体制をとり、速やかに県に対し報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

#### (3) 応援要請

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。

また、状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

### 3. 緊急輸送活動

市は、輸送のための車両を確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

### 4. 危険物流出時の応急対策

#### (1) 除去活動

道路管理者は、危険物の流出が求められた場合、消防機関等関係機関と協力し、直ちに除去活動を実施する。

#### (2) 避難誘導活動

市は、危険物の流出が認められた場合、直ちに避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

### 5. 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

### 6. 的確な情報伝達活動

#### (1) 被災者等への情報伝達活動

市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、[公式SNS](#)、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人といった要配慮者に対して十分に配慮する。

#### (2) 市民への的確な情報の伝達

市は、市民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

#### (3) 関係者等からの問合せに対する対応

市は、必要に応じ、災害発生後速やかに市民や関係者等からの問合せに対する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

## 第6節 航空機事故対策計画

---

本章では、市内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に、迅速かつ的確な事故応急災害対策を推進し、活動体制に万全を期するため定めるものとする。

### 1. 活動体制

市は、当該地域に航空機事故が発生した場合、災害の規模に応じて必要な場合は「第3編 第1部 第2章 活動体制の確立」(p135～)に準じて災害対策本部を設置する。

### 2. 応急措置

#### (1) 情報収集・連絡体制

市は、速やかにその被害状況を取りまとめて県及び関係機関に報告するとともに、事故災害応急対策に関して市が実施した措置及び今後の措置について、随時報告するものとする。  
なお、連絡系統については、次頁に示すとおりである。

#### (2) 避難誘導

##### ① 乗客等の避難

消防本部は、航空機事故が発生した場合は、事業者と協力し航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立ち入り禁止等の措置を講じる。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により警察、関係機関等への協力を要請する。  
なお、避難誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

##### ② 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危惧が及ぶ場合、市長は避難指示の発令を行う。

#### (3) 救出・救助

消防本部は、関係機関と連携して救出救助活動を実施する。また、救出救助要員が不足の場合は、危機管理課に応援を求める。

#### (4) 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、消防本部は人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

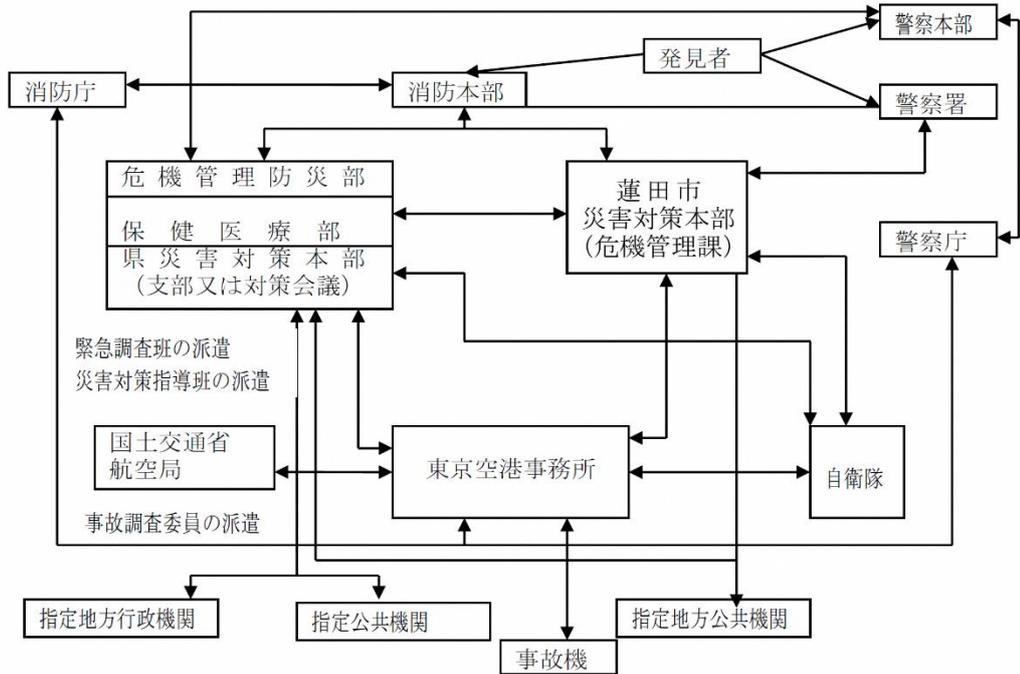
#### (5) 応援要請

救出救助及び消火活動等で要員が不足する場合、危機管理課は、県に対して応援要請を行う。また、自衛隊への応援要請が必要な場合は、同様に県に応援要請を依頼する。(「第3編 第1部 第2章 第5節 広域応援要請」(p163)参照)

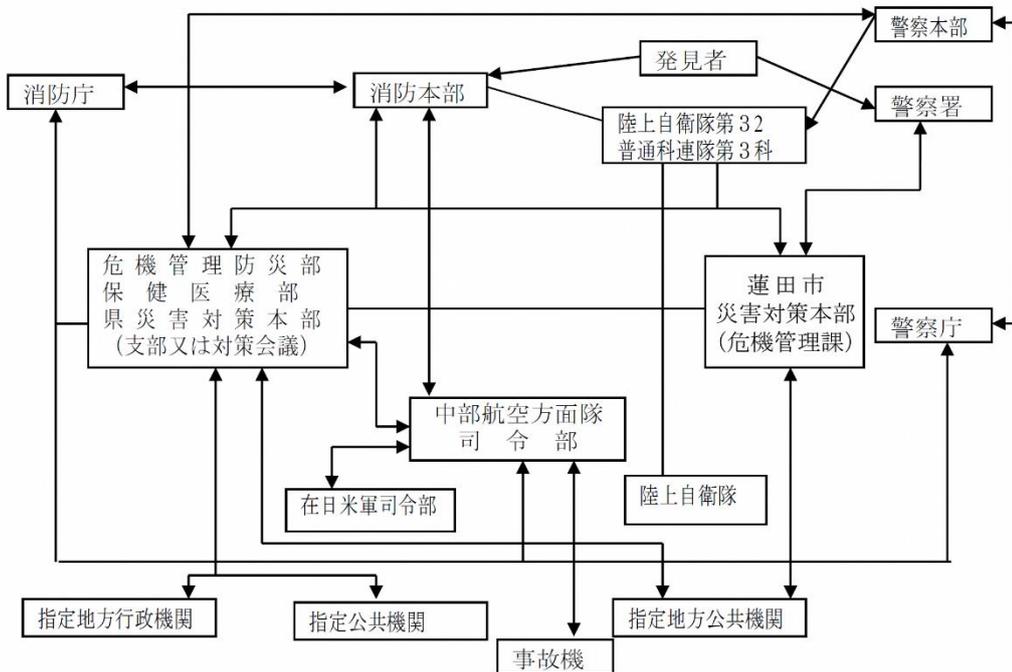
#### (6) 医療救護

市は、市域内に航空機事故が発生した場合、「第3編 第1部 第3章 第7節 医療救護」(p202)に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

■民間航空機事故の連絡通報体制



■自衛隊・米軍航空機事故の連絡通報体制



## 第4編 災害復旧・復興計画



## 目次

第4編 災害復旧・復興計画 .....	- 357 -
第1章 災害復旧・復興の基本方針 .....	- 357 -
第1節 被害が比較的軽い場合の基本方針 .....	- 357 -
第2節 被害が甚大な場合の基本方針 .....	- 357 -
第2章 災害復旧 .....	- 358 -
第1節 迅速な現状復旧の進め方 .....	- 358 -
第2節 被災者の生活再建等の支援 .....	- 361 -
第3節 被災中小企業、農林事業者の再建等の支援 .....	- 376 -
第3章 災害復興 .....	- 379 -
第1節 復興に関する事前の取組の推進 .....	- 379 -
第2節 復興対策本部の設置 .....	- 379 -
第3節 復興計画の策定 .....	- 379 -
第4節 復興事業の実施 .....	- 380 -



## 第4編 災害復旧・復興計画

### 第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害後、市は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中・長期的視点に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的な方針を定める。

#### 第1節 被害が比較的軽い場合の基本方針

---

災害による被害が比較的少なく局地的な場合、「関係各課」は、迅速な現状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

#### 第2節 被害が甚大な場合の基本方針

---

災害による被害が広範囲に及び甚大な被害が発生した場合、「関係各課」は、迅速な現状復旧を目指すことが困難となる。

この場合、県等の支援を受けながら災害に強い地域づくり等中・長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

震災復旧・復興にあたっては、次の点に留意して速やかな復旧・復興に努める。

- 市民の意向を十分尊重した震災復旧・復興を行う。
- 原状復旧に留まらず、再度の災害を防止できる震災復旧・復興を行う。
- 復興後のまちの姿を明確にして、計画的な震災復旧・復興を行う。

## 第2章 災害復旧

### 第1節 迅速な現状復旧の進め方

市は、所管する公共土木施設の被害状況に応じて復旧方針を定め、速やかに震災復旧計画を策定する。

また、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合は、必要に応じて、関係機関及び市民の代表者と連携して復旧計画を策定する。

本市の「迅速な現状復旧の進め方」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1. 災害復旧事業計画の作成	関係各課、関係機関
2. 激甚災害の指定	危機管理課
3. 災害復旧事業に伴う財政援助	関係各課、関係機関

#### 1. 災害復旧事業計画の作成

被災した公共施設は、応急措置を講じた後、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成して、早期に復旧事業が完了するよう努める。なお、復旧事業計画の樹立にあたっては、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう、県等の関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

##### (1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において、災害復旧事業の全部若しくは一部を負担又は補助する。

財政援助根拠法令は、次のとおりである。

#### ■災害復旧に係る財政援助根拠法令

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 公営住宅法
- 土地区画整理法
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 予防接種法
- 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- 水道法

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、市は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

2. 激甚災害の指定

激甚災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）が制定されている。

激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」の2通りの指定基準がある（局地激甚災害については、該当する災害が全国で年間かなりの件数に上るため、年度末に一括して指定される）。

(1) 激甚災害指定の手続き

災害が発生した場合、市長は速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県知事に、県知事は内閣総理大臣に報告することとなっている。

内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえで激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることとなる。

(2) 激甚災害指定に関する被害状況等の報告

被害状況等の報告は、次のとおりである。

項目	内容
県知事への報告	市域に災害が発生した場合、市長は、災対法第53条第1項に定めるところにより、速やかにその被害状況等を県知事に報告するものとする。
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 災害の原因</li> <li>➤ 災害が発生した日時</li> <li>➤ 災害が発生した場所又は地域</li> <li>➤ 災害の程度（災対法施行規則別表第1に定める事項）</li> <li>➤ 災害に対し、とられた措置</li> <li>➤ その他必要な事項</li> </ul>
その他	市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3. 災害復旧事業に伴う財政援助

被災施設に対して国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、災害復旧に関する国の財政援助の事業については以下のとおりである。

**第4編 災害復旧・復興計画**  
**第2章 災害復旧**  
**第1節 迅速な現状復旧の進め方**

**■公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助**

- 公共土木施設災害復旧事業
- 公共土木施設災害関連事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 公営住宅災害復旧事業
- 生活保護施設災害復旧事業
- 児童福祉施設災害復旧事業
- 老人福祉施設災害復旧事業
- 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- 障害者支援施設等災害復旧事業
- 婦人保護施設災害復旧事業
- 感染症指定医療機関災害復旧事業
- 感染症予防事業
- 堆積土砂排除事業
- たん水排除事業

**■農林水産業に関する特別の助成**

- 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- 共同利用小型漁船の建造費の補助
- 森林災害復旧事業に対する補助

**■中小企業に関する特別の助成**

- 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

**■その他の財政援助及び助成**

- 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- 水防資材費の補助の特例
- 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額の算入等
- 雇用保険法による求職者給付の支給に関する条例
- 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

## 第2節 被災者の生活再建等の支援

大規模な災害により、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、本市は、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者の生活再建等の支援を行う。

本市の「被災者の生活再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1. 災害市民相談	危機管理課、関係各課
2. 罹災証明書等の発行	市民課
3. 被災者の精神保健対策（心のケア）	健康増進課
4. 市税等の減免	税務課、収納課、国保年金課、長寿支援課
5. 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	福祉課
6. 蓮田市災害見舞金等の支給	福祉課
7. 災害援護資金等の貸付	福祉課、建築指導課
8. 被災者生活再建支援制度の活用	危機管理課
9. 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	危機管理課

### 1. 災害市民相談

#### (1) 相談所の開設

被災者及び被災事業者の災害からの復旧を総合的に支援するため、「危機管理課」は、必要に応じて「市民相談センター」（仮称）を設置する。市民相談センターは、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区の公共施設に設置することとし、設置が難しいときは巡回相談の形式をとる。

#### (2) 考慮すべき相談内容

相談内容としては、以下のものがあげられる。

- 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- 家電製品の取扱い等（感電、発火等の二次災害対策等）
- 法律相談（借地借家契約、損害補償等）
- 心の悩み相談（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等）
- 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- 消費（物価、必需品の入手等）
- 教育（学校）
- 福祉（障がい者、高齢者、児童等）
- 医療・衛生（医療、薬、風呂等）
- 廃棄物（ごみ、瓦礫、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等）
- 税、公共料金（郵便、電話、電気等）の特例措置
- 金融（生活資金の融資等）
- ライフラインの復旧状況（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係）

## 第4編 災害復旧・復興計画

### 第2章 災害復旧

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

##### (3) 相談体制

###### ① 相談体制の確立

「危機管理課」は、「関係各課」の協力の下、被災者からの相談に的確に対応できるような体制を確立するとともに、県の設置する相談窓口及び出張相談所と積極的に連携する。

###### ② 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家（弁護士、金融機関等の民間の専門家も含む。）の派遣を要請する。

また、弁護士、ライフライン関係者、業界団体、ボランティアにも参加してもらう体制を必要に応じて整えるものとする。

## 2. 罹災証明書等の発行

災害対策基本法第90条の2に基づく罹災証明書を発行するにあたり、被災者に関する情報を一元的に管理する被災者台帳の整備について検討していく。

##### (1) 罹災証明書

罹災証明書は、各種被災者支援策（給付、融資、減免・猶予、現物支給など）の適用の判断材料として幅広く活用されている。

###### ① 罹災台帳

「市民課」は、情報収集班の協力を得ながら、罹災証明書発行の基となる罹災台帳を作成する。

☞【様式37】『罹災台帳』参照

###### ② 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行事務は、罹災台帳をもとに「市民課」が行う。

罹災証明書は、証明の対象となる家屋の居住者、所有者および使用者等の申請に基づき、発行する。

なお、罹災台帳により確認できないときは、申請者の立証資料をもとに客観的な判断で発行する。

☞【様式38】『罹災証明書交付申請書』参照

☞【様式39】『罹災証明書』参照

###### ③ 証明の範囲

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた家屋のうち、住家及び非住家の次に掲げる被害の程度について証明する。

区分	被害の程度
住家	①全壊 ②大規模半壊 ③中規模半壊 ④半壊 ⑤準半壊 ⑥準半壊に至らない（一部損壊） ⑦床上浸水 ⑧床下浸水
非住家	損壊の有無並びに床上浸水及び床下浸水

###### ④ 証明手数料

罹災証明書については、証明手数料を徴収しない。

⑤ 被災家屋の判定基準

内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、調査及び判定を行う。

(2) 罹災届出証明書

次に掲げるいずれかの場合は、罹災届出証明書を発行する。

- ① 住家及び非住家が罹災した場合であって、既に改修等により被害が確認できない場合
- ② 住家及び非住家以外のものが罹災した場合

3. 被災者の精神保健対策（心のケア）

被災により人々は、さまざまな精神症状に陥ることがある。その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、県や各関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講ずるものとする。

(1) 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- 耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応
- 現実否認による精神麻痺状態
- 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群（PTSD）
- 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

《参考》

◆「心的外傷後ストレス症候群（PTSD）」

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じたときに体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合がPTSDとされる。

- ① 外傷となった出来事を繰り返して再体験する。
- ② その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- ③ 緊張の強い興奮状態が続く。

(2) メンタルケア

前述（1）の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講ずるものとする。

- 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- 精神保健福祉センター等による精神保健相談
- 小・中学校での子供への精神的カウンセリング
- 専門施設での相談電話の開設

## 第4編 災害復旧・復興計画

### 第2章 災害復旧

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

- 情報広報誌の発行による、被災者への情報提供
- 避難所等における、被災者向けの講演会、研修会の実施

#### 4. 市税等の減免

災害が発生した場合において、地方税法及び市条例に基づき、市税等の減免、納期限の延長、徴収猶予、換価の猶予、滞納処分等の停止等、納税額と納税時期等の緩和措置を行う。

被災した納税義務者に対し、該当する各種目について次に示し内容の減免を行う。

##### ■減免に該当する項目

税目	減免の内容
個人の市民税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税・ 都市計画税	被災した納税義務者の状況及び、災害により、著しく価値を減じた固定資産の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税 国民健康保険税 介護保険料	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。

#### 5. 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

災害により市民が死亡した場合、市は条例の定めるところにより遺族に対して災害弔慰金を、身体又は精神に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

##### (1) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給内容は、次に示すとおりである。

##### ■災害弔慰金の支給

項目	内容
対象災害	自然災害 ① 住家が5世帯以上滅失した災害(当該市町村で大規模な被災があった場合) ② 住家が5世帯以上滅失した市町村が県内に3以上ある災害(県内で広域にわたり大規模な被災があった場合) ③ 災害救助法が適用された市町村が県内に1以上ある災害(特に大規模な被災があった場合) ④ 災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある災害(都道府県を超えて特に大規模な被災があった場合)
支給対象者	① 上記の災害による死亡者(3か月以上の行方不明者も含む) ② 他市町村の区域内(県外も含む)で災害に遭遇して死亡した者 いずれかの死亡者の遺族とする。 死亡者の範囲は、次に掲げるものとする。 ① 配偶者②父母③子④孫⑤祖父母 兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	① 生計維持者:500万円

項目	内容
	② その他の者：250万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

☞【資料1. 4】『蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例』参照

(2) 災害障害見舞金の支給

災害障害見舞金の支給内容は、次に示すとおりである。

■ 災害障害見舞金の支給

項目	内容
対象災害	自然災害 (災害弔慰金の対象災害と同じ)
支給対象者	上記の災害により負傷又は疾病にかかり、治ったとき、精神又は身体に一定の障がいが残った住民
対象となる障がいの程度	① 両目が失明したもの ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	① 生計維持者：250万円 ② その他の者：125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様

☞【資料1. 4】『蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例』参照

6. 蓮田市災害見舞金等の支給

市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は災害弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給する。見舞金等の支給内容は、次に示すとおりである。

## 第4編 災害復旧・復興計画

### 第2章 災害復旧

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

##### ■災害見舞金等の支給

項目	内容
対象災害	火災、地震、風水害その他気象災害
支給対象	① 見舞金：現に住居の用に供している住家の被害、居住者の被災 ② 災害弔慰金：死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者
支給額	① 住家の全焼、全壊又は流失 1世帯につき 10万円 ② 住家の半焼又は半壊 1世帯につき 5万円 ③ 住家の床上浸水 1世帯につき 2万円 ④ 重傷者 1人につき 3万円 ⑤ 死亡者 1人につき 10万円

☞【資料1. 5】『蓮田市災害見舞金等支給条例』参照

## 7. 災害援護資金等の貸付

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の建て直しに資するため、市は災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金の貸付については、この他、「生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付」（埼玉県社会福祉協議会）及び「災害復興住宅建設・補修資金に基づく資金貸付」（住宅金融公庫）制度があるので、市は、被災者に対して周知徹底を図る。

### （1）災害援護資金の貸付

災害援護資金の貸付内容は、次に示すとおりである。

##### ■災害援護資金の貸付

項目	内容
対象災害	県内で自然災害による救助法による救助が行われた市町村が1か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 : 220万円 ② " が2人 : 430万円 ③ " が3人 : 620万円 ④ " が4人 : 730万円 ⑤ " が5人以上 : 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付対象となる被害	① 療養期間が1か月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害の価額が時価の1/3以上の損害
貸付金額	① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 " 150万円 ③ 住居の半壊 " 170万円（250万円） ④ 住居の全壊 " 250万円（350万円） ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 " 350万円

**第4編 災害復旧・復興計画**  
**第2章 災害復旧**  
**第2節 被災者の生活再建等の支援**

項目	内容
	⑥ ①と②が重複 // 250万円 ⑦ ①と③が重複 // 270万円 (350万円) ⑧ ①と④が重複 // 350万円 * ( ) は、特別の事情がある場合の額
利率	年1% (年3%以内で市の条例により設定。) ただし据置期間は無利子
据置期間	3年
償還期間	10年とし、据置期間は、そのうち3年間
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

☞【資料1. 4】『蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例』参照

**(2) 生活福祉資金**

市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して生活福祉資金の貸付を予算の範囲内で行う。生活福祉資金貸付制度に基づく「住宅の補修等に必要な経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費」の貸付は、次に示すとおりである。

■住宅の補修等に必要な経費

項目	内容
貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	現住家屋が被災したことによる補修費用や改築費用
貸付限度	250万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：無利子（連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%）

■災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

項目	内容
貸付対象者	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る） ※ただし、『災害弔慰金の支給に関する法律』に基づく災害援護資金の対象とならない世帯であること
資金使途	滅失した家財の購入、転居費用等
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：1.5%（連帯保証人がいる場合は無利子）

**(3) 災害復興住宅融資**

住宅金融支援機構が行う、住宅金融支援機構法の規定に基づく災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）の貸付内容は、次に示すとおりである。

## 第4編 災害復旧・復興計画

### 第2章 災害復旧

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

##### ■災害復興住宅建設及び補修資金に基づく融資

項目	内容
融資を受けることができる者	1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付された者（建設・購入の場合は住宅が「全壊」した旨の罹災証明書） ※住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の場合は、「罹災証明書」の提出に加えて被災住宅の修理が不能又は困難である旨の申し出が必要 2 自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者 3 年収に占めるすべての借入の年間合計返済額の割合が基準を満たす者 4 日本国の者、永住許可などを受けている外国人
融資を受けることができる住宅	1 建設・購入・補修 ・居室、台所及びトイレが備えられていること。 2 建設・購入 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること。 ・中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。
融資限度額	1 建設の場合 土地を取得する場合 3,700万円 土地を取得しない場合 2,700万円 ※被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算 2 購入の場合 3,700万円 ※被災親族同居の場合は上表の額に640万円が加算 3 補修の場合 1,200万円
融資金利	0.84～1.08%（団体信用生命保険に加入する場合（保健の種類で金利が異なる）） 0.64%（団体信用生命保険に加入しない場合） 【令和3年8月1日現在】
最長返済期間	建設35年、購入35年、補修20年 融資の日から3年間（補修：1年間）の金利据置期間を設けることができ、据置期間を設定すると返済期間の延長できる。 年齢による最長返済期間は、80歳から申込本人の申込時の年齢を引いた値となる。
担保	建設・購入：建物及び土地に機構が第1順位の抵当権を設定 補修：建物及び土地に機構が抵当権（後順位で可）を設定

## 8. 被災者生活再建支援制度の活用

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者再建支援金が支給される。

平成11年度から制度化されたが、平成16年度に居住安定支援制度が創設された。

さらに平成19年度に住宅の罹災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円の合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることになった。

さらに、所得・年齢等の要件、用途制限の撤廃等の改正が行なわれた。

### （1）被災者生活再建支援制度の概要

被災者生活再建支援制度の概要は、以下に示すとおりである。

■被災者生活再建支援制度の概要

項目	内容																										
目的	被災者生活再建支援金を支給し被災者の自立した生活の開始を支援する。																										
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）																										
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害																										
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定められるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ⑤ 中規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 全壊：損害割合50%以上 半壊：損害割合20%以上50%未満 大規模半壊：損害割合40%以上50%未満 中規模半壊：損害割合30%以上40%未満																										
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （*世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <b>【全壊等】</b> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <b>【中規模半壊】</b> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸（公営住宅以外）</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																								
支給額	200万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）																								
支給額	100万円	50万円	25万円																								

（2）支援金の支給

「危機管理課」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、埼玉県に送付する。

被災者生活再建支援金の支給に際して、各関係機関が行う措置は次のとおりである。

## 第4編 災害復旧・復興計画

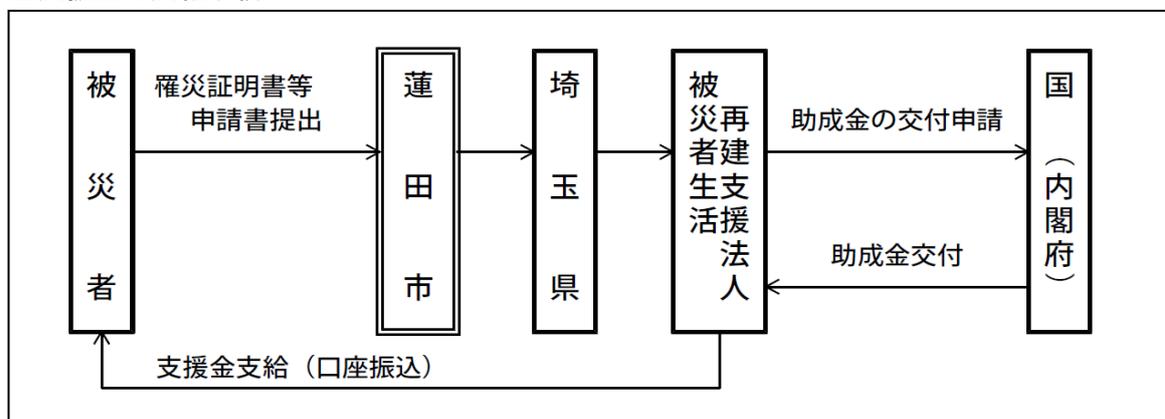
### 第2章 災害復旧

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

##### ■被災者生活再建支援金支給に係る関係機関の措置

関係機関	措置内容
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請等の必要書類の取りまとめ及び県への送付
県	① 被害状況の取りまとめ ② 被害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示 ③ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ及び被災法人への送付
被災者生活 再建支援法人	① 国への補助金交付申請等 ② 支援金の支給 ③ 支給申請書の受領・審査・支給決定 ④ 申請期間の延長・報告
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付

##### ■支援金の支給手続



## 9. 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

法に基づく被災者生活再建支援制度（前記7.）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

### （1）埼玉県・市町村生活再建支援金

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■ 埼玉県・市町村生活再建支援金の概要

項目	内容																		
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。																		
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害） ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																		
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。																		
支援対象世帯	住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容																		
支援金の額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住宅の被害程度</th> <th style="text-align: center;">全壊</th> <th style="text-align: center;">解体</th> <th style="text-align: center;">長期避難</th> <th style="text-align: center;">大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </tbody> </table> ① 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">住宅の再建方法</th> <th style="text-align: center;">建設・購入</th> <th style="text-align: center;">補修</th> <th style="text-align: center;">賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">支給額</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円 ※ 被災者生活再建支援法の規定と同様の内容	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付																		
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ支援金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定																		

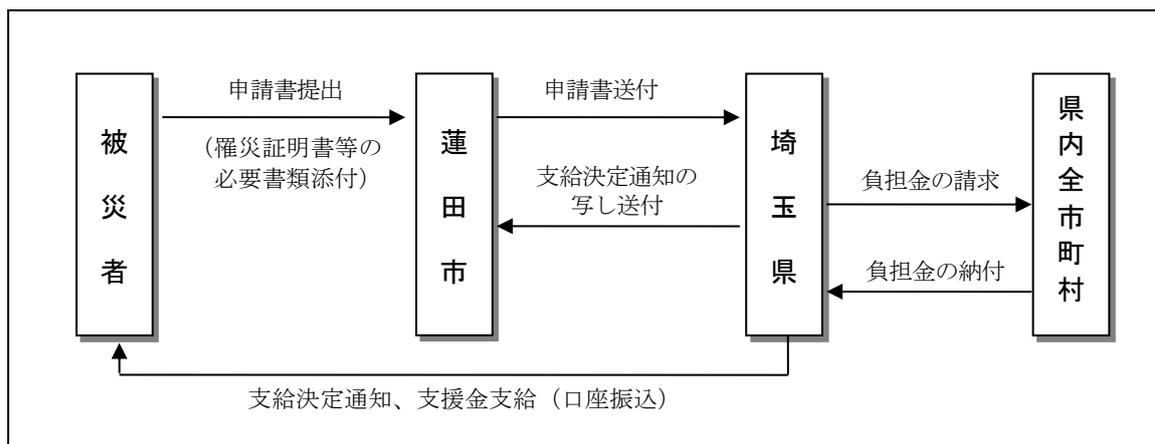
資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和3年3月、埼玉県防災会議

## 第4編 災害復旧・復興計画

### 第2章 災害復旧

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

##### ■ 埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続



##### (2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

##### ■ 埼玉県・市町村半壊特別給付金の概要

項目	内容
目的	災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は災害救助法が適用とならなかった地域に限る。
支給対象世帯	埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村半壊特別給付金に関する要綱第2条第1項(2)オで定める住家が半壊した世帯
給付金の額	50万円 (※世帯人数が1人の場合は、37万5千円)
市町村	1 住宅の被害認定 2 罹災証明書等必要書類の発行 3 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 4 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	1 被害状況のとりまとめ 2 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 3 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 4 被災世帯主へ給付金の支給 5 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 6 申請期間の延長決定

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和3年3月、埼玉県防災会議

【埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続】は「埼玉県・市町村生活再建支援金」と同じ。

(3) 埼玉県・市町村家賃給付金

埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、以下のとおりである。

■ 埼玉県・市町村家賃給付金の概要

項目	内容
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（仮住宅）に入居した全壊世帯（埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定する世帯）。 ① 全壊世帯に身体障がい者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。 ② 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。 ③ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。 ④ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。 ⑤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。 ⑥ その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。ただし、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。 支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
市町村	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務 ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ、第1次審査及び県への書類送付
県	① 被害状況のとりまとめ ② 支給申請書等の受領、審査（第2次）、支給の可否の決定 ③ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送付 ④ 被災世帯主へ給付金の支給 ⑤ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 ⑥ 申請期間の延長決定

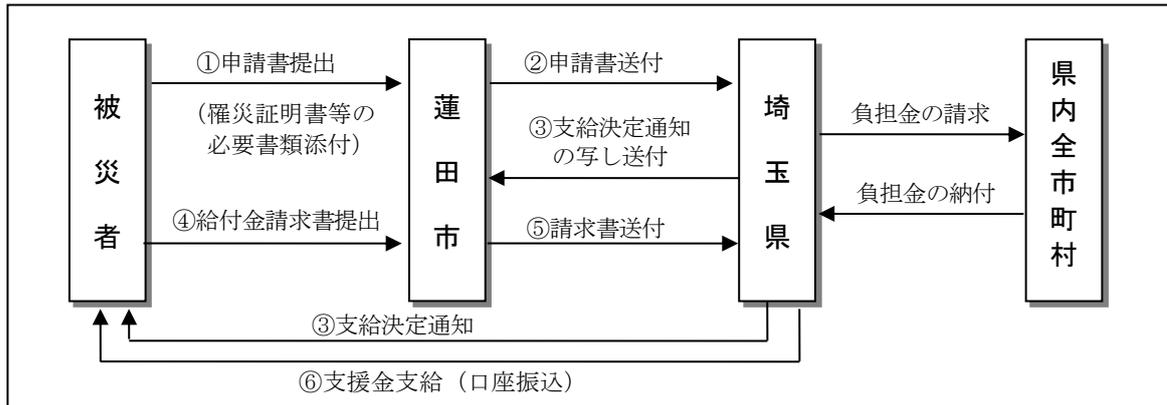
資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和3年3月、埼玉県防災会議

## 第4編 災害復旧・復興計画

### 第2章 災害復旧

#### 第2節 被災者の生活再建等の支援

##### ■ 埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続



#### (4) 埼玉県・市町村人的相互応援

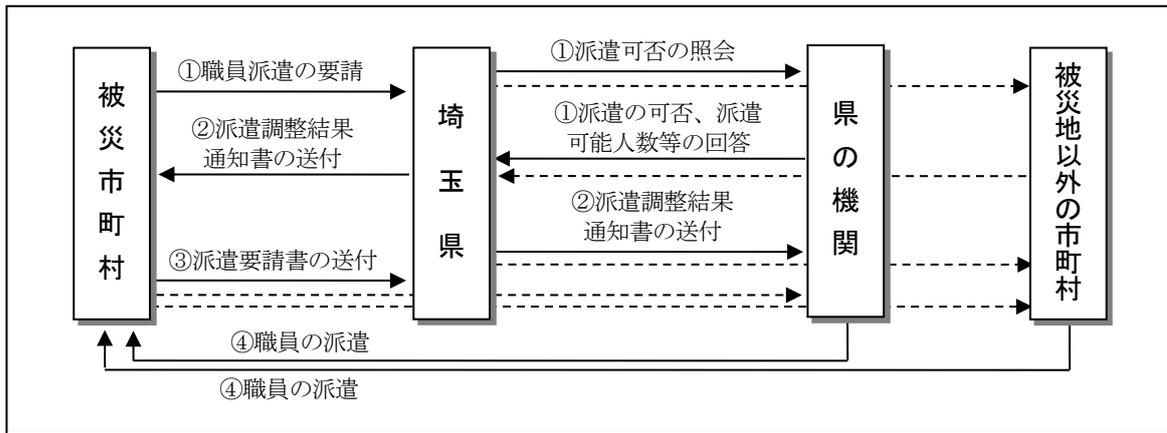
埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続きは、以下のとおりである。

##### ■ 埼玉県・市町村人的相互応援の概要

項目	内容
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。
対象災害	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。
被災市町村 (要請市町村)	① 県に職員派遣の要請（派遣要請依頼書の提出） ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出 ④ 派遣職員の受け入れ
被災地以外の 市町村 (派遣市町村)	① 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答 ② 県から派遣調整結果通知書を受領、確認 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 職員の派遣
県 (統括部、支部)	① 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会 ② 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付 ③ 要請市町村から派遣要請書を受領 ④ 県の派遣機関による職員の派遣

資料) 「埼玉県地域防災計画 震災対策編」令和3年3月、埼玉県防災会議

■ 埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続



## 第4編 災害復旧・復興計画

### 第2章 災害復旧

#### 第3節 被災中小企業、農林事業者の再建等の支援

### 第3節 被災中小企業、農林事業者の再建等の支援

災害に見舞われた被災中小企業、農林事業者に対しては国等による各種の融資制度があり、「農政課」、「商工課」は、災害発生後、これらの融資制度の適用条件等について確認のうえ、被災した事業者に対して周知徹底を図る。

本市の「被災中小企業、農林事業者の再建等の支援」は、以下の方策及び担当部署をもって実施する。

方策	担当部署
1. 被災中小企業への融資	商工課
2. 被災農林事業者への融資	農政課

#### 1. 被災中小企業への融資

被災した中小企業への融資の概要は、次のとおりである。

##### ■被災中小企業への融資の概要

項目	内容
融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む） ① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税を滞納していないこと ② 保証対象業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けていること
融資限度額	設備資金 5,000 万円（組合の場合 1 億円） 運転資金 5,000 万円（組合の場合 6,000 万円）
融資条件	用途 設備資金及び運転資金
	貸付期間 設備資金 10 年以内 運転資金 7 年以内
	利率 大臣指定等貸付 年 1. 0 % 以内（令和 2 年度） 知事指定等貸付 年 1. 1 % 以内（ 〃 ）
	担保 金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人 個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要
信用保証 埼玉県信用保証協会の信用保証を付する	
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間 2 年以内
申込受付場所	中小企業者は商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会

## 2. 被災農林事業者への融資

## (1) 天災融資法に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

## ■天災融資法に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入、漁船の建造または取得、労賃、水利費、共済掛金（農業共済又は漁業共済）の支払い等
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 （具体的な適用金利については、天災融資法の発動の都度定められる。）
償還期限	3～6年以内（ただし、激甚災害のときは4～7年以内）
貸付限度額	市長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額 （激甚災害のときは250万円）
融資機関	農業協同組合又は金融機関
担 保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

## (2) 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資

日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資の概要は、次のとおりである。

## ■日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金の概要

項目	内容
期 間	10年（据置3年以内を含む）以内
貸付利率	年 <u>0.60～0.10%</u> （令和6年1月18日現在）
貸付限度額	一般：600万円 特認：年間経営費等の6/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）
担 保	相談のうえ決定

## (3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要は、次のとおりである。

## ■埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要

項目	内容
貸付の相手	被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、畜産物の調整施設、きのご栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業場の復旧に必要な資金等

## 第4編 災害復旧・復興計画

### 第2章 災害復旧

#### 第3節 被災中小企業、農林事業者の再建等の支援

項目	内容
貸付利率	年0%（県・市の利子補給により実質無利子）
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人、又は埼玉県農業信用基金協会の信用保証を付する
その他	当該市町村の被害認定を受けたもの

#### （4）農業災害の補償等

農業災害の補償等の概要は、次のとおりである。

##### ■農業災害の補償等の概要

項目	内容
支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稲、陸稲、麦）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

## 第3章 災害復興

大規模災害により地域が大きく被災し、市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、市、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。また、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障がい者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

### 第1節 復興に関する事前の取組の推進

---

「関係各課」は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

### 第2節 復興対策本部の設置

---

市は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合には、市長を本部長とする「災害復興対策本部」を設置する。

この場合、「災害復興対策室」（仮称）を臨時に置き、「政策調整課」、「財政課」、「危機管理課」及び「都市計画課」の職員を中心に「災害復興対策本部」の庶務を迅速・的確に処理する。

### 第3節 復興計画の策定

---

#### 1. 災害復興方針の策定

市は、「災害復興対策本部」を設置した場合、災害復興方針を策定するため、学識経験者、有識者、市議会議員、市民代表、行政関係職員で構成する「災害復興検討委員会」を設置する。策定した災害復興方針は、速やかに市民に公表する。

#### 2. 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。当該計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

## 第4編 災害復旧・復興計画

### 第3章 災害復興

#### 第4節 復興事業の実施

## 第4節 復興事業の実施

---

### 1. 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

#### (1) 取組方針

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

#### (2) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

#### (3) 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の決定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続が必要となる。

### 2. 復興事業の実施

市は、「災害復興対策室」を中心に、庁内一丸となって災害復興計画に基づく災害復興事業を推進する。

県（復興対策本部）は、復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に復興計画に基づき、復興事業を推進するとともに、県（各部局）は、市が行う復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

# 資料編



## 資料目次

《 1. 条例、要綱等 》	1
資料 1. 1 蓮田市防災会議条例	1
資料 1. 2 蓮田市災害対策本部条例	4
資料 1. 3 蓮田市自主防災組織育成補助金交付要綱	5
資料 1. 4 蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例	9
資料 1. 5 蓮田市災害見舞金等支給条例	13
資料 1. 6 蓮田市被災建築物応急危険度判定要綱	15
資料 1. 7 蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度実施要綱	17
資料 1. 8 河川・下水道事業調整協議会設置要綱	21
資料 1. 9 蓮田市防災士資格取得支援補助金交付要綱	23
《 2. 協定関係 》	25
資料 2. 1 災害時における協定一覧（民間事業者）	25
資料 2. 2 災害時における協定一覧（他市町）	28
資料 2. 3 災害時における協定一覧（国の機関）	28
資料 2. 4 災害時における協定一覧（消防機関）	29
資料 2. 5 災害時における協定一覧（その他）	30
資料 2. 6 包括連携協定	30
《 3. 組織、体制 》	31
資料 3. 1 災害対策本部室レイアウト	31
資料 3. 2 緊急対策会議等連絡網	32
《 4. 情報、広報活動 》	33
資料 4. 1 気象庁震度階級関連解説表	33
資料 4. 2 気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準	37
資料 4. 3 蓮田市防災行政無線（移動系）一覧表	39
資料 4. 4 蓮田市屋外拡声受信子局一覧表	40
資料 4. 5 蓮田市防災行政用無線局管理運用規程	42
資料 4. 6 蓮田市防災行政用無線運用要綱	46
資料 4. 7 広報案文（例） 「地震災害の場合」「風水害の場合」	50
資料 4. 8 被害状況判定基準	53
《 5. 消防関連 》	56
資料 5. 1 消防団構成	56
資料 5. 2 分団詰め所所在地及び概要	56
資料 5. 3 消防団消防自動車配置状況	56
《 6. 医療、救護、環境、衛生 》	57
資料 6. 1 トリアージタグ	57
資料 6. 2 救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）	58
資料 6. 3 災害拠点病院（埼玉県）	59
資料 6. 4 救命救急センター（埼玉県）	60
資料 6. 5 市内寺院一覧表	61
資料 6. 6 火葬場	61
資料 6. 7 蓮田市管工事業協同組合名簿	61
《 7. 輸送、交通 》	62

資料 7. 1	緊急時ヘリコプター離発着場	62
資料 7. 2	市内の緊急輸送道路と重要道路	62
《 8. 避難活動、要配慮者関連 》		64
資料 8. 1	高齢者等避難、避難指示発令の判断基準	64
資料 8. 2	指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	70
資料 8. 3	福祉避難所一覧表	73
資料 8. 4	一時避難施設一覧表	74
資料 8. 5	災害時の要配慮者施設連絡先一覧	75
資料 8. 6	要配慮者別の防災知識の周知	80
《 9. 自主防災組織関連 》		81
資料 9. 1	蓮田市自主防災組織協議会 組織一覧	81
資料 9. 2	蓮田市立小学校通学区域	82
《 10. 災害救助法関連 》		83
資料 10. 1	救助の種類・実施期間・実施者	83
資料 10. 2	災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）	84
《 11. その他 》		86
資料 11. 1	公共施設一覧表	86
資料 11. 2	蓮田市文化財一覧表	88
資料 11. 3	関係機関連絡先一覧表	90
資料 11. 4	竜巻予報の概要	92
資料 11. 5	市内の水位計（情報提供型）一覧表	95
資料 11. 6	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置	96

## 《 1. 条例、要綱等》

## 資料 1. 1 蓮田市防災会議条例

## 『 蓮 田 市 防 災 会 議 条 例 』

昭和38年 7月25日 条例第17号  
改正 昭和55年 7月 9日 条例第11号  
改正 平成12年 3月29日 条例第 3号  
改正 平成15年 7月 1日 条例第16号  
改正 平成19年 6月29日 条例第21号  
改正 平成24年12月21日 条例第23号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、蓮田市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 蓮田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進する。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充て、第1号から第3号まで、第6号、第7号及び第8号に掲げる者の定数は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 市内を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員 1人
  - (2) 埼玉県知事が指名する職員 4人以内
  - (3) 埼玉県警察本部長が指名する警察官 1人
  - (4) 教育長
  - (5) 消防長及び消防団長
  - (6) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 3人以内
  - (7) 県内において事務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者 8人以内
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者 1人

6 前項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(会議)

**第 4 条** 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

(専門委員)

**第 5 条** 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県職員の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

**第 6 条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、昭和 38 年 8 月 1 日から施行する。

**附 則** (昭和 55 年 7 月 9 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 55 年 7 月 1 日から適用する。

**附 則** (平成 12 年 3 月 29 日条例第 3 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 15 年 7 月 1 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成 19 年 6 月 29 日条例第 21 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 24 年 12 月 21 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## (参考) 蓮田市防災会議委員名簿

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

委員種別	区 分	機 関 名	役 職
会長		蓮田市	市長
1号委員	市内を管轄する指定 地方行政機関の長又 はその指名する職員	関東農政局埼玉県拠点	地方参事官
2号委員	埼玉県知事が指名す る職員	埼玉県利根地域振興センター	所長
		埼玉県幸手保健所	所長
		埼玉県春日部農林振興センター	所長
		埼玉県杉戸県土整備事務所	所長
3号委員	埼玉県警察本部長が 指名する警察官	埼玉県岩槻警察署	署長
4号委員	教育長	蓮田市教育委員会	教育長
5号委員	消防長及び消防団長	蓮田市消防本部	消防長
		蓮田市消防団	消防団長
6号委員	市長がその部内の職 員のうちから指名す る者	蓮田市	副市長
		蓮田市	健康福祉部長
		蓮田市	総務部参事
7号委員	県内において事務を 行う指定公共機関又 は指定地方公共機関 の職員のうちから市 長が委嘱する者	東日本旅客鉄道株式会社蓮田駅	駅長
		東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社	副総支社長
		東日本電信電話株式会社埼玉事業部	執行役員 埼玉事業部長
		元荒川土地改良区	所長
		独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	院長
		日本郵便株式会社 蓮田郵便局	郵便部長
		南彩農業協同組合 蓮田支店	統括支店長
		蓮田市医師会	会長
8号委員	自主防災組織を構成 する者又は学識経験 のある者のうちから 市長が委嘱する者	蓮田市自主防災組織協議会	会長

## 資料 1. 2 蓮田市災害対策本部条例

### 『 蓮 田 市 災 害 対 策 本 部 条 例 』

昭和38年 7月25日 条例第18号

改正 平成23年12月22日 条例第13号

改正 平成24年12月21日 条例第23号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、蓮田市災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

**第4条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、昭和38年8月1日から施行する。

#### 附 則（平成23年12月22日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成24年12月21日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1. 3 蓮田市自主防災組織育成補助金交付要綱

## 『蓮田市自主防災組織育成補助金交付要綱』

(平成 20 年 4 月 1 日市長決裁)

(目的)

**第 1 条** この要綱は、自主防災組織に対し補助金を交付することにより、市民組織の自主的な防災資機材の整備を促進するとともに、防災意識の高揚及び防災知識の普及をもって、災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、「蓮田市補助金等交付規則」（平成 12 年蓮田市規則第 4 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 自主防災組織 原則として自治会を単位とし、市民が自主的に当該地域の防災対策を確立するために、次に掲げる防災活動を行う団体で、自主防災組織設立届出書（様式第 1 号）により市長に届出があったものをいう。
  - ア 防災に関する意識の高揚及び防災知識の普及
  - イ 地震等の災害に対する予防
  - ウ 防災訓練及び防災教室等の開催
  - エ その他自主防災組織の目的を達成するために必要な事項
- ② 防災資機材 自主防災組織が防災活動を行ううえで使用する別表第 1 に掲げるものをいう。
- ③ 防災訓練 自主防災組織が災害の発生に備えて実施する訓練で、次に掲げる個別訓練のうち 3 以上の個別訓練について実施するもの（3 以上の個別訓練を計画し、雨天等の不可抗力により、市長の承認を得て 2 以下の個別訓練を実施した場合を含む。）をいう。
  - ア 情報収集・伝達訓練
  - イ 初期消火訓練
  - ウ 救出・救護訓練
  - エ 避難誘導訓練
  - オ 炊き出し・給水訓練
  - カ その他の訓練

(補助対象経費及び補助金額)

**第 3 条** 補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表第 2 に掲げるとおりとする。ただし、補助金の額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、自主防災組織に対し、設立にあつては 1 回限りとし、防災資機材の購入及び防災訓練の実施にあつては年 1 回限りとする。

(交付申請)

**第 4 条** 補助金の交付を受けようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、規則様式

## 資料 1. 3 蓮田市自主防災組織育成補助金交付要綱

第 1 号の蓮田市補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ① 防災資機材に係る交付申請書には、購入しようとする資機材の見積書
- ② 防災訓練に係る交付申請書には、訓練種目及び訓練経費の明細書及び実施計画書
- ③ その他市長が求めたもの

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(変更承認申請)

**第 5 条** 補助事業の計画を変更しようとする申請者は、規則様式第 3 号の蓮田市補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

**第 6 条** 補助金の実績報告をしようとする申請者は、規則様式第 5 号の蓮田市補助事業等実績報告書に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- ① 防災資機材にあたっては、保管場所又は防災倉庫設置場所の地図、領収書の写し又は請求書の写し及び防災資機材の写真
- ② 防災訓練にあたっては、領収書の写し又は請求書の写し及び訓練の写真又は実施を明らかにした書面

(補助金交付額の確定)

**第 7 条** 補助金の交付額の確定は、規則様式第 6 号の蓮田市補助金等交付額確定通知書によるものとする。

(補助金の請求)

**第 8 条** 補助金の請求をしようとする申請者は、規則様式第 7 号の蓮田市補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

**第 9 条** 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者又は補助金を目的以外に使用した者があると認めたときは、これを取り消し、交付した補助金の返還をさせることができる。

2 補助事業の取消しは、規則様式第 4 号の蓮田市補助事業等（変更・取消し）承認決定通知書によるものとし、補助金の返還は、規則様式第 8 号の蓮田市補助金等返還命令書によるものとする。

(書類の整備等)

**第 10 条** 補助金の交付を受けた組織の代表者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(その他)

**第 11 条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 23 年 4 月 6 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和 3 年 10 月 6 日から施行する。

**別表第 1 (第 2 条関係)**

区 分		品 名
防 災 資 機 材	本部運営用	作業服、ヘルメット、腕章、帽子、テント、発電機、蓄電池、投光機、コードリール、ガソリン携行缶、机、椅子、地図、その他防災本部設置に係る基礎工事費等
	情報収集用	トランシーバー、携帯用ラジオ等
	消火用	消火器、バケツ、防火衣、可搬式動力ポンプ、ホース等
	救出救護用	はしご、のこぎり、ハンマー、バール、掛矢、スコップ、つるはし、リヤカー、ジャッキ、ロープ、担架、救急セット、毛布、チェーンソー、AED (リース料を含む)、土 (水) のう袋、砂等
	避難生活用	鍋、釜、携帯コンロ、ポリタンク、浄水機、毛布、防水シート、簡易トイレ、その他感染症対策のための衛生用品等
	避難誘導用	避難誘導旗、メガホン、強力ライト、防災用掲示板等
	その他	市長が特に必要と認めたもの
防災倉庫		防災倉庫 (老朽化に伴う建て替えを含む)

※次に掲げるものは、補助金の交付対象外とする。

- (1) 備蓄用飲料水、食料
- (2) 電波利用料等の経常的な経費や修繕等の維持管理的な費用
- (3) その他、自助の取組として備えることが適当と判断されるもの

別表第 2 (第 3 条関係)

補助対象	補助金額	添付書類
1 自主防災組織の設立	世帯数に 1 世帯当たり 100 円を乗じて得た額に 10,000 円を加えて得た額	①規約 ②役員名簿 ③組織図 ④活動計画書 ⑤その他市長が必要と認めた書類
2 防災資機材の購入	補助初年度は、購入金額の 4 / 5 以内で 400,000 円を限度とする。 次年度以降は、購入金額の 1 / 2 以内で 200,000 円を限度とする。	①仕様書 (カタログ) 及び見積書 ②保管場所又は設置場所の図面 ③領収書の写し ④写真
3 防災訓練の実施	世帯数に 1 世帯当たり 100 円を乗じて得た額に 10,000 円を加えて得た額と訓練の実施に要する経費の実支出額のいずれか少ない額	① 実施計画書 (実施要領) ② 領収書の写し ③ 写真
<p>注) 自主防災組織設立補助金の申請において、⑤その他市長が必要と認めた書類は、設立を証する総会議事録又は書面とする。</p> <p>注) 2 以上の自治会の地域で一つの自主防災組織を設立する場合は、自主防災組織の設立及び防災訓練の実施について、「10,000 円を加えて得た額」とあるのを「10,000 円に自治会の数を乗じて得た額を加えて得た額」とし、防災資機材の購入については、限度額に自治会の数を乗じて得た額を限度とする。</p>		

様式 (省略)

## 資料 1. 4 蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例

## 『 蓮 田 市 災 害 弔 慰 金 の 支 給 等 に 関 す る 条 例 』

昭和 49 年 10 月 1 日 条例第 23 号

## 改正

昭和 53 年 7 月 3 日 条例第 9 号

昭和 56 年 9 月 30 日 条例第 19 号

昭和 57 年 12 月 25 日 条例第 26 号

昭和 62 年 3 月 25 日 条例第 7 号

平成 3 年 12 月 20 日 条例第 28 号

令和元年 7 月 5 日 条例第 3 号

令和元年 12 月 23 日 条例第 20 号

## (目的)

**第 1 条** この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

## (定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

## (災害弔慰金の支給)

**第 3 条** 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

## (災害弔慰金を支給する遺族)

**第 4 条** 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じくし

## 資料 1. 4 蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例

ていた者に限る。) に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

**第5条** 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第9条から第11条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

**第6条** 災害の際、現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

**第7条** 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

**第8条** 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

**第9条** 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

**第10条** 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

**第11条** 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

**第12条** 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

**第 13 条** 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 箇月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円
  - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円
  - ウ 住居が半壊した場合 270 万円
  - エ 住居が全壊した場合 350 万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150 万円
  - イ 住居が半壊した場合 170 万円
  - ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円
  - エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350 万円
- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年）とする。

(保証人及び利率)

**第 14 条** 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。
- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

**第 15 条** 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(規則への委任)

**第 16 条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則 (昭和 53 年 7 月 3 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

## 資料 1. 4 蓮田市災害弔慰金の支給等に関する条例

## 附 則（昭和 56 年 9 月 30 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

## 附 則（昭和 57 年 12 月 25 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、昭和 57 年 7 月 10 日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

## 附 則（昭和 62 年 3 月 25 日条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 13 条第 1 項の規定は、昭和 61 年 7 月 10 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

## 附 則（平成 3 年 12 月 20 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

## 附 則（令和元年 7 月 5 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

## 附 則（令和元年 12 月 23 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 1. 5 蓮田市災害見舞金等支給条例

## 『 蓮 田 市 災 害 見 舞 金 等 支 給 条 例 』

平成 3 年 12 月 20 日 条例第 29 号

改正 平成 24 年 7 月 3 日 条例第 18 号

(目的)

**第 1 条** この条例は、市民が災害により被害を受けたときに被災者又はその遺族に対し、災害見舞金又は災害弔慰金（以下「見舞金等」という。）を支給することにより、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象)

**第 2 条** 市民が次の各号のいずれかに該当するときは、被災者又はその遺族に対し、見舞金等を支給する。

- (1) 火災により被災したとき。
- (2) 地震により被災したとき。
- (3) 風水害その他気象災害により被災したとき。

(支給資格)

**第 3 条** 見舞金等の支給を受けることができる者は、災害発生時に本市において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づく住民基本台帳に記録されている者とする。

- 2 前条に規定するものについては、現に住居の用に供している住家についてその居住者とする。
- 3 災害弔慰金の支給を受けることができる者は、災害発生時に死亡者と同居している親族又は葬祭を行う者とする。

(見舞金等の支給額)

**第 4 条** 見舞金等の支給額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住家の全焼、全壊又は流失 1 世帯につき 10 万円
- (2) 住家の半焼又は半壊 1 世帯につき 5 万円
- (3) 住家の床上浸水 1 世帯につき 2 万円
- (4) 重傷者 1 人につき 3 万円
- (5) 死亡者 1 人につき 10 万円

(支給の制限)

**第 5 条** 市長は、第 2 条に規定する災害で、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく救助が適用される場合は、前条の規定にかかわらず見舞金等の支給額を減額することができる。

(申請)

**第6条** 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日から30日以内に被災証明書等又は医師の診断書を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、申請し難い特別の事情がある場合は、この限りでない。

(支給の決定)

**第7条** 市長は、前条の申請があったときは、その内容を確認し、速やかに支給の可否を決定するものとする。

(見舞金等の返還等)

**第8条** 市長は、災害の原因が被災を受けた者の故意によるものであるときは、見舞金等を支給しないことができる。

2 市長は、前項の規定に該当する場合は、既に支給した見舞金等について返還を命ずることができる。偽りその他不正の手段によって見舞金等の支給を受けたときも同様とする。

(委任)

**第9条** この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成24年7月3日条例第18号抄)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

## 資料 1. 6 蓮田市被災建築物応急危険度判定要綱

## 『蓮田市被災建築物応急危険度判定要綱』

平成17年 6月21日要綱第40号

(目的)

**第1条** この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。

二 応急危険度判定士

被災建築物応急危険度判定業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事が認める者をいう。

三 応急危険度判定コーディネーター（以下「判定コーディネーター」という。）

判定の実施に当り、判定実施本部、判定支援本部及び災害対策本部と、応急危険度判定士との連絡調整に当る行政職員及び判定業務に精通した県内の建築関連団体（以下「関連団体」という。）等の属する者をいう。

(判定の実施)

**第3条** 市長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(判定計画)

**第4条** 市長は、判定の対象となる建築物の範囲、応急危険度判定士、判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「判定士等」という。）の人員などを定めた計画を定めるものとする。

2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物を推定し、判定を行うべき施設及び区域並びに判定対象建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(判定の実施に関する県との連絡調整等)

**第5条** 市長は、判定実施本部の設置をしたときは、埼玉県都市整備部建築指導課長に速やかに連絡するものとする。

## 資料 1. 6 蓮田市被災建築物応急危険度判定要綱

- 2 市長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物数及び判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるとき等は、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。
- 3 判定実施本部の長は、判定支援本部の長に対して現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整するものとする。

(判定体制の周知)

**第6条** 市長は、判定体制の充実のため、埼玉県及び彩の国既存建築物地震対策協議会（以下「協議会」という。）と協力して広報活動等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

(応急危険度判定士等の確保及び判定の実施体制等)

**第7条** 市長は、判定士等を招集するための連絡網を作成し、判定実施時における判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

(判定コーディネーターの任務)

**第8条** 市長は、判定実施本部と判定士等との連絡調整及び判定士等に対しガイダンス等を行うため、判定所管課職員及び判定士の内から必要な者をコーディネーターに任命するものとする。

(判定方法及び判定結果の表示)

**第9条** 判定は、全国被災地建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査票に基づき実施するものとする。

- 2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの表示を行うものとする。

(判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の確保等)

**第10条** 市長は、判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに、被災状況等を検討し輸送方法を手配するものとする。

- 2 市長は、判定士等の食料の準備及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

(判定用資機材の調達等)

**第11条** 市長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

(判定活動等における補償)

**第12条** 市長は、判定活動に民間の判定士等を従事させる場合は、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要綱」に基づく補償制度を適用するものとする。

(その他)

**第13条** 市長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置、その他所要の措置を講ずるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

## 資料 1. 7 蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度実施要綱

## 『蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度実施要綱』

令和 2年3月31日

市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を対象として、蓮田市（以下「市」という。）が作成した災害時避難行動要支援者名簿および個別計画書（以下「名簿等」という。）をあらかじめ地域の避難支援等関係者に提供し、登録した避難行動要支援者が迅速かつ的確に避難できるよう、地域における共助による避難支援体制作りを進める「災害時避難行動要支援者避難行動支援制度」を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 本制度に登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難が困難で、避難支援を受けるために、市が保有する個人情報の目的外利用及び避難支援等関係者への提供について同意し、かつ、在宅で生活している者とする。

- (1) 介護保険で要介護認定の3～5を受けている者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている次のいずれかの者
  - ア 1級若しくは2級の者
  - イ 1級～6級の障がい児
- (3) 療育手帳の交付を受けている次のいずれかの者
  - ア ○A若しくはAの者
  - イ ○A、A、B、Cの障がい児
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級の者
- (5) 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- (6) その他、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者で、希望するもの

(避難支援等関係者)

第3条 この要綱において、避難支援等関係者とは、次のとおりとする。

- (1) 自治会
  - (2) 自主防災組織
  - (3) 民生委員・児童委員
  - (4) 蓮田市社会福祉協議会
  - (5) 蓮田市消防本部
  - (6) 岩槻警察署
  - (7) その他避難支援等の実施に携わる関係者
- 2 避難支援等関係者は、災害時に、名簿等に登録された避難行動要支援者に対し、地域で災害情報の伝達、安否確認及び避難支援等（以下「支援等」という。）を行うものとする。
- 3 避難支援等関係者は、平素から避難行動要支援者の状況の把握や支援者の確保など必要な体制の構築に努めるものとする。

## 資料 1. 7 蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度実施要綱

(登録の手続き等)

第4条 名簿等への登録を希望する者は、災害時避難行動要支援者避難行動支援制度登録申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)により避難支援等関係者への情報提供に同意し、市長に申し込むものとする。

2 登録希望者が障がい等により登録の手続きが困難な場合には、代理により申し込むことができるものとする。

3 申込書において情報提供に同意した者については、次条で定める登録情報を避難支援等関係者に提供するものとする。

4 市長は、第1項の規定に基づく登録の申込が行われた場合、申込内容について審査し、速やかに名簿等に登録するものとする。

(登録情報)

第5条 名簿等に搭載される登録情報は、次のとおりとする。

- (1) 氏名(漢字)
- (2) 氏名(フリガナ)
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 郵便番号
- (6) 住所
- (7) 電話番号
- (8) 避難支援等を必要とする事由
- (9) 自治会名
- (10) 民生委員氏名・番号
- (11) 主管課
- (12) 同意区分
- (13) 本人の状況
- (14) 緊急時の連絡先
- (15) 同居家族等
- (16) 避難者支援情報
- (17) 特記事項
- (18) 避難場所等情報

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、登録申込時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、災害時避難行動要支援者避難行動支援制度登録内容変更・抹消届出書(様式第2号)により、速やかに市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに名簿等の登録内容(以下「名簿情報」という。)を変更するものとする。

3 市長は、名簿等の登録項目に変更があったことを知った場合で、登録者から第1項の規定に基づく変更の申出がなされなかったときは、職権により名簿情報の変更をすることができるものとする。

(名簿等の提供)

第7条 市長は、第4条の規定に基づき新規に名簿等を作成したとき及び前条の規定により名簿情報の変更を行ったときは、速やかに旧名簿等を回収し、新名簿等を避難支援等関係者に提供す

## 資料 1. 7 蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度実施要綱

るものとする。

- 2 避難支援等関係者に提供する名簿等の配付部数は、同条第 3 項の規定による場合を除き 1 部とする。ただし、自治会については、正 1 部・副 1 部を配付するものとする。
- 3 避難支援等関係者において、避難支援体制作りのため、市から複写名簿の交付を希望する場合は、災害時避難行動要支援者名簿複写申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、承認を得なければならない。市長は複写名簿の交付の可否について、災害時避難行動要支援者名簿複写可否通知書（様式第 5 号）により申請者に通知し、複写名簿を交付するものとする。

（受領書の提出）

第 8 条 避難支援等関係者は、前条第 2 項の規定により名簿等を受領したときは、速やかに災害時避難行動要支援者名簿等受領書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

（名簿情報の保護）

第 9 条 避難支援等関係者は、第 7 条の規定により名簿等の提供を受けたときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿等を受領した名簿等保管者は、名簿情報の漏えいや拡散がないよう適切に管理すること。
  - (2) 災害時の避難支援活動以外の目的に使用しないこと。
  - (3) 自治会、自主防災組織においては、組織の代表者が名簿等を管理すること。
  - (4) 名簿等の保管者が変更となった場合は、速やかに災害時避難行動要支援者名簿等引き継ぎ書（様式第 6 号）により名簿等の引継ぎを行い、市長に提出しなければならない。
  - (5) 名簿等は複写しないものとする。ただし、第 7 条第 3 項の規定により、市長の承認を得た場合は、この限りでない。
  - (6) 避難支援等関係者において、団体等の代表者以外の者が支援者となる場合は、当該支援者が受け持つ避難行動要支援者に係る名簿情報のみを必要かつ最小限の範囲で伝えること。
- 2 避難支援等関係者は、前項各号に掲げる事項に反した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、避難支援等関係者に名簿情報の保護に関して、必要に応じ指示又は調査を行うことができる。

（登録の抹消）

第 10 条 登録者は、登録情報の抹消を求める場合には、災害時避難行動要支援者避難行動支援制度登録内容変更・抹消届出書（様式第 2 号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに登録の抹消をするものとする。
- 3 市長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。
  - (1) 登録者が死亡したとき。
  - (2) 登録者が市外に転出したとき。
  - (3) 登録者が第 2 条の要件に該当しなくなったと認められるとき。

（市の責務）

第 11 条 市は、この要綱に基づき実施される災害時避難行動要支援者避難行動支援制度について、次の事項について配慮しなければならない。

- (1) 真に支援が必要な避難行動要支援者からの名簿登録を促進するため、地域との連携等による普及啓発を実施すること。
- (2) 地域の避難支援等関係者の支援体制構築に当たっての指導・助言など、必要な支援を実施

資料 1. 7 蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度実施要綱

すること。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は主管課長及び各関係課長が協議の上、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
(蓮田市災害時要援護者避難支援制度実施要綱の廃止)
- 2 蓮田市災害時要援護者避難支援制度実施要綱(平成 23 年 2 月 21 日市長決裁)は、廃止する。
- 3 前項による廃止前の蓮田市災害時要援護者避難支援制度実施要綱の規定に基づき作成された登録名簿は、この要綱の規定に基づき作成された名簿とみなす。

様式 (省略)

**資料 1. 8 河川・下水道事業調整協議会設置要綱**

## 『河川・下水道事業調整協議会設置要綱』

## (設 置)

第 1 条 近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、蓮田市内の浸水被害を軽減するため、埼玉県と蓮田市が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるように、事業間の調整を行うことを目的として、河川・下水道事業調整協議会（以下〈協議会〉という。）を設置する。

## (任 務)

第 2 条 協議会は、次の事項を検討する。

- (1) 浸水被害の状況及び要因の把握
- (2) 浸水被害軽減に向けた連携方策の検討
- (3) 事業実施計画の調整や事業進度の調整等
- (4) その他、協議会が必要と認めた事項

## (構 成)

第 3 条 協議会の構成は、別表 1 による。

## (意見聴取等)

第 4 条 協議会は、審議のための必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (事務局)

第 5 条 協議会の事務局は、蓮田市上下水道部下水道課に置く。

## (情報公開)

第 6 条 協議会における資料及び議事の要旨については、あらかじめ出席者に確認の上、公表するものとする。

## (協議会)

第 7 条 協議会は事務局が招集し、基本事項を協議し決定する。

## (担当者会議)

第 8 条 協議会に担当者会議を置き、担当者会議の構成は、別表 2 による。

- 2 担当者会議は、事務局が招集し、協議会に諮る事項を協議し、協議会において指示された事項を協議する。また、事業実施計画や事業進度の調整及び事業進度の管理を行う。
- 3 担当者会議は、必要に応じて関係流域の市町村等の関係団体の出席を求めることができる。

4 担当国会議は、協議過程について、必要に応じて協議会へ報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

(平成31年4月1日 改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

協議会の構成	埼玉県	県土整備部	河川砂防課	
			杉戸県土整備事務所	
			総合治水事務所	
	蓮田市	下水道局	下水道事業課	
			都市整備部	道路課
			総合政策部	危機管理課
		上下水道部	下水道課	

別表2 (第8条関係)

担当国会議 の構成	埼玉県	県土整備部	河川砂防課	
			杉戸県土整備事務所	
			総合治水事務所	
	蓮田市	下水道局	下水道事業課	
			都市整備部	道路課
			総合政策部	危機管理課
		上下水道部	下水道課	

## 資料 1. 9 蓮田市防災士資格取得支援補助金交付要綱

## 『蓮田市防災士資格取得支援補助金交付要綱』

平成 29 年 2 月 24 日市長決裁

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、地域防災の担い手となる人材を育成し、もって地域防災力の向上を図るため、防災士の資格を取得しようとする者に対し、予算の範囲内で蓮田市防災士資格取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、蓮田市補助金等交付規則（平成 12 年蓮田市規則第 41 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防災士 特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認証登録を受けた者をいう。

(2) 防災士研修機関 日本防災士機構が認証した研修機関で、かつ、日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座（以下「講座」という。）を行う機関をいう。

(補助対象者)

**第 3 条** 補助金の交付対象となる者は、市内に住所を有するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内の自主防災組織又は自治会（以下この条において「自主防災組織等」という。）に所属し、当該自主防災組織の代表者の推薦を受けた者

(2) 防災士の資格取得後、防災リーダーとして市内の自主防災組織等で活動する意思のある者

(補助対象経費)

**第 4 条** 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 防災士研修機関が実施する講座の受講料

(2) 日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験の受験料

(3) 日本防災士機構による防災士認証の登録料

(補助金の額等)

**第 5 条** 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額を限度とする。

2 補助金の交付は、1 人につき 1 回限りとする。

(交付申請の添付書類)

**第 6 条** 規則第 6 条第 1 項第 7 号に規定する市長が必要と認める書類は、別記様式の推薦書とする。

資料 1. 9 蓮田市防災士資格取得支援補助金交付要綱

(実績報告書の提出期限)

**第7条** 規則第13条に規定する市長が指定する期限は、日本防災士機構による防災士の認証登録を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定の日の属する市の会計年度の末日のいずれか早い日とする。

(実績報告の添付書類)

**第8条** 規則第13条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士認証状の写し
- (2) 第4条に規定する補助対象経費の支払を証明する書類

(補助事業者の責務)

**第9条** 補助事業者は、地域の防災活動及び市が実施する防災に関する施策に対し、積極的に協力しなければならない。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式 (省略)

## 《 2. 協定関係》

## 資料 2. 1 災害時における協定一覧（民間事業者）

## 『民間事業者との災害時応援協力協定』

番号	協定名	相手方の名称	締結年月日	協定内容
1	災害時における米穀調達に関する協定	南彩農業協同組合	平成 8 年 3 月 19 日	食糧の供給
2	災害時における LP ガス供給に関する協定	埼玉県 LP ガス協会南埼玉支部蓮田地区	平成 8 年 3 月 29 日	LP ガスの供給
3	災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定	埼玉県清掃行政研究協議会	平成 9 年 6 月 2 日	一般廃棄物処理
4	広域停電事故による蓮田市防災行政無線の使用に関する協定	東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	平成 11 年 4 月 1 日	応急活動
5	災害救助に必要な医薬品等の調達に関する協定	蓮田市薬剤師会	平成 13 年 3 月 22 日	医療活動
6	災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定	(社)埼玉県トラック協会久喜支部	平成 17 年 7 月 11 日	物資輸送
7	災害時における優先協力要請に関する協定	蓮田市防災対策協力会	平成 19 年 1 月 15 日	応急活動
8	災害時における水道施設の復旧に関する協定	埼玉県管工事業協同組合連合会	平成 19 年 3 月 29 日	水道施設の復旧支援
9	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合さいたまコープ	平成 21 年 6 月 22 日	応急生活物資の供給
10	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	平成 21 年 12 月 3 日	電気設備等の復旧活動
11	災害時における県立学校の使用に関する覚書	埼玉県立蓮田特別支援学校	平成 22 年 11 月 29 日	避難所等の施設利用
12	放射能による水道水汚染時におけるミネラルウォーターの乳児向け優先供給協定	キリンビバレッジ(株)	平成 23 年 6 月 1 日	飲料水の提供
13	県立蓮田松韻高等学校防災用施設及び備蓄品に関する覚書	埼玉県立蓮田松韻高等学校	平成 23 年 12 月 1 日	避難所等の施設利用
14	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	(株)カインズ	平成 25 年 1 月 23 日	生活物資の供給
15	災害時における救援物資提供に関する協定	(株)伊藤園	平成 25 年 12 月 25 日	飲料水の供給
16	災害時におけるインフラ等の応急対策業務に関する協定	蓮田新都市懇話会	平成 26 年 8 月 28 日	応急活動
17	災害時における救援物資提供に関する協定	(株)エルビー	平成 27 年 4 月 16 日	飲料水の供給
18	災害時における放送等に関する協定	(株)ジェイコム北関東	平成 27 年 11 月 10 日	災害情報の放送
19	地域貢献型広告に関する協定	東電タウンプランニング(株)	平成 28 年 2 月 26 日	地域貢献型広告の掲出

## 資料 2. 1 災害時における協定一覧（民間事業者）

番号	協定名	相手方の名称	締結年月日	協定内容
20	災害時における自販機内在庫商品提供に関する覚書	キリンビバレッジバリューベンダー(株) 東京キリンビバレッジサービス(株)	平成 28 年 4 月 15 日	飲料水の供給
21	緊急災害時における飲料提供に関する協定	(株)八洋 大宮営業所	平成 28 年 4 月 28 日	飲料水の供給
22	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	平成 28 年 5 月 24 日	被災者等相談業務
23	災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成 29 年 9 月 20 日	下水道管路施設の復旧支援
24	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成 30 年 2 月 2 日	地図製品等の供給
25	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	平成 30 年 2 月 15 日	被災者等相談業務
26	災害時における防災備蓄品等の提供に関する協定	(株)コンチェルト	平成 30 年 6 月 18 日	防災備蓄品等の提供
27	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	埼玉県石油商業組合 東部北支部	平成 31 年 2 月 4 日	石油類燃料の供給
28	災害時における物資の供給等に関する協定	(株)マミーマート	平成 31 年 2 月 22 日	生活物資の供給
29	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	蓮田市歯科医師会	平成 31 年 3 月 7 日	医療活動
30	災害時における物資供給に関する協定	(株)ハセガワ	平成 31 年 3 月 15 日	物資(段ボール製品等)の供給
31	災害時における物資供給に関する協定	積水化学工業(株)武蔵工場	平成 31 年 3 月 26 日	物資(ソフトロン類等)の供給
32	災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定	三協フロンテア(株)	令和元年 6 月 5 日	仮設事務所・仮設トイレ等の供給
33	災害時における葬祭協力等に関する協定	埼玉葬祭業協同組合 全日本葬祭業協同組合連合会	令和元年 7 月 2 日	棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力
34	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)北関東支店	令和元年 7 月 3 日	物資の受入及び配送
35	災害時における物資供給等の協力に関する協定	(株)セキ薬品	令和元年 7 月 25 日	生活物資及び医療用品等の供給
36	災害時の医療救護活動に関する協定	蓮田市医師会	令和元年 8 月 1 日	医療活動
37	災害時における物資供給協力及び徒歩帰宅者支援に関する協定	(株)長崎屋(MEGA ドン・キホーテ蓮田店)	令和元年 9 月 26 日	生活物資の供給、施設の利用
38	災害時における支援協力に関する協定	(株)東武ストア	令和元年 10 月 1 日	生活物資の供給、施設の利用
39	災害時における生活物資等の供給協力に関する協定	(株)スギ薬局	令和元年 11 月 1 日	生活物資及び医療用品等の供給
40	災害時における被災者救済活動協力に関する協定	(株)ベルク	令和元年 11 月 21 日	生活物資の供給、施設の利用
41	災害時における蓮田市との被災者救済活動協力に関する協定	(株)ケーヨー	令和元年 11 月 29 日	生活物資の供給、施設の利用

## 資料 2. 1 災害時における協定一覧（民間事業者）

番号	協定名	相手方の名称	締結年月日	協定内容
42	災害時等における施設利用の協力に関する協定	人間総合科学大学	令和元年 12月19日	施設の利用
43	災害時における車両貸出及び給電等並びに被災者救済活動に関する協定	ネッツトヨタ東埼玉(株)	令和2年 3月26日	給電業務等のための車両貸出、施設の利用
44	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	令和2年 4月1日	避難情報の掲載、キャッシュサイトによる負荷軽減
45	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	令和2年 5月29日	災害廃棄物処理
46	災害時における物資の調達支援協力に関する協定	(株)OSGコーポレーション	令和2年 6月22日	物資(飲料水及び除菌水等)の供給
47	災害時等における消毒実施等に関する協定	一般社団法人埼玉県ペストコントロール協会	令和2年 6月22日	消毒の実施
48	災害時等における消毒実施等に関する協定	都市管理サービス(株)	令和2年 7月16日	消毒の実施
49	災害時等における消毒実施等に関する協定	安住環境整美(株)	令和2年 7月30日	消毒の実施
50	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	令和2年 9月29日	電気設備等の復旧活動 ※平成23年2月7日締結協定内容を一部見直し、再締結
51	地域における包括連携に関する協定	蓮田市内郵便局	令和2年 9月29日	相互協力 ※平成29年3月27日締結協定内容を一部見直し、再締結
52	災害時等における応援協力に関する協定	第一環境(株)	令和2年 11月5日	給水活動、漏水対応、情報収集等の協力
53	防災・減災・災害対策等リスクマネジメントの連携協力に関する協定	蓮田市商工会・人間総合科学大学	令和3年 3月12日	防災・減災・災害対策等リスクマネジメントの連携協力
54	災害時における商工会リソース(物資・サービス等)の供給に関する協定	蓮田市商工会	令和3年 3月12日	物資・サービス等の供給
55	災害時におけるプール用水及び避難場所等の提供に関する協定	(株)大宮教育センター (スウィン大教スイミングスクール)	令和3年 3月16日	プール水の提供、施設の利用
56	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株)バカン	令和3年 3月25日	インターネットを活用した、避難所混雑状況確認システムの供給

## 資料 2. 2 災害時における協定一覧（他市町）

## 『他市町との災害時相互応援協定』

	番号	協定名	相手方の名称	締結年月日	協定内容
相互 応 援 等	1	災害時の避難場所相互利用に関する協定	さいたま市	平成 8 年 6 月 6 日	災害発生時の避難場所相互利用
	2	災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定	東部中央都市連絡協議会構成市町(春日部市、宮代町、白岡市、杉戸町、さいたま市岩槻区(現))	平成 8 年 11 月 27 日	避難場所の相互利用、相互応援。食料等の提供。被災者の救出及び必要な物資の提供。救援活動に必要な車両及び人員の提供。
	3	災害時における相互応援に関する協定	田園都市づくり協議会構成市町(久喜市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町)	平成 12 年 1 月 14 日	避難場所の相互利用、相互応援。食料等の提供。被災者の救出及び必要な物資の提供。救援活動に必要な車両及び人員の提供。
	4	災害時の避難場所相互利用に関する協定	伊奈町	平成 14 年 1 月 24 日	避難場所の相互利用
	5	災害時の避難場所相互利用に関する協定	上尾市	平成 14 年 2 月 12 日	避難場所の相互利用
	6	災害時相互応援に関する協定	長野県松川町	平成 24 年 10 月 1 日	災害時の相互応援(生活必需品の供給、資機材の提供、職員の派遣等)
	7	<u>北区と蓮田市との災害時における相互応援に関する協定</u>	<u>東京都北区</u>	<u>令和 5 年 3 月 17 日</u>	<u>災害時の相互応援(生活必需品等の提供、資機材等の提供、職員の派遣、施設の提供)</u>
その他	8	<u>原子力災害時における焼津市民の県外広域避難に関する協定</u>	<u>静岡県焼津市</u>	<u>令和 5 年 3 月 27 日</u>	<u>原子力災害時における避難者の受入れ</u>

## 資料 2. 3 災害時における協定一覧（国の機関）

## 『国の機関との災害時協力協定』

番号	協定名	相手方の名称	締結年月日	協定内容
1	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 23 年 8 月 10 日	各種情報の交換等

## 資料 2. 4 災害時における協定一覧（消防機関）

## 『消防機関との災害時相互応援協定』

番号	協定名	相手方の名称	締結年月日	協定内容
<u>1</u>	さいたま市・蓮田市消防相互応援協定	さいたま市	平成 18 年 9 月 6 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする（災害特定なし）
<u>2</u>	埼玉県央広域・蓮田市消防相互応援協定	埼玉県央広域	平成 19 年 1 月 1 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする（災害特定なし）
<u>3</u>	埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県下の市町村、 消防の一部事務組合 及び消防を含む一部 事務組合	平成 19 年 7 月 1 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする
<u>4</u>	蓮田市・久喜市消防相互応援協定	久喜市	平成 24 年 6 月 6 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする（消防団）（災害特定なし）
<u>5</u>	白岡市・蓮田市消防相互応援協定	白岡市	平成 25 年 4 月 1 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする（消防団）（災害特定なし）
<u>6</u>	蓮田市・埼玉東部消防組合消防相互応援協定	埼玉東部消防組合	平成 25 年 4 月 26 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする（消防団除く、災害特定なし）
<u>7</u>	東北高速道路管内市町・組合（火災・救急）間の消防相互応援協定	川口市・さいたま市・ 埼玉東部消防組合・羽 生市・群馬県館林地区 消防組合	平成 27 年 3 月 27 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする
<u>8</u>	<u>上尾市・蓮田市消防相互応援協定</u>	<u>上尾市</u>	<u>令和 5 年 3 月 24 日</u>	<u>相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする（災害特定なし）</u>

## 資料 2. 5 災害時における協定一覧（その他）

## 『その他の災害時協力協定』

番号	協定名	相手方の名称	締結年月日	協定内容
1	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県	平成 3 年 3 月 29 日	災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県が所有する防災ヘリコプターの応援を求める
2	鉄道災害における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定	埼玉県鉄道災害消防活動連絡協議会	平成 18 年 12 月 1 日	鉄道災害における消防活動および安全管理体制の確保、公共交通機関の早期運転再開の実施を図る相互連携
3	埼玉県と消防機関及び埼玉 DMAT の災害時等における高速自動車国道等の使用の取扱いに関する協定	埼玉県	平成 19 年 11 月 27 日	災害時における高速道路の使用
4	管轄区域で発生した大規模火災発生時に必要な消火用水の搬送協力に関する協定	埼玉中央生コン協同組合 クマコン熊谷(株) 東和アークス(株)	平成 31 年 2 月 15 日	大規模火災発生時、消火用水確保のため、同事業者が保有するコンクリートミキサー車の協力により消火用水を確保する
5	蓮田市内において、火災、風水害、地震等の災害が発生し、または発生のおそれがある場合に必要な消防活動の協力業務に関する協定	埼玉県解体業協会	令和元年 12 月 13 日	消火、人命救助活動等の消防活動に障害となる物件等の除去および破壊に関する協力

## 資料 2. 6 包括連携協定

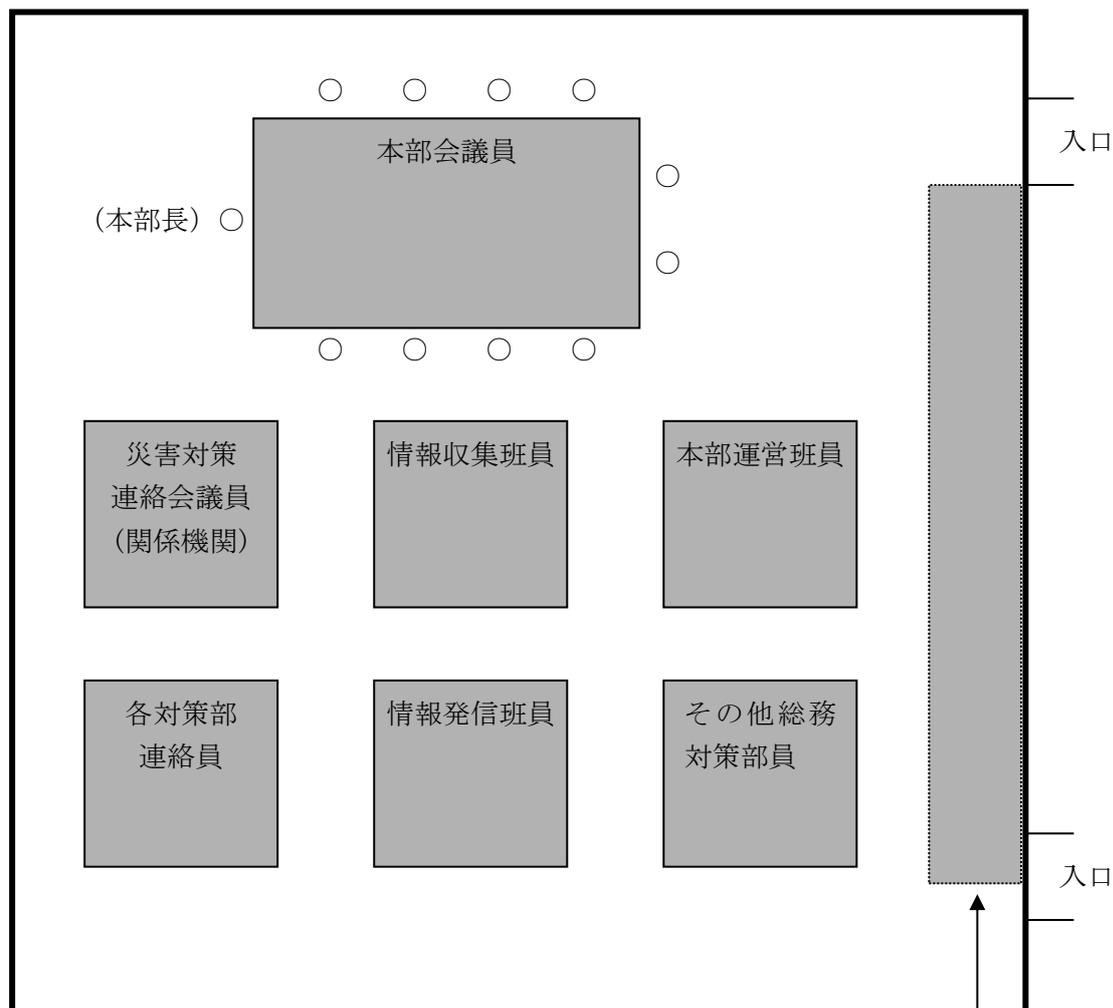
番号	協定名	相手方の名称	締結年月日	連携事項
1	SDGs 推進に関する包括連携協定	蓮田市商工会青年部 一般社団法人蓮田青年会議所 一般社団法人医介・蓮田医介塾 三井住友海上火災保険株式会社	令和 3 年 6 月 23 日	防災・減災・リスクマネジメントに関すること
2	蓮田市と大塚製薬株式会社との包括連携協定	大塚製薬株式会社 (大宮支店)	令和 3 年 8 月 23 日	防災・災害対策に関すること
3	蓮田市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定	明治安田生命保険相互会社	令和 3 年 8 月 23 日	地域・暮らしの安心・安全、災害対策に関すること

## 《 3. 組織、体制 》

## 資料 3. 1 災害対策本部室レイアウト

## 『災害対策本部室レイアウト』

<災害対策本部室（市庁舎 201 会議室、総合政策部室も兼ねる）>



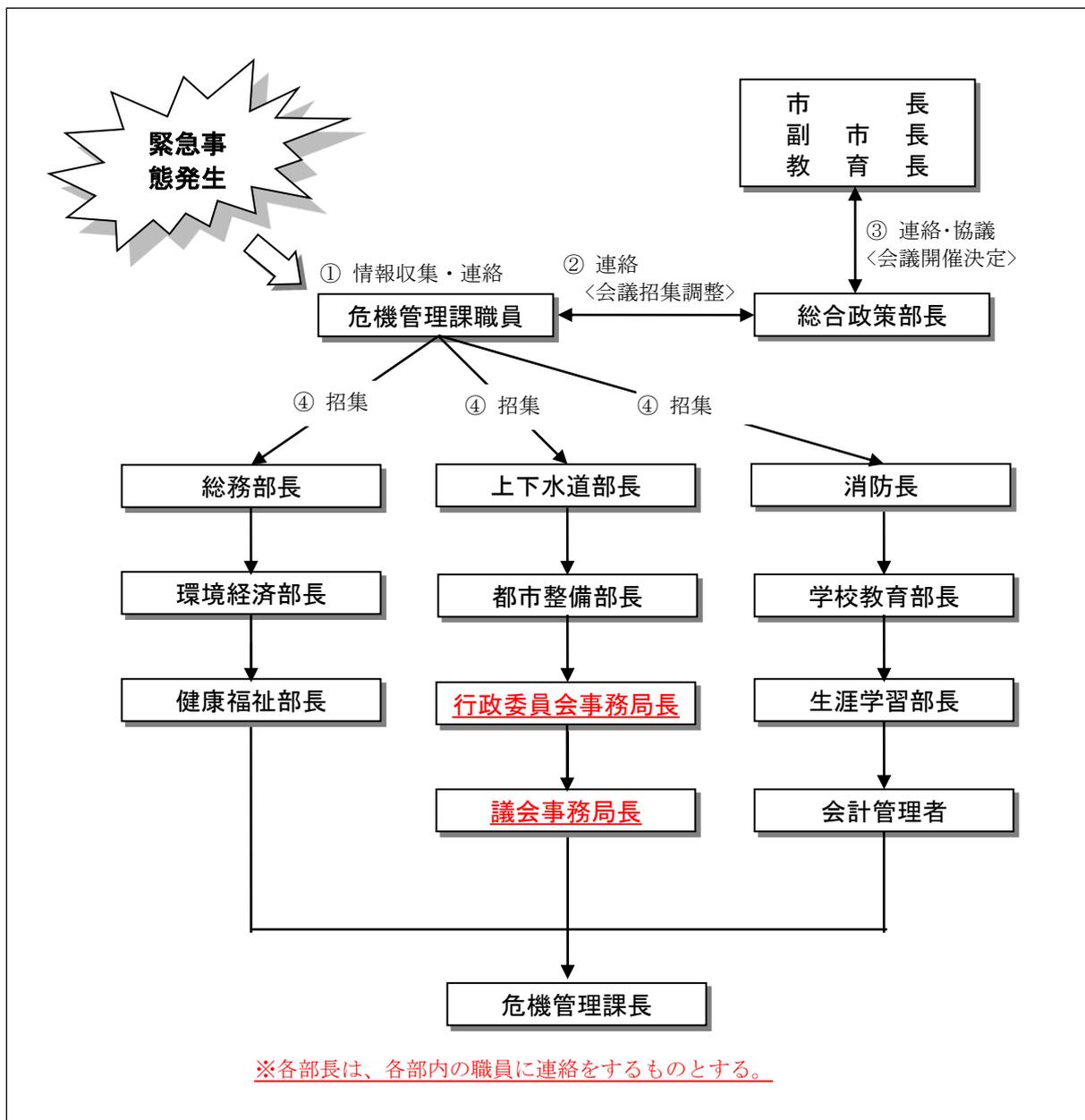
## 【用意するもの】

- |               |           |
|---------------|-----------|
| ・パソコン         | ・プリンター    |
| ・コピー機         | ・ホワイトボード  |
| ・無線機（移動系・I P） | ・地図（住宅地図） |
| ・TEL          | ・FAX      |
| ・災害時優先電話      | ・災害情報記録紙  |
| ・テレビ          | ・大型モニター   |

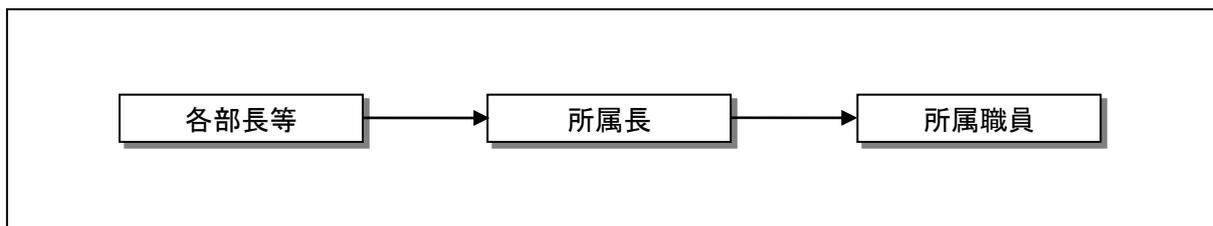
資料 3. 2 緊急対策会議等連絡網

『緊急対策会議等連絡網』

■危機管理課職員から各部長等への招集連絡



■各部長等から所属長、所属職員への招集連絡



## 《 4. 情報、広報活動 》

## 資料 4. 1 気象庁震度階級関連解説表

## 『気象庁震度階級関連解説表』

(平成 21 年 3 月 31 日改定)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。

この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。

この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

## ■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ■木造建物（住宅）、鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	木造建物		鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	—
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

## （木造建物）

注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## （鉄筋コンクリート造建物）

注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ■地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起り、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる <sup>※</sup> ことがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>※</sup> 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ■大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>※</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる<sup>※</sup>ことがある。

## 資料 4. 2 気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準

『気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準』

## ■ 警報・注意報発表基準一覧

〔令和 5 年 6 月 8 日 現在、発表官署 熊谷地方気象台〕

龜田市	府県予報区	埼玉県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	南東部		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	—	
	洪水	流域雨量指数基準	綾瀬川流域=11.7, 元荒川流域=24.5	
		複合基準 <sup>*1</sup>	元荒川流域=(14, 13.3)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	117	
	洪水	流域雨量指数基準	綾瀬川流域=9.3, 元荒川流域=19.6	
		複合基準 <sup>*1</sup>	綾瀬川流域=(5, 9.3), 元荒川流域=(8, 12)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%		
	なだれ			
	低温	夏期: 低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期: 最低気温-6℃以下 <sup>*2</sup>		
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

注) <sup>\*1</sup>: (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値<sup>\*2</sup>: 冬期の気温は熊谷地方気象台の値

## ■ 特別警報の発表基準一覧

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。

## 資料 4. 2 気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準

## ■ 雨に関する埼玉県南東部各市町の 50 年に一度の値一覧（令和 3 年 3 月 25 日現在）

都道府県	府県予報区	地 域			50年に一度の値		
		一次 細分区域	市町村等を まとめた区域	二次 細分区域	R48	R03	SW1
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	春日部市	333	136	222
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	草加市	364	134	243
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	越谷市	346	129	233
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	八潮市	375	137	248
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	三郷市	371	136	247
<b>埼玉県</b>	<b>埼玉県</b>	<b>南部</b>	<b>南東部</b>	<b>蓮田市</b>	<b>327</b>	<b>129</b>	<b>214</b>
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	幸手市	330	140	215
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	吉川市	354	128	241
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	白岡市	328	127	214
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	宮代町	326	132	213
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	杉戸町	330	140	215
埼玉県	埼玉県	南部	南東部	松伏町	339	129	232

注 1) 略語の意味は以下のとおり。

R48：48 時間降水量(mm)、R03：3 時間降水量(mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)。

注 2) 「50 年に一度の値」の欄の値は、各市町にかかる 5km 格子の 50 年に一度の値の平均値をとったものである。(平成 28 年 3 月 8 日現在)

注 3) SWI の警報基準の欄の値は、平成 25 年 7 月時点の値である。

「-」となっているのは、基準が設定されていない。

注 4) 降水量の警報基準については、市町村によって 1 時間降水量や 3 時間降水量を指標にしているなど一概に比較できないことから、本表には掲載していない。各市町村の警報基準については、気象庁 HP に掲載されている。(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html)

注 5) R48、R03、SWI いずれについても、50 年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

注 6) 特別警報は、府県程度の広がりや 50 年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で 50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

< 参考 >

・ 土壌雨量指数

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

・ 流域雨量指数

流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

・ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の危険（紫）が出現している場合に気象庁から発表される。

## 資料 4. 3 蓮田市防災行政無線（移動系）一覧表

## ■ 蓮田市防災行政無線（移動系）一覧表

区分	設置場所	識別信号	呼び出し名
基地局	防災無線室	ぼうさいはすだ	ぼうさいはすだ
遠隔制御器	市長公室	ぼうさいはすだ	ぼうさいはすだ
	201会議室	ぼうさいはすだ	ぼうさいはすだ
	危機管理課	ぼうさいはすだ	ぼうさいはすだ
車載可搬局	14号車	はすだ 10	はすだ イチマル
	20号車	はすだ 11	はすだ イチイチ
	21号車	はすだ 21	はすだ ニイチ
	24号車	はすだ 31	はすだ サンイチ
	25号車	はすだ 41	はすだ ヨンイチ
	26号車	はすだ 51	はすだ ゴイチ
	27号車	はすだ 61	はすだ ロクイチ
	青パトライト車	はすだ 71	はすだ ナナイチ
	道路課 パトライト車	はすだ 81	はすだ ハチイチ
	道路課	はすだ 82	はすだ ハチニ
	上下水道部 給水車	はすだ 91	はすだ キュウイチ
	上下水道部 パトライト車	はすだ 92	はすだ キュウニ
	上下水道部 パトライト車	はすだ 93	はすだ キュウサン
	上下水道部	はすだ 94	はすだ キュウヨン
携帯無線局	災害対策本部	はすだ 101	はすだ イチマルイチ
	災害対策本部	はすだ 102	はすだ イチマルニ
	災害対策本部	はすだ 103	はすだ イチマルサン
	災害対策本部	はすだ 104	はすだ イチマルヨン
	災害対策本部	はすだ 105	はすだ イチマルゴ
	災害対策本部	はすだ 106	はすだ イチマルロク
	災害対策本部	はすだ 107	はすだ イチマルナナ
	災害対策本部	はすだ 108	はすだ イチマルハチ
	災害対策本部	はすだ 109	はすだ イチマルキュウ
	災害対策本部	はすだ 110	はすだ イチイチマル
	消防本部	はすだ 119	はすだ イチイチキュウ
	消防本部	はすだ 120	はすだ イチニマル
	上下水道部	はすだ 201	はすだ ニマルイチ
	上下水道部	はすだ 202	はすだ ニマルニ
半固定端末局	消防本部	はすだ 301	はすだ サンマルイチ
	蓮田中央小学校	はすだ 302	はすだ サンマルニ
	蓮田南小学校	はすだ 303	はすだ サンマルサン
	蓮田南中学校	はすだ 304	はすだ サンマルヨン
	黒浜西小学校	はすだ 305	はすだ サンマルゴ
	黒浜北小学校	はすだ 306	はすだ サンマルロク
	蓮田北小学校	はすだ 307	はすだ サンマルナナ
	蓮田中学校	はすだ 308	はすだ サンマルハチ
	平野小学校	はすだ 309	はすだ サンマルキュウ
	平野中学校	はすだ 310	はすだ サンイチマル
	黒浜南小学校	はすだ 311	はすだ サンイチイチ
	黒浜小学校	はすだ 312	はすだ サンイチニ
	黒浜中学校	はすだ 313	はすだ サンイチサン
	黒浜西中学校	はすだ 314	はすだ サンイチヨン
	市民体育館パルシー	はすだ 315	はすだ サンイチゴ

## 資料 4. 4 蓮田市屋外拡声受信子局一覧表

## ■蓮田市屋外拡声受信子局一覧表

(令和 3 年 4 月現在)

番号	設置場所	所在地	セルコール番号	時差呼出	設置年度
0	市役所	黒浜 2799-1	2100	1	S62
1	下蓮田防火水槽用地	蓮田 5-30	2101	2	S62(H21)
2	消防署南分署	馬込 1-256	2102	2	S62
3	下町公民館	東 3-2-5	2103	1	S62
4	勤労青少年ホーム	見沼町 4-3	2104	2	S62
5	上 2 丁目	上 2-1-4	2105	3	S62
6	元シルバー人材センター	関山 3-7-24	2106	2	S62(H6)
7	消防本部	閩戸 178-1	2107	3	S62
8	蓮田市埋蔵文化財整理室	閩戸 265-5	2108	1	S62
9	閩戸グラウンド	閩戸 1883	2109	2	S62
10	第 3 分団	閩戸 3978-8	2110	2	S62
11	大陸団地自治会館先	閩戸 4117-105	2111	2	S62
12	松ヶ崎公園	桜台 2-18	2112	1	S62
13	川島公民館	川島 213	2113	3	S62
14	保健センター	緑町 2-3-11	2114	1	S62
15	第 6 分団	黒浜 1132-3	2115	2	S62
16	笹山集落研修センター	笹山 492-1	2116	3	S62(H4)
17	黒浜日野手	黒浜 4963-1	2117	2	S62(H8)
18	みずほ団地入口	江ヶ崎 1992-1	2118	2	S62
19	黒浜児童公園	黒浜 3394-4	2119	2	S62
20	黒浜小学校	黒浜 3069	2120	3	S62(H10)
21	元御林自治会館	黒浜 3535	2121	2	S62
22	南新宿自治会館	黒浜 3834-2	2122	2	S62
23	西城沼公園	城 636	2123	1	S62
24	中道公園	西新宿 3-38	2124	3	S62
25	根金清水	根金 1311	2125	1	S62
26	寶泉寺西	井沼 824-3	2126	1	S62
27	駒崎星久院	駒崎 260-1	2127	1	S62
28	農業者トレーニングセンター	井沼 1071	2128	3	S62
29	上平野自治会館	上平野 106-3	2129	3	S62
30	高虫小日洋	高虫 1173-1	2130	3	S62
31	閩戸小谷津	閩戸 2026	2131	1	H2
32	平野団地自治会館	井沼 1157-2	2132	2	H2
33	根金自治会館	根金 436	2133	3	H3
34	南新宿請野	南新宿 898-1	2134	3	H3
35	中谷公園	西新宿 5-68	2135	1	H3
36	五反歩公園	西城 2-110	2136	2	H3

番号	設置場所	所在地	セルコール番号	時差呼出	設置年度
37	閩戸栗崎	閩戸 3901	2137	2	H4
38	閩戸湿気	閩戸 3061	2138	3	H4
39	下蓮田公民館	東 6-812	2139	3	H4
40	馬込調整池脇	馬込 2-195	2140	3	H4
41	上平野八幡神社前	上平野 717-1	2141	1	H5
42	貝塚土地改良記念碑	貝塚 587	2142	1	H5
43	蓮田上中田	蓮田 1479	2143	1	H5
44	西洋関山	関山 4-1-12	2144	1	H7
45	蓮田市総合市民体育館	閩戸 2343-1	2145	2	H7
46	馬場公園	藤ノ木 4-58	2146	1	H9
47	本田公民館	根金 1005-2	2147	2	H9
48	宿十字路	黒浜 1837-4	2148	2	H11
49	貝和田公園	椿山 3-15-1	2149	2	H11
50	黒浜セキスイ化学前	黒浜 3625-5	2150	1	H11
51	榎戸公園	椿山 1-22-1	2151	3	H12
52	妙楽寺	高虫 390	2152	2	H12
53	上島公園	西新宿 1-75	2153	1	H17
54	根ヶ谷戸公園	蓮田 3-49	2154	1	H17
55	根金子供公園	根金 1791-1	2155	3	H22
56	西城	西城 1-1	2156	3	H23
57	綾瀬やすらぎふれあい公園	綾瀬 1-1	2157	2	H24
58	久台	東 3-9-23	2158	3	H24
59	高虫（氷川神社境内）	高虫 1702-1	2159	2	H25
60	黒浜公園	黒浜 4088-2	2160	3	H25
61	江ヶ崎天神台	江ヶ崎 1752-10	2161	1	H25

※ 設置年度の（ ）は移設年度

## 資料 4. 5 蓮田市防災行政用無線局管理運用規程

## 『 蓮 田 市 防 災 行 政 用 無 線 局 管 理 運 用 規 程 』

	昭和 63 年	3 月 31 日	訓令第 2 号
改正	平成 2 年	9 月 28 日	訓令第 6 号
	平成 3 年	5 月 13 日	訓令第 3 号
	平成 7 年	6 月 28 日	訓令第 6 号
	平成 12 年	12 月 21 日	訓令第 14 号
	平成 18 年	5 月 25 日	訓令第 7 号
	平成 18 年	6 月 1 日	訓令第 8 号
	令和 4 年	2 月 22 日	訓令第 4 号

(趣旨)

**第 1 条** この訓令は、蓮田市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する蓮田市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理及び運用について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 固定系親局 特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 基地局 陸上移動局を通信の相手方として設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 陸上移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型、可搬型又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の局名等)

**第 3 条** 無線局の局名、種別、呼出名称及び設置場所については、次条に規定する総括管理責任が別に定める。

(無線系の総括管理者)

**第 4 条** 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

**第5条** 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、危機管理課長の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

**第6条** 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理し、及び運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有するものを指名し、これに充てる。

(管理者)

**第7条** 次の部署に管理者を置く。

- (1) 固定系親局及び基地局の通信操作を行う部署
- (2) 固定系遠隔制御装置を配備した消防本部の課
- 2 管理者は、管理責任者の命を受け、当該課に設置した無線局の管理及び監督の業務を所掌する。
- 3 管理者は、本庁にあっては当該課の課長、出先機関等にあっては当該出先機関等の長の職にある者をもって充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

**第8条** 総括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって様式第1号の無線従事者名簿を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

**第9条** 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の送受信操作を行うとともに、様式第2号の無線局業務日誌の記載を行う。ただし、自動通信記録装置により記録され、及び出力されたものをもってこれに代えることができる。

- 2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の送受信操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

**第10条** 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法その他関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備付書類等の管理)

**第11条** 通信取扱責任者は、電波法その他関係法令に基づく業務書類を管理し、及び保管する。

- 2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。
- 3 無線局業務日誌は、毎月管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。
- 4 通信取扱責任者は、様式第3号の無線局業務日誌抄録を毎年1月までに作成し、管理責任者に提出するものとする。
- 5 通信取扱責任者は、様式第4号の無線従事者選任（解任）届及び無線局業務日誌抄録の写しを整理し、及び保管しておくものとする。

(無線局の運用)

**第12条** 無線局の運用については、別に定めるところによる。

(無線設備の管理)

**第13条** 管理責任者は、無線系の状況を把握し、無線局が常に良好な機能を果たせるよう管理しなければならない。

- 2 総括管理者は、無線系の良好な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を行うものとする。
- 3 管理責任者は、無線系に故障又は異常があったときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、総括管理者にその旨を報告しなければならない。

(通信訓練)

**第14条** 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上
  - (2) 定期通信訓練 毎四半期ごと
- 2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報、通報等の伝達訓練並びに移動系による情報収集及び伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

**第15条** 無線従事者及び通信取扱者に対して、無線設備の運用上必要な知識及び技能について、研修を行うものとする。。

(補則)

**第16条** この訓令に定めるもののほか、無線局の管理及び運用について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年9月28日訓令第6号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年5月13日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成3年4月1日より適用する。

附 則（平成7年6月28日訓令第6号）

この訓令は、平成7年7月1日から施行する。

附 則（平成12年12月21日訓令第14号）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年5月25日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年6月1日訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月22日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

## 資料 4. 6 蓮田市防災行政用無線運用要綱

## 『蓮田市防災行政用無線運用要綱』

令和 4 年 2 月 2 2 日市長決裁

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 固定系無線局（第 4 条—第 9 条）
- 第 3 章 移動系無線局（第 10 条—第 17 条）
- 第 4 章 雑則（第 18 条）

## 第 1 章 総則

## （目的）

- 第 1 条 この要綱は、蓮田市防災行政用無線局管理運用規程（昭和 63 年蓮田市訓令第 2 号）第 12 条の規定に基づき、固定系無線局及び移動系無線局の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

## （通信の種類）

- 第 2 条 通信の種類は、平常通信及び非常通信とする。
- 2 非常通信とは電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 74 条第 1 項に規定する通信をいい、平常通信とは非常通信以外のものをいう。

## （通信の方法）

- 第 3 条 通信は、別表により行うものとする。

## 第 2 章 固定系無線局

## （通信事項）

- 第 4 条 通信は、免許状に記載された目的に沿って行い、次の事項とする。
- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関する事項
  - (2) 人命その他特に緊急を要する事項
  - (3) 市の行政について市民に周知させ、又は協力を必要とする事項
  - (4) その他地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条に定められた事項

## （通信時間）

- 第 5 条 無線局の運用許容時間は、常時とする。
- 2 定時通信を行う。
- 3 非常通信は、災害等緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測されるときその都度通信する。

## （通信の申込み）

- 第 6 条 固定系親局から通信する場合は、次の各号に定めるところとする。
- (1) 各課等の長は、所管の事務で特に通信によって住民に伝達する必要があるときは、様式第 1 号の防災行政無線通信依頼書を、通信を希望する 3 日前までに管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限

りでない。

(2) 管理責任者は、前項に定める通信依頼書の提出を受けたときはその内容を検討し、必要とするものについて通信を行うものとする。

(通信の制限)

第 7 条 管理責任者は、災害の発生、その他特に理由があるときは、通信を制限することができる。

(通信の記録)

第 8 条 通信取扱責任者は、通信を行ったとき、無線局業務日誌に必要事項を記載しなければならない。

(執務時間外の通信)

第 9 条 執務時間外の通信は、消防本部が行う。

### 第 3 章 移動系無線局

(通信事項)

第 10 条 通信は、免許状に記載された目的に沿って行い、次の事項とする。

- (1) 地震、火災、台風等の非常事態に関する事項
- (2) 人命その他特に緊急を要する事項
- (3) 一般行政連絡に関する事項
- (4) その他総括管理者が特に必要と認める事項

(通信の原則)

第 11 条 通信を行うときは、次のことを守らなくてはならない。

- (1) 必要のない無線通信を行ってはならない。
- (2) 無線通信に使用する用語は、簡潔でなければならない。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して通信の出所を明らかにしなければならない。
- (4) 無線通信は正確に行うものとし、通信の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

(通信時間)

第 12 条 無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、執務時間内運用を原則とする。

(通信の制限)

第 13 条 管理責任者は、災害の発生、その他特に理由があるときは通信を制限することができる。

(目的外使用の禁止)

第 14 条 無線局は、目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を越えて運用してはならない。

(通信の簡素化)

第 15 条 呼出し又は応答を行う場合において確実に連絡設定が認められるときは、相手局

又は自局の呼出名称及び「こちらは」を省略することができる。ただし、呼出しにおいて自局の呼出名称を省略したときは、その通信中に少なくとも1回以上自局の呼出名称を送信するものとする。

(非常通信の方法)

第16条 非常通信は、次の方法により行うものとする。

- (1) 非常通信において連絡を設定するための呼出し又は応答は、呼出し又は応答の前に「ヒジョウ」を3回送信して行う。
- (2) 一括呼出しも同様「はすだ各局」の前に「ヒジョウ」を送信する。
- (3) 「ヒジョウ」を前置きした呼出しを受信した無線局は、非常呼出しに応答する場合を除くほか、これに混信を与えるおそれのある電波の発射を停止して、その非常通信を傍受しなければならない。

(混信の防止)

第17条 無線局は、他の無線局に、その運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

#### 第4章 雑則

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月22日から施行する。

## 別表（第3条関係）

## 固定系無線局

放送方法	チャイム こちらは ぼうさいはすだです。 〇〇より、お知らせします。 <内容> くりかえし、（1回以下） 〇〇より、お知らせします。 <内容> 以上、ぼうさいはすだです。 チャイム
------	---

## 移動系無線局

呼出し	相手局呼出名称 こちらは 自局呼出名称	3回以下 1回 3回以下
応答	相手局呼出名称 こちらは 自局呼出名称 どうぞ	3回以下 1回 1回 1回
通報の送信	通報事項 どうぞ	1回 1回
通報の解信	了解	1回
通信の終了	以上 自局呼出名称	1回 1回
一括呼出し	はすだ各局 こちらは 自局呼出名称 どうぞ	3回以下 1回 3回以下 1回

## 資料 4. 7 広報案文（例）「地震災害の場合」「風水害の場合」

## 『地震災害の場合』

## ■被害の未然防止・拡大防止の住民への呼びかけ

こちらは、蓮田市災害対策本部です。

ただいま、市内で震度〇の地震がありました。  
火を消してください。

危険を感じた場合は、速やかに避難してください。  
その際、自動車による避難はやめてください。

今後、余震が続くと思われます。ちょっとした衝撃で、割れかけたガラスや看板等が落ちてきたりする場合がありますので、十分注意してください。  
テレビやラジオの情報に注意し、落ちついて行動してください。

## ■火災発生状況

こちらは、蓮田市災害対策本部です。

- ◎ 〇〇付近で火災が発生しています。〇〇戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎ 現在、〇〇地区の火災は、〇〇方面へ燃え広がっています。  
〇〇地区の住民の方は、直ちに〇〇方面へ避難してください。

## ■避難指示、避難誘導

こちらは、蓮田市災害対策本部です。

- ◎ 家が壊れた人、家が壊れそうな人は、避難所へ避難してください。避難するときは、火を始末し、電気のブレーカーを切り、落ち着いて、落下物に注意し避難してください。
- ◎ お知らせします。〇〇周辺は、〇〇のため避難指示が出されました。避難先は〇〇小学校です。戸締まりをして家族揃って早く避難してください。
- ◎ 〇〇の方は〇〇公園、〇〇小学校に避難してください。
- ◎ ただいま、〇〇一带に避難指示が出されました。風向きが悪いため、この付近も危険となりましたので、急いで〇〇公園に避難してください。

## ■避難所の周知

こちらは、蓮田市災害対策本部です。

- ◎ 避難所のお知らせをいたします。  
〇〇地区の避難所は〇〇と〇〇に設置されています。また、〇〇地区の避難所は〇〇に設置されています。

## 資料 4. 7 広報案文（例）「地震災害の場合」「風水害の場合」

## ■重症者受入可能医療機関の周知

こちらは、蓮田市災害対策本部です。

- ◎ 地震により重症を負われた方の診療・受入は、〇〇病院、〇〇病院（市内、市周辺を含めて）で行っております。

しかしながら、重症者の発生が多数のため、救急車の数が足りず、要請どおり対応できない状況にあります。そのため、ご家族、隣近所、消防団、自主防災組織等で、自主的に搬送いただけるようお願いいたします。

なお、道路規制の状況については、ラジオ等の交通規制の情報にご注意下さい。

## ■被害の状況

こちらは、蓮田市災害対策本部です。

- ◎ これまでにわかった被害の状況をお知らせします。

亡くなった方	〇〇人、	行方のわからない方	〇〇人
重症者	〇〇人、	軽症者	〇〇人
全壊家屋	〇〇棟、	半壊家屋	〇〇棟

- ◎ 現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。

テレビやラジオからの情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動してください。

## ■交通の状況

こちらは、蓮田市災害対策本部です。

- ◎ 現在、市内のすべての道路（もしくは、〇〇通り）が〇〇のため車両の通行が禁止されています。市内のみなさんは、自動車は使用しないでください。

- ◎ 現在、市内を運行しているバスは、〇〇通りを走っている〇〇交通の〇〇行きです。その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

## 『風水害の場合』

## ■被害の未然防止・拡大防止の住民への呼びかけ：大雨洪水警報発表

こちらは、ぼうさい蓮田（もしくは蓮田市災害対策本部）です。

大雨・洪水警報が発表されました。

河川が氾濫したりする恐れがあります。

停電したり、断水する恐れがあります。

〇〇地区の人は、早めに避難してください。その他の人も、いつでも避難できるよう準備してください。

断水に備えて、飲料水をためてください。

テレビやラジオの情報に注意してください。

## 資料 4. 7 広報案文（例）「地震災害の場合」「風水害の場合」

## ■被害の未然防止・拡大防止の住民への呼びかけ：台風接近時

こちらは、ぼうさい蓮田（もしくは蓮田市災害対策本部）です。

台風〇号に関する情報をお知らせします。

大型で非常に強い台風〇号は、明日早朝埼玉県を通過する恐れがあります。

最大瞬間風速は〇mで、これは19〇〇年に襲来した台風〇号に風力・進路が非常に似ています。

暴風圏に入りますと、トタン、瓦等が飛び散り、非常に危険ですので、ベランダのものはかたづけ、厳重な戸締まりを行い、屋外に出ないようにお願いします。

今後のテレビ・ラジオの気象情報に注意し、厳重に警戒してください。

## ■被害の未然防止・拡大防止の住民への呼びかけ：落雷発生時

こちらは、ぼうさい蓮田（もしくは蓮田市災害対策本部）です。

〇〇地区で落雷によりけが人が出ています。

非常に危険ですので外出は控えてください。

## ■被害の未然防止・拡大防止の住民への呼びかけ：危険がある時

こちらは、ぼうさい蓮田（もしくは蓮田市災害対策本部）です。

強風により〇〇で電柱が倒れています。

大変危険ですので近づかないようにしてください。

## ■発災直後：避難指示、避難誘導

こちらは、ぼうさい蓮田（もしくは蓮田市災害対策本部）です。

〇〇川が氾濫しました。

〇〇地区の人は、直ちに〇〇へ避難してください。

お互いに助け合って直ちに避難してください。

## ■発災後：交通の状況、避難所の周知

こちらは、ぼうさい蓮田（もしくは蓮田市災害対策本部）です。

◎ 〇〇川の水位が下がりはじめましたが、なお警戒が必要です。  
国道〇〇号、県道〇〇号、市道〇〇号は現在通行止めです。

◎ 避難所は〇〇に開設しています。  
飲料水や食料は避難所で配布しています。

## 資料 4. 8 被害状況判定基準

## ■被害状況判定基準

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。）。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち 1 カ月以上の治療を要する見込みのあるものとする。
	軽傷者	当該災害により医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち 1 カ月未満で治療のできる見込みのものとする。
2 住家の被害※	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	構造物の単位で 1 つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70% 以上に達したもので、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50% 以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊がはなはだしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分とその住家の延べ面積の 20% 以上 70% 未満のもの、または、住家の主要構造部の損害額がその住家の時価の 20% 以上 50% 未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。 <u>（床上浸水及び床下浸水に該当するものは除く）</u> 。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	<u>全壊及び半壊に該当しない場合において、</u> 床上浸水にいたらない程度に浸水したものであるものとする。
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。

※「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 19 年 12 月 14 日付府政防第 880 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」により「大規模半壊」についても認定基準に加えられた。

「大規模半壊」とは、居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 50% 以上 70% 未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40% 以上 50% 未満のものとする。

被害区分	判定基準	
5 その他の被害	学校	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に仮設された橋とする。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の舟で、船体が没し、運行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。	
公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。	
農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	

畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 《 5. 消防関連 》

## 資料 5. 1 消防団構成

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

区分 分団名	組織及び階級別実員数						
	合計	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員
団本部	8 (5)	1	2				5 (5)
第 1 分団	<u>20</u>			1	1	2	<u>16</u>
第 2 分団	<u>21</u>			1	1	2	<u>17</u>
第 3 分団	<u>18</u>			1	1	2	<u>14</u>
第 4 分団	<u>23</u>			1	1	2	<u>19</u>
第 5 分団	<u>21</u>			1	1	2	<u>17</u>
第 6 分団	<u>16</u>			1	1	2	<u>12</u>
合計	<u>127</u> (5)	1	2	6	6	12	<u>100</u> (5)

注) ( )内は女性の人数

## 資料 5. 2 分団詰め所所在地及び概要

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

区分 分団名	所在地	構造/階数	延べ面積	完成
第 1 分団	東 5 丁目 7 - 2	鉄骨 2 階	102.06 m <sup>2</sup>	平成 15 年 3 月
第 2 分団	上 2 丁目 1 3 - 2	鉄骨 2 階	102.06 m <sup>2</sup>	平成 13 年 3 月
第 3 分団	閩戸 3 9 7 8 - 8	鉄骨 2 階	102.06 m <sup>2</sup>	平成 17 年 3 月
第 4 分団	井沼 1 0 6 3 - 8	鉄骨 2 階	102.06 m <sup>2</sup>	平成 25 年 11 月
第 5 分団	黒浜 3 9 3 3 - 6	鉄骨 2 階	102.06 m <sup>2</sup>	平成 24 年 3 月
第 6 分団	黒浜 1 1 3 2 - 3	鉄骨 2 階	102.06 m <sup>2</sup>	平成 18 年 3 月

## 資料 5. 3 消防団消防自動車配置状況

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

分団名	車名・型式	ポンプ仕様
第 1 分団	いすゞ PB-NKR81N	(株)モリタ A-2 級 CD-I 型
第 2 分団	日野 TKG-XZU640M	(株)モリタ A-2 級 CD-I 型
第 3 分団	日野 BDG-XZU334M	(株)モリタ A-2 級 CD-I 型
第 4 分団	日野 TKG-XZU640M	(株)モリタ A-2 級 CD-I 型
第 5 分団	日野 TKG-XZU640M	(株)モリタ A-2 級 CD-I 型
第 6 分団	いすゞ PB-NKR81N	(株)モリタ A-2 級 CD-I 型

《 6. 医療、救護、環境、衛生》

資料 6. 1 トリアージタグ

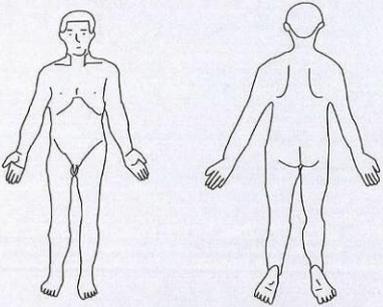
『トリアージタグ』

(表面)

(裏面)

(災害現場用)	
No.	氏名 (Name)
年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)	電話 (Phone)
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM	トリアージ実施者氏名
搬送機関名	収容医療機関名
トリアージ実施場所	トリアージ区分 ○ I II III
トリアージ実施機関	医師 救急救命士 その他
症状・傷病名	
特記事項	

特記事項

(黒) ○
(赤) I
(黄) II
(緑) III

## 資料 6. 2 救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）

## ■救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）

名称	所在地	電話番号	診療科目
独立行政法人 国立病院機構 東埼玉病院	蓮田大字黒浜 4147	048-768-1161	内、外、小、神内、呼、循、整、呼外、皮、歯外、 眼、耳、アレ、リハ、放、歯、リウ
蓮田病院	蓮田市大字根金 1662-1	048-766-8111	内、胃腸外科、外、皮、泌、肛門外科、放、脳、 整、眼、耳、形、呼外、消化器外科、循内、歯、 リハ、歯外、麻
医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院	蓮田市本町 3-17	048-764-6411	内、小、外、整、泌、耳、皮、呼内、循内、脳、 麻、消内、リハ、 <b>糖尿病内科、腎</b>
新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033	内、呼内、循内、消内、代謝・糖尿病内科、腎 内、神内、外、整、脳、形、皮、泌、婦、眼、耳、 リハ、放、麻、救急、呼外、心血、 <b>乳外</b> 、病理 診断科、肛外、消化器外科、リウ、 小外、脳神経内科
東鷲宮病院	久喜市桜田 2-6-5	0480-58-2468	内、外、小、整、脳、肛、リウ、神内、循内、心 外、腎臓内科、消内、消化器外科、皮、形、リ ハ、呼内、内分泌内科、麻、泌
新井病院	久喜市久喜中央 2-2- 28	0480-21-0070	内、外、呼内、消内、消化器外科、循内、肛門 外科、脳、 <b>乳外</b> 、整、糖尿病内科、リウ、肝臓 内科、アレ、リハ、泌、呼外、 <b>膠原病内科</b>
蓮江病院	久喜市本町 1-7-12	0480-21-0061	整、形、リハ
医療法人土屋小児病院	久喜市久喜中央 3-1- 10	0480-21-0766	小、内、皮、神、アレ、精
栗橋病院	久喜市小右衛門 714- 6	0480-53-8686	内、外、リハ、整、消内、循内、皮、形
医療法人幸仁会 堀中病院	幸手市東 3-1-5	0480-42-2081	整、外、リハ、泌、内、小、皮、放、神内、消内、 循内
社会医療法人 ジャパンメディカルアライアンス 東埼玉総合病院	幸手市吉野 517-5	0480-40-1311	内、外、耳、リハ、整、形、脳、皮、泌、麻、眼、 放、循内、呼内、消内、糖尿病・代謝・内分 泌内科、神内、消化器外科、乳腺・内分泌外 科、血管外科、リウ
医療法人社団哺育会 白岡中央総合病院	白岡市小久喜 938-12	0480-93-0661	内、小、消内、眼、循、外、整、皮、泌、麻、脳、 リハ、形、放、耳、腎臓内科、消化器外科、救 急科、神内、美、 <b>乳外</b>
久喜メディカルクリニック	久喜市下早見 1183-1	0480-25-6555	内、外、神内、整、リハ、肛門外科、呼内、気 管食道外科、消内、消化器外科
しらさきクリニック	久喜市久喜新 1180-1	0480-22-9900	内、循内、心血、心臓・血管内科、消内、呼 内、 <b>糖尿病内科、皮、泌</b>

資料) 埼玉県病院・救急診療所名簿（令和 5 年 4 月 1 日現在）より

## 【診療科目の略号対応表】

略号	説明	略号	説明	略号	説明	略号	説明
内	内科	循	循環器科	泌	泌尿器科	麻	麻酔科
外	外科	整	整形外科	産婦	産婦人科	心療	心療内科
小	小児科	形	形成外科	歯外	歯科口腔外科	呼内	呼吸器内科
精	精神科	脳	脳神経外科	眼	眼科	腎	腎臓内科
美	美容外科	呼外	呼吸器外科	耳	耳鼻咽喉科	救	救急科
神内	神経内科	心血	心臓血管外科	リハ	リハビリテーション科	リウ	リウマチ科
呼	呼吸器科	小外	小児外科	放	放射線科	消内	消化器内科
循内	循環器内科	循外	循環器外科	心外	心臓外科	乳外	乳腺外科
消	消化器科	皮	皮膚科	歯	歯科	婦	婦人科

## 資料 6. 3 災害拠点病院（埼玉県）

## ■災害拠点病院（埼玉県）

[令和 5 年 6 月現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
◎川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
◎埼玉医科大学 総合医療センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセンター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会加須病院	<u>347-0101</u>	<u>加須市上高柳 1680</u>	<u>0480-70-0888</u>
○深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
◎さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
○獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
○さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
○防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
○社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	0570-08-1551
○埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042-984-4111
○社会医療法人壮幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
○新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
○草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
○埼玉医科大学病院	350-0495	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
○社会医療法人さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
○医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
○医療法人徳洲会 羽生総合病院	348-8505	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
○地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
○医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

注) 「病院名」欄の「◎」は「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「地域」を示す。

## 資料 6. 4 救命救急センター（埼玉県）

## ■救命救急センター（埼玉県）

[令和 5 年 11 月現在]

病院名	設置者	郵便番号	所在地	電話番号
◎埼玉医科大学総合医療センター	学校法人	350-8550	川越市鴨田1981	049-228-3400
◎さいたま赤十字病院	日 赤	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
深谷赤十字病院	日 赤	366-0052	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院	防 衛 省	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター	川 口 市	333-0833	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学埼玉医療センター	学校法人	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学国際医療センター	学校法人	350-1298	日高市山根1397-1	042-984-4111
自治医科大学附属さいたま医療センター	学校法人	330-8503	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
さいたま市立病院	さいたま市	336-8522	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	独立行政法人	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101
<u>社会福祉法人恩賜財団 済生会 支部埼玉県済生会加須病院</u>	<u>社会福祉 法人</u>	<u>347-0101</u>	<u>加須市上高柳1680</u>	<u>0480-70-0888</u>

注) 「病院名」欄の「◎」は高度救命救急センターを示す。

## 資料 6. 5 市内寺院一覧表

## ■市内寺院一覧表

名 称	住 所	電話番号
真浄寺	黒浜 983	048-768-8153
長松寺	関山 3-2-27	048-769-0514
天照寺	高虫 1011	048-766-9518
秀源寺	閨戸 3966	048-766-2220
養牛寺	閨戸 750	048-766-2220
薬照院	井沼 151	048-766-9439
慶福寺	蓮田 4-104	048-768-1537
平源寺	上平野 596	048-766-9751
星久院	駒崎 262	048-766-9813
林昌寺	南新宿 865	048-768-7427
保福寺	江ヶ崎 1929	048-768-1055
寶泉寺	井沼 795	048-766-1138
妙楽寺	高虫 388	
白蓮寺	江ヶ崎 2082-2	048-765-0678

## 資料 6. 6 火葬場

## ■火葬場

名 称	住 所	電話番号
埼葛斎場組合	春日部市大字内牧 1431	048-752-3441

## 資料 6. 7 蓮田市管工事業協同組合名簿

## ■蓮田市管工事業協同組合名簿

〔令和 3 年 4 月 1 日現在〕

会 社 名	住 所	電話番号
ハギワラ(株)	黒浜 1899-7	048-768-4788
(株)共栄設備	江ヶ崎 1711	048-768-2012
本沢住設(株)	江ヶ崎 1177-7	048-764-1924
(有)小山設備	根金 896-18	048-766-3355
小船設備	上 2-2-4	048-769-0299
(有)渋谷さく泉工業所	黒浜 4749-11	048-768-1229
(有)あらい水道	関山 1-1-13	048-768-5508
飯野設備	上 1-7-5	048-768-1672
(有)かみやせつび	伊奈町大字小室 5742-1	048-721-1901
(有)斎藤商会	根金 1551-1	048-766-9508
たけのや電気商会	見沼町 7-21	048-768-1728

## 《 7. 輸送、交通 》

## 資料 7. 1 緊急時ヘリコプター離発着場

## ■緊急時ヘリコプター離発着場

離 発 着 場	住 所	連 絡 先
蓮田中学校	閩戸 147-1	048-768-0064
蓮田南中学校	蓮田 1519	048-769-2021
蓮田市総合市民体育館	閩戸 2343-1	048-768-1717
蓮田松韻高等学校	黒浜 4088	048-768-7820

## 資料 7. 2 市内の緊急輸送道路と重要道路

## ■埼玉県地域防災計画に定められた緊急輸送道路

種別	路線	区間
第一次特定緊急輸送道路	東北自動車道	川口 JCT～羽生市
第一次特定緊急輸送道路	国道 122 号バイパス	蓮田市馬込（さいたま市境）～東（122 号との交差点）
第一次特定緊急輸送道路	国道 122 号	蓮田市東（122 号との交差点）～羽生市
第一次特定緊急輸送道路	県道さいたま栗橋線	上尾市～久喜市高柳
第二次緊急輸送道路	県道上尾久喜線	上尾市～蓮田市根金（122 号との交差点）
第二次緊急輸送道路	県道蓮田杉戸線	蓮田市黒浜（蓮田白岡久喜線との交差点）～江ヶ崎（さいたま市境）
第二次緊急輸送道路	県道蓮田白岡久喜線	蓮田市黒浜（蓮田杉戸線との交差点）～黒浜（蓮田松韻高校への入口）
第二次緊急輸送道路	市道 1437 号線	黒浜 2808 番 1～黒浜 2808 番 2
第二次緊急輸送道路	市道 46 号線	椿山 2 丁目 216 番 700～黒浜 2808 番 15
第二次緊急輸送道路	市道 50 号線	黒浜 2808 番 15～黒浜 2808 番 1

## ■蓮田市に係る重要道路

路線	区間
国道 122 号バイパス	蓮田市馬込（さいたま市境）～東（122 号との交差点）
国道 122 号	蓮田市東（122 号との交差点）～閩戸（閩戸交差点）
県道東門前蓮田線（旧国道 122 号）	蓮田市馬込（市道 1029 号との交差点）～東（蓮田鴻巣線との交差点）
県道蓮田鴻巣線（旧国道 122 号）	蓮田市東（東門前蓮田線との交差点）～上（市道 55 号線との交差点）
県道行田蓮田線	蓮田市閩戸（閩戸交差点）～高虫（桶川市境）
県道さいたま栗橋線	蓮田市綾瀬（伊奈町境）～西新宿（白岡市境）
県道蓮田白岡久喜線	蓮田市黒浜（県道蓮田杉戸線との交差点）～黒浜（白岡市境）



## 《 8. 避難活動、要配慮者関連》

## 資料 8. 1 高齢者等避難、避難指示発令の判断基準

## 『高齢者等避難、避難指示発令の判断基準』

## 1 避難の目安の検討

## (1) 避難に必要な時間

高齢者等避難、避難指示から、避難完了までは、以下の工程を経て行われる。

- ・ 高齢者等避難の情報伝達
- ・ 避難指示の情報伝達
- ・ 避難者の準備
- ・ 避難移動
- ・ 余裕時間

ここでは、荒川破堤時における上記の各工程にかかる時間の検討を行った。

高齢者等避難、避難指示の伝達時間は、市の面積が 27. 28km<sup>2</sup>、東西の距離が約 4 km、南北の距離が約 12 km と小さいこと。防災行政無線がほぼ全域の設置されていることから、30 分程度で伝達が可能と考えられる。

なお、水害時には、伝達装置の故障など、不測の事態が起りがちなので、避難指示等の伝達には、複数のルートを設定し、万全を期す必要がある。

## ② 避難移動時間

避難行動に関する所要時間として、移動時間以外については「準備に 30 分」、「避難移動の余裕に 30 分」とした。避難移動については、大河川破堤時及び中小河川洪水時で異なるために別個に取り扱うこととした。

## 【大河川破堤時】

大河川破堤時における避難移動については、荒川破堤時では、非浸水域から浸水域最遠点までの距離が約 6 km であること。避難移動は徒歩が原則であるが、避難が雨天時であったり、経路上に一部浸水している箇所があったりする可能性から、移動速度は毎時約 2 km と考えられることから、

避難移動距離 (6 km) ÷ 移動速度 (2 km/h) + 1.5 時間 (情報伝達・避難者行動準備・余裕) = 避難時間 (4. 5 時間)

となり、避難行動に必要な時間を 4. 5 時間とする。

避難工程		必要時間	備考
高齢者等避難、 避難指示	情報伝達	0.5 時間	市の面積が小さく、広報は 30 分で可能
避難者行動	準備	0.5 時間	—
	避難行動	3.0 時間	徒歩による移動を原則とする
	余裕	0.5 時間	不測の事態のための余裕
避難に必要な時間		4.5 時間	

## 【中小河川洪水時】

中小河川における洪水時の避難移動については、浸水域から、避難場所までの移動距離が約 2 km 以内であること。避難移動は徒歩が原則であるが、避難が雨天時であったり、経路上に一部浸水している箇所があったりする可能性から、移動速度は毎時約 2 km と考えられることから、

避難移動距離 (2 km) ÷ 移動速度 (2 km/h) + 1.5 時間 (情報伝達・避難者行動準備・余裕) = 避難時間 (2.5 時間)

となり、避難行動に必要な時間を 2.5 時間とする。

避難工程		必要時間	備考
高齢者等避難、 避難指示	情報伝達	0.5 時間	市の面積が小さく、広報は 30 分で可能
避難者行動	準備	0.5 時間	—
	避難行動	1.0 時間	徒歩による移動を原則とする
	余裕	0.5 時間	不測の事態のための余裕
避難に必要な時間		2.5 時間	

## 2 避難の目安

## (1) 大河川破堤時

荒川及び利根川の氾濫シミュレーションによれば、氾濫流破堤点から蓮田市に到達するまでに約 12 時間かかるとされている。また、避難に要する時間は 4.5 時間で 12 時間以内に収まることがわかっており、避難指示等の発令は、破堤発生時としても間に合うと考えられる。

## (2) 中小河川浸水時

平成 10 年 3 月の蓮田市洪水ハザードマップ検討委員会報告書では、次のような内容が記されている。

『蓮田市における洪水実績からは、内水のみで避難勧告を発令するには、過大となることが示唆されている。しかし、「河川の水位が現況の堤防を越える可能性があり、なおかつ、降雨が継続しているとき、または避難が必要と判断されるとき」避難勧告を発令することが適当と考える。』

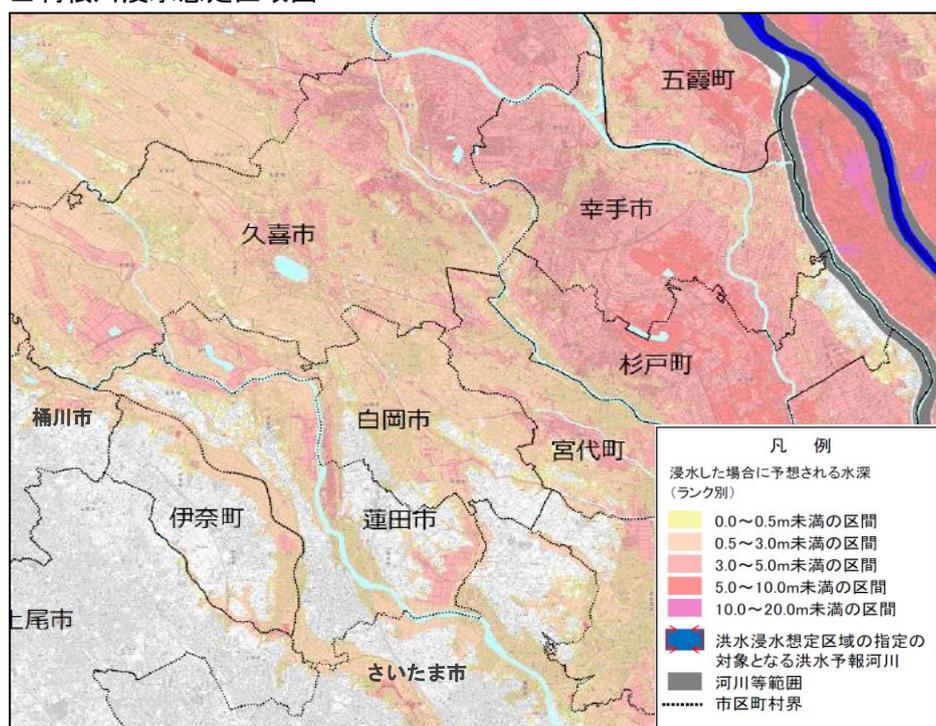
令和 3 年 5 月 20 日から、避難勧告は廃止されたが、このような考え方を基本としつつ、河川上流域での水位も注視し、避難指示等の発令を行う。

## 『高齢者等避難開始、避難指示発令の判断基準』

## ■大河川破堤（利根川）

河川名	利根川（水位観測所 栗橋地点）	
対象地区	元荒川左岸地区	江ヶ崎地区、黒浜地区、笹山地区、緑町地区、藤ノ木地区、椿山地区、城地区、西城地区、西新宿地区
	元荒川右岸地区	川島地区、桜台地区、（大字）蓮田地区、東地区、上地区、関山地区、御前橋地区、綾瀬地区、山ノ内地区、閩戸地区、貝塚地区、駒崎地区、根金地区、井沼地区、上平野地区、高虫地区
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認</li> <li>栗橋地点ではん濫危険水位（危険水位）（<u>9.2m</u>）に到達</li> </ul> <b>【参考】</b> 八斗島（群馬県伊勢崎市）はん濫危険水位（危険水位）（ <u>4.1m</u> ）	
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏水等破堤を確認</li> <li>河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認</li> <li>栗橋地点ではん濫危険水位（危険水位）（<u>9.2m</u>）に到達</li> <li>破堤を確認かつ元荒川・綾瀬川の上流域で異常増水を確認</li> </ul>	
情報の入手先	利根川洪水予警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊谷地方气象台（発表：気象庁予報部）</li> <li>埼玉県杉戸県土整備事務所</li> <li>埼玉県総合治水事務所</li> <li>国土交通省利根川上流河川事務所</li> </ul>
	県南東部（蓮田市）の洪水警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊谷地方气象台</li> </ul>
	雨量情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊谷地方气象台</li> <li>市消防本部雨量計、国土交通省雨量観測所（蓮田北小）</li> </ul>

## ■利根川浸水想定区域図

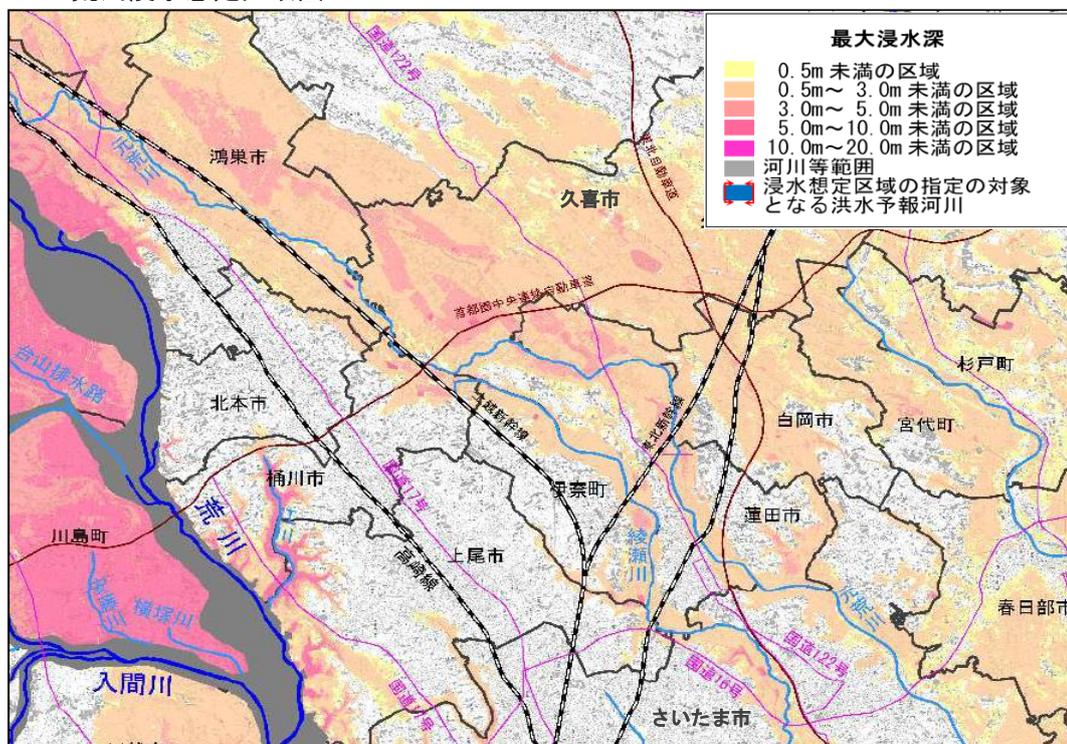


資料) 「利根川水系利根川浸水想定区域図（平成 29 年 7 月 20 日指定）」利根川上流河川事務所

## ■大河川破堤（荒川）

河川名	荒川（水位観測所 治水橋地点）	
対象地区	元荒川左岸地区	江ヶ崎地区、黒浜地区、笹山地区、緑町地区、藤ノ木地区、椿山地区、城地区、西城地区、西新宿地区
	元荒川右岸地区	川島地区、桜台地区、（大字）蓮田地区、東地区、上地区、関山地区、御前橋地区、綾瀬地区、山ノ内地区、閩戸地区、貝塚地区、駒崎地区、根金地区、井沼地区、上平野地区、高虫地区
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認</li> <li>治水橋（埼玉県さいたま市）はん濫危険水位（12.7m）に到達</li> </ul> <b>【参考】</b> 熊谷（埼玉県熊谷市）はん濫危険水位（5.5m）	
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏水等破堤を確認</li> <li>河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認</li> <li>治水橋地点ではん濫危険水位（12.7m）に到達</li> <li>破堤を確認かつ元荒川・綾瀬川の上流域で異常増水を確認</li> </ul>	
情報の入手先	荒川洪水予警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊谷地方气象台（発表：気象庁予報部）</li> <li>埼玉県杉戸県土整備事務所</li> <li>埼玉県総合治水事務所</li> <li>国土交通省荒川上流河川事務所</li> </ul>
	県南東部（蓮田市）の洪水警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊谷地方气象台</li> </ul>
	雨量情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊谷地方气象台</li> <li>市消防本部雨量計、国土交通省雨量観測所（蓮田北小）</li> </ul>

## ■荒川浸水想定区域図

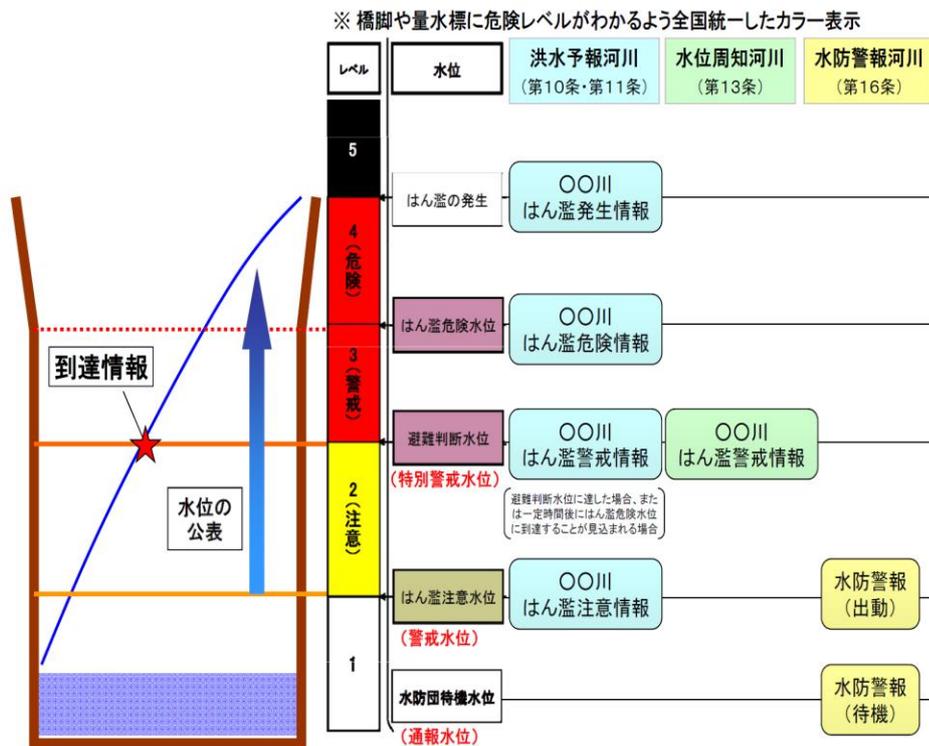


資料)「荒川水系荒川浸水想定区域図（平成28年5月30日指定）」荒川上流河川事務所

■ 中小河川洪水（元荒川）

河川名	元荒川（水位観測所 西新宿ポンプ場）	
対象地区	元荒川 左岸地区	江ヶ崎地区、黒浜地区、笹山地区、緑町地区、藤ノ木地区、椿山地区、西城地区、西新宿地区
	元荒川 右岸地区	川島地区、桜台地区、関山地区、閩戸地区、貝塚地区、根金地区、井沼地区、上平野地区、高虫地区
高齢者等避難	次のいずれかに該当し、水防職員からの報告等も勘案し発令する。 ①西新宿ポンプ場でT. P9. 2mを越え、ポンプ場水門の越水が始まり、近隣の地区で宅地内浸水や道路冠水が発生。かつ、当市において1時間で40ミリ、3時間で80ミリの降雨が予想される場合。 ②元荒川における洪水警報の危険度分布にて「警戒」が出現した場合。	
避難指示	次のいずれかに該当し、水防職員からの報告等も勘案し発令する。 ①床下浸水や道路冠水等が多く発生し、被害が拡大。かつ、当市において1時間で40ミリ、3時間で80ミリの降雨が予想される場合 ②元荒川における洪水警報の危険度分布にて「危険」（紫）が出現した場合。	
情報の入手先	河川情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県杉戸県土整備事務所</li> <li>埼玉県総合治水事務所</li> <li>水資源機構利根導水総合事業所見沼管理所（末田須賀堰）</li> </ul>
	県南東部（蓮田市）の洪水警報	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊谷地方气象台</li> </ul>
	雨量情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊谷地方气象台</li> <li>市消防本部雨量計、国土交通省雨量観測所（蓮田北小）</li> </ul>

『水位情報模式図』

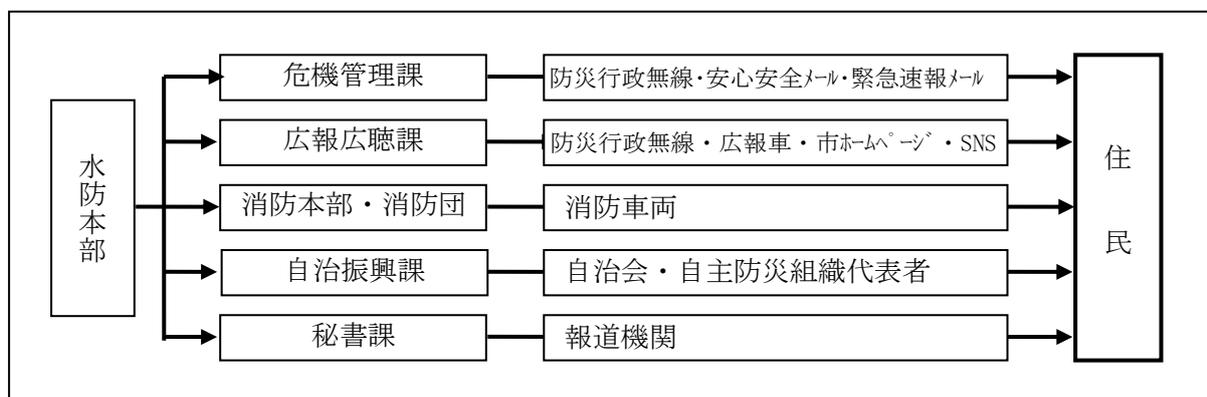


## ■避難指示等

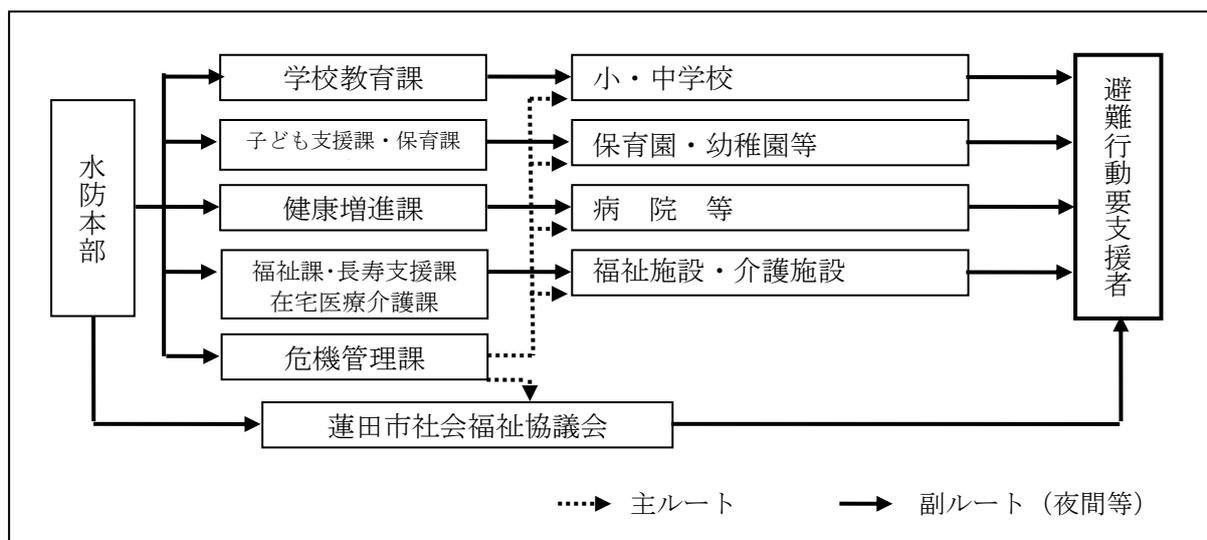
種別	市からの呼びかけの内容（例）	とるべき行動
高齢者等避難	大雨・洪水警報が発令されました。 荒川・利根川が増水しています。 荒川・利根川の堤防が決壊するおそれがあります。 避難の準備をしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつでも避難できるように、避難の準備をしましょう。</li> <li>ラジオ・テレビの放送、市役所からの広報に注意しましょう。</li> <li>お年寄りや子供は早めに避難しましょう。</li> </ul>
避難指示	荒川・利根川の堤防が〇〇で決壊しました。元荒川・綾瀬川が増水しています。直ちに避難所に避難してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>近くの避難所に直ちに避難しましょう。</li> </ul>

## 『避難指示等の伝達手段・伝達先』

## ■住民への伝達



## ■要配慮者・福祉関係機関への伝達



## 資料 8. 2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

『指定緊急避難場所・指定避難所一覧表』

## ■指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号
1	蓮田南中学校 ※	蓮田 1519	769-2021
2	老人福祉センター ※※	蓮田 4-236	769-1455
3	蓮田南小学校 ※	東 6-9-11	768-0074
4	中央公民館 ※※	東 6-1-8	769-2002
5	堂山公園	上 2-3571	
6	蓮田中央小学校 ※	関山 3-6-1	768-0073
7	蓮田中学校 ※	閩戸 147-1	768-0064
8	蓮田北小学校 ※	閩戸 3236	766-2015
9	コミュニティセンター ※※	貝塚 1015	766-8377
10	保健センター ※※	緑町 2-3-11	768-5111
11	黒浜南小学校 ※	黒浜 722	769-4814
12	環境学習館 ※※	黒浜 1061	764-1850
13	黒浜小学校 ※	黒浜 3069	768-1047
14	黒浜中学校 ※	黒浜 4748	768-0314
15	黒浜西中学校 ※	黒浜 3862	768-5454
16	黒浜北小学校 ※	南新宿 800	768-4180
17	黒浜西小学校 ※	西新宿 3-84	769-3169
18	平野中学校 ※	井沼 932	766-9003
19	平野小学校 ※	井沼 937	766-1308
20	農業者トレーニングセンター ※※	井沼 1071	766-5974
21	黒浜公園	黒浜 4088-2	769-4622
22	中道公園	西新宿 3-83	
23	五反歩公園	西城 2-110	
24	松ヶ崎公園	桜台 2-467-2	
25	上島公園	西新宿 1-75	
26	小学校予定地運動場	蓮田 4-154	
27	蓮田松韻高等学校 ※	黒浜 4088	768-7820
28	根ヶ谷戸公園	蓮田 2-243	
29	図書館 ※※	上 2-11-7	769-5198
30	勤労青少年ホーム ※※	見沼町 4-3	768-8743
31	中央公民館関山分館 ※※	関山 4-5-32	769-7833
32	西城沼公園	城 637-1	769-4142
33	蓮田特別支援学校 ※	黒浜 4088-4	769-3191
34	山ノ内公園	山ノ内 1-2	
35	桜台防災広場	桜台 1-551-2	
36	根金防災公園	根金 1792	

37	総合市民体育館 ※※	閏戸 2343-1	768-1717
----	------------	-----------	----------

注 1) 「避難施設名」の※は避難場所及び避難所の兼用を意味し、※※は避難所のみを意味する。

注 2) 総合市民体育館施設（建設予定の付属施設を含む）は、物資集積拠点を兼ねる。

■指定緊急避難場所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	敷地面積 (㎡)	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)
1	蓮田南中学校	蓮田 1519	769-2021	25,320	13,444	6,722
3	蓮田南小学校	東 6-9-11	768-0074	15,786	6,200	3,100
5	堂山公園	上 2-3571		9,000		4,500
6	蓮田中央小学校	関山 3-6-1	768-0073	19,753	10,016	5,008
7	蓮田中学校	閏戸 147-1	768-0064	23,421	11,220	5,610
8	蓮田北小学校	閏戸 3236	766-2015	16,529	5,845	2,922
11	黒浜南小学校	黒浜 722	769-4814	20,617	9,813	4,906
13	黒浜小学校	黒浜 3069	768-1047	18,096	6,170	3,085
14	黒浜中学校	黒浜 4748	768-0314	23,333	14,263	7,131
15	黒浜西中学校	黒浜 3862	768-5454	27,594	12,893	6,446
16	黒浜北小学校	南新宿 800	768-4180	20,437	7,744	3,872
17	黒浜西小学校	西新宿 3-84	769-3169	21,064	10,926	5,463
18	平野中学校	井沼 932	766-9003	22,210	8,660	4,330
19	平野小学校	井沼 937	766-1308	11,289	4,720	2,360
21	黒浜公園	黒浜 4088-2	769-4622	45,000		22,500
22	中道公園	西新宿 3-83		11,000		5,500
23	五反歩公園	西城 2-110		4,700		2,350
24	松ヶ崎公園	桜台 2-467-2		3,300		1,650
25	上島公園	西新宿 1-75		4,200		2,100
26	小学校予定地運動場	蓮田 4-154		16,952		8,476
27	蓮田松韻高等学校	黒浜 4088	768-7820	39,138	12,857	6,428
28	根ヶ谷戸公園	蓮田 2-243		16,226		8,113
32	西城沼公園	城 637-1	769-4142	44,684	41,098	20,549
33	蓮田特別支援学校	黒浜 4088-4	769-3191	19,274	9,205	4,602
34	山ノ内公園	山ノ内 1-2		11,786		5,893
35	桜台防災広場	桜台 1-551-2		5,105		2,552
36	根金防災公園	根金 1792		1,850		925
計						157,093

## ■指定避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症対応 収容人数
1	蓮田南中学校 ※	蓮田 1519	769-2021	946	573	157
2	老人福祉センター ※※	蓮田 4-236	769-1455	340	206	56
3	蓮田南小学校 ※	東 6-9-11	768-0074	808	489	134
4	中央公民館 ※※	東 6-1-8	769-2002	487	295	81
6	蓮田中央小学校 ※	関山 3-6-1	768-0073	726	440	121
7	蓮田中学校 ※	閩戸 147-1	768-0064	838	507	139
8	蓮田北小学校 ※	閩戸 3236	766-2015	727	440	121
9	コミュニティセンター ※※	貝塚 1015	766-8377	410	248	68
10	保健センター ※※	緑町 2-3-11	768-5111	227	137	37
11	黒浜南小学校 ※	黒浜 722	769-4814	789	478	131
12	環境学習館 ※※	黒浜 1061	764-1850	100	60	16
13	黒浜小学校 ※	黒浜 3069	768-1047	779	472	129
14	黒浜中学校 ※	黒浜 4748	768-0314	888	538	148
15	黒浜西中学校 ※	黒浜 3862	768-5454	1,008	610	168
16	黒浜北小学校 ※	南新宿 800	768-4180	785	475	130
17	黒浜西小学校 ※	西新宿 3-84	769-3169	737	446	122
18	平野中学校 ※	井沼 932	766-9003	881	533	146
19	平野小学校 ※	井沼 937	766-1308	677	410	112
20	農業者トレーニングセンター ※※	井沼 1071	766-5974	880	533	146
27	蓮田松韻高等学校 ※	黒浜 4088	768-7820	1,750	1,060	291
29	図書館 ※※	上 2-11-7	769-5198	216	130	36
30	勤労青少年ホーム ※※	見沼町 4-3	768-8743	670	406	111
31	中央公民館関山分館 ※※	関山 4-5-32	769-7833	227	137	37
33	蓮田特別支援学校 ※	黒浜 4088-4	769-3191	698	423	116
37	総合市民体育館 ※※	閩戸 2343-1	768-1717	3,171	1,921	931
計				19,765	11,967	3,684

注 1) 「避難施設名」の※は避難場所及び避難所の兼用を意味し、※※は避難所のみを意味する。

注 2) 総合市民体育館施設（建設予定の付属施設を含む）は、物資集積拠点を兼ねる。

## 《参考》

## ◆「避難所」、「避難場所」について

一般的に「避難所」や「避難場所」について明確な定義はないが、本計画では、学校体育館などの施設で長期的な避難も可能な屋内施設を「避難所」、学校校庭や公園などの施設で一時的に集合し安全の確認等を行う屋外施設を避難場所とした。

## ■洪水時避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症対応 収容人数
2	老人福祉センター ※※	蓮田 4-236	769-1455	340	206	56
3	蓮田南小学校 ※	東 6-9-11	768-0074	808	489	134
4	中央公民館 ※※	東 6-1-8	769-2002	492	298	82
6	蓮田中央小学校 ※●	関山 3-6-1	768-0073	726	440	121
7	蓮田中学校 ※	閩戸 147-1	768-0064	838	507	139
8	蓮田北小学校 ※●	閩戸 3236	766-2015	727	440	121
11	黒浜南小学校 ※	黒浜 722	769-4814	789	478	131
12	環境学習館 ※※	黒浜 1061	764-1850	100	60	16
13	黒浜小学校 ※	黒浜 3069	768-1047	779	472	129
14	黒浜中学校 ※	黒浜 4748	768-0314	888	538	148
15	黒浜西中学校 ※	黒浜 3862	768-5454	1,008	610	168
16	黒浜北小学校 ※	南新宿 800	768-4180	785	475	130
18	平野中学校 ※	井沼 932	766-9003	881	533	146
19	平野小学校 ※	井沼 937	766-1308	677	410	112
27	蓮田松韻高等学校 ※	黒浜 4088	768-7820	1,750	1,060	291
29	図書館 ※※●	上 2-11-7	769-5198	216	130	36
30	勤労青少年ホーム ※※	見沼町 4-3	768-8743	670	406	111
33	蓮田特別支援学校 ※	黒浜 4088-4	769-3191	698	423	116
37	総合市民体育館 ※※●	閩戸 2343-1	768-1717	1,537	931	256
計				14,709	8,906	2,443

注1) 「避難施設名」の※は避難場所及び避難所の兼用を、※※は避難所のみであることを示す。

注2) 「避難施設名」の●は、避難所としての利用は建物2階以上であることを示す。

## 資料 8. 3 福祉避難所一覧表

## ■福祉避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症対応 収容人数
2	老人福祉センター ※※	蓮田 4-236	769-1455	340	113	56
33	蓮田特別支援学校 ※	黒浜 4088-4	769-3191	698	232	116
—	蓮田市総合文化会館	閩戸 2343-2	768-4117	596	198	99
—*	蓮田はすの実作業所	川島 608-1	764-2981	221	73	36
—*	蓮田はなみずき作業所	根金 1490-1	766-2619	353	117	58
計				2,208	733	365

注1) 「避難施設名」の※は避難場所及び避難所の兼用を、※※は避難所のみであることを示す。

注2) 受入対象者は、市が災害対策基本法に基づき特定し、公示したものとする。

注3) 「No」の\*は、避難所としての受入対象者を「知的障害者及びその家族」とすることを示す。

それ以外の避難所については、受入対象者を「要配慮者及びその家族」とする。

## 資料 8. 4 一時避難施設一覧表

No	自治会館名	地区	所在地	中学校区	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症対応 収容人数
1	栄 町	蓮田	東 4-3-8	蓮南中	56	34	9
2	御前橋	蓮田	御前橋 2-6-21	蓮田中	156	94	26
3	見沼町	蓮田	見沼町 1-18	蓮田中	84	51	14
4	下 町	蓮田	東 3-2-5	蓮南中	90	54	15
5	末広町	蓮田	末広 1-2-20	蓮南中	44	26	7
6	馬 込	蓮田	馬込 2-195	蓮南中	122	73	20
7	綾 瀬	蓮田	綾瀬 24	蓮田中	70	42	11
8	上閨戸	蓮田	閨戸 2943	蓮田中	110	66	18
9	蓮田駅前集会所	蓮田	東 5-8	蓮南中	73	44	12
10	ビューパレー集会所	蓮田	馬込 6-43	蓮南中	50	30	8
11	南蓮田集会所	蓮田	蓮田 4-65	蓮南中	78	47	12
12	新井第一	黒浜	黒浜 1041-1	黒浜中	90	54	15
13	城	黒浜	城 645-2	黒西中	109	66	18
14	南新宿	黒浜	黒浜 3834-2	黒西中	43	25	7
15	笹山集落研修センター	黒浜	笹山 492-1	黒浜中	65	39	10
16	(削除)						
17	江ヶ崎後側	黒浜	江ヶ崎 1179-1	黒浜中	110	66	18
18	江ヶ崎馬場	黒浜	江ヶ崎 1142-3	黒浜中	160	96	26
19	江ヶ崎天神台	黒浜	江ヶ崎 1756	黒浜中	250	151	41
20	桜ヶ丘	黒浜	黒浜 3427-7	黒浜中	72	43	12
21	川島公民館	黒浜	川島 214-1	黒浜中	73	44	12
22	みずほ団地	黒浜	江ヶ崎 1145	黒浜中	82	49	13
23	殖 産	黒浜	緑町 2-3-26	黒浜中	124	75	20
24	長崎第一	黒浜	黒浜 5023	黒浜中	101	61	16
25	長崎第二	黒浜	黒浜 4829-2	黒浜中	122	74	20
26	椿 山	黒浜	椿山 1-20-21	黒西中	160	96	26
27	グリーンタウン	黒浜	緑町 1-4-9	黒浜中	214	129	35
28	黒浜西自治会館	黒浜	西新宿 2-2	黒西中	187	113	31
29	蓮田桜台	黒浜	桜台 2-4-8	黒浜中	120	72	20
30	根金大山	平野	根金 1812-1	平野中	163	98	27
31	根 金	平野	根金 436	平野中	125	76	20
32	井 沼	平野	井沼 851-9	平野中	99	60	16
33	駒 崎	平野	駒崎 271	平野中	85	51	14
34	上平野	平野	上平野 606-6	平野中	100	60	16
35	平野団地	平野	井沼 1157-2	平野中	63	38	10
計					3,751	2,257	611

地区	自治会館数
蓮田	11
黒浜	17
平野	6

## 《参考》

$$\text{収容人数} = \text{収容面積} / 1.65 \text{ m}^2$$

(福祉避難所は 3.0 m<sup>2</sup>)

$$\text{感染症対応収容人数} = \text{収容面積} / 6.0 \text{ m}^2$$

## 資料 8. 5 災害時の要配慮者施設連絡先一覧

## 『災害時の要配慮者施設連絡先一覧』

## ■医療施設（病院・診療所）

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	医療法人顕正会蓮田病院	根金 1662-1	766-8111	○
2	医療法人一心会蓮田一心会病院	本町 3-17	764-6411	—
3	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院	黒浜 4147	768-1161	—
4	医療法人社団心の絆蓮田よつば病院	馬込 2163	765-7777	○
5	医療法人成蹊会成田レディースクリニック	馬込 2172-1	769-5511	○
6	医療法人心喜会蓮田外科	蓮田 2061-1	764-1141	○

※診療所は、有床施設のみ掲載

## ■福祉施設関係

## ○老人福祉施設等

## (1) 特別養護老人ホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	介護老人福祉施設 蓮田園	江ヶ崎 1003	764-1151	○
2	特別養護老人ホーム 共生の家	閏戸 87-5	796-0965	—
3	特別養護老人ホーム 吾亦紅	閏戸 1885	766-4165	○
4	特別養護老人ホーム ひので	上平野 616-1	792-0830	—

## (2) 有料老人ホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	介護付有料老人ホーム メディカルフローラ蓮田	黒浜 3561-52	765-8111	—
2	介護付有料老人ホーム すこや家・蓮田	東 2-1-4	765-8005	—
3	蓮田オークプラザ「介護館」	蓮田 2-153	765-1165	—
4	蓮田オークプラザ駅前温泉館	本町 3-5	765-0065	—
5	グッドタイムリビング埼玉蓮田	山ノ内 2-41	765-6571	○

## (3) 住宅型有料老人ホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	ケヤキ倶楽部蓮田	東 2-1-19	876-9716	—

## (4) 軽費老人ホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	ケアハウスすずらん苑	閏戸 1885	766-4165	○

## (5) デイサービス

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	デイサービス フローラ蓮田	黒浜 3561-2	765-8126	—
2	デイサービスセンター遊・蓮田	東 2-1-25	765-5500	—
3	ブルーミングケア蓮田馬込	馬込 4-110	796-8426	—

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
4	すてっぷ リハビリセンター	蓮田 2-33-1	878-8826	—
5	あおいデイサービス	根金 1698-1	766-5600	○
6	通所介護事業所 吾亦紅	閩戸 1885	766-4165	○
7	コンパスウォーク蓮田	蓮田 5-262	628-0788	—
8	我が家のくらしとシゴトバディうるひら	井沼 988-1	796-0057	—
9	健康ステーション	東 6-2-11	797-6118	—

**(6) デイサービス (地域密着型サービス)**

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	ひかりサロン蓮田	東 5-8-65 蓮田マイン 2F	797-8005	—
2	デイサービス あゆみ	馬込 1-222	795-5742	—
3	だんらんの家 蓮田	上 1-4-9	884-8818	—
4	ひやく彩	閩戸 2522-1	765-3863	○

**(7) 小規模多機能型居宅介護**

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	小規模多機能ホーム あおい	根金 1698-1	766-5600	○

**(8) グループホーム**

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	愛の家グループホーム蓮田黒浜	黒浜 3827-1	765-8200	—
2	グループホーム ひので	黒浜 4905-16	765-7201	—
3	あしすとホーム蓮田	藤ノ木 4-53	812-5525	—
4	グループホームみんなの家・蓮田	東 2-1-15	765-5080	—
<u>5</u>	<u>グループホームメディカルフローラ蓮田川島</u>	<u>川島 263-1</u>	<u>795-4426</u>	<u>○</u>
<u>6</u>	<u>グループホームメディカルフローラ蓮田</u>	馬込 2-201	765-2226	—
<u>7</u>	<u>グループホーム和み蓮田</u>	閩戸 2654-1	720-8341	○
<u>8</u>	<u>グループホーム平野ひので</u>	上平野 1944-5	766-3050	○

**(9) 短期入所生活介護**

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	介護老人福祉施設 蓮田園	江ヶ崎 1003	764-1151	○
2	あおいショートステイ	根金 1698-1	766-5600	○
<u>3</u>	<u>特別養護老人ホーム 共生の家</u>	<u>閩戸 87-5</u>	<u>796-0965</u>	<u>—</u>
<u>4</u>	<u>特別養護老人ホーム 吾亦紅</u>	閩戸 1885	766-4165	○
<u>5</u>	<u>特別養護老人ホーム ひので</u>	上平野 616-1	792-0830	—

**(10) 介護老人保健施設**

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	蓮田ナーシングホーム翔裕園	閩戸 1826-1	765-1361	—
2	介護老人保健施設 ケアタウンゆうゆう	南新宿 994-1	765-2525	—

**(11) その他**

No.	施設名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	蓮田市立老人福祉センター	蓮田 4-236	769-1455	—

## ○障がい者関連施設

## (1) 障害福祉サービス事業所（施設入所・療養介護・共同生活援助）

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	大地	黒浜 1045-1	764-3881	○
2	東埼玉病院	黒浜 4147	768-1161	—
3	ケアホーム サンライズ	蓮田 5-135 グランハイム誠 C-101	769-8800	—
4	ルーラルホーム	黒浜 765-5	768-1046	—
5	わおん ナック	関山 3-5-14	615-0777	○
6	はすだホーム	東 3-6-23	872-7715	—

## (2) 障害福祉サービス事業所（生活介護、就労支援）

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	かもめ	黒浜 1247-2	769-0985	—
2	蓮田はすの実作業所	川島 608-1	764-2981	○
3	黒浜訓練センター	黒浜 4147	769-6835	—
4	蓮田はなみずき作業所	根金 1490-1	766-2619	○
5	東埼玉病院	黒浜 4147	768-1161	—
6	福祉ファーム里山	笹山 586-8	792-0696	—
7	やまぶき	蓮田 5-135	769-2836	—

## ○児童福祉施設

## (1) 障害児通所事業所

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	蓮田地域福祉事業所 スマイル	西城 3-56	797-7488	○
2	シャイン	黒浜 1045-1 大地内	768-2121	○
3	放課後等デイサービス エンジェルキッズ	西新宿 2-101-1	872-7695	○
4	コペルプラス 蓮田教室	東 5-3-2 イーリス 1階 B号室	793-4067	—

## (2) 障害児入所施設・指定発達支援医療機関

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	東埼玉病院	黒浜 4147	768-1161	—

## (3) 学童保育

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	中央学童保育所第1・第2	関山 3-6-10	769-4444	○
2	中央学童保育所第3・第4	関山 3-6-10	764-5877	○
<u>3</u>	<u>中央学童保育所第5</u>	<u>関山 3-6-10</u> <u>蓮田中央小内</u>	<u>090-8028-</u> <u>7708</u>	<u>○</u>
<u>4</u>	黒浜西学童保育所第1	西新宿 3-84	765-5250	○
<u>5</u>	黒浜西学童保育所第2	西新宿 3-8 黒浜西小内	769-0511	○
<u>6</u>	蓮田南学童保育所 <u>第1・第2</u>	蓮田 2-182 <u>児童センター2階</u>	768-6141	—
<u>7</u>	蓮田ねがやど学童保育所第1・第2	蓮田 4-77	765-0955	—

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
<u>8</u>	蓮田ねがやど学童保育所第3・第4	蓮田 4-77	764-3000	—
<u>9</u>	黒浜南学童保育所第1	黒浜 722 黒浜南小内	764-2308	—
<u>10</u>	黒浜南学童保育所第2	黒浜 722 黒浜南小内	768-7711	—
<u>11</u>	平野学童保育所	井沼 935-1	766-0521	○
<u>12</u>	蓮田北学童保育所	閩戸 3232-6	766-1121	○
<u>13</u>	黒浜学童保育所第1・第2	黒浜 3069 黒浜小内	765-1666	—
<u>14</u>	黒浜北学童保育所第1・第2	南新宿 800 黒浜北小内	765-8880	—

## (4) 保育園

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	中央保育園	上 2-11-2	768-6467	○
2	<u>黒浜保育園</u>	<u>黒浜 3119</u>	<u>769-3150</u>	<u>○</u>
3	<u>蓮田南保育園</u>	<u>蓮田 2-182</u>	<u>768-1777</u>	<u>—</u>
4	<u>東保育園</u>	<u>東 5-8-32</u>	<u>764-4600</u>	<u>—</u>
5	<u>閩戸保育園</u>	<u>閩戸 3126-1</u>	<u>766-8992</u>	<u>—</u>
6	蓮田ねがやど保育園	蓮田 4-79	764-3031	—
7	蓮田みぬま保育園	見沼町 4-3	765-6660	○
8	とねの会はすだ保育園	蓮田 3-141	812-7488	—
<u>9</u>	<u>星の子ルチャ保育園</u>	<u>馬込 1-75</u>	<u>797-6788</u>	<u>—</u>

## (5) 心身障害児通園施設

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	心身障害児通園施設さくら園	閩戸 3126-1	767-1171	—

## (6) 認定こども園

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	認定こども園しらゆり	御前橋 1-5-5	768-1800	—
2	花星こども園	閩戸 2796	796-8156	○
<u>3</u>	<u>幼稚園型認定こども園 大山幼稚園</u>	<u>閩戸 4034</u>	<u>766-5484</u>	<u>—</u>

## (7) 地域型保育施設

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	星の子保育園	東 6-1-4	812-7771	—
2	星の子ステラ保育園	東 6-1-4	720-8890	—
3	保育園フルーツバスケット	南新宿 950-4	764-5119	—
4	ゆめの木保育園	西新宿 6-50-2	795-6601	○
5	スクルドエンジェル保育園 蓮田駅前園	本町 6-1	872-6834	—

## (8) 子育て支援施設

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	児童センター	蓮田 2-182	768-1141	—
2	閩戸保育園 子育て支援センター	閩戸 3126-1	766-8998	—
3	黒浜保育園	黒浜 3119	765-6111	○

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
	子育て支援センター			
4	中央保育園 子育て支援センター	上 2-11-2	768-1123	○
5	子育て支援センターしらゆり	御前橋 1-5-5	768-1800	—
6	子育て支援センター とねのえんがわ	蓮田 3-141	812-7488	—
7	つどいの広場 おひさま	西新宿 3-84	769-3310	○
8	子育て広場・プレックス	本町 6-1 蓮田駅西口行政センター プレックススキズ内	764-4114	—

## ■学校等

## (1) 幼稚園

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	蓮田幼稚園	関山 3-2-27	768-0219	○
2	黒浜幼稚園	黒浜 980-2	768-1083	—
3	新宿幼稚園	西新宿 5-92	769-4101	○

## (2) 学校

No.	事業所名	所在地	電話番号(048)	浸水想定区域
1	市立蓮田中央小学校	関山 3-6-1	768-0073	○
2	市立蓮田南小学校	東 6-9-11	768-0074	—
3	市立黒浜小学校	黒浜 3069	768-1047	—
4	市立黒浜南小学校	黒浜 722	769-4814	—
5	市立蓮田北小学校	閩戸 3236	766-2015	○
6	市立平野小学校	井沼 937	766-1308	○
7	市立黒浜西小学校	西新宿 3-84	769-3169	○
8	市立黒浜北小学校	南新宿 800	768-4180	—
9	市立蓮田中学校	閩戸 147-1	768-0064	—
10	市立蓮田南中学校	蓮田 1519	769-2021	○
11	市立黒浜中学校	黒浜 4748	768-0314	○
12	市立平野中学校	井沼 932	766-9003	○
13	市立黒浜西中学校	黒浜 3862	768-5454	—
14	県立蓮田松韻高等学校	黒浜 4088	768-7820	—
15	県立蓮田特別支援学校	黒浜 4088-4	769-3191	—

## 資料 8. 6 要配慮者別の防災知識の周知

## ■ 要配慮者別の防災知識の周知

要配慮者	周知の留意事項	周知の重点事項	周知の機会（例）
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般高齢者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活における行動は、健常者とほとんどかわらない。</li> <li>近い将来、身体機能等の低下が見込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な防火防災対策（自宅・外出先）</li> <li>身体機能等の低下に備えた防火防災対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>チラシ、パンフレット</li> <li>防災訓練</li> <li>一般高齢者の集う各種行事（老人クラブ等）での周知</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅ねたきり高齢者</li> <li>在宅認知症の高齢者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人よりもその介護者（女性が多い）を対象とした周知となる。</li> <li>本人も介護者も防災訓練や研修の場への参加が困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等）</li> <li>災害の場合の対処方法（特に避難方法）</li> <li>防災行動力向上のための諸制度のPR（防災用具、住宅対策）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅保健福祉サービスを通じての周知</li> <li>ケアマネジャー、民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>虚弱高齢者</li> <li>ひとり暮らし高齢者</li> <li>高齢者夫婦のみ世帯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に虚弱な人の場合、防災訓練や研修の場への参加が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等）</li> <li>災害の場合の対処方法（特に避難方法）</li> <li>災害に関する情報の伝達（高齢者から防災機関、防災機関から高齢者方法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅保健福祉サービスを通じての周知</li> <li>ケアマネジャー、民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がい者（児）</li> <li>知的障がい者（児）</li> <li>精神障がい者（児）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいの種類によって周知内容が異なる。</li> <li>介護者を対象とした周知に配慮する必要がある。</li> <li>本人も介護者も防災訓練や研修の場への参加が困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に備えた家庭内の予防対策（家具の転倒防止、出火防止等）</li> <li>災害の場合の対処方法（特に避難方法）</li> <li>防災行動力向上のための諸制度のPR（防災用具、住宅対策）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅保健福祉サービスを通じての周知</li> <li>スポーツ大会等参加行事での周知</li> <li>学校での防災教育（学級懇談等）</li> <li>民生委員・児童委員と連携した個別訪問指導</li> <li>医療機関、カウンセラーと連携した周知、指導</li> </ul>

## 《 9. 自主防災組織関連》

## 資料9. 1 蓮田市自主防災組織協議会 組織一覧

『蓮田市自主防災組織協議会 組織一覧』

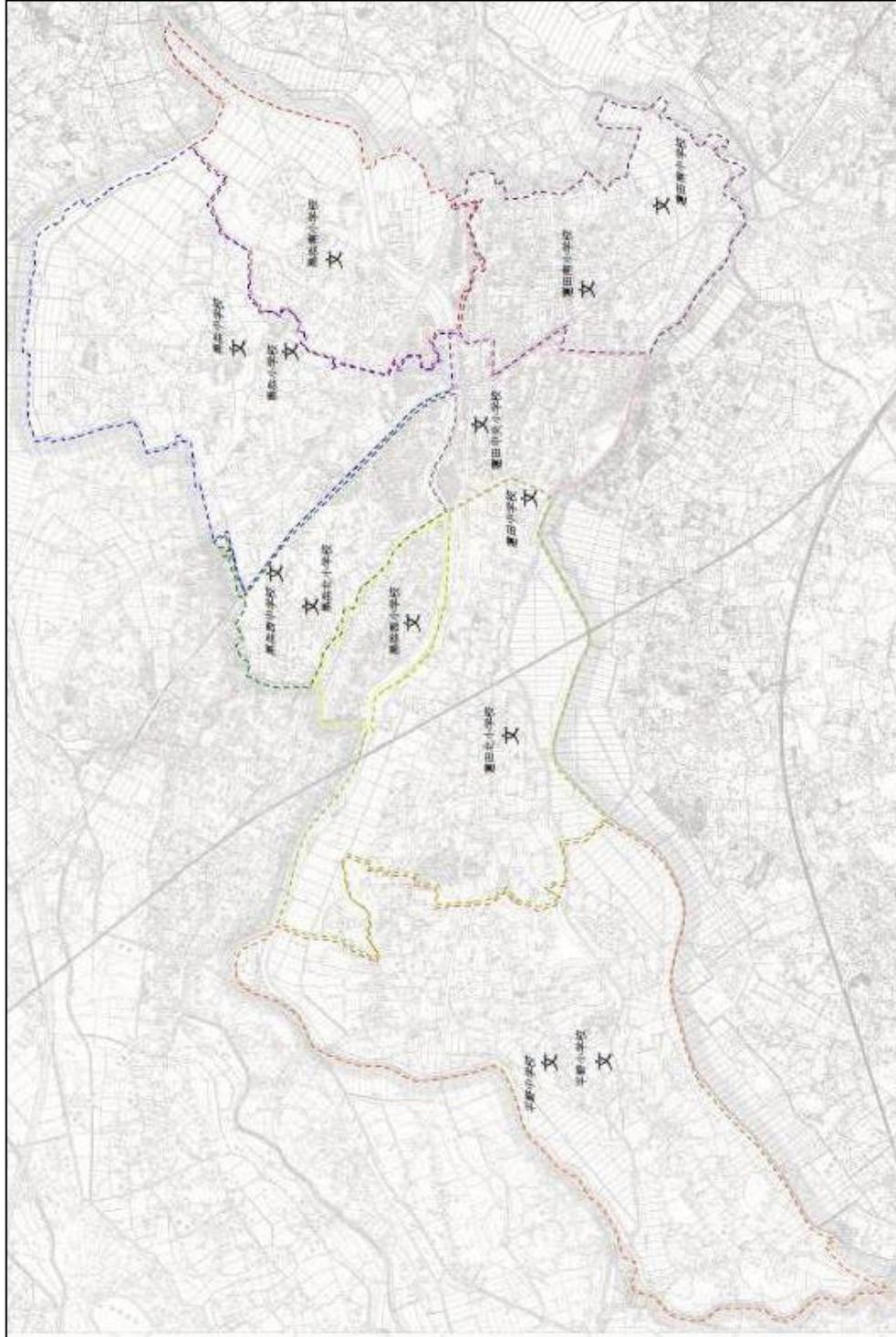
〔令和5年4月1日現在〕

No.	自主防災会名	No.	自主防災会名
1	大陸団地自主防災会	35	笹山自治会自主防災会
2	西新宿4・5丁目自治会自主防災会	36	貝塚団地自治会自主防災会
3	殖産自主防災会	37	南蓮田自治会自主防災部
4	前口第二自治会自主防災会	38	根金大山自主防災・防犯会
5	藤ノ木第二自治会自主防災会	39	馬込第四自主防災会
6	蓮田駅前団地自主防災・防犯会	40	川島団地自主防災会
7	西洋関山自主防災会	41	<u>見沼町自治会自主防災部</u>
8	西城自主防災会	42	
9	グリーンタウン自治会自主防災・防犯会	43	
10	椿山自主防災会	44	
11	藤ノ木第一自主防災・防犯会	45	
12	長崎第二自主防災会	46	
13	西新宿2・3丁目自主防災会	47	
14	西新宿1・6丁目自治会自主防災会	48	
15	みずほ団地自治会自主防災会	49	
16	蓮田市久台安心ネット	50	
17	新井第2自主防災会	51	
18	馬込第二自治会自主防災会	52	
19	南新宿請野自主防災会	53	
20	蓮田ビューパル自主防災・防犯会	54	
21	関山三丁目自主防災会	55	
22	閩戸浮張自主防災会	56	
23	蓮田桜台文化村自主防災・防犯会	57	
24	南新宿染谷自主防災会	58	
25	平野団地自主防災会	59	
26	南新宿宿自主防災会	60	
27	上一丁目自治会自主防災・防犯部	61	
28	綾瀬自治会「ありがとう！防犯防災会」	62	
29	関山二丁目自治会防災組織	63	
30	御前橋自治会自主防災会	64	
31	新井第一自治会防犯防災委員会	65	
32	末広町自主防災会	66	
33	岡の島自主防災会	67	
34	蓮田山ノ内防犯防災会	68	

資料 9. 2 蓮田市立小学校通学区域

『蓮田市立小学校通学区域』

〔平成 26 年 3 月 17 日現在〕



## 《 10. 災害救助法関連》

## 資料 10. 1 救助の種類・実施期間・実施者

## ■救助の種類・実施期間・実施者

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7 日以内	市
応急仮設住宅の供与	20 日以内に着工	建設は知事 対象者、敷地の選定は市長
炊出しその他による食品の給与	7 日以内	市
飲料水の供給	7 日以内	市
被服、寝具、その他生活必需品 の給与又は貸与	10 日以内	市
医療	14 日以内	医療班派遣は知事及び日赤支部 その他は市
助産	分娩した日から 7 日以内	
災害にかかった者の救出	3 日以内	市
<u>災害にかかった住宅の緊急修理</u>	<u>10 日以内に完了</u>	<u>市</u>
災害にかかった住宅の応急修理	3 ヶ月以内に完了	市
学用品の給与	(教科書) 1 ヶ月以内 (文房具等) 15 日以内	市
埋葬	10 日以内	市
遺体の搜索	10 日以内	市
遺体の処理	10 日以内	市
障害物の除去	10 日以内に完了	市

注 1) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

注 2) 救助の期間については、これにより難い特別の事情がある場合は、事前に県知事を通じて厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

## 資料 10. 2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）

## 『災害救助基準』

## ■災害救助法による救助の程度・方法及び期間

〔令和5年4月1日現在〕

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり <u>340円</u> 以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上								
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり <u>6,775,000円</u> 以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、 <u>6,775,000円</u> 以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。								
炊出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事ができない者	1人1日当たり <u>1,230円</u> 以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
		区 分			1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごとに 加算		
		全 流 失			壊 焼 失	夏	<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>	<u>55,200</u>	<u>8,000</u>
					冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>	
半 半 流	壊 焼 失	夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>				
	床上浸水	冬	<u>10,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>	<u>3,700</u>				
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班：使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上								
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上								

## 資料 10. 2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の緊急修理 <u>（住家の被害の拡大を防止するための緊急修理）</u>	1 住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するため緊急の修理が必要な部分に対して 1 世帯当たり 50,000 円以内	災害発生の日から10日以内に完了	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住が可能な場合）
被災した住宅の応急修理 <u>（日常生活に必要な最小限の部分の修理）</u>	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分半壊（焼）に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1 世帯当たり 343,000 円以内 上記以外の世帯 1 世帯当たり 706,000 円以内	災害発生の日から3カ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日から 教科書 1 カ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ※ 高等学校等生徒とは、高等学校、中等教育学校の後期過程（定時制の過程及び通信制の課程を含む）のほか、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100 円以内 小人（12歳未満） 175,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500 円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,500 円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 138,700 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 《 11. その他 》

## 資料 11. 1 公共施設一覧表

## ■公共施設一覧表（その1）

〔令和6年4月1日現在〕

種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号 (048)
市庁舎・行政センター等	蓮田市役所	黒浜 2799-1	768-3111
	蓮田駅西口行政センター	本町 6-1	764-5111
	平野連絡所	井沼 1071	766-8080
	蓮田市上下水道部	閩戸 88	768-1111
消防署	蓮田市消防本部・消防署	閩戸 178-1	768-1109・0119
	蓮田市消防署南分署	馬込 1-256	769-4396
小学校・中学校	蓮田中央小学校	関山 3-6-1	768-0073
	蓮田南小学校	東 6-9-11	768-0074
	黒浜小学校	黒浜 3069	768-1047
	黒浜南小学校	黒浜 722	769-4814
	蓮田北小学校	閩戸 3236	766-2015
	平野小学校	井沼 937	766-1308
	黒浜西小学校	西新宿 3-84	769-3169
	黒浜北小学校	南新宿 800	768-4180
	蓮田中学校	閩戸 147-1	768-0064
	蓮田南中学校	蓮田 1519	769-2021
	黒浜中学校	黒浜 4748	768-0314
	平野中学校	井沼 932	766-9003
	黒浜西中学校	黒浜 3862	768-5454
保育園・学童保育所	中央保育園	上 2-11-2	768-6467
	<u>黒浜保育園</u>	<u>黒浜 3119</u>	<u>769-3150</u>
	<u>蓮田南保育園</u>	<u>蓮田 2-182</u>	<u>768-1777</u>
	<u>東保育園</u>	<u>東 5-8-32</u>	<u>764-4600</u>
	<u>閩戸保育園</u>	<u>閩戸 3126-1</u>	<u>766-8992</u>
	<u>心身障害児通園施設さくら園</u>		<u>767-1171</u>
	蓮田ねがやど保育園	蓮田 4-79	764-3031
	蓮田みぬま保育園	見沼町 4-3	765-6660
	中央学童保育所第1・第2	関山 3-6-10	769-4444
	中央学童保育所第3・第4		764-5877
	<u>中央学童保育所第5</u>		<u>090-8028-7708</u>
	黒浜西学童保育所第1	西新宿 3-84	765-5250
	黒浜西学童保育所第2	西新宿 3-8 黒浜西小内	769-0511
	<u>蓮田南学童保育所第1・第2</u>	<u>蓮田 2-182</u> <u>児童センター2階</u>	768-6141
	黒浜南学童保育所第1	黒浜 722 黒浜南小内	764-2308
	黒浜南学童保育所第2		768-7711
平野学童保育所	井沼 935-1	766-0521	
蓮田北学童保育所	閩戸 3232-6	766-1121	

種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号 (048)
	黒浜学童保育所第1・第2	黒浜 3069 黒浜小内	765-1666
	黒浜北学童保育所第1・第2	南新宿 800 黒浜北小内	765-8880
	蓮田ねがやど学童保育所 第1・第2	蓮田 4-77	765-0955
	蓮田ねがやど学童保育所 第3・第4		764-3000
その他施設	文化財展示館	黒浜 2801-1	764-0991
	勤労青少年ホーム	見沼町 4-3	768-8743
	コミュニティセンター	貝塚 1015	766-8377
	保健センター	緑町 2-3-11	768-5111
	図書館	上 2-11-7	769-5198
	農業者トレーニングセンター	井沼 1071	766-5974
	蓮田市総合市民体育館	閩戸 2343-1	768-1717
	蓮田市総合文化会館	閩戸 2343-2	768-4117
	環境学習館	黒浜 1061	764-1850
	西新宿会館	西新宿 2-129-1	768-6782
	中央公民館	東 6-1-8	769-2002
	中央公民館（関山分館）	関山 4-5-32	769-7833
	老人福祉センター	蓮田 4-236	769-1455
	児童センター	蓮田 2-182	768-1141
	（公）蓮田市シルバー人材センター	黒浜 2799-1	768-3110
	（福）蓮田市社会福祉協議会	関山 4-5-6	769-7111
	蓮田はすの実作業所	川島 608-1	764-2981
	蓮田はなみずき作業所	根金 1490-1	766-2619
	かもめ（福祉作業所）	黒浜 1247-2	769-0985
	蓮田白岡衛生組合	白岡市篠津 1279-5	766-3738

## 資料 11. 2 蓮田市文化財一覧表

## ■蓮田市文化財一覧表

名 称	員数	指定区分	指定の 種類	所有者・管理 者	所在地
閨戸の式三番	1	国選択無形民俗文化財 県指定無形民俗文化財	民俗	閨戸の式三番 保存会	閨戸
黒浜貝塚	1	国指定記念物	史跡	個人・蓮田市	黒浜
綾瀬貝塚	1	県指定記念物	史跡	個人	貝塚
江ヶ崎城跡	1	県指定記念物	旧跡	個人	江ヶ崎
矢島家円空仏群	18	県指定有形文化財	彫刻	個人	埼玉県立歴史 と民俗の博物 館 黒浜
板石塔婆	1	県指定有形文化財	考古資料	蓮田市	馬込
関山式土器	8	県指定有形文化財	考古資料	埼玉県	埼玉県文化財 収蔵施設 埼玉県立歴史 と民俗の博物 館
雅楽谷遺跡出土土 器	15	県指定有形文化財	考古資料	埼玉県	埼玉県文化財 収蔵施設
黒浜貝塚群出土品	44	県指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
円空仏	3	市指定有形文化財	彫刻	個人	黒浜
円空仏	1	市指定有形文化財	彫刻	個人	江ヶ崎
円空仏	1	市指定有形文化財	彫刻	個人	江ヶ崎
南朝銘の青石塔婆	1	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
宝櫃篋印塔	2	市指定有形文化財	考古資料	個人	貝塚
高虫氷川神社 本殿彫刻	1	市指定有形文化財	建造物	氏子総代	高虫
黒浜久伊豆神社 本殿彫刻	1	市指定有形文化財	建造物	江ヶ崎久伊豆 神社	黒浜
関山式土器	2	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
十三塚古墳出土遺 物	7	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
篠崎家文書	4,985	市指定有形文化財	文書	個人	埼玉県立文書 館
伊豆島の大蛇	1	市指定無形民俗文化財	民俗	伊豆島の大蛇 保存会	黒浜

名 称	員数	指定区分	指定の 種類	所有者・管理 者	所在地
太田氏房制札	1	市指定有形文化財	文書	真浄寺	黒浜
三浦家文書	1,452	市指定有形文化財	文書	蓮田市（寄託）	黒浜
寺前平方遺跡1号住居跡出土黒浜式土器	2	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
ささら遺跡出土手焙形土器	1	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
馬込八番遺跡出土手焙形土器	1	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
荒川附遺跡出土墨書土器	1	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
椿山遺跡出土皇朝十二銭（承和昌寶）	1	市指定有形文化財	考古資料	蓮田市	黒浜
黒浜貝塚ハンノキ群落	一括	市指定記念物	天然記念物	蓮田市	黒浜
蓮田車站納地記念碑（蓮田車站記念碑）	1	市指定有形文化財	歴史資料	蓮田市	本町
武州鉄道跡	1	市指定記念物	旧跡	蓮田市	東
関口平太郎顕彰碑（芥川龍之介撰文碑：勤儉奉公）	1	市指定有形文化財	歴史資料	個人	根金
南江筆塚碑	1	市指定有形文化財	歴史資料	個人	江ヶ崎
生澤金斎翁之碑	1	市指定有形文化財	歴史資料	個人	川島
進藤竹坡顕彰碑（進藤君招魂碑）	1	市指定有形文化財	歴史資料	個人	東
箕田三郎顕彰碑（遺芳）	1	市指定有形文化財	歴史資料	個人	駒崎

## 資料 11. 3 関係機関連絡先一覧表

## ■ 関係機関連絡先一覧表（その 1）

〔令和 5 年 11 月現在〕

	名 称	電話番号	F A X 番号
国・県	総務省消防庁	<u>03-5253-7527</u>	03-5253-7537
		<u>03-5253-7777（宿直）</u>	03-5253-7553
	陸上自衛隊 第 1 師団第 32 普通科連隊	048-663-4241 85-782-951（防災行政無線）	048-663-4241
	埼玉県危機管理防災部危機管理課 （危機管理担当）	048-830-8111 85-200-951（防災行政無線）	048-830-8119
	埼玉県危機管理防災部災害対策課 （災害対策担当）	048-830-8181	048-830-8159
	埼玉県危機管理防災部当直	048-830-8111 85-200-951（防災行政無線）	048-830-8119
	利根地域振興センター	048-555-1110 85-279-951（防災行政無線）	048-554-4442
	春日部農林振興センター	048-737-2134	048-734-1344
	杉戸県土整備事務所	0480-34-2381 85-521-951（防災行政無線）	0480-36-1442
	幸手保健所	0480-42-1101 85-621-951（防災行政無線）	0480-43-5158
	岩槻警察署	048-757-0110	048-757-0110
行政 指定 機地 関方	熊谷地方気象台（防災担当）	048-521-5858	048-521-7933
	国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所（防災対策課）	0480-52-3956	0480-52-9529
	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所（防災対策課）	04-7125-7436	04-7123-1741
	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所（防災情報課）	049-246-6384	049-243-6078
	国土交通省関東地方整備局 大宮国道事務所	048-669-1200	048-669-1221
	関東農政局埼玉県拠点	048-740-5835	048-601-0510
	春日部労働基準監督署	048-735-5471	048-732-3748
指指 定定 地公 方共 公機 共関 機及 関び	日本郵便(株) 蓮田郵便局	048-769-4936	048-769-5645
	東日本電信電話(株) 埼玉事業部	048-626-6623	—
	東京電力パワーグリッド(株) （フリーダイヤルが使用できない場合）	0120-995-007	—
		03-6375-9803	—
	東京ガス <u>ネットワーク</u> (株) 埼玉導管ネットワークセンター	048-832-4452	048-832-5610
	東京ガスパイプライン (株) 埼玉幹線管理事務所	048-832-9774	048-832-4460
埼玉県 L P ガス協会南埼玉支部 蓮田地区長 株式会社どぼし	048-768-1031	048-768-5656	

## ■関係機関連絡先一覧表（その2）

	名 称	電話番号	F A X 番号
指 指 定 地 公 方 共 公 機 共 関 機 及 関 び	NHKさいたま放送局（春日部報道室）	048-763-2877	048-884-9518
	日本通運（株）埼玉支店	048-822-1111	048-822-1234
	福山通運（株）大宮支店	048-766-2000	048-766-3323
	埼玉県トラック協会久喜支部 支部長（関東流通サービス（株））	0480-22-6149	0480-21-8744
	東日本旅客鉄道（株）お問い合わせセンター	050-2016-1600	—
	朝日自動車（株）菖蒲営業所	0480-87-2161	—
	国際興業株式会社さいたま東営業所	048-812-1577	048-878-4366
	丸建つばさ交通株式会社本社営業所	048-797-8885	048-797-7560
	日本赤十字社埼玉県支部	048-789-7117	048-834-1520
・ 関 そ 団 係 の 機 他 関 の	蓮田市医師会（須田小児科内科クリニック）	048-764-5699	—
	蓮田市管工事業協同組合	048-769-2135	048-769-0460
	南彩農業協同組合蓮田支店	048-768-2190	048-768-2100
	蓮田市商工会	048-769-1661	048-769-1662
	（福）蓮田市社会福祉協議会	048-769-7111	048-768-1815

## 資料11. 4 竜巻予報の概要

### 1. 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

国内では年間10～20個程度発生している。

季節に関係なく、台風、寒冷前線、低気圧などともなって発生するが、台風シーズンの9月頃に最も多く確認されている。

### 2. 竜巻の特徴

竜巻は、その発現時間が数分から数十分と短い。規模は直径数十～数百メートルであり、数kmにわたりほぼ直線で移動し、被害地域は帯状になる。風速によっては住家の倒壊や自動車が飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する。

台風、大雨、大雪等の他の気象災害と比較すると、個人単位で見ると、竜巻に遭遇する頻度は低い。

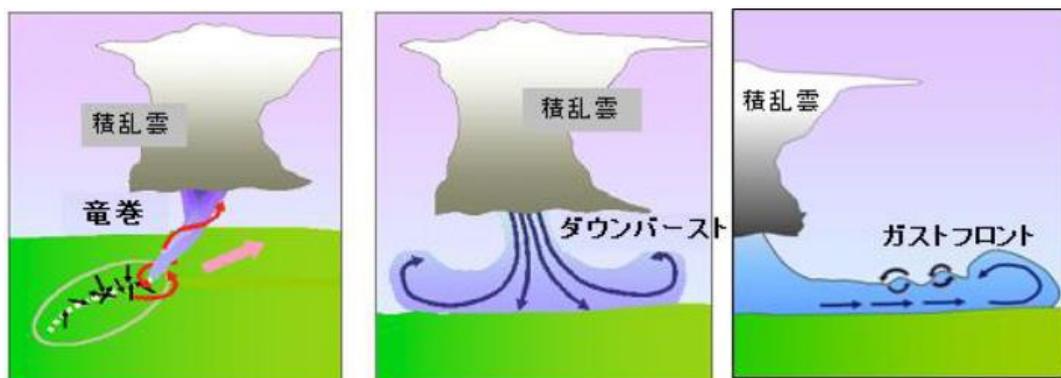
### 3. その他の突風

#### (1) ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

#### (2) ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



(出典：気象庁ホームページ)

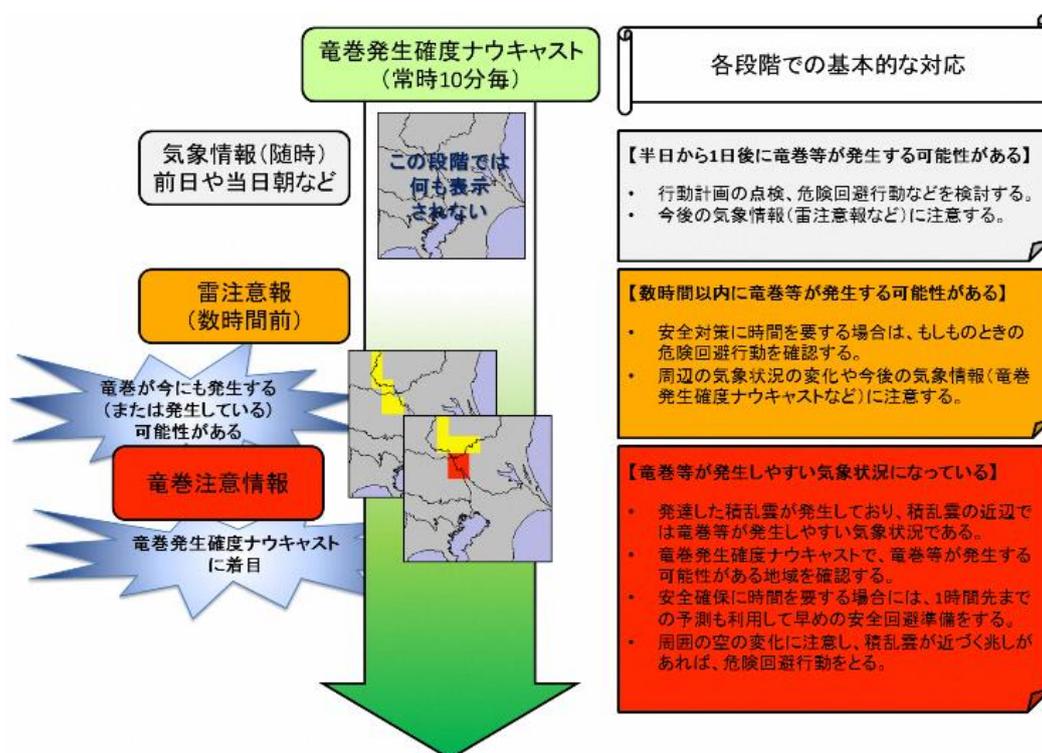
### 4. 竜巻に関する気象情報

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

### (1) 段階的な気象情報の発表

竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表される。半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかける。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、天気予報の対象地域と同じ発表単位で「竜巻注意情報」が発表される。

なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストを常時10分毎に発表しているが、竜巻注意情報は竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域（県など）に発表される。



### (2) 竜巻注意情報の効果的な利用

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られる。竜巻注意情報が発表された場合に簡単にできる対応としては、まず周囲の空の状況に注意を払うことである。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる必要がある。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がけることが必要である。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

## 《参考》

## ◆「竜巻注意情報の概要」

- 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（埼玉県南部など）で発表される（「竜巻注意情報の発表例」参照）。
- 実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

## ■【竜巻注意情報】の発表例

## ※目撃情報を含まない場合

〇〇県竜巻注意情報 第1号  
 令和××年4月20日10時27分 気象庁発表  
 〇〇県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。  
 この情報は、20日11時30分まで有効です。

## ※目撃情報を含む場合

〇〇県竜巻注意情報 第1号  
**【目撃情報あり】〇〇県南部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。**  
 〇〇県南部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。  
 この情報は、20日11時30分まで有効です。

## 《参考》

## ◆「竜巻発生確度ナウキャストの概要」

竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報である。

「竜巻などの激しい突風が今にも発生する（又は発生している）可能性の程度」を推定し、適中率と捕捉率の違いから、次の二つの発生確度で、10km 格子単位で10分毎に60分先までの予測を行う。

発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。  
 予測の適中率は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。

発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。  
 発生確度1以上の地域では、予測の適中率は1～7%程度であり発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

## 資料 11. 5 市内の水位計（情報提供型）一覧表

## ■水位計

河川名	設置箇所	所管
元荒川	椿山（新荒川橋）	埼玉県総合治水事務所
綾瀬川	閩戸（小貝戸堰橋）	埼玉県総合治水事務所

## ■河川監視カメラ【水位観測所】

河川名	設置箇所	所管
元荒川	貝塚（八幡橋）	埼玉県杉戸県土整備事務所

## 資料 11. 6 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

## 『東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画』

## 第 1 節 計画の位置づけ

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード 8 クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。同法に基づき、昭和 54 年 8 月に静岡県を中心とする 6 県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）が強化地域に指定され、平成 14 年 4 月には東京都及び三重県が追加指定され、平成 24 年 4 月 1 日現在、強化地域は 8 都県 157 市町村となっている。

本市の場合は、強化地域の指定を受けなかったことから、法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、首都圏において大規模地震の発生を前提とした警戒宣言が発せられた場合、社会的混乱の発生が懸念される。このため、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震の発生にあっても被害を最小限にとどめることを目的として、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定する。

## 1. 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ▶ 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- ▶ 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- ▶ 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。

## 2. 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

## (1) 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻の想定は、県地域防災計画を参考に、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（おおむね午前 10 時～午後 2 時）とする。

ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

## (2) 予想震度

県地域防災計画では、東海地震が発生した場合の県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度 5 弱～5 強程度とされている。

### 3. 東海地震に関する情報

気象庁は、地殻変動や地震等を 24 時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、次のとおり発表する。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日頃から東海地震への備えをしておくことが大切である。

#### ■ 東海地震に関連する情報

情報名		発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、東海地震に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

注) 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

## 第2節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの措置

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

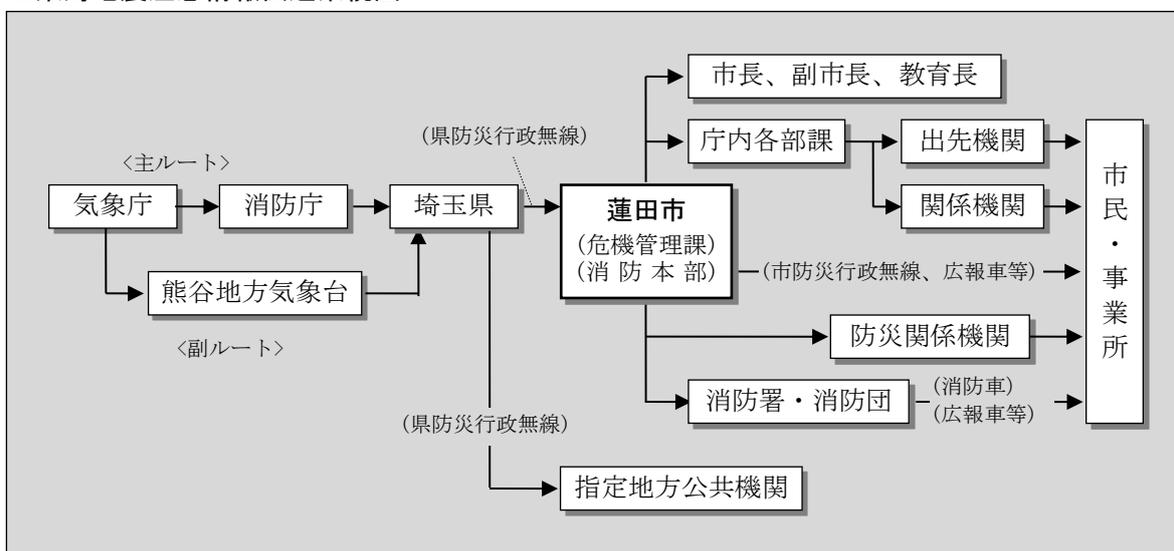
このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

### 1. 東海地震注意情報の伝達

#### (1) 伝達系統及び伝達手段

市は、県から防災行政無線等により東海地震注意情報が伝達されたときは、直ちにその旨を市内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体及び市民に対して、次の伝達系統により伝達する。

#### ■東海地震注意情報伝達系統図



#### (2) 伝達事項

伝達事項は、以下に示すとおりである。

- 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること
- 東海地震注意情報が解除された旨の連絡内容
- その他必要と認める事項  
(電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること)

### 2. 活動体制の準備等

市、県及び防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

### 第3節 警戒宣言発令に伴う措置

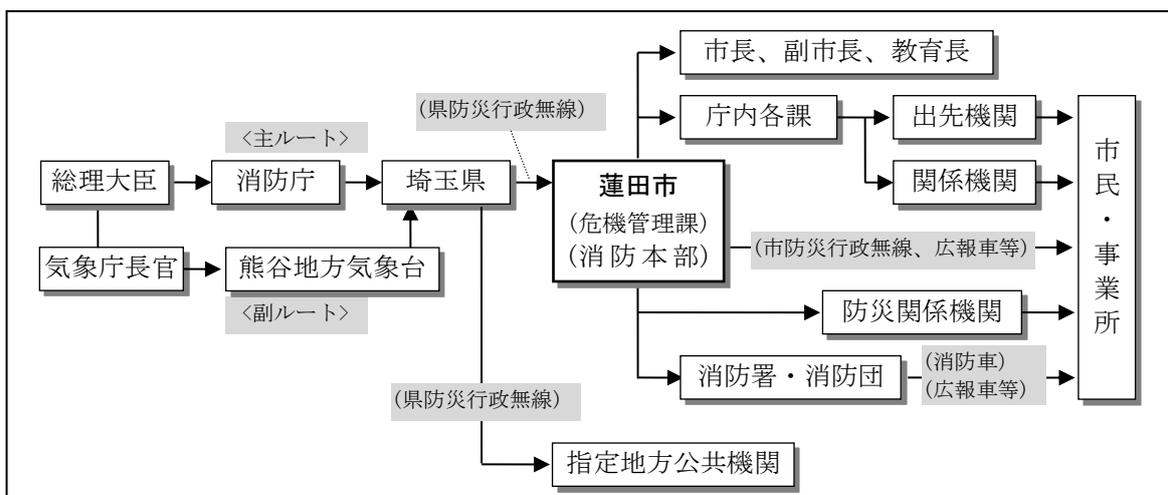
本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

#### 第1 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

##### 1. 伝達系統及び伝達手段

警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、下図のとおりである。

##### ■警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図



注) 知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルートをもとし、熊谷地方気象台を副とする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

##### 2. 伝達事項

本市が、市内及び防災対策上重要な機関、団体等に伝達する事項は以下のとおりである。

- 警戒宣言通知文
- 東海地震予知情報に関する情報文
- 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- その他必要と認める事項  
（電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること）

##### 3. 広 報

「情報発信班」は、防災関係機関と連携し、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止するため、市民、自主防災組織、事業所等への広報活動を積極的に行う。

広報は、防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS、サイレン及び広報車等を用いて行う。

なお、広報案文は、「本部運営班」と「情報発信班」が協議して作成する。

### ■警戒宣言発令に伴う広報

- 警戒宣言等の内容の周知徹底
- それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- 防災措置の呼びかけ
- 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

## 第2 活動体制

### 1. 市の活動体制

#### (1) 組織

警戒宣言が発令された場合、本市は、県の体制に応じて災害対策本部を設置し、速やかに応急対策ができるように準備する。

#### (2) 本部会議の開催

警戒宣言が発令された場合、各課の対応状況を把握し共有化を図るため、本部会議を開催する。

#### (3) 庁舎内の点検及び緊急措置

庁舎内の点検及び緊急措置は、以下のとおり実施する。

### ■点検

項目	内容
火気使用設備の点検	各班は、火気の使用を極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合は、地震が発生した際直ちに消火できるような措置を講じる。
自家発電装置、可搬式発電機の点検	「総務班」は、地震発生の際の停電に備えて自家発電装置の点検整備を行う。
消防用設備等の点検	公共施設の管理者は、消火器、消火用水、火災報知設備及び防火戸の点検確認を行う。
落下、倒壊の危険性のある物品の点検	各班は、屋内にあるロッカー、パソコン、標示板等転倒、落下しやすい物品の固定及び屋外の落下危険性のある看板等の補強措置を講じる。この措置が困難な場合は、警告措置を講じる。
発火性、引火性及び爆発のおそれのある危険物の点検	貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管するか、転倒防止、漏洩防止措置を講じ、緊急遮断装置、安全装置類は作動確認を実施する。

### ■緊急措置

項目	内容
防災資機材等の準備	各班は、地震発生時の防災活動に必要な資機材等の準備を行う。
公用車両の確保	各班は、公用車両を確保しておく。
通信手段の確保	各班は、市防災行政無線（移動系）等の連絡手段を確保しておく。

### 第 3 対応措置

#### 1. 道路交通対策

道路交通の混乱防止と、発災に備えての交通事故防止及び道路交通の確保を図るため、「道路班」及び「自治振興班」は岩槻警察署と連携をとり、主要交差点等において自動車運転者に対する周知を図る。

#### 2. 学校教育対策

東海地震の警戒宣言が発令された場合、各学校は、各学校の防災計画に従い児童及び生徒の安全確保を図る。

「教育総務班」及び「学校教育班」は、各学校及び学校給食室の状況の把握に努め、避難等の支援の要請があった場合は必要な支援を行う。

##### (1) 情報の収集伝達等

警戒宣言が発令されたときは、校長は学校防災本部を立ち上げ、情報を収集し教職員に周知するとともに、的確な指揮にあたる。

教職員は、児童及び生徒に警戒宣言が出されたことを知らせ、適切な指示を行い、不安、動揺を与えないように配慮する。

##### (2) 授業の中止等

全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切り、児童及び生徒を教室等に集合させる。

児童及び生徒は、教職員の指導のもとに震度 5 弱以上の地震が発生した場合、全員を家庭に引き渡すことを原則とする。また、学校は当該警戒宣言が解除されるまでの間、あるいは地震の発生後安全が確保できるまでの間は休業とする。

##### (3) 児童及び生徒の保護

児童及び生徒の保護は、以下に示すとおり実施する。

##### ■児童及び生徒の保護

対 象	内 容
小学校・中学校 (心身に障がいのある児童 及び生徒を含む)	名簿により児童及び生徒の人員、氏名を確認の上、全員を家庭に引き渡すことを原則とする。

##### (4) 校内防災措置

校長は、児童及び生徒の安全を確保するとともに、学校防災計画（「文部科学省防災業務計画」を参照）に基づき、特に次の事項に留意し、学校の安全を図るよう指示する。

##### ■校内防災の措置内容

項 目	内 容
出火防止措置	出火を防止するため、庁務手室、家庭科調理室、給食室等の火気使用場所及び器具を点検する。
消火設備の点検と作動確認	消火用水、消火器等の点検を行う。
非常持ち出し品の確認と準備	重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、いつでも搬出できるよう整理保管する。

### 3. 医療機関、社会福祉施設対策

警戒宣言が発令された場合、入院患者、外来患者及び施設入所者等の安全を確保し、また、必要な防災措置が講じられるよう、「関係各班」及び施設は以下の活動を行う。

#### (1) 医療機関

「健康増進班」は、各医療機関に対し警戒宣言が発令されたことを伝達し、入院患者及び外来患者の安全確保及び施設内の防災措置の実施を呼びかける。

#### (2) 社会福祉施設

##### ① 市災害対策本部の措置

「福祉班」、「要配慮者班」及び「子ども支援班」は、老人ホームなどの社会福祉施設及び保育園に対し、警戒宣言が発令されたことを伝達し、入所者等の安全確保及び施設内の防災措置の実施を呼びかける。

##### ② 社会福祉施設の措置

社会福祉施設の措置内容は、以下のとおりである。

##### ■社会福祉施設の措置内容

項目	内容
情報収集・伝達等	市災害対策本部及びテレビ、ラジオからの情報を収集するとともに、情報伝達にあたっては以下の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないように配慮する。</li> <li>・ 保護者からの照会に対し正確な情報を提供できるよう努める。</li> </ul>
防災対策の実施	あらかじめ作成している計画に基づき、防災対策を講じる。特に次の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常口、非常階段、避難経路、避難場所を確認しておく。</li> <li>・ 非常用の器具や医薬品の準備をしておく。</li> <li>・ 施設、設備の点検を行い、被害の未然防止を図る。</li> </ul>
保育園児の引渡し	警戒宣言の発令中は保護者において保護することを原則とし、保護者への引渡しにあたっては、名簿を確認の上保護者に引き渡す。

### 4. 食料、生活物資対策活動

「商工班」は、地震発生時の食料及び生活物資の調達体制の確認を行うとともに、小売店に対して買い占め、売り惜しみ防止のための呼びかけを行う。

### 5. 上水道対策活動

「水道班」は、地震発生に備え、以下に示す対策を講じる。

##### ■上水道対策の措置内容

項目	内容
臨時点検及び準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 最大貯水量の飲料水を確保するとともに、水処理薬品及び自家発電機燃料等も貯蔵量を調査し、最大量の確保に努める。</li> <li>➤ 応急給水活動のための資機材の点検及び準備を行う。</li> <li>➤ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。</li> <li>➤ 応急復旧体制の準備を行う。</li> </ul>
関係機関等との連絡	「水道班」は、蓮田市管工事業協同組合と連絡をとり、発災後の出動態勢の準備を依頼する。

樣 式 編



## 様式目次

様式 1	防災点検報告書	1
様式 2	救助実施記録日計票	2
様式 3	人夫雇上げ台帳	3
様式 4	県への応援要請文書（災害対策基本法第 68 条に基づく県への応援の要求）	4
様式 5	自衛隊への災害派遣要請依頼文書（県知事あて）	5
様式 6	自衛隊への災害派遣部隊の撤収依頼文書（県知事あて）	6
様式 7	ボランティア受付名簿	7
様式 8	救助日報	8
様式 9	通報処理簿	9
様式 10	発生速報	10
様式 11	経過速報	11
様式 12	被害状況調	12
様式 13	救助の種目別物資受払状況	14
様式 14	被災者救出状況記録簿	15
様式 15	救護班活動状況	16
様式 16	病院診療所医療実施状況	17
様式 17	助産台帳	18
様式 18	緊急通行車両等事前届出書	19
様式 19	緊急通行車両等確認申請書	20
様式 20	輸送記録簿	21
様式 21	避難者名簿	22
様式 22	飲料水の供給簿	23
様式 23	炊き出し給与状況	24
様式 24	物資の給与状況	25
様式 25	遺体の捜索状況記録簿	26
様式 26	遺体処理台帳	27
様式 27	埋葬台帳	28
様式 28	避難所日誌	29
様式 29	避難所設置及び収容状況	30
様式 30	住宅応急修理記録簿	31
様式 31	応急仮設住宅台帳	32
様式 32	障害物除去の状況	33
様式 33	学用品の給与状況	34
様式 34	義援金品領収書	35
様式 35	義援金品受付簿	36
様式 36	水防実施状況報告書	37
様式 37	罹災台帳	38
様式 38	罹災証明書交付申請書	39
様式 39	罹災証明書	40
様式 40	緊急消防援助隊応援要請連絡（別記様式 1 - 2）	41
様式 41	市町村行政機能チェックリスト	42



## 様式 1 防災点検報告書

## 防 災 点 検 報 告 書

施設名称		点検年月日	年	月	日
点検者所属・氏名					

区分	点検項目	適	否	処理の状況
建築物関係	・建物に亀裂、老朽化等の異常はないか			
	・出入口、廊下、階段などに転倒、落下のおそれがある物を置いていないか			
	・ロッカー、キャビネット、自動販売機などに転倒のおそれはないか			
	・窓ガラスにひび割れ等異常はないか			
	・屋外の看板、室外機等に落下のおそれはないか			
	・			
防火施設関係	・避難階段等の出入口に障害物はないか			
	・廊下等に可燃物は放置されていないか			
	・防火戸、防火シャッター等は正常に機能しているか			
	・			
	・			
火気使用設備器具関係	・火気使用設備器具などは転倒、落下のおそれはないか			
	・プロパンガスボンベなどの燃料容器の転倒防止措置はなされているか			
	・火気使用設備器具の周囲に燃えやすい物を置いていないか			
	・			
	・			
消防用設備関係	・消火器等が指定された場所にあるか			
	・消火器等の付近に障害物はないか			
	・避難器具は破損しているものはないか			
	・自動火災報知設備、非常通報装置等は正常に機能するか			
	・			
	・			
その他	※ その他点検で判明した異常点			

注) 各点検項目の空欄部分は、施設の実情に応じて必要な点検項目を設定し記入する。

## 様式 2 救助実施記録日計票

救 助 実 施 記 録 日 計 票	
救助の種類	
蓮 田 市	
責 任 者 地区責任者	
No.	月 日 時 分
員 数 ( 世 帯 )	
品 目 ( 数 量 金 額 )	
受 入 先	
払 出 先	
場 所	
方 法	
記 事	

## &lt;記入要領&gt;

- ① 各救助の種類ごとに作成すること。
- ② 記録票欄外のナンバー欄には記録票作成ごとに一連番号を附するものとし、前回分を訂正する必要が生じた場合、例えばNo.10の次にNo.5の分を訂正する場合にはNo.11 (No.5訂正)のように記載のうえ前回分No.5の記録票には朱で×印を附し (No.11に訂正済) とし、廃棄することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。なお、救助の実施種類が多い場合には救助の種類ごとに一連番号を附しナンバー順に綴ってよい。
- ③ 記録票欄外の救助の種類欄に、該当する救助名を記入し、欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入する。
- ④ 機械器具等は無償で借上げた場合についても記録票を作成する。
- ⑤ 災害救助基金より放出した場合についても同様とする。
- ⑥ 被服寝具その他生活必需品の給与等で、都道府県調達分と市町村調達分の双方があるときはそれぞれ別個に記録票を作成する。

## 様式3 人夫雇上げ台帳

## 人夫雇上げ台帳

蓮田市

(救助種別)			月 分							基本賃金		割増賃金		給与額
住所	氏名	日額	日	日	日	日	日	日	日数	金額	時間	金額		
計	人	円	人	人	人	人	人	人						

注) 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間時間外に就労したものは「1.5」と表示すること。

様式 4 県への応援要請文書（災害対策基本法第 68 条に基づく県への応援の要求）

年 月 日

埼玉県知事

殿

蓮田市長

災害対策基本法第 68 条に基づく応援の要求について

標記について、下記のとおり応援を要求します。

記

- 1 災害の状況
- 2 応援（応援措置の実施）を要請する理由
- 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援（応援措置の実施）を必要とする場所
- 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- 6 その他必要な事項





## 様式7 ボランティア受付名簿

## ボランティア受付名簿

NO.

受付月日	住 所	(フリガナ) 氏 名	年 齢	職 業	電話番号	身内の住所・氏名と 電 話 番 号 本人との続柄	本 人 希 望 の ボランティア活動	活動期間 (日程)	備 考

注) 備考の欄に作業内容等記入

様式 8 救助日報

# 救 助 日 報

学用品支給	県より受入又は前日よりの繰越量		点	遺体の処理	死亡原因別人員			
	本日支給	小学生	全壊世帯		(人) 点	遺体処理	遺体洗浄	体
			半壊(床上浸水)世帯		(人) 点		遺体縫合	体
	中学生	全壊世帯	(人) 点		遺体消毒		体	
		半壊(床上浸水)世帯	(人) 点		遺体保存	既存建物利用	体	
	翌日への繰越量					点	仮設建物	体
埋葬	前日までの埋葬		点	障害物除去	遺体処理機関			
	本日埋葬	大人	体		今後遺体処理を要する遺体	体		
		小人	体		遺体処理終了予定月日	月 日		
		計	体		障害物除去を要する戸数	戸		
	翌日以降の要埋葬数		体		本日除去した戸数	(計戸) 戸		
	埋葬終了予定月日		月 日		障害物除去の終了予定月日	月 日		
遺体の搜索	搜索地区			輸送	公用車使用		台	
	遺体	搜索を要する遺体			体	借上車使用		台
		本日発見遺体			体	救助の種類		
		今後の要搜索遺体			体			
	搜索の方法				人夫	人夫雇上数		人
	搜索終了予定月日		月 日			従事作業		
住仮宅設	着工月日		月 日	備考				
	竣工月日		月 日					
修住理宅	着工月日		月 日					
	竣工月日		月 日					

様式 9 通報処理簿

## 通 報 処 理 簿

			No.
通報者・連絡先住所		電話	①加入電話番号 ②公衆電話番号 ③携帯電話番号
通 報 日 時			
通 報 受 信 者			
通 報 内 容		処 理 (回 付 先 等)	

注) 通報の現場地点を示す地図を添付すること。

様式 10 発生速報

## 発 生 速 報

蓮田市

	日	時	分	受信	発信者		受信者	
1 被害発生								
2 被害場所								
3 被害程度								
4 災害に対する措置								
5 その他必要事項								

様式 1 1 経過速報

# 経過速報

蓮田市

災害の種別				発信者			受信者				
被害日時		自	月	日	至		月	日			
報告区分											
区 分		被 害		区 分		被 害					
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没	ha				
	行方不明者	人				冠水	ha				
	負傷者	重傷	人		畑	流失・埋没	ha				
		軽傷	人			冠水	ha				
				道路被害		決壊	箇所				
						冠水	箇所				
住家被害	全壊(焼)(流失)	棟			その他の被害	文教施設		箇所			
		世帯				病院		箇所			
		人				橋りょう		箇所			
	半壊(焼)	棟				河川		箇所			
		世帯				砂防		箇所			
		人				清掃施設		箇所			
	一部破損	棟				鉄道不通		箇所			
		世帯				被害船舶		隻			
		人				水道		戸			
	床上浸水	棟				電話		回線			
		世帯				電気		戸			
		人				ガス		戸			
床下浸水	棟			ブロック塀等		箇所					
	世帯										
	人										
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟			罹災世帯数		世帯			
		半壊(焼)	棟			罹災者数		人			
	その他	全壊(焼)	棟			火災発生	建物		件		
		半壊(焼)	棟				危険物		件		
						その他		件			

災害に対してとられた措置

- (1) 災害対策本部設置の状況
- (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況
- (3) 応援要請又は職員派遣の状況
- (4) 災害救助法適用の状況
- (5) 避難命令・勧告の状況

市町村数	地区数
人 員	人

(6) 消防機関の活動状況

- ア 出動人員 消防職員 名
- 消防団員 名
- イ 主な活動内容 (使用した機材を含む)

様式 1 2 被害状況調

# 被 害 状 況 調

蓮田市

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区 分		被 害		区 分		被 害	
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没	ha
	行方不明者	人				冠水	ha
	負傷者	重傷	人		畑	流失・埋没	ha
		軽傷	人			冠水	ha
住家被害	全壊	棟		道路被害	決壊	箇所	
		世帯			冠水	箇所	
		人		その他の被害	文教施設	箇所	
	半壊	棟			病院	箇所	
		世帯			橋りょう	箇所	
		人			河川	箇所	
	一部破損	棟			砂防	箇所	
		世帯			清掃施設	箇所	
		人			鉄道不通	箇所	
	床上浸水	棟			被害船舶	隻	
		世帯			水道	戸	
		人			電話	回線	
		床下浸水	棟		電気	戸	
	世帯			ガス	戸		
	人			ブロック塀等	箇所		
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	罹災世帯数		世帯
半壊(焼)			棟	罹災者数		人	
その他		全壊(焼)	棟	火災発生	建物	件	
		半壊(焼)	棟		危険物	件	
			その他		件		



## 様式 13 救助の種目別物資受払状況

## 救 助 の 種 目 別 物 資 受 払 状 況

蓮田市

救助の種目別	年月日	品名	単位呼称	摘要	受	払	残	備考

- 注) 1 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。  
 2 「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入すること。  
 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。  
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。  
 なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

## 様式 1 4 被災者救出状況記録簿

## 被災者救出状況記録簿

蓮田市

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支 出額	備考
		名称	借上費		修繕費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修繕 月日	修繕費			
月 日	人			円	月日	円		円	円	
計										

注) 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

様式 15 救護班活動状況

# 救 護 班 活 動 状 況

救護班

班長：医師 氏名

月 日	市(区) 町村名	患者数	措置の概要	死 体 検案数	修繕費	備 考
		人		人	円	
計						

注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

## 様式 16 病院診療所医療実施状況

## 病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

蓮田市

診 療 機 関 名	患 者 氏 名	診 療 期 間 月 日	病 名	診 療 区 分		診 療 報 酬 点 数		金 額 円	備 考
				入 院	通 院	入 院 点	通 院 点		
計 機 関	人								

注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。



様式 18 緊急通行車両等事前届出書

<p>災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 年 月 日</p> <p>(あて先) 埼玉県知事</p> <p>申請者 機関等の所在地(住所) 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1</p> <p>機関等の名称 蓮田市 氏名 蓮田市長</p> <p>電話 ( ) 【担当係 担当者】</p>	<p>第 号</p> <p>緊急通行車両等事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>埼玉県知事 印</p>	
<p>番号標に表示されている番号</p>		<p>(注) 1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。なお、災害対策本部・支部での手続きが困難な場合は、最寄りの警察署や交通検問所で手続き可能です。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき</p>
<p>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</p>	<p>災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策</p>	
<p>使用者</p>	<p>住所</p>	
	<p>氏名</p>	
<p>出発地</p>		
<p>(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部(災害対策課)に提出してください。</p>		

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

## 様式 19 緊急通行車両等確認申請書

緊急通行車両等確認申請書		年 月 日
(あて先) 埼玉県知事		
住 所 申請者 氏 名		
下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。		
記		
番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	(            )            局            番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

様式 20 輸送記録簿

## 輸 送 記 録 簿

蓮田市

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借 上 等			修 繕				燃料 費	実支 出額	備考	
			使用車輛等		金額	故障車輛等		修繕 月日	修繕費				故障 の概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円					円	円		
計													

- 注) 1 「目的」欄は主なる目的(又は救助の種類名)を記入すること。  
 2 都道府県又は市町村の車輛等による場合は「備考」欄に車輛番号を記入すること。  
 3 借上車輛等による場合は有償、無償を問わず記入すること。  
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車輛等の借上費を記入すること。  
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式 2 1 避難者名簿

## 避難者名簿

避難所名：

No	カード番号	氏名 (代表者のみ)	住所	避難者数	要配慮者数	受入場所 (避難所・車中)	安否確認への 公表の可否	駐車の有無	ペットの同行	備考(特筆すべき内容)				退所日
										ミルク	お粥		要支援情報の詳細や 資格・協力できること等	

注1) 避難者名簿を作成することで、避難者の数や、入退所の管理、安否確認への対応などできます。  
 注2) 配慮が必要な物資なども、名簿に記載しておくことで、入退所による必要数の増減を確認できます。

様式 2 2 飲料水の供給簿

## 飲 料 水 の 供 給 簿

蓮田市

供給 月日	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具							燃料 費	実支 出額	備 考
		名称	借 上			修 繕					
			数量	所有 者	金額	修繕 月日	修繕 費	修繕 の概 要			
	人				円	月日	円		円	円	
計											

注) 1 給水用機械器具は借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。

2 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

様式 23 炊き出し給与状況

# 炊 き 出 し 給 与 状 況

蓮田市

炊き出し場の 名称	月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計												

注)「備考」欄は、給食内容を記入すること。

## 様式 2 4 物資の給与状況

## 物資の給与状況

蓮田市

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となっ た世帯構成 人員	給与 月日	物資給与の品名				実支 出額	備 考
				布団	毛布				
		人	月 日					円	
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名

- 注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。  
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。  
 3 「物資給与の品名」欄に、数量を記入すること。



様式 26 遺体処理台帳

# 遺 体 処 理 台 帳

蓮田市

処 理 年月日	遺体発見の 日時及び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			遺体の 一時保存	検案料	実支出額	備 考
			氏名	死亡者との 関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式 27 埋葬台帳

# 埋 葬 台 帳

蓮田市

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死 亡 者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備 考
		氏名	年令	死亡者との関係	氏名	棺(附属品を含む)	埋葬又は火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計			人							

- 注) 1 埋葬を行った者が市(区)町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
 2 市(区)町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式 28 避難所日誌

# 避難所日誌

蓮田市

日付	事項	措置の概要	担当者	備考



## 様式30 住宅応急修理記録簿

## 住宅応急修理記録簿

蓮田市

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘 要
		月 日	円	
計 世帯				

## 様式 3 1 応急仮設住宅台帳

## 応 急 仮 設 住 宅 台 帳

蓮田市

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備考
		人					月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入する。

5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。

6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

様式 3 2 障害物除去の状況

障害物除去の状況

蓮田市

住家被害程度 区分	氏 名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべき状態 の概要	備 考
		月 日～ 月 日	円		
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

様式 3 3 学用品の給与状況

学用品の給与状況

蓮田市

学校名	学年	児童(生徒) 氏名	親権者氏名	給与 月日	給与品の内訳									実支出額	備考	
					教科書					その他学用品						
					国語	算数				鉛筆	ノ ト					
				月日											円	
計	小学校	人													円	
	中学校	人													円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし  
年 月 日

給与責任者 (学校長)  
氏 名

注) 1 「給与月日」欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。  
2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

## 様式 3 4 義援金品領収書

## 義 援 金 品 領 収 書

No.

金 額 ￥

品 名	数 量	

以上のとおり受領いたしました。  
ご厚意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

蓮 田 市 災 害 対 策 本 部 長

蓮 田 市 長



様式 3 6 水防実施状況報告書

# 水 防 実 施 状 況 報 告 書

(作成責任者)

管理団体名		指定非指定の別			
水防実施時の台風名又は豪雨名		報 告 年 月 日			
水 防 実 施 箇 所		所 要 経 費	人 件 費	手 当	
				そ の 他	
	計				
日 時			物 件 費	資 材 費	
				器 材 費	
燃 料 費					
雑 費					
	計				
出 動 人 員 数	水防団員 消防団員 その他 計 人 人 人 人		合 計		
水 防 作 業 概 況 及 び 工 法		使 用 資 材	空 俵		
			葦		
効 果	堤防 田 畑 家屋 鉄道 道路 人口 m ha ha 戸 m m 人		丸 太		
			鉄 線		
		そ の 他			
被 害	m ha ha 戸 m m 人	水防功労者の氏名 年令所属及び その功績概要			
他の団体 よりの応援 の状況 水防関係 者の死傷 及び措置		備 考			

## 様式37 罹災台帳

## 罹 災 台 帳

罹災証明 発行年月日	氏名又は事業者名		罹 災 場 所			
	生年月日・性別		被 害 の 状 況 等			
第 . . 号		男	蓮田市			
		女	原 因	1. 風水害 2. 地震 3. その他 ( )		
	(元号) . .	住 家	1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊 6. 準半壊に至らない			
	調査年月日 . .	非住家	1. 事業所 2. 倉庫 3. 工場 4. 車庫 5. その他 ( )			
	調査担当者		1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊 6. 準半壊に至らない			
第 . . 号		男	蓮田市			
		女	原 因	1. 風水害 2. 地震 3. その他 ( )		
	(元号) . .	住 家	1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊 6. 準半壊に至らない			
	調査年月日 . .	非住家	1. 事業所 2. 倉庫 3. 工場 4. 車庫 5. その他 ( )			
	調査担当者		1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊 6. 準半壊に至らない			
第 . . 号		男	蓮田市			
		女	原 因	1. 風水害 2. 地震 3. その他 ( )		
	(元号) . .	住 家	1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊 6. 準半壊に至らない			
	調査年月日 . .	非住家	1. 事業所 2. 倉庫 3. 工場 4. 車庫 5. その他 ( )			
	調査担当者		1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊 6. 準半壊に至らない			
第 . . 号		男	蓮田市			
		女	原 因	1. 風水害 2. 地震 3. その他 ( )		
	(元号) . .	住 家	1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊 6. 準半壊に至らない			
	調査年月日 . .	非住家	1. 事業所 2. 倉庫 3. 工場 4. 車庫 5. その他 ( )			
	調査担当者		1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 中規模半壊 4. 半壊 5. 準半壊 6. 準半壊に至らない			

## 様式 38 罹災証明書交付申請書

## 罹災証明書交付申請書

年 月 日

蓮田市長 宛て

申請者 住所： \_\_\_\_\_  
 氏名： \_\_\_\_\_  
 電話： \_\_\_\_\_  
 罹災者との関係： 本人 同居家族 代理人※

※代理人が申請する場合は、下記委任状に記入してください。

次のとおり罹災証明書の交付を申請します。

世帯主 住所・氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ		
	住所：		
	氏名：		
罹災年月日	年	月	日
罹災原因	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 台風（ 号） <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨・洪水 <input type="checkbox"/> その他[ ]		
罹災場所	蓮田市		
罹災物件種別	<input type="checkbox"/> 住家（ <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> 借家）		
	<input type="checkbox"/> 非住家（ <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> 店舗・事務所 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他[ ]）		
	<input type="checkbox"/> その他 [ ]		
被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない		
罹災物件と 申請者との関係	<input type="checkbox"/> 居住者 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> その他 [ ]		
使用目的	<input type="checkbox"/> 保険請求 <input type="checkbox"/> 税控除 <input type="checkbox"/> その他 [ ]	申請枚数	枚
添付書類	<input type="checkbox"/> 罹災状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> その他[ ]		
備考			

## 委任状

蓮田市長 宛て

年 月 日

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

上記代理人に、罹災証明書の請求・受領について委任します。

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

※本人の自署による署名又は記名押印をしてください。

電話番号 \_\_\_\_\_

様式 39 罹災証明書

整理番号	
------	--

## 罹 災 証 明 書

世帯主住所			
フリガナ			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 <sup>※</sup> の所在地	蓮田市
住家 <sup>※</sup> の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

備 考	
-----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

蓮田市長

様式 40 緊急消防援助隊応援要請連絡（別記様式 1-2）

別記様式 1-2

（第4条、第23条関係）

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請	増隊要請	（第 報）
年 月 日	時 分	

（消防庁長官又は埼玉県知事） 殿

蓮田市長

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
応 援 等 要 請 日 時	年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊（部隊）に●を付ける。必要（部）隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊
	指揮支援隊
	航空指揮支援隊
航空部隊	航空小隊
	航空後方支援小隊
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

様式 4 1 市町村行政機能チェックリスト

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>埼玉県災害対策課 (FAX 048-830-8159 TEL 048-830-8181)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX 03-5253-5592 TEL 03-5253-5516) へ送付

市町村行政機能即報  
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	埼玉県
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元 )

1. トップマネジメントが機能しているか

はい  いいえ

①市町村長の安否は確認できたか

はい  いいえ

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 \_\_\_\_\_)

②災害対策本部会議を定期的開催しているか

はい  いいえ

③災害応急対策業務等 (例: 避難所運営、物資供給) (以下「業務等」という) の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

はい  いいえ

④広報・報道対応を円滑に行えているか (プレスリリースの定例化等)

はい  いいえ

⑤特記事項

2. 業務実施体制 (人的体制) は整っているか

はい  いいえ

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

はい  いいえ

(職員の参集状況約 \_\_\_\_\_ % (業務等実施予定職員約 \_\_\_\_\_ 名中約 \_\_\_\_\_ 名参集))

②職員 (一般行政) の応援派遣要請は行ったか

はい  いいえ

③特記事項

3. 業務実施環境 (物的環境) は整っているか

はい  いいえ

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか

はい  いいえ

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

はい  いいえ

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか (停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

はい  いいえ

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く (原則として発災後 12 時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

市町村行政機能の確保状況の把握フロー

